資　料　編

都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査
【調査票Ａ：都道府県調査票】

事務局使用欄

都道府県		所属部署		役職	
氏名		電話番号		メールアドレス	

※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1．貴自治体について（令和4年度11月1日現在）

(1)（自立支援）協議会の設置状況

○ 1．設置あり　○ 2．設置なし → ※設置していない理由（具体的に）

→「2．設置なし」の場合は、「4」へ

「1．設置あり」の場合のみ

(2)障害福祉部局における（自立支援）協議会担当の人員体制について

（自立支援）協議会担当者　　人　→ うち、（自立支援）協議会業務の専任　　人

→ うち、他の業務との兼務　　人

(3)（自立支援）協議会担当者の他の業務

（あてはまるものすべて☑）

（自立支援）協議会担当者が他の業務と兼務している場合、担当している業務を選択してください。

☐ 1．一般相談支援事業所の指定業務

☐ 2．研修事業 → ☐ 1．相談支援従事者養成研修　☐ 2．サービス管理責任者等研修

☐ 3．その他　☐ 3．その他　（　　）

（　　）

2．都道府県（自立支援）協議会について

(1)（自立支援）協議会の予算額と財源

（あてはまるものすべて☑）

①令和4年度　（自立支援）協議会の予算額　　円

②財源として充当しているものを選択してください。

☐ 1．都道府県の自主財源・交付税

☐ 2．地域生活支援事業補助金（都道府県相談支援体制整備事業）を活用

☐ 3．地域生活支援事業補助金（障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業）を活用

☐ 4．その他　（　　）

(2)（自立支援）協議会の事務局の運営方法

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1．都道府県が直営（本庁）

☐ 2．都道府県が直営　出先機関（　　）

☐ 3．委託事業者と共同で運営（一部を委託）委託先（　　）

☐ 4．委託事業者が運営（全部を委託）　委託先（　　）

☐ 5．その他　具体的に（　　）

(3)（自立支援）協議会の事務局を構成するメンバー

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1．都道府県　※関与している部課、出先機関等（　　）

☐ 2．都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）

☐ 3．都道府県相談支援体制整備事業（受託事業者）

☐ 4．管内の基幹相談支援センターの関係者

☐ 5．管内の相談支援事業所の関係者

☐ 6．管内市町村の担当者

☐ 7．障害福祉サービス提供事業者

☐ 8．その他

(4)（自立支援）協議会の事務局会議（運営会議）に向けた事前準備について

（あてはまるもの1つ）

（自立支援）協議会の事務局会議（運営会議）を開催するにあたり、事前準備はどのように行っていますか

○ 1．都道府県が準備している

○ 2．都道府県と事務局の他の構成メンバーが協議のうえ準備している

○ 3．都道府県以外の事務局の構成メンバーが準備している

○ 4．その他　（　　）

(5)施策推進協議会（障害者基本法第36条）との関係について

（あてはまるもの1つ）

都道府県が設置する施策推進協議会（障害者基本法）と（自立支援）協議会（全体会等）との関係についてお答えください。

○ 1．構成員は同一で、同日に開催し、一体的に運営されている

○ 2．構成員は同一だが、別の日程で開催されている

○ 3．構成員が異なり、別々に運営されている。

○ 4．その他　（　　）

(6)（自立支援）協議会の組織について

①貴自治体の（自立支援）協議会で設置している組織（会議体）を選択してください。

②①でチェックがついた組織（会議体）については、
ア．設置年度、 イ．開催回数（令和3年度）、 ウ．構成メンバーの人数、を記入してください。
エ．オンライン開催の有無は、これまでに開催したことがある場合にチェックしてください。

	（自立支援）協議会の組織	①設置しているものに☑		②各組織（会議体）について ア．設置年度	イ．開催回数（令和3年度）	ウ．構成メンバーの人数（令和4年度）	エ．オンライン開催の有無（有に☑）
1	各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	☐	→	年度	回	人	☐
2	地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	☐	→	年度	回	人	☐
3	活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	☐	→	年度	回	人	☐
4	協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議（専門部会等）	☐	→	専門部会については（11）で回答			
5	その他	☐	→	年度	回	人	☐

(7)(自立支援)協議会の構成メンバー

令和4年度の(自立支援)協議会の各組織の構成メンバーについて教えてください。(それぞれ該当するものは■を選択)

※該当する組織を設置している場合のみ回答してください。各組織の定義は(6)を参照してください。

※専門部会については、「相談支援関係」「人材養成関係」「子ども関係」の部会を設置している場合、その構成メンバーをそれぞれ回答してください。

※ひとりのメンバーが複数の立場を代表している場合は該当するもの全て選択してください。

	1	2	3	4		
				専門部会のうち、		
	事務局会議(運営会議)等	全体会等	定例会等	相談支援関係	人材養成関係	子ども関係
1. 都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー)	□	□	□	□	□	□
2. 都道府県相談支援体制整備事業(受託事業者)	□	□	□	□	□	□
3. 管内の基幹相談支援センターを代表する者	□	□	□	□	□	□
4. 管内の相談支援事業所を代表する者	□	□	□	□	□	□
5. 管内の障害福祉サービス事業者を代表する者	□	□	□	□	□	□
6. 管内の(自立支援)協議会の代表者→(自治体名:)	□	□	□	□	□	□
7. 相談支援従事者養成研修事業関係者(事務局担当者)	□	□	□	□	□	□
8. 相談支援従事者養成研修事業関係者(講師等)	□	□	□	□	□	□
9. サービス管理責任者等養成研修事業関係者 (事務局担当者)	□	□	□	□	□	□
10. サービス管理責任者等養成研修事業関係者 (講師等)	□	□	□	□	□	□
11. 障害当事者団体を代表する者・障害当事者(障害者相談員を除く)	□	□	□	□	□	□
12. 障害者相談員(身体・知的)を代表する者	□	□	□	□	□	□
13. 民生委員・児童委員(主任児童委員)を代表する者	□	□	□	□	□	□
14. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)	□	□	□	□	□	□
15. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会以外)	□	□	□	□	□	□
16. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)を代表する者 ( )	□	□	□	□	□	□
17. 発達障害者支援センター	□	□	□	□	□	□
18. 医療的ケア児等支援センター	□	□	□	□	□	□
19. 高次脳機能障害者支援センター	□	□	□	□	□	□
20. 難病相談支援センター	□	□	□	□	□	□
21. 地域生活定着支援センター	□	□	□	□	□	□
22. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	□	□	□	□	□	□
23. 都道府県福祉事務所	□	□	□	□	□	□
24. 精神保健福祉センター	□	□	□	□	□	□
25. 保健所	□	□	□	□	□	□
26. 管内市町村の保健センターを代表する者	□	□	□	□	□	□
27. 医療機関 (専門機関として出席している領域:)	□	□	□	□	□	□
28. 医師会・歯科医師会	□	□	□	□	□	□
29. 障害者就業・生活支援センター	□	□	□	□	□	□
30. ハローワーク	□	□	□	□	□	□
31. 民間企業 ( )	□	□	□	□	□	□
32. 児童相談所	□	□	□	□	□	□
33. 管内の保育所を代表する者	□	□	□	□	□	□
34. 管内教育関係機関(特別支援学校など)を代表する者 ( )	□	□	□	□	□	□
35. 高齢者介護(福祉)分野を代表する者	□	□	□	□	□	□
36. 大学等(学識経験者など)	□	□	□	□	□	□
37. 市町村(上記機関等以外の行政職員)	□	□	□	□	□	□
38. 都道府県(上記機関等以外の行政職員(障害部局))	□	□	□	□	□	□
39. 都道府県(上記機関等以外の行政職員(障害部局以外))	□	□	□	□	□	□
40. その他 ( )	□	□	□	□	□	□
41. その他 ( )	□	□	□	□	□	□
42. その他 ( )	□	□	□	□	□	□
43. その他 ( )	□	□	□	□	□	□
44. その他 ( )	□	□	□	□	□	□

※上記に分類できない団体等はその他に記載してください。

(8)(自立支援)協議会のメンバーの選定基準

(あてはまるものすべて☑)

- □ 1. 分野ごとのバランスを考慮して選定
- □ 2. 障害種別が偏らないように選定
- □ 3. 地域が偏らないように選定
- □ 4. 地域で積極的に活動している方(団体)等を選定
- □ 5. 障害当事者を選定
- □ 6. 学識経験者を選定
- □ 7. 協議会の活動に理解・関心がある方(団体)等を選定
- □ 8. その他 ( )
- □ 9. 特に決まっていない

(9)(自立支援)協議会に障害当事者が参画する上での工夫

(あてはまるものすべて☑)

- □ 1. 委員の公募方法
- □ 2. 開催の案内方法
- □ 3. 開催会場の選定や設営
- □ 4. 会議資料の作成
- □ 5. 資料の説明
- □ 6. 意見の聴取
- □ 7. 意思疎通者の配置
- □ 8. その他
- □ 9. 特になし

工夫していることを具体的に記載してください。

(10)(自立支援)協議会の役職

貴自治体の(自立支援)協議会では会長(座長)を置いていますか。

○ 1. 置いている　○ 2. 置いていない

↓

1)どなたですか(所属・役職等を具体的に。氏名は不要。)

2)任期 ＿＿年

3)再任可否 ○ 1. 可 ○ 2. 不可

4)選考方法や基準(具体的に)

※(11)と(12)は専門部会を設置している場合のみ回答

(11)専門部会の実施状況

①貴自治体の(自立支援)協議会で設置している専門部会の数を記入してください。

②各専門部会ごとに、専門部会の分野、開催回数、構成メンバーの人数を記入してください。

①専門部会の数 ［　　］部会

	専門部会の会議名	②専門部会の分野(該当するものに☑) 1 権利擁護関係	2 地域移行関係	3 退院促進関係	4 就労関係	5 子ども関係	6 相談支援関係	7 人材養成関係	8 地域生活・生活支援関係	9 精神関係	10 その他	具体的に	② 開催回数(令和3年度)	② 構成メンバーの人数(令和4年度)
1		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
2		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
3		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
4		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
5		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
6		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
7		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
8		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
9		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人
10		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐		回	人

(12)専門部会の役職

①上記(11)の各専門部会について、部会長は設置していますか。

②部会長を設置している場合、所属、任期、再任可否、選考方法等について記入してください。

上記(11)の専門部会の番号に対応	① 部会長の設置ありに☑	②部会長を設置している場合 1)所属・役職	2)任期	3)再任可否 1 可	2 否	4)選考方法や基準(具体的に)
1	☐		年	○	○	
2	☐		年	○	○	
3	☐		年	○	○	
4	☐		年	○	○	
5	☐		年	○	○	
6	☐		年	○	○	
7	☐		年	○	○	
8	☐		年	○	○	
9	☐		年	○	○	
10	☐		年	○	○	

3.(自立支援)協議会の活動状況について

(1)(自立支援)協議会の取組と役割

以下の(自立支援)協議会の主な機能について、

①貴自治体の(自立支援)協議会における取組状況と、②(自立支援)協議会の中で担当している部署・部門を回答してください。

		①取組状況 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない	②担当している部署・部門(該当するものに☑) 1 事務局	2 事務局会議(運営会議)等	3 全体会・定例会等	4 専門部会	5 その他	6 決まっていない
1)	都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
2)	都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
3)	都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
4)	相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
5)	管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
6)	都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
7)	障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
8)	都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
9)	専門部会等の設置、運営 等	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
10)	市町村(自立支援)協議会から報告のあった課題等の検討	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
11)	医療的ケア児等の支援体制の構築等に関する協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
12)	障害児入所施設からの移行に関する協議	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
13)	その他 ( )	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐
14)	その他 ( )	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(2)（自立支援）協議会における課題の検討について

貴自治体の（自立支援）協議会では、これまでどのような課題を検討してきましたか。

①これまで検討してきた課題のテーマを記入してください（10例まで）。検討したテーマがない場合は「なし」と記入してください。
また、検討期間を記入してください（検討中の場合は開始時期のみ記入してください）。

②①であげた課題の検討経過について、それぞれあてはまるものを選択してください。

①これまで検討してきた課題のテーマ

※課題テーマの分野を選択し、番号を入力してください。

1. 権利擁護関係　2. 地域移行・退院促進関係　3. 就労関係　4. 子ども関係
5. 相談支援関係　6. 人材養成関係　7. 地域生活・生活支援関係　8. 精神関係
9. 管内市区町村協議会の課題共有・広域連携　10. その他

	分野	具体的に記入	検討期間			②検討経過 1 検討したが解決につながらなかった	2 検討ののち具体的な取組を実施	3 検討ののち取組を実施し、成果があった	4 検討中/これから検討
【1】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【2】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【3】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【4】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【5】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【6】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【7】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【8】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【9】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				
【10】			開始	年	月	○	○	○	○
			終了	年	月				

③上記の課題テーマのうち、「検討したが解決につながらなかったテーマ」「検討ののち具体的な取組を実施したテーマ」「検討ののち取組を実施し、成果があったテーマ」について各1事例ずつ選び、課題の把握方法や検討体制等、具体的に記入してください。

	例1 検討したが解決につながらなかったテーマ	例2 検討ののち具体的な取組を実施したテーマ	例3 検討ののち取組を実施し、成果があったテーマ
	上記①で記載したテーマ欄の番号（【1】～【10】）	上記①で記載したテーマ欄の番号（【1】～【10】）	上記①で記載したテーマ欄の番号（【1】～【10】）
①検討した課題（具体的に）			
↓			
②どのように課題が把握されたか			
③検討体制			
④解決に至らなかった要因			
④具体的な取組			
⑤これまでの成果			

(3)（自立支援）協議会の活動状況

①貴自治体の（自立支援）協議会は活発に活動をしていると思いますか。担当者としての考えを1）～3）の各組織ごとに回答してください。

※該当する組織を設置している場合のみ回答してください。

※3）専門部会が複数ある場合は、全体としての相対的な活動状況を回答してください。

②また、専門部会のうち、「1．活発に活動している」に該当する専門部会がある場合はその部会名を、「4．活発に活動できていない」専門部会がある場合はその部会名を記入してください。

③1）～3）のいずれかが「1」「2」に該当した場合、活発に活動している要因について具体的に記入してください。

④1）～3）のいずれかに「3」「4」が該当した場合、活発に活動できていない要因について具体的に記入してください。

①協議会の活動状況

1）事務局会議（運営会議）等	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない
2）全体会・定例会等	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない
3）専門部会	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない

②「1．活発に活動している」部会名

②「4．活発に活動できていない」部会名

1）～3）のいずれかが「1」「2」に該当した場合

③活発に活動している要因（具体的に）

1）～3）のいずれかが「3」「4」に該当した場合

④活発に活動できていない要因（具体的に）

(4)（自立支援）協議会の活動を進める上での課題と、課題解決のために取り組んでいる工夫

①（自立支援）協議会の活動を進める上で課題だと感じているものに☑

②課題だと感じている（いた）もののうち、課題解決の工夫をしているものに☑、さらに、③具体的な内容を記入

		①課題だと感じている（いた）ものに☑		②課題解決の工夫をしているものに☑		③課題解決のために取り組んでいる工夫（具体的に）
1	参加する機関が限られている	□	→	□	→	
2	発言者が限られている	□	→	□	→	
3	職員の異動等により継続した議論が難しい	□	→	□	→	
4	業務が忙しく集まりにくい	□	→	□	→	
5	議論するための時間が少ない	□	→	□	→	
6	参加者の負担が大きい	□	→	□	→	
7	協議会の役割を理解してもらえない	□	→	□	→	
8	成果がわかりにくい	□	→	□	→	
9	事務局がうまく機能していない	□	→	□	→	
10	何に取り組んでよいか理解できていない	□	→	□	→	
11	情報共有ができていない	□	→	□	→	
12	関係者との連携がうまくいかない	□	→	□	→	
13	市町村や市町村協議会との連携方法がわからない	□	→	□	→	
14	活動のための経費が不足している	□	→	□	→	
15	その他	□	→	□	→	

4. 市町村（自立支援）協議会との関わり

(1)管内市町村の数	カ所 （自治体数を入力）
(2)市町村（自立支援）協議会への参加状況 （あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 都道府県（行政職員）が参加している →参加している自治体数 ＿ 自治体 ☐ 2. 相談支援体制整備事業のアドバイザーが参加している →参加している自治体数 ＿ 自治体 ☐ 3.「1」「2」以外の、都道府県（自立支援）協議会のメンバーが参加している →参加している自治体数 ＿ 自治体 →メンバーの所属・役職等（ ） ☐ 4. 参加していない
(3)市町村（自立支援）協議会の運営状況の把握について （あてはまるもの1つ）	○ 1. すべての市町村（自立支援）協議会について把握している → ＿ 自治体 ○ 2. 一部の市町村（自立支援）協議会について把握している → ＿ 自治体 ○ 3. 報告があった場合のみ把握している ○ 4. 特に把握していない ○ 5. その他 （ ） 把握している場合（「1」「2」「3」に該当する場合）、把握方法を記入（具体的に）

5. アドバイザーによる支援について（都道府県相談支援体制整備事業）

(1)都道府県相談支援体制整備事業の実施状況	○ 1. 実施している 令和4年度 予算額 ＿ 円 ○ 2. 実施していない 過去の実施の有無 ○ 1. 有 ○ 2. 無 有の場合： ＿ 年度 まで実施 実施していない理由・廃止の経緯

→「2. 実施していない」場合、5(8)へ

「1. 実施している」場合のみ

(2)アドバイザーの配置状況	○ 1. 圏域ごと等に配置 ○ 2. 必要に応じて市町村・圏域等へ派遣 ○ 3. 配置と派遣の両方 具体的に記載
(3)アドバイザーの人数（実人数）	人 （令和4年度11月1日現在）
(4)アドバイザーの選定基準 （あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 相談支援体制整備についての実績 ☐ 2. 相談支援事業の従事した経験 ☐ 3. 障害者支援制度等に関する知識 ☐ 4. 主任相談支援専門員の資格 ☐ 5. 研修会等の指導者としての経験 ☐ 6. その他 →具体的に（ ）

(5)アドバイザーの委嘱 （あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 個人に委嘱 ☐ 2. 本人の勤務先に委嘱 ☐ 3. 相談支援専門員の職能団体等に委託 →具体的に（ ） ☐ 4. 他の法人に委託 →具体的に（ ） ☐ 5. その他 →具体的に（ ）

(6)アドバイザーの業務

令和3年度のアドバイザーによる支援の状況

	あてはまるもの1つ選択					
	実施していない	管内のすべての市町村に支援	管内の一部の市町村（圏域）に支援		一部支援した場合、支援した市町村（圏域）数	
1 地域のネットワーク構築に向けた指導・調整	○	○	○	→		市町村
2 地域で対応困難な事例に係る助言等	○	○	○	→		市町村
3 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（権利擁護・就労支援などの専門部会）	○	○	○	→		市町村
4 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援	○	○	○	→		市町村
5 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導	○	○	○	→		市町村
5のうち、スーパービジョン等の実施に関する支援	○	○	○	→		市町村
5のうち、地域で実施する研修への講師としての派遣	○	○	○	→		市町村
6 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等	○	○	○	→		市町村
7 市区町村（自立支援）協議会の運営に関する支援等（圏域を含む）	○	○	○	→		市町村
8 基幹相談支援センターの立ち上げや機能の充実強化の支援等	○	○	○	→		市町村
9 地域生活支援拠点等の整備や機能の充実強化の支援等	○	○	○	→		市町村
10 その他	○	○	○	→		市町村

(7)アドバイザーによる支援を実施する上での課題 （あてはまるものすべて☑）	☐ 1. アドバイザーになる人材が不足している ☐ 2. アドバイザーとしての資質が十分ではない ☐ 3. 市町村から支援の要望がない ☐ 4. 継続的な支援ができていない ☐ 5. すべての市町村への支援ができない ☐ 6. その他 （ ） ☐ 7. 特に課題はない
(8)アドバイザー事業以外で実施している市町村支援 （あてはまるものすべて☑）	アドバイザー事業以外で実施している市町村支援（相談支援及び協議会について） ☐ 1. 管内市町村の実態把握のための取組の実施 →（ ☐ 調査 ☐ 訪問 ☐ その他 ） ☐ 2. 管内市町村の担当者への事業等に関する説明や研修の実施 ☐ 3. 管内市町村の担当者の連絡会議の実施 ☐ 4. その他 （ ）

6. 障害児等療育支援事業について

(1)障害児等療育支援事業の実施状況	○ 1. 実施している 令和4年度　予算額 ［　　］円 ○ 2. 実施していない 過去の実施の有無：○ 1. 有　○ 2. 無 有の場合：［　年度］まで実施 実施していない理由・廃止の経緯

「1. 実施している」場合のみ

(2)障害児等療育支援事業の実施機関数	障害児等療育支援事業の実施機関数を記入してください。 1. 直営　ヵ所 2. 委託　ヵ所 3. 直営＋委託　ヵ所　計　0　ヵ所
【委託の場合】	
委託先の法人を選択してください。 （あてはまるものすべて☑）	□ 1. 知的障害児の支援を得意とする法人 □ 2. 知的障害者の支援を得意とする法人 □ 3. 発達障害（知的障害を除く）児者の支援を得意とする法人　（　　） □ 4. 重症心身障害児者の支援を得意とする法人 □ 5. 1～4以外の医療の提供を主とする法人 □ 6. その他
委託方法 （あてはまるものすべて☑）	□ 1. 人員配置等に応じて定額で委託 □ 2. 支援・指導の実施件数に応じて実績で支払い □ 3. その他　（　　）
(3)障害児等療育支援事業の対象児の範囲 （あてはまるものすべて☑）	□ 1. 乳幼児 □ 2. 児童（小学生） □ 3. 児童（中学生） □ 4. 児童（中卒以上） □ 5. その他（　　）
(4)対応している専門職 （あてはまるものすべて☑）	□ 1. 臨床心理士 □ 2. 公認心理師 □ 3. 理学療法士 □ 4. 作業療法士 □ 5. 言語聴覚士 □ 6. 医師 □ 7. その他（　　）

(5)障害児等療育支援事業の実施内容

障害児等療育支援事業の実施状況と具体的な内容についてお答えください。

		実施しているものに☑		具体的な内容（よくある対応例等でも可）
1	訪問による療育指導	□	→	
2	外来による専門的な療育相談、指導	□	→	
3	障害児の通う保育所や放課後児童クラブや障害児通園事業等の職員の療育技術 の指導	□	→	
4	療育機関に対する支援	□	→	
5	その他	□	→	

相談支援に関する実態調査
【調査票B：市区町村調査票】

事務局使用欄

都道府県		市区町村名		所属部署		役職	
氏名		電話番号		メールアドレス			

※回答するシートは2つあります。（「調査票B（市区町村）（1）」、「調査票B（市区町村）（2）」）
※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1. 貴自治体について（令和4年4月1日現在）

(1)障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	人	療育手帳	人	精神障害者保健福祉手帳	人
(2)自立支援医療（精神通院）受給者数	人					
(3)サービス利用者（支給決定障害者等）数	人					

(4)相談支援専門員数

①貴自治体の基幹相談支援センター、障害者相談支援事業（委託相談）を委託している相談支援事業、それ以外の指定特定相談支援事業所（計画相談）の相談支援専門員の人数は把握していますか。

○ 1. 把握している　　○ 2. 把握していない

「1. 把握している」場合

②下記の各区分ごとの相談支援専門員数と主任相談支援専門員数

※地域相談支援や自立生活援助に専従する職員は本欄にはカウントしないでください（兼務はカウントします）。

区分	相談支援専門員数		うち、主任相談支援専門員数	
基幹相談支援センター（基幹相談支援センター内で実施する市町村障害者相談支援事業に関する人員を含む）		人		人
基幹相談支援センター以外で、障害者相談支援事業（委託相談）を委託している相談支援事業所		人		人
上記以外の指定特定相談支援事業所（計画相談）		人		人

(5)相談支援専門員数の充足状況

①貴市町村や貴市町村が相談支援体制を構築している圏域において、相談支援専門員は充足していますか。

○ 1. 充足している　　○ 2. 不足している　　○ 3. わからない

②貴市町村や貴市町村が相談支援体制を構築している圏域において、主任相談支援専門員は充足していますか。

○ 1. 充足している　　○ 2. 不足している　　○ 3. わからない

③貴市町村や貴市町村が相談支援体制を構築している圏域において、必要な相談支援専門員・主任相談支援専門員の見込み数は算出していますか。

○ 1. 算出している　　○ 2. 算出していない　　○ 3. わからない

→相談支援専門員 ［　　］人　　主任相談支援専門員 ［　　］人

(6)①地域生活支援拠点の整備の有無

※「1」の場合のみ

○ 1. 整備している　　○ 2. 整備していない

②整備手法（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 多機能拠点整備型
☐ 2. 面的整備型
☐ 3. 併用型（多機能拠点整備型＋面的整備型）
☐ 4. その他（　　）

③地域生活支援拠点等コーディネーターの配置の有無

○ 1. 有り　　○ 2. 無し

④地域生活支援拠点等コーディネーターの配置がある場合

配置人数		人
配置場所（あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 基幹相談支援センター ☐ 2. 障害者相談支援事業（委託相談） を委託している相談支援事業所 ☐ 3. 指定特定相談支援事業所（計画相談） ☐ 4. 障害者支援施設 ☐ 5. グループホーム ☐ 6. その他（　　）	

(7)障害者相談員の委託の有無について（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 身体障害者相談員を委託　→人数 ［　　］人
☐ 2. 知的障害者相談員を委託　→人数 ［　　］人
☐ 3. 以前配置していたが廃止した　→廃止した年度 ［　　］年
☐ 4. 配置していない

2. 基幹相談支援センターについて（令和4年11月1日現在）

(1)基幹相談支援センターの設置状況

基幹相談支援センターの設置状況についてお答えください。
（複数自治体で共同設置している場合も「1」としてください）

○ 1. 設置あり　→ 開設時期 ［　　］年［　　］月
○ 2. 設置なし・予定あり
○ 3. 設置なし・未定

※「2」「3」の場合

設置していない理由（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 人材の確保が難しい
☐ 2. 予算が取れない
☐ 3. 検討する体制がない
☐ 4. どのように検討してよいかわからない
☐ 5. 市町村障害者相談支援事業との整理ができない
☐ 6. 市町村障害者相談支援事業の委託先事業者との調整がつかない
☐ 7. 委託先がない
☐ 8. 現在の体制で対応できている
☐ 9. その他（　　）

→「2. 設置なし・予定あり」「3. 設置なし・未定」の場合は3へ

※基幹相談支援センターを設置している場合（共同設置を含む）

(2)基幹相談支援センターの運営方法と箇所数

単位：ヵ所

運営方法	単独設置（ヵ所）	複数市町村で共同設置（ヵ所）	計（ヵ所）
直営			0
委託			0
直営＋委託			0
計	0	0	0

【直営の場合】

基幹相談支援センターの担当部署について

○ 1. 新たな部署を設置した
○ 2. 既存の部署で対応した
○ 3. 既存の部署で、体制を強化して対応した
○ 4. その他　（　　）

(3)設置要綱等における職員の配置や資格要件等

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 職員の人数
☐ 2. 雇用形態（常勤・非常勤）
☐ 3. 専従・兼務
☐ 4. 資格
☐ 5. 相談支援における経験
☐ 6. その他
（　　）

(4)開設時の検討方法

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 庁内の担当部局
☐ 2. （自立支援）協議会
☐ 3. 2以外の庁内の既存の会議体
☐ 4. その他　（　　）

(5)開設時に重視したポイント・機能

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 業務内容
☐ 2. 人員体制
☐ 3. 専門職の配置
☐ 4. 運営方法（直営か委託か）
☐ 5. 委託先の法人
☐ 6. 予算額
☐ 7. 設置場所
☐ 8. 単独設置・共同設置
☐ 9. 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）との役割分担
☐ 10. 他の相談支援事業所との役割分担
☐ 11. その他
（　　）

(6)基幹相談支援センターの業務内容

①貴自治体の基幹相談支援センターの実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務に☑

②☑のついた業務については、その取り組み状況について1～4のいずれかを選択

			①実施することとなっている業務☑		②取組状況を選択 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない
1	1）総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援	☐	→	○	○	○	○
2	2）地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	☐	→	○	○	○	○
3		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	☐	→	○	○	○	○
4		地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	☐	→	○	○	○	○
5	3）地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	☐	→	○	○	○	○
6		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	☐	→	○	○	○	○
7	4）権利擁護・虐待の防止	成年後見制度利用支援事業の実施	☐	→	○	○	○	○
8		障害者等に対する虐待を防止するための取組	☐	→	○	○	○	○
9	5）市区町村が設置する（自立支援）協議会の運営		☐	→	○	○	○	○
10	その他　（　　）		☐	→	○	○	○	○
11	その他　（　　）		☐	→	○	○	○	○
12	その他　（　　）		☐	→	○	○	○	○

※上記の業務のうち「1）総合的・専門的な相談支援」を実施することとなっている自治体のみ回答

③「総合的」な相談支援として、どのような職種の方が、どのような方へ、どのような対応をしていますか。（または想定していますか）

④「専門的」な相談支援として、どのような専門性を持った方が、どのような方へ、どのような対応をしていますか。（または想定していますか）

3. 障害者相談支援事業（委託相談）の実施状況（令和4年11月1日現在）

(1)障害者相談支援事業【地域生活支援事業】の実施状況

○ 1. 直営のみで実施　○ 2. 委託のみで実施　○ 3. 直営と委託の両方あり

(2)障害者相談支援事業の運営方法と箇所数

（ヵ所）

運営方法	単独実施	複数市町村共同で実施	計
直営			0
委託			0
直営＋委託			0
計	0	0	0

(3)設置要綱等における職員の配置や資格要件等

（あてはまるものすべて☑）

☐ 1. 職員の人数
☐ 2. 雇用形態（常勤・非常勤）
☐ 3. 専従・兼務
☐ 4. 資格
☐ 5. 相談支援における経験
☐ 6. その他
（　　）

(4)障害者相談支援事業の業務内容

①貴自治体の障害者相談支援事業の実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務に☑
②☑のついた業務については、その取り組み状況について1～4のいずれかを選択
③さらに、その業務の担当を選択してください。（市区町村も事業所も担当する場合は両方に☑。直営の場合は「1」に☑。）

	①実施することとなっている業務☑		②取組状況を選択 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない	③業務の担当 1 市区町村	2 委託事業所	3 その他
1. 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
2. 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
3. 社会生活力を高めるための支援	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
4. ピアカウンセリング	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
5. 権利の擁護のために必要な援助	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
6. 専門機関の紹介	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
7. 重度障害者への支援（訪問等）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
8. その他　（　　）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
9. その他　（　　）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐
10. その他　（　　）	☐	→	○	○	○	○	☐	☐	☐

4. 人材育成

(1)地域における人材育成の取組状況

①地域における人材育成として貴自治体で実施しているものに☑
②実施している取組の主たる実施主体（1つ）を選択
③②のほかに取組に関わっているところすべてに☑
④実施している取組の実績（令和3年度）を記入

	①実施しているものに☑		②主たる実施主体 市町村	基幹相談支援センター	（自立支援）協議会	相談支援事業所	その他※	③取組に関わっているところ 市町村	基幹相談支援センター	（自立支援）協議会	相談支援事業所	その他※	④実績（令和3年度）		※「その他」を選択の場合、具体的に↓
1. 研修会の企画・運営	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
2. 勉強会	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
3. 事例検討	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
4. スーパーバイズ	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
5. サービス等利用計画の点検・評価	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
6. モニタリングの検証	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
7. セルフプランの検証	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
8. 困難事例対応の支援	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
9. その他（　　）	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	
10. その他（　　）	☐	→	○	○	○	○	○	☐	☐	☐	☐	☐		回	

※各自治体で実施している取組が、上記の各取組の名称と異なる場合も、各自治体での取組の実態に近いと思われるものについて回答してください。

5. 関係機関等との関わり

(1)関係機関との連携

貴自治体における障害者の相談支援において、

① 連携が必要だと感じている機関・関係者すべてに☑

② 実際に連携したことがある機関・関係者すべてに☑

③ ②で☑が付いた機関・関係者の連携状況についてあてはまるものを選択

	①連携が必要だと感じる☑	②実際に連携したことがある☑	②で☑が付いた場合	③連携状況 1 定期的に関わっている	2 必要に応じて連携している	3 今は連携していない
1. 基幹相談支援センター	□	□	→	○	○	○
2. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	□	□	→	○	○	○
3. 指定特定相談支援事業所	□	□	→	○	○	○
4. 指定一般相談支援事業所	□	□	→	○	○	○
5. 障害福祉サービス事業所	□	□	→	○	○	○
6. 障害者支援施設	□	□	→	○	○	○
7. 障害者就業・生活支援センター	□	□	→	○	○	○
8. 発達障害者支援センター	□	□	→	○	○	○
9. 高次脳機能障害者支援センター	□	□	→	○	○	○
10. 地域生活定着支援センター	□	□	→	○	○	○
11. 医療機関(一般診療科) ※医療機関は病院・診療所両方含む。	□	□	→	○	○	○
12. 医療機関(精神科)	□	□	→	○	○	○
13. 障害・難病等に関する専門的な病院	□	□	→	○	○	○
14. 医師会・歯科医師会等	□	□	→	○	○	○
15. 小学校	□	□	→	○	○	○
16. 中学校	□	□	→	○	○	○
17. 高校、専修学校・各種学校	□	□	→	○	○	○
18. 大学、短大	□	□	→	○	○	○
19. 特別支援学校	□	□	→	○	○	○
20. 教育委員会	□	□	→	○	○	○
21. 民間企業 ( )	□	□	→	○	○	○
22. 高齢者介護の関係機関 ( )	□	□	→	○	○	○
23. 地域包括支援センター	□	□	→	○	○	○
24. 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く)	□	□	→	○	○	○
25. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	□	□	→	○	○	○
26. 大学等(学識経験者など)	□	□	→	○	○	○
27. ハローワーク	□	□	→	○	○	○
28. 保健所	□	□	→	○	○	○
29. 保健センター	□	□	→	○	○	○
30. 保育所	□	□	→	○	○	○
31. 児童相談所	□	□	→	○	○	○
32. 市町村(生活保護担当部署)	□	□	→	○	○	○
33. 市町村(子ども子育て支援担当部署)	□	□	→	○	○	○
34. 市町村(高齢者福祉・介護保険担当部署)	□	□	→	○	○	○
35. 生活困窮者自立相談支援機関	□	□	→	○	○	○
36. 重層的支援体制整備事業担当者(重層事業コーディネーター等)	□	□	→	○	○	○
37. 都道府県	□	□	→	○	○	○
38. 障害者相談員	□	□	→	○	○	○
39. 民生委員・児童委員・主任児童委員	□	□	→	○	○	○
40. 地域住民の代表者	□	□	→	○	○	○
41. 社会福祉協議会(地域福祉担当部署)	□	□	→	○	○	○
42. その他 ( )	□	□	→	○	○	○
43. その他 ( )	□	□	→	○	○	○
44. その他 ( )	□	□	→	○	○	○

(2)関係機関との連携が必要となる課題

(あてはまるものすべて☑)

- □ 1. 他機関へのつなぎがうまくいかない
- □ 2. 相談者への説明や支援が統一されていない
- □ 3. 相談者の情報が共有できていない
- □ 4. 複合的な課題をもつ相談者への対応ができていない
- □ 5. 他機関や他の制度についての知識が不十分
- □ 6. 関係機関との役割分担が不明確
- □ 7. その他 ( )

6. 相談支援体制について

(1)障害者の相談窓口

(あてはまるものすべて☑)

貴自治体において障害者の相談に対応している窓口に☑

- □ 1. 市区町村の相談窓口(他の分野の相談も受付ける総合的な窓口)
- □ 2. 市区町村の障害者担当の窓口(直営の障害者相談支援事業も含む)
- □ 3. 基幹相談支援センター
- □ 4. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所
- □ 5. 指定特定相談支援事業所
- □ 6. 指定一般相談支援事業所
- □ 7. 障害福祉サービス事業所
- □ 8. 障害者支援施設
- □ 9. 地域包括支援センター
- □ 10. その他 ( )

□ ←上記1～10のうち、障害者からの相談が最も多いところの番号を入力

(2)貴自治体の総合的な相談体制

(あてはまるものすべて☑)

複合的な課題を抱えた人に対して包括的な相談支援を行う総合相談体制の有無に関して、以下の①②にお答えください。

①3障害の一元的な対応を行う総合相談体制	②多分野横断的な対応を行う総合相談体制
□ 1. 総合的な相談体制がある	□ 1. 総合的な相談体制がある
□ 2. 総合的な相談体制を整備中	□ 2. 総合的な相談体制を整備中
□ 3. 総合的な相談体制はない	□ 3. 総合的な相談体制はない

(3)相談支援体制についての検討方法	貴自治体では相談支援体制について検討を行っていますか。以下の①②についてお答えください。

①3障害の一元的な対応を行う総合相談体制	②多分野横断的な対応を行う総合相談体制
○ 1. 行っている ○ 2. 今後予定している ○ 3. 行っていない	○ 1. 行っている ○ 2. 今後予定している ○ 3. 行っていない
「1. 行っている」場合、具体的な内容	「1. 行っている」場合、具体的な内容
※「1」「2」の場合	※「1」「2」の場合
検討を行う会議等の名称及びメンバー(具体的に)	検討を行う会議等の名称及びメンバー(具体的に)
名称	名称
メンバー	メンバー

(4)相談支援事業の中立・公正性の確保	相談支援事業の中立・公正性の確保について取り組んでいますか。自治体としての取組、管内事業所等の取組例についてお書きください。 ○ 1. 取り組んでいる　○ 2. 取り組んでいない 具体的に
(5)相談支援における意思決定支援について	相談支援における丁寧な意思決定支援を行うための業務体制の整備や人材養成等に取り組んでいますか。自治体としての取組、管内事業所等の取組例についてお書きください。 ○ 1. 取り組んでいる　○ 2. 取り組んでいない 具体的に
(6)相談支援体制における課題 (あてはまるものすべて☑)	貴自治体の相談支援体制における課題としてあてはまるものすべてに☑ ☐ 1. 基幹相談支援センターが未設置 ☐ 2. 基幹相談支援センターの役割が不明確 ☐ 3. 基幹相談支援センターが本来業務を実施できていない ☐ 4. 障害に関する相談をどこにしてよいか分かりにくい ☐ 5. 適切な相談先につないでもらえない ☐ 6. 関係機関との情報共有等ができていない ☐ 7. 地域内のサービスや関係機関など社会資源が不足している ☐ 8. 一般的な相談支援に対応する人材が不足している ☐ 9. 専門的な相談支援に対応する人材が不足している ☐ 10. 人材育成のための研修や勉強会の機会が足りない ☐ 11. その他 (　　) ☐ 12. 特に課題はない
(7)相談支援体制の整備に向け、都道府県に期待する助言や支援	

シート(2)へ

7. 市区町村(自立支援)協議会について

(自立支援)協議会の設置状況 (あてはまるもの1つ選択)	○ 1. 単独で設置 ○ 2. 複数市町村による共同設置(自市町村が事務局(庶務)) ○ 3. 複数市町村による共同設置(他市町村が事務局(庶務)) ○ 4. 設置なし

※複数市町村による共同設置の場合

構成市町村名を記載してください(自市町村以外)。

1		6		11	
2		7		12	
3		8		13	
4		9		14	
5		10		15	

※「4. 設置なし」の場合

設置していない理由(具体的に)
※設置の予定
○ 1. あり　→ 令和　年度予定 ○ 2. なし

→「設置なし」の場合は、「11. 都道府県との関わり」へ

※指定都市の場合のみ回答

区ごとに(自立支援)協議会を設置していますか。(あてはまるもの1つ選択)

○ 1. 市の(自立支援)協議会のみ設置し、区ごとには設置していない
○ 2. 市の(自立支援)協議会に加え、区ごとにも(自立支援)協議会を設置
○ 3. 区ごとの(自立支援)協議会のみ設置
○ 4. その他

※「2」「3」に該当する場合、以下の設問から「10. (自立支援)協議会の周知方法」までは、「区(自立支援)協議会」ごとにも回答をしてください。

※以下の設問から「10.（自立支援）協議会の周知方法」までは、（自立支援）協議会を設置している場合のみ回答してください。

※指定都市のうち、区（自立支援）協議会を設置している場合は、区ごとにも回答してください。

※複数市町村による共同設置をしている場合、7（1）～（12）までは、事務局担当の市町村など、代表となる市町村のみが回答してください（どこの市町村が回答するかは構成市町村で決めてください）。代表以外の市町村は、「8.（自立支援）協議会の活動状況について」から回答してください。

（自立支援）協議会の名称	

※名称は、複数市町村による共同設置で代表以外の市町村、指定都市の区（自立支援）協議会も回答してください。

※指定都市のうち、以下を区ごとに回答する場合、自治体と区を記載してください。

自治体名		区	

(1)（自立支援）協議会の予算額	令和4年度 （自立支援）協議会の予算額 ［　　］ 円
(2)（自立支援）協議会の事務局の運営方法 （あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 市区町村（障害福祉担当部局）のみが事務局となって運営 ☐ 2. 直営の基幹相談支援センターが事務局となって運営 ☐ 3. 市町村が委託の基幹相談支援センターと共同して事務局を運営 ☐ 4. 市町村が市町村障害者相談支援事業を委託する相談支援事業所と共同で事務局を運営 ☐ 5. その他 （　　）
(3)（自立支援）協議会の事務局を構成するメンバー （あてはまるものすべて☑） ※事務局の運営に直接かかわっているメンバー	☐ 1. 市区町村による運営 ☐ 2. 基幹相談支援センター ☐ 3. 相談支援事業所（市町村障害者相談支援事業の受託あり） ☐ 4. 相談支援事業所（市町村障害者相談支援事業の受託なし） ☐ 5. 障害福祉サービス提供事業者 ☐ 6. アドバイザー（都道府県相談支援体制整備事業） ☐ 7. その他 （　　）
(4)（自立支援）協議会の事務局会議（運営会議）に向けた事前準備について （あてはまるもの1つ）	（自立支援）協議会の事務局会議（運営会議）を開催するにあたり、事前準備はどのように行っていますか ○ 1. 市区町村が単独で準備している ○ 2. 市区町村と事務局の他の構成メンバーが協議のうえ準備している ○ 3. 市区町村以外の事務局の構成メンバーが準備している ○ 4. その他 （　　）
(5)施策推進協議会（障害者基本法第36条）との関係について	市区町村が設置する施策推進協議会（障害者基本法）と（自立支援）協議会との関係についてお答えください。 ○ 1. 構成員は同一で、同日に開催し、一体的に運営されている ○ 2. 構成員は同一だが、別の日程で開催されている ○ 3. 構成員が異なり、別々に運営されている ○ 4. その他 （　　）

(6)（自立支援）協議会の組織について

①貴自治体の（自立支援）協議会で設置している組織（会議体）を選択してください。

②①でチェックがついた組織（会議体）については、
ア. 設置年度、 イ. 開催回数（令和3年度）、 ウ. 構成メンバーの人数、を記入してください。
エ. オンライン開催の有無は、これまでに開催したことがある場合にチェックしてください。

	（自立支援）協議会の組織	①設置しているものに☑		②各組織（会議体）について						
				ア. 設置年度		イ. 開催回数（令和3年度）		ウ. 構成メンバーの人数（令和4年度）		エ. オンライン開催の有無（有に☑）
1	各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	☐	→		年度		回		人	☐
2	地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	☐	→		年度		回		人	☐
3	活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	☐	→		年度		回		人	☐
4	協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議（専門部会等）	☐	→	専門部会については（11）で回答						
5	障害者等個別の課題解決やサービス等の調整のため関係者が協議（個別支援会議） ※サービス担当者会議よりも広く地域の関係者が課題解決等のために集まって行う会議	☐	→		年度		回		人	☐
6	その他 （　　）	☐	→		年度		回		人	☐

(7)（自立支援）協議会の構成メンバー

令和4年度の（自立支援）協議会の各会議の構成メンバーについて教えてください。（それぞれ該当するものは■を選択）

※該当する組織を設置している場合のみ回答してください。各組織の定義は(6)を参照してください。
※専門部会については、「就労関係」「子ども関係」「相談支援関係」の部会の構成メンバーのみ回答してください。
※ひとりのメンバーが複数の立場を代表している場合は該当するもの全て選択してください。

	1	2	3	4		
				専門部会のうち、		
	運営会議・事務局会議等	全体会等	定例会等	就労関係	子ども関係	相談支援関係
1. 基幹相談支援センター	□	□	□	□	□	□
2. 相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）	□	□	□	□	□	□
3. 相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託なし）	□	□	□	□	□	□
4. 障害福祉サービス事業者（居宅系サービス）	□	□	□	□	□	□
5. 障害福祉サービス事業者（日中活動系サービス）	□	□	□	□	□	□
6. 障害福祉サービス事業者（就労系サービス）	□	□	□	□	□	□
7. 障害福祉サービス事業者（グループホーム）	□	□	□	□	□	□
8. 障害福祉サービス事業者（障害者支援施設）	□	□	□	□	□	□
9. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	□	□	□	□	□	□
10. 障害者相談員	□	□	□	□	□	□
11. 民生委員・児童委員・主任児童委員	□	□	□	□	□	□
12. 地域住民の代表者 →（具体的に: ）	□	□	□	□	□	□
13. 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	□	□	□	□	□	□
14. 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）	□	□	□	□	□	□
15. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	□	□	□	□	□	□
16. 障害者就業・生活支援センター	□	□	□	□	□	□
17. ハローワーク	□	□	□	□	□	□
18. 民間企業 （ ）	□	□	□	□	□	□
19. 発達障害者支援センター	□	□	□	□	□	□
20. 高次脳機能障害者支援センター	□	□	□	□	□	□
21. 地域生活定着支援センター	□	□	□	□	□	□
22. 警察	□	□	□	□	□	□
23. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	□	□	□	□	□	□
24. 保健所	□	□	□	□	□	□
25. 保健センター	□	□	□	□	□	□
26. 医療機関 （専門機関として出席している領域: ）	□	□	□	□	□	□
27. 医療機関（精神科）	□	□	□	□	□	□
28. 医師会・歯科医師会等	□	□	□	□	□	□
29. 教育関係機関（特別支援学校など）	□	□	□	□	□	□
30. 教育委員会	□	□	□	□	□	□
31. 高齢者介護の関係機関	□	□	□	□	□	□
32. 地域包括支援センター	□	□	□	□	□	□
33. 福祉事務所（管内の生活保護担当部署）	□	□	□	□	□	□
34. 生活困窮者自立相談支援機関	□	□	□	□	□	□
35. 児童相談所	□	□	□	□	□	□
36. 保育所・幼稚園	□	□	□	□	□	□
37. 児童発達支援センター	□	□	□	□	□	□

38. 医療的ケア児等コーディネーター ※本項目の他機関に所属している場合も医療的ケア児等コーディネーターについては本欄で改めて記載してください。	□	□	□	□	□	□
39. 市町村職員（子ども子育て担当部署）	□	□	□	□	□	□
40. 重層的支援体制整備事業関係者（多機関協働コーディネーター等）	□	□	□	□	□	□
41. 市町村（行政職員） ※本項目で具体的に示されている部署を除く	□	□	□	□	□	□
42. 都道府県（行政職員（障害部局）） ※本項目で具体的に示されている機関を除く	□	□	□	□	□	□
43. 都道府県（行政職員（障害部局以外））	□	□	□	□	□	□
44. 都道府県の（自立支援）協議会の代表者	□	□	□	□	□	□
45. 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー	□	□	□	□	□	□
46. 大学等（学識経験者など）	□	□	□	□	□	□
47. その他 （ ）	□	□	□	□	□	□
48. その他 （ ）	□	□	□	□	□	□
49. その他 （ ）	□	□	□	□	□	□
50. その他 （ ）	□	□	□	□	□	□
51. その他 （ ）	□	□	□	□	□	□

※上記に分類できない団体等はその他に記載してください。

(8)（自立支援）協議会のメンバーの選定基準

（あてはまるものすべて☑）

- □ 1. 分野ごとのバランスを考慮して選定
- □ 2. 障害種別が偏らないように選定
- □ 3. 地域が偏らないように選定
- □ 4. 地域で積極的に活動している方（団体）等を選定
- □ 5. 障害当事者を選定
- □ 6. 学識経験者を選定
- □ 7. 協議会の活動に理解・関心がある方（団体）等を選定
- □ 8. その他 （ ）
- □ 9. 特に決まっていない

(9)（自立支援）協議会に障害当事者が参画する上での工夫

（あてはまるものすべて☑）

- □ 1. 委員の公募方法
- □ 2. 開催の案内方法
- □ 3. 開催会場の選定や設営
- □ 4. 会議資料の作成
- □ 5. 資料の説明
- □ 6. 意見の聴取
- □ 7. 意思疎通者の配置
- □ 8. その他
- □ 9. 特になし

工夫していることを具体的に記載してください。

(10)（自立支援）協議会の役職

貴自治体の（自立支援）協議会では会長（座長）を置いていますか。

○ 1. 置いている ○ 2. 置いていない

↓

1）どなたですか（所属・役職等を具体的に。氏名は不要。）

2）任期 年

3）再任可否 ○ 1. 可 ○ 2. 不可

4）選考方法や基準（具体的に）

※専門部会を設置している場合のみ

(11)専門部会の実施状況

①貴自治体の（自立支援）協議会で設置している専門部会の数を記入してください。
②各専門部会ごとに、専門部会の分野、開催回数、構成メンバーの人数を記入してください。

①専門部会の数 ［　　］部会

	専門部会の会議名	②専門部会の分野 1 権利擁護関係	2 地域移行関係	3 退院促進関係	4 就労関係	5 子ども関係	6 相談支援関係	7 人材養成関係	8 地域生活支援関係・生活	9 精神関係	10 その他	具体的に	② 開催回数（令和3年度）	③ 構成メンバーの人数（令和4年度）
1		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
2		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
3		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
4		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
5		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
6		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
7		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
8		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
9		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人
10		□	□	□	□	□	□	□	□	□	□		回	人

(12)専門部会の役職

①上記（11）の各専門部会について、部会長は設置していますか。
②部会長を設置している場合、所属、任期、再任可否、選考方法等について記入してください。

※部会長を設置している場合

上記（11）の専門部会の番号に対応 ↓	部会長の設置ありに☑	1）所属・役職	2）任期	3）再任可否 1 可	3）再任可否 2 否	4）選考方法や基準（具体的に）
1	□		年	○	○	
2	□		年	○	○	
3	□		年	○	○	
4	□		年	○	○	
5	□		年	○	○	
6	□		年	○	○	
7	□		年	○	○	
8	□		年	○	○	
9	□		年	○	○	
10	□		年	○	○	

8.（自立支援）協議会の活動状況について

(1)（自立支援）協議会の取組と役割

以下の（自立支援）協議会の主な機能について、
①貴自治体の（自立支援）協議会における取組状況と、②（自立支援）協議会の中で担当している部署・部門を回答してください。

		①取組状況 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない	②担当している部署・部門（該当するものに☑） 1 運営会議	2 全体会	3 定例会	4 専門部会	5 個別支援会議	6 その他	7 決まっていない
1)	地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
2)	地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
3)	地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
4)	地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
5)	個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
6)	地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
7)	市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
8)	基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
9)	障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
10)	市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
11)	専門部会等の設置、運営	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□
12)	その他	○	○	○	○	□	□	□	□	□	□	□

(2)（自立支援）協議会の活動状況

①貴自治体の（自立支援）協議会は活発に活動をしていると思いますか。担当者としての考えを1）～3）の各組織ごとに回答してください。

※該当する組織を設置している場合のみ回答してください。

※3）専門部会が複数ある場合は、全体としての相対的な活動状況を回答してください。

②また、専門部会のうち、「1．活発に活動している」に該当する専門部会がある場合はその部会名を、「4．活発に活動できていない」専門部会がある場合はその部会名を記入してください。

③1）～3）のいずれかが「1」「2」に該当した場合、活発に活動している要因について具体的に記入してください。

④1）～3）のいずれかに「3」「4」が該当した場合、活発に活動できていない要因について具体的に記入してください。

①協議会の活動状況

1）事務局会議（運営会議）等	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない
2）全体会・定例会等	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない
3）専門部会	○ 1．活発に活動している ○ 2．まあ活発に活動している	○ 3．あまり活発に活動できていない ○ 4．活発に活動できていない

②「1．活発に活動している」部会名

②「4．活発に活動できていない」部会名

1）～3）のいずれかが「1」「2」に該当した場合

③活発に活動している要因（具体的に）

1）～3）のいずれかが「3」「4」に該当した場合

④活発に活動できていない要因（具体的に）

(3)個別支援会議における個別課題の抽出から、（自立支援）協議会における地域課題の解決に至るプロセスについて

貴自治体の（自立支援）協議会では、これまでどのような課題を検討してきましたか。
①これまで検討してきた課題のテーマを記入してください（10例まで）。検討したテーマがない場合は「なし」と記入してください。
また、検討期間を記入してください（検討中の場合は開始時期のみ記入してください）。
②①であげた課題の検討経過について、それぞれあてはまるものを選択してください。

①これまで検討してきた課題のテーマ

※課題テーマの分野を選択し、番号を入力してください。
1．権利擁護関係　2．地域移行関係　3．退院促進関係　4．就労関係　5．子ども関係
6．相談支援関係　7．地域生活・生活支援関係　8．医療的ケア児の支援関係
9．災害時の支援関係　10．事業所のスキルアップ・ネットワーク構築　11．その他

	分野	具体的に記入	検討期間		②検討経過 1 検討したが解決につながらなかった	2 検討のみ具体的な取組を実施	3 検討のみの取組を実施し、成果があった	4 検討中/これから検討
【1】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【2】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【3】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【4】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【5】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【6】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【7】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【8】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【9】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				
【10】			開始	年　月	○	○	○	○
			終了	年　月				

③上記の課題テーマのうち、「検討したが解決につながらなかったテーマ」「検討ののち具体的な取組を実施したテーマ」「検討ののち取組を実施し、成果があったテーマ」について各１事例ずつ選び、課題の把握方法や検討体制等、具体的に記入してください。

	例１		例2	例3
	検討したが解決につながらなかったテーマ		検討ののち具体的な取組を実施したテーマ	検討ののち取組を実施し、成果があったテーマ
	上記①で記載した テーマ欄の番号（【1】～【10】）		上記①で記載した テーマ欄の番号（【1】～【10】）	上記①で記載した テーマ欄の番号（【1】～【10】）
①検討した課題（具体的に）		①検討した課題（具体的に）		
↓		↓	↓	↓
②どのように課題が把握されたか		②どのように課題が把握されたか		
③検討体制		③検討体制		
④解決に至らなかった要因		④具体的な取組		
		⑤これまでの成果		

(4)（自立支援）協議会の活動を進める上での課題と、課題解決のために取り組んでいる工夫

①（自立支援）協議会の活動を進める上で課題だと感じているものに☑

②課題だと感じているもののうち、課題解決の工夫をしているものに☑、さらに、③具体的な内容を記入

		①課題だと感じている（いた）ものに☑ ↓		②課題解決の工夫をしているものに☑ ↓		③課題解決のために取り組んでいる工夫（具体的に）
1	参加する機関が限られている	☐	→	☐	→	
2	発言者が限られている	☐	→	☐	→	
3	職員の異動等により継続した議論が難しい	☐	→	☐	→	
4	業務が忙しく集まりにくい	☐	→	☐	→	
5	議論するための時間が少ない	☐	→	☐	→	
6	参加者の負担が大きい	☐	→	☐	→	
7	協議会の役割を理解してもらえない	☐	→	☐	→	
8	成果がわかりにくい	☐	→	☐	→	
9	事務局がうまく機能していない	☐	→	☐	→	
10	何に取り組んでよいか理解できていない	☐	→	☐	→	
11	情報共有ができていない	☐	→	☐	→	
12	関係者との連携がうまくいかない	☐	→	☐	→	
13	都道府県や都道府県（自立支援）協議会との連携方法がわからない	☐	→	☐	→	
14	活動のための経費が不足している	☐	→	☐	→	
15	その他（　　）	☐	→	☐	→	

9.（自立支援）協議会と他の会議体等との連携状況

他の会議体との連携状況について

（あてはまるものすべて☑）

①現在、（自立支援）協議会の活動を進める上で、情報共有やお互いの会議への出席など、連携をとっている会議体に☑

②今後、協力関係を持ちたい会議体に☑

	① 現在連携している☑	② 今後協力関係を持ちたい☑
1. 地域ケア会議（高齢者）	□	□
2. 支援会議（生活困窮）	□	□
3. 要保護児童対策地域協議会	□	□
4. 子ども・若者地域支援協議会	□	□
5. 重層的支援会議	□	□
6. 消費者安全確保地域協議会	□	□
7. 居住支援協議会	□	□
8. 自治会・町内会の会議体	□	□
9. その他　（　　）	□	□

10.（自立支援）協議会の周知方法

（自立支援）協議会の活動状況の周知方法

（あてはまるものすべて☑）

- □ 1. 市町村のホームページ
- □ 2. 市町村の広報誌
- □ 3. チラシやパンフレット
- □ 4. その他　（　　）
- □ 5. 特に周知していない

11. 都道府県との関わり

(1)都道府県（自立支援）協議会への参加状況

（あてはまるものすべて☑）

- □ 1. 市町村（行政職員）が参加している
- □ 2. 基幹相談支援センターが参加している
- □ 3. 他の協議会メンバーが参加している　（　　）
- □ 4. 参加していない

(2)都道府県からのアドバイザーによる支援（都道府県相談支援体制整備事業）

※「1」の場合のみ

①貴自治体では、都道府県が配置する相談支援に関するアドバイザーの支援（都道府県相談支援体制整備事業）を受けたことがありますか。

○ 1. 受けたことがある　○ 2. 受けたことがない　○ 3. わからない

②受けたことがある支援内容

②受けたことがある支援内容　（あてはまるものすべて☑）

- □ 1. 地域のネットワーク構築に向けた指導・調整
- □ 2. 地域で対応困難な事例に係る助言等
- □ 3. 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（権利擁護・就労支援などの専門部会）
- □ 4. 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- □ 5. 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- □ 6. 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等
- □ 7. その他　（　　）

③アドバイザーの支援について

③アドバイザーの支援は役立っていますか。

○ 1. 役立っている　○ 2. まあ役立っている　○ 3. あまり役立っていない
○ 4. 役立っていない

相談支援に関する実態調査
【調査票C：管理者調査票】

事務局使用欄

貴事業所、本調査をご担当のご連絡先等をお答えください。

都道府県名		市区町村名		記入者氏名	
事業所名					
電話番号			E-mail		

※回答するシートは3つあります。
※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1. 貴事業所の基本情報について（令和4年11月1日現在）

①開設年月日	元号　　年　　月　　日　障害者自立支援法以前から相談支援（市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援事業）を実施していた場合はその事業開始年月日を記入
②実施主体 ※あてはまるもの1つ選択	○ 1. 市区町村（直営）　○ 5. NPO法人 ○ 2. 社会福祉協議会　○ 6. 株式会社 ○ 3. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）　○ 7. 合同会社 ○ 4. （一般・公益）社団法人　○ 8. その他（　　）
③事業所で実施している事業・業務等 ※②実施主体が「1.市町村（直営）」の場合は、当該事業所で市町村が直営で実施している事業をチェック ※その他の事業所は、事業所で実施している（委託を受けている）事業をチェック	☐ 1. 基幹相談支援センター ☐ 2. 障害者相談支援事業（地域生活支援事業の必須事業） ☐ 3. 特定相談支援事業（計画相談） ☐ 4. 一般相談支援事業（地域移行支援） ☐ 5. 一般相談支援事業（地域定着支援） ☐ 6. 障害児相談支援事業 ☐ 7. 自立生活援助事業 ☐ 8. （自立支援）協議会の運営 ☐ 9. 障害支援区分認定調査 ☐ 10. 医療的ケア児等コーディネーターの配置 ☐ 11. 地域生活支援拠点等（市町村から認定されている） ☐ 12. 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置 ☐ 13. 障害児等療育支援事業 ☐ 14. （都道府県）相談支援体制整備事業アドバイザーの配置 ☐ 15. 成年後見制度利用支援事業 ☐ 16. 障害者虐待防止センター ☐ 17. その他　（　　）

2. 相談支援の利用状況

以下は、貴事業所で実施している事業についてのみご回答ください。

	①令和3年度の新規相談者数	②令和3年度の利用者数※1	契約者数※2	③令和4年4月～10月の新規相談者数	④令和4年11月1日現在の利用者数※1
基幹相談支援センター事業	人	人		人	人
障害者相談支援事業	人	人		人	人
特定相談支援事業	人	人	人	人	人
一般相談支援事業　地域移行支援	人	人	人	人	人
一般相談支援事業　地域定着支援	人	人	人	人	人
障害児相談支援事業	人	人	人	人	人
自立生活援助事業	人	人		人	人

※1「利用者数」：継続的に相談支援に関わった（関わっている）利用者数。
※2「契約者数」：特定相談・一般相談・障害児相談の場合、利用者数のうち利用契約をした契約者数を記載

・複数の事業で利用契約を行っている利用者についてはそれぞれの事業に計上してください。

3. 24時間対応（連絡体制の確保）について

24時間対応について	○ 1. 24時間対応している　○ 2. 24時間対応していない
※「1.24時間対応している」場合	
営業時間外の対応方法（すべて☑）	☐ 1.夜勤・当直　☐ 2.業務用電話の携帯、電話の転送 ☐ 3.その他　（　　）
対応日数	○ 1.毎日（365日）対応 ○ 2.毎日対応ではない → 対応日数　　日／1ヵ月
夜間・当直や携帯電話での相談対応件数	対応件数　　日／1ヵ月　（令和4年10月の1ヵ月間の相談実績）

※複数事業所の協働により24時間の連絡体制を確保している場合は、複数事業所の協働により確保された体制に基づき回答してください。

4. 事業所の開所状況

※複数事業所による協働体制をとっている場合も、自事業所のみの状況で回答してください。

開所の状況		開所の状況		※「開所」の場合 事業所の営業時間								左記の時間を含め24時間対応の場合☑
		開所	休み									
※開所の状況についてあてはまるものにチェック ※開所している曜日については開所時間を入力	例	◉	○	08	:	45	～	17	:	30		☑
	月	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	火	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	水	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	木	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	金	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	土	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	日	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐
	祝日	○	○	00	:	00	～	00	:	00		☐

5. 職員体制及び担当件数について

職員体制（令和4年11月1日現在）を記入してください。

※基幹・障害者相談支援事業・特定相談・一般相談・障害児相談の各相談支援に従事する職員のみ記入

（管理者・相談支援専門員以外のピアサポーター・ピアカウンセラーや補助的職員等である者を含む）

※「非正規職員」とは、雇用期間に定めのある有期雇用の職員を指す。「非常勤」とは事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に満たしていない場合を指す。（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）

※同一敷地内で実施されている相談支援事業（特定、一般、市町村相談支援事業、基幹相談支援センター）及び自立生活援助事業間での兼務については、兼務とせず専従とみなして記入してください。

【年収】

1. 100万円未満
2. 100～200万円未満
3. 200～300万円未満
4. 300～400万円未満
5. 400～500万円未満
6. 500～600万円未満
7. 600～700万円未満
8. 700～800万円未満
9. 800万円以上

【保有資格】（複数回答）

1. 社会福祉士
2. 精神保健福祉士
3. 保健師
4. 臨床心理士
5. 看護師・准看護師
6. 社会福祉主事
7. 介護支援専門員
8. 主任相談支援専門員
9. 相談支援専門員
10. 介護福祉士
11. 公認心理師
12. ピアサポーター・ピアカウンセラー
13. その他

※「12. ピアサポーター・ピアカウンセラー」については、研修修了等の如何に関わらず、ピアスタッフとして業務に従事している場合に選択してください。

職員ID	管理者に☑	勤務形態 1 正規	勤務形態 2 非正規・常勤	勤務形態 3 非正規・非常勤	専従兼務 1 専従	専従兼務 2 兼務	1週間の相談支援事業所での所定労働時間※ ※所定労働時間：就業規則や雇用契約書に記載されている始業時間から終業時間までの時間から休憩時間を引いた時間のこと	障害分野の相談員としての経験年数（現在の事業所以外の経歴も含む）	現在の法人での勤務年数（直営の場合は自治体での勤務年数）	現在の相談支援事業所での勤務年数（直営の場合は相談支援事業を担当してからの勤務年数）	担当ケース数（複数人で担当している場合は、主担当となっているケース数を記入）	年収※（上の選択肢から数字を選んで記入）※税金や社会保険料等が引かれる前の総支給額	保有資格（上の選択肢から選んで数字を記入）						担当する業務時間の割合（%）※合計100%になるように記入 ①基幹相談支援センター	②障害者相談支援事業	③特定相談支援事業	④一般相談支援事業	⑤障害児相談支援事業	⑥その他の業務	合計
例）	☑	■	□	□	■	□	37.5 時間/週	2 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	6 件	5	1	8	10	13			50	0	30	5	5	10	100
1	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
2	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
3	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
4	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
5	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
6	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
7	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
8	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
9	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
10	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
11	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
12	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
13	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
14	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
15	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
16	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
17	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
18	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
19	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
20	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
21	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
22	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
23	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0
24	□	□	□	□	□	□	時間/週	年 ヶ月	年 ヶ月	年 ヶ月	件														0

6. 各相談支援事業の実施状況について

(1)利用者等からの相談の状況について

①利用者等からの相談について、どのような経路で相談を受けていますか。該当するものすべてに☑

②また、その割合はそれぞれどの程度ですか。合計が100%になるように記入してください。

		①該当するものすべて☑		②割合	※①で該当しないものは空欄
1	電話で、直接利用者等からの相談を受けている	□	→		%
2	窓口で、直接利用者等からの相談を受けている	□	→		%
3	市町村、基幹相談支援センター、他の相談支援事業所からつながれた相談を受けている	□	→		%
4	3以外の関係機関・関係者等からつながれた相談を受けている	□	→		%
5	その他 （　　）	□	→		%
6	ほとんど相談はない	□			

合計100%になるように　0.0 %

(2)多様な利用者に対する支援

あてはまるものすべて☑

ピアサポーター・ピアカウンセラー等の障害当事者を配置していますか。

- □ 1. 身体障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置
- □ 2. 知的障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置
- □ 3. 精神障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置
- □ 4. その他　（　　）
- □ 5. 配置していない

【基幹相談支援センターを実施している事業所のみ回答（直営・委託のいずれも）】

(3)基幹相談支援センターの業務内容

①基幹相談支援センターの実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務すべてに☑

②☑のついた業務については、その取組状況について1～4のいずれかを選択

			①実施することとなっている業務☑		②取組状況を選択 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない
1	1）総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援	□	→	○	○	○	○
2	2）地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	□	→	○	○	○	○
3		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	□	→	○	○	○	○
4		地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	□	→	○	○	○	○
5	3）地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	□	→	○	○	○	○
6		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	□	→	○	○	○	○
7	4）権利擁護・虐待の防止	成年後見制度利用支援事業の実施	□	→	○	○	○	○
8		障害者等に対する虐待を防止するための取組	□	→	○	○	○	○
9	5）市町村が設置する（自立支援）協議会の運営		□	→	○	○	○	○
10	その他　（　　）		□	→	○	○	○	○
11	その他　（　　）		□	→	○	○	○	○
12	その他　（　　）		□	→	○	○	○	○

※上記の業務のうち「1）総合的・専門的な相談支援」を実施することとなっている基幹相談支援センターのみ回答

③「総合的」な相談支援として、どのような職種の方が、どのような方へ、どのような対応をしていますか。（または想定していますか）

④「専門的」な相談支援として、どのような専門性を持った方が、どのような方へ、どのような対応をしていますか。（または想定していますか）

【障害者相談支援事業を実施している事業所のみ回答（直営・委託のいずれも）】

(4)障害者相談支援事業の業務内容

①障害者相談支援事業の実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務すべてに☑

②☑のついた業務については、その取組状況について1～4のいずれかを選択

	①実施することとなっている業務☑		②取組状況を選択 1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない
1. 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	□	→	○	○	○	○
2. 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）	□	→	○	○	○	○
3. 社会生活力を高めるための支援	□	→	○	○	○	○
4. ピアカウンセリング	□	→	○	○	○	○
5. 権利の擁護のために必要な援助	□	→	○	○	○	○
6. 専門機関の紹介	□	→	○	○	○	○
7. 地域包括支援センターとの情報交換	□	→	○	○	○	○
8. 生活困窮者相談窓口との情報交換	□	→	○	○	○	○
9. 重度障害者への支援（訪問等）	□	→	○	○	○	○
その他　（　　）	□	→	○	○	○	○
その他　（　　）	□	→	○	○	○	○
その他　（　　）	□	→	○	○	○	○

【全事業所が回答してください】

(5)貴相談支援業務と同一法人のその他のサービス等

①貴相談支援事業所と同一法人が実施している他のサービス等について、あてはまるものすべてに☑

②①のうち、貴相談支援事業所と同一敷地内で実施している他のサービス等すべてに☑

あてはまるものすべて☑

	①同一法人が実施しているサービス		②同一敷地内で実施しているサービス
1. 同一法人の他のサービスはない	□	→	□
2. 居宅介護	□	→	□
3. 重度訪問介護	□	→	□
4. 同行援護	□	→	□
5. 行動援護	□	→	□
6. 重度障害者等包括支援	□	→	□
7. 短期入所	□	→	□
8. 療養介護	□	→	□
9. 生活介護	□	→	□
10. 施設入所支援	□	→	□
11. 自立生活援助	□	→	□
12. 共同生活援助	□	→	□
13. 自立訓練（機能訓練）	□	→	□
14. 自立訓練（生活訓練）	□	→	□
15. 就労移行支援	□	→	□
16. 就労継続支援（A型）	□	→	□
17. 就労継続支援（B型）	□	→	□
18. 就労定着支援	□	→	□
19. 児童発達支援（センター）	□	→	□
20. 児童発達支援（事業）	□	→	□
21. 医療型児童発達支援	□	→	□
22. 放課後等デイサービス	□	→	□
23. 居宅訪問型児童発達支援	□	→	□
24. 保育所等訪問支援	□	→	□
25. 障害児入所施設	□	→	□
26. 居宅介護支援	□	→	□
27. 地域包括支援センター	□	→	□
28. 生活困窮者自立相談支援機関	□	→	□
29. その他（　　）	□	→	□
30. その他（　　）	□	→	□

(6)相談支援事業の中立・公正性の確保	相談支援事業の中立・公正性の確保のために日頃より取り組んでいることや意識していることはありますか。 ○ 1. ある　　○ 2. ない ↓ ※「1. ある」場合、具体的に

7. 人材育成

(1)職員配置について	①相談支援専門員は充足していますか（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 充足している　○ 2. 不足している　○ 3. わからない
	②主任相談支援専門員は充足していますか（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 充足している　○ 2. 不足している　○ 3. わからない 「2. 不足している」場合のみ
	③主任相談支援専門員が不足している理由はどのようなことですか。（あてはまるものすべて☑） ☐ 1. 主任相談支援専門員が法人の他事業へ異動した ☐ 2. 主任相談支援専門員が退職した ☐ 3. 主任相談支援専門員になるための研修を受けられていない ☐ 4. 主任相談支援専門員となる人材がいない ☐ 5. その他　（　　）
(2)事業所における人材育成に関する取組 あてはまるものすべて☑	☐ 1. 事業所内で勉強会等を実施 ☐ 2. 他事業所等と共同で勉強会等を実施 ☐ 3. 基幹相談支援センターが主催する勉強会等への参加 ☐ 4. 実習や試験日程における勤務の調整・配慮 ☐ 5. 資格取得にかかった費用の援助 ☐ 6. 研修費の事業所負担 ☐ 7. その他　（　　） ☐ 8. 特になし

8.（自立支援）協議会への参画状況

(1)市区町村の（自立支援）協議会の活動への参画	貴事業所は市区町村の（自立支援）協議会の活動へ参画していますか。（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 参画している　○ 2. 参画していない ↓ ※「2. 参画していない」場合 今後の市区町村（自立支援）協議会への参画の意向（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 参画したい　○ 2. 参画したくない　○ 3. わからない
(2)都道府県の（自立支援）協議会の活動への参画	貴事業所は都道府県の（自立支援）協議会の活動へ参画していますか。（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 参画している　○ 2. 参画していない ↓ ※「2. 参画していない」場合 今後の都道府県（自立支援）協議会への参画の意向（あてはまるもの1つ選択） ○ 1. 参画したい　○ 2. 参画したくない　○ 3. わからない

9. 関係機関等との関わり

(1)関係機関等との連携

貴事業所における障害者の相談支援において、

① 連携が必要だと感じている機関・関係者すべてに☑

② 実際に連携したことがある機関・関係者すべてに☑

③ ②で☑が付いた機関・関係者の連携状況について、あてはまるもの1つを選択

	①連携が必要だと感じる☑	②実際に連携したことがある☑	②で☑が付いた場合	③連携状況 1 定期的に関わっている	2 必要に応じて連携している	3 今は連携していない
1. 基幹相談支援センター	☐	☐	→	○	○	○
2. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	☐	☐	→	○	○	○
3. 指定特定相談支援事業所	☐	☐	→	○	○	○
4. 指定一般相談支援事業所	☐	☐	→	○	○	○
5. 障害福祉サービス事業所	☐	☐	→	○	○	○
6. 障害者支援施設	☐	☐	→	○	○	○
7. 障害者就業・生活支援センター	☐	☐	→	○	○	○
8. 発達障害者支援センター	☐	☐	→	○	○	○
9. 高次脳機能障害者支援センター	☐	☐	→	○	○	○
10. 地域生活定着支援センター	☐	☐	→	○	○	○
11. 医療機関（一般診療科）　※医療機関は病院・診療所両方含む。	☐	☐	→	○	○	○
12. 医療機関（精神科）	☐	☐	→	○	○	○
13. 障害・難病等に関する専門的な病院	☐	☐	→	○	○	○
14. 医師会・歯科医師会等	☐	☐	→	○	○	○
15. 小学校	☐	☐	→	○	○	○
16. 中学校	☐	☐	→	○	○	○
17. 高校、専修学校・各種学校	☐	☐	→	○	○	○
18. 大学、短大	☐	☐	→	○	○	○
19. 特別支援学校	☐	☐	→	○	○	○
20. 教育委員会	☐	☐	→	○	○	○
21. 民間企業　（　　）	☐	☐	→	○	○	○
22. 高齢者介護の関係機関　（　　）	☐	☐	→	○	○	○
23. 地域包括支援センター	☐	☐	→	○	○	○
24. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	☐	☐	→	○	○	○
25. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	☐	☐	→	○	○	○
26. 大学等（学識経験者など）	☐	☐	→	○	○	○
27. ハローワーク	☐	☐	→	○	○	○
28. 保健所	☐	☐	→	○	○	○
29. 保健センター	☐	☐	→	○	○	○
30. 保育所	☐	☐	→	○	○	○
31. 児童相談所	☐	☐	→	○	○	○
32. 市町村（生活保護担当部署）	☐	☐	→	○	○	○

33. 市町村（子ども子育て支援担当部署）	□	□	→	○	○	○
34. 市町村（高齢者福祉・介護保険担当部署）	□	□	→	○	○	○
35. 生活困窮者自立相談支援機関	□	□	→	○	○	○
36. 重層的支援体制整備事業担当者（重層事業コーディネーター等）	□	□	→	○	○	○
37. 都道府県	□	□	→	○	○	○
38. 障害者相談員	□	□	→	○	○	○
39. 民生委員・児童委員・主任児童委員	□	□	→	○	○	○
40. 地域住民の代表者	□	□	→	○	○	○
41. 社会福祉協議会（地域福祉担当部署）	□	□	→	○	○	○
42. その他　（　　）	□	□	→	○	○	○
43. その他　（　　）	□	□	→	○	○	○
44. その他　（　　）	□	□	→	○	○	○

10. 相談支援業務における課題や要望

(1)相談支援業務を行う上での課題 あてはまるものすべて☑	貴事業所で相談支援業務を行う上での課題について、あてはまるものすべてに☑ □ 1. 職員が不足している □ 2. 専門的な相談に対応する職員が不足している □ 3. 人材育成のための研修や勉強会の機会が足りない □ 4. 運営や経営に関する知識が不足している □ 5. 相談窓口が周知されていない □ 6. 基幹相談支援センターが周知されていない □ 7. 基幹相談支援センターとの連携がうまくできていない □ 8. 他の相談支援事業所との連携がうまくできていない □ 9. 他の関係機関との連携がうまくできていない □ 10. 市町村との連携がうまくできていない □ 11. （自立支援）協議会が活用されていない □ 12. その他　（　　） □ 13. 特に課題はない
(2)相談支援業務を進めるにあたっての要望 あてはまるものすべて☑	相談支援業務を進めるにあたっての要望等について、あてはまるものすべてに☑ □ 1. 職員に対する研修の機会 □ 2. 指導的立場の職員に対する研修の機会 □ 3. 人員体制の拡充 □ 4. 運営や経営に関するコンサルタント □ 5. 他の相談支援事業所との情報共有 □ 6. 他の関係機関との情報共有 □ 7. 市町村との連携 □ 8. 都道府県との連携 □ 9. 市区町村（自立支援）協議会の活用・連携 □ 10. 都道府県（自立支援）協議会の活用・連携 □ 11. その他　（　　） □ 12. 特にない

相談支援業務実態調査
【調査票D：相談支援専門員調査票（基本調査）】

事務局使用欄

都道府県名		市区町村名	
事業所名			
記入者名		職種	

※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1. 調査対象となる利用者の基本情報

※調査対象となる利用者について、把握している直近の状況を記入してください。
※既に支援が終了している利用者については、支援が終了した時点での状況を記入してください。

ケース番号	
(1)性別（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 男性　○ 2. 女性　○ 3. その他
(2)年齢（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 0～5歳　○ 2. 6～17歳　○ 3. 18～19歳　○ 4. 20～29歳 ○ 5. 30～39歳　○ 6. 40～49歳　○ 7. 50～59歳　○ 8. 60～64歳 ○ 9. 65～74歳　○ 10. 75歳以上
(3)同居している方（あてはまるものすべて☑） ※グループホーム等に入居している場合は「10」を選択し、記述欄に記入してください。	☐ 1. 一人暮らし（同居者はいない） ☐ 2. 父親　☐ 3. 母親　☐ 4. 配偶者　☐ 5. 子ども ☐ 6. 祖父　☐ 7. 祖母　☐ 8. 兄弟姉妹　☐ 9. 孫 ☐ 10. その他　（　　）
(4)住まい（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 持ち家（マンションも含む）　○ 2. 公営住宅 ○ 3. 民間賃貸住宅（アパート・マンションなど）　○ 4. グループホームなどの施設 ○ 5. その他　（　　）
(5)障害種別（あてはまるものすべて☑）	☐ 1. 身体障害　☐ 2. 知的障害　☐ 3. 精神障害 ☐ 4. 発達障害　☐ 5. 高次脳機能障害　☐ 6. 難病
(6)手帳の有無　**身体障害者手帳**（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 1級　○ 2. 2級　○ 3. 3級　○ 4. 4級 ○ 5. 5級　○ 6. 6級　○ 7. 7級　○ 8. 手帳なし
療育手帳（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 重度（A）　○ 2. それ以外（B）　○ 3. 手帳なし
精神障害者保健福祉手帳（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 1級　○ 2. 2級　○ 3. 3級　○ 4. 手帳なし
(7)障害支援区分（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 区分1　○ 2. 区分2　○ 3. 区分3　○ 4. 区分4 ○ 5. 区分5　○ 6. 区分6　○ 7. 非該当　○ 8. 未認定
(8)日常生活の介助の状況（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. ほとんど介助の必要はない　○ 2. 一部、介助や支援が必要 ○ 3. 全部、介助や支援が必要
(9)医療機関の受診状況（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. ほとんど受診していない　○ 2. 月に1回程度受診している ○ 3. 月に2～3回受診している　○ 4. 月に4回以上受診している

＜40歳以上の場合のみ＞

(10)要支援・要介護認定の有無（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 認定あり　○ 2. 認定なし　○ 3. わからない
要支援・要介護認定（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 要支援1　○ 2. 要支援2　○ 3. 要介護1　○ 4. 要介護2 ○ 5. 要介護3　○ 6. 要介護4　○ 7. 要介護5　○ 8. わからない
介護保険サービスの利用（あてはまるもの1つ選択）	○ 1. 利用している　○ 2. 利用していない　○ 3. わからない

2. 調査対象となる利用者の相談支援の状況

(1)初回の相談経路	☐ 1. 本人　☐ 8. 学校・教育機関等 ☐ 2. 家族・親族　☐ 9. 病院・診療所等の医療関係者 ☐ 3. 友人・知人　☐ 10. 地域包括支援センター ☐ 4. 市区町村担当者　☐ 11. 民生児童委員 ☐ 5. 基幹相談支援センター　☐ 12. その他 ☐ 6. 指定特定相談支援事業所　（　　） ☐ 7. 指定一般相談支援事業所
(2)相談内容	☐ 1. 日常生活の困りごとについて　☐ 10. 経済面について ☐ 2. 障害福祉サービスについて　☐ 11. 仕事探し、就労について ☐ 3. 地域移行・地域定着について　☐ 12. 家族関係・人間関係について ☐ 4. 障害者手帳について　☐ 13. DV・虐待について ☐ 5. 年金について　☐ 14. 教育・学習について ☐ 6. 各種制度について　☐ 15. 社会参加について ☐ 7. 障害について　☐ 16. 将来のことについて ☐ 8. 病気や健康について　☐ 17. その他 ☐ 9. 住まいについて　（　　）
(3)これまでの相談支援の状況 ・貴事業所への初回相談受付の日付を記入してください。 ・サービス等利用計画案の作成の契約をした場合は日付を記入してください。（障害福祉サービスを利用せず相談のみの場合は記入不要） ・支援（または契約）が終了している場合は、終了した日付を記入してください。（支援中の場合は記入不要）	初回相談受付 ……【初回相談受付】　年　月　日 ①相談受付後の相談支援 契約 ……【契約】　年　月　日 ②契約後の相談支援 支援（または契約）終了 ……【支援（または契約）終了】　年　月　日 ③終了後の相談支援
(4)障害福祉サービスの利用状況	○ 1. 利用している　○ 2. 利用していない　○ 3. わからない

3. 本調査における利用者の支援期間

調査対象となる利用者は、以下のいずれの支援期間のタイプに分類されますか。下記の図を参考に該当するタイプを1つ選んでください。

○	タイプ1	本調査対象期間の前（令和3年10月以前）に相談受付をし、本調査対象期間終了後（令和4年11月以降）も相談支援を行っている
○	タイプ2	本調査対象期間の前（令和3年10月以前）に相談受付をし、本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）に相談支援を終了した
○	タイプ3	本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）に相談受付をし、本調査対象期間終了後（令和4年11月以降）も相談支援を行っている
○	タイプ4	本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）に相談受付をし、本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）に相談支援を終了した

【参考】利用者の支援期間のタイプ

4. 本調査期間に利用者に行った相談支援

本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）に調査対象となる利用者に以下の①～③のいずれの相談支援を行いましたか。該当するものすべてに☑を入れてください。

該当するものすべてに☑

☐	①相談受付後の相談支援	・相談受付後の相談支援全般 ・基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業(委託相談)の相談支援 ・特定相談、一般相談、障害児相談における相談支援のうち、契約する前の基本相談支援
☐	②契約後の相談支援	・特定相談、一般相談、障害児相談の契約後の相談支援
☐	③終了後の相談支援	・支援終了、契約終了後に行った相談支援

【参考】利用者に行った相談支援

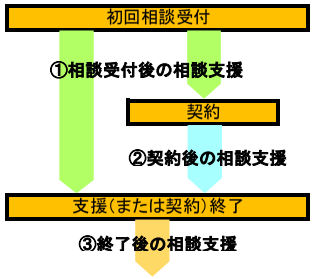

③終了後の相談支援 に☑がついた場合

③の相談支援が令和4年10月末までに終了しているときは、最終の支援日を入力してください。
※令和4年11月以降も③の支援が継続している場合は入力不要です。

【③終了後の相談支援】が終了した日
☐年☐月☐日

5. 調査対象となる利用者の相談支援に関わった関係者

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、この利用者の相談支援に関わった他の関係機関はどこですか。
「4」でチェックした①～③の相談支援ごとに、あてはまるものすべてに☑してください。

1）本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、「①相談受付後の相談支援」を行った場合

①相談受付後の相談支援

- ☐ 1. 基幹相談支援センター
- ☐ 2. 障害者相談支援事業を実施している相談支援事業所
- ☐ 3. 指定特定相談支援事業所
- ☐ 4. 指定一般相談支援事業所
- ☐ 5. 障害福祉サービス事業所
- ☐ 6. 障害者支援施設
- ☐ 7. 障害者就業・生活支援センター
- ☐ 8. 発達障害者支援センター
- ☐ 9. 医療機関（一般診療）
- ☐ 10. 専門病院
- ☐ 11. 医療機関（精神科）
- ☐ 12. 医師会・歯科医師会等
- ☐ 13. 小学校（特別支援学校など）
- ☐ 14. 中学校（特別支援学校など）
- ☐ 15. 高校（特別支援学校など）
- ☐ 16. 民間企業
- ☐ 17. 高齢者介護の関係機関
- ☐ 18. 地域包括支援センター
- ☐ 19. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）
- ☐ 20. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)
- ☐ 21. 大学等（学識経験者など）
- ☐ 22. ハローワーク
- ☐ 23. 保健所
- ☐ 24. 保健センター
- ☐ 25. 保育所
- ☐ 26. 児童相談所
- ☐ 27. 市町村
- ☐ 28. 都道府県
- ☐ 29. 障害者相談員
- ☐ 30. 民生委員・児童委員
- ☐ 31. 主任児童委員
- ☐ 32. 地域住民の代表者
- ☐ 33. その他（　　）

2）本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、「②契約後の相談支援」を行った場合

②契約後の相談支援

- ☐ 1. 基幹相談支援センター
- ☐ 2. 障害者相談支援事業を実施している相談支援事業所
- ☐ 3. 指定特定相談支援事業所
- ☐ 4. 指定一般相談支援事業所
- ☐ 5. 障害福祉サービス事業所
- ☐ 6. 障害者支援施設
- ☐ 7. 障害者就業・生活支援センター
- ☐ 8. 発達障害者支援センター
- ☐ 9. 医療機関（一般診療）
- ☐ 10. 専門病院
- ☐ 11. 医療機関（精神科）
- ☐ 12. 医師会・歯科医師会等
- ☐ 13. 小学校（特別支援学校など）
- ☐ 14. 中学校（特別支援学校など）
- ☐ 15. 高校（特別支援学校など）
- ☐ 16. 民間企業
- ☐ 17. 高齢者介護の関係機関
- ☐ 18. 地域包括支援センター
- ☐ 19. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）
- ☐ 20. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)
- ☐ 21. 大学等（学識経験者など）
- ☐ 22. ハローワーク
- ☐ 23. 保健所
- ☐ 24. 保健センター
- ☐ 25. 保育所
- ☐ 26. 児童相談所
- ☐ 27. 市町村
- ☐ 28. 都道府県
- ☐ 29. 障害者相談員
- ☐ 30. 民生委員・児童委員
- ☐ 31. 主任児童委員
- ☐ 32. 地域住民の代表者
- ☐ 33. その他（　　）

3）本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、「③終了後の相談支援」を行った場合

③終了後の相談支援

- ☐ 1. 基幹相談支援センター
- ☐ 2. 障害者相談支援事業を実施している相談支援事業所
- ☐ 3. 指定特定相談支援事業所
- ☐ 4. 指定一般相談支援事業所
- ☐ 5. 障害福祉サービス事業所
- ☐ 6. 障害者支援施設
- ☐ 7. 障害者就業・生活支援センター
- ☐ 8. 発達障害者支援センター
- ☐ 9. 医療機関（一般診療）
- ☐ 10. 専門病院
- ☐ 11. 医療機関（精神科）
- ☐ 12. 医師会・歯科医師会等
- ☐ 13. 小学校（特別支援学校など）
- ☐ 14. 中学校（特別支援学校など）
- ☐ 15. 高校（特別支援学校など）
- ☐ 16. 民間企業
- ☐ 17. 高齢者介護の関係機関
- ☐ 18. 地域包括支援センター
- ☐ 19. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）
- ☐ 20. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)
- ☐ 21. 大学等（学識経験者など）
- ☐ 22. ハローワーク
- ☐ 23. 保健所
- ☐ 24. 保健センター
- ☐ 25. 保育所
- ☐ 26. 児童相談所
- ☐ 27. 市町村
- ☐ 28. 都道府県
- ☐ 29. 障害者相談員
- ☐ 30. 民生委員・児童委員
- ☐ 31. 主任児童委員
- ☐ 32. 地域住民の代表者
- ☐ 33. その他（　　）

6. 利用者の相談支援に関わった時間の記入

本調査対象期間中（令和3年11月～令和4年10月）における利用者への相談支援の状況について、「4」でチェックした①～③のすべての相談支援に関して、それぞれ該当するシートに、相談支援に関わった業務内容、時間等を入力してください。
※「4」でチェックしていない相談支援に関しては、入力は不要です。

	「4」で☑した場合	入力するシート名	
①相談受付後の相談支援	→	D-1 ①相談受付後の相談支援	←業務内容、時間等を入力
②契約後の相談支援	→	D-2 ②契約後の相談支援	←業務内容、時間等を入力
③終了後の相談支援	→	D-3 ③終了後の相談支援	←業務内容、時間等を入力

※回答にあたっては「調査実施要領」を参照してください。

相談支援業務実態調査
【調査票D-１】　相談支援専門員調査票①

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、利用者へ行った**「①相談受付後の相談支援」**の状況を記入してください。

※本調査対象期間より前に「①相談受付後の相談支援」を開始していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間以降にも「①相談受付後の相談支援」を継続していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に**「①相談受付後の相談支援」**を実施していない場合、このシートの入力は不要です。

1）年月	相談支援を行った年月を入力
2）業務コード	**業務コード表**を参照し、利用者に行った相談支援業務の業務コードを入力
3）支援にかかった時間	2）の支援を行うのにかかった時間を入力（おおよその時間で構いません）。
4）支援に関わった職員の職種	「主任相談支援専門員」「相談支援専門員」「その他」のいずれかを選択

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）のうち、このシートに入力した期間

年　月　日　～　年　月　日

	1）年月			2）業務コード	3）支援にかかった時間		4）支援に関わった職員の職種 【番号を選択】 1：主任相談支援専門員 2：相談支援専門員 3：その他
1	令和	年	月		時間	分	
2	令和	年	月		時間	分	
3	令和	年	月		時間	分	
4	令和	年	月		時間	分	
5	令和	年	月		時間	分	
6	令和	年	月		時間	分	
7	令和	年	月		時間	分	
8	令和	年	月		時間	分	
9	令和	年	月		時間	分	
10	令和	年	月		時間	分	
11	令和	年	月		時間	分	
12	令和	年	月		時間	分	
13	令和	年	月		時間	分	
14	令和	年	月		時間	分	
15	令和	年	月		時間	分	
16	令和	年	月		時間	分	
17	令和	年	月		時間	分	
18	令和	年	月		時間	分	

相談支援業務実態調査
【調査票D-２】　相談支援専門員調査票②

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、利用者へ行った**「②契約後の相談支援」**の状況を記入してください。

※本調査対象期間より前に「②契約後の相談支援」を開始していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間以降にも「②契約後の相談支援」を継続していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に**「②契約後の相談支援」**を実施していない場合、このシートの入力は不要です。

1）年月	相談支援を行った年月を入力
2）業務コード	**業務コード表**を参照し、利用者に行った相談支援業務の業務コードを入力
3）支援にかかった時間	2）の支援を行うのにかかった時間を入力（おおよその時間で構いません）。
4）支援に関わった職員の職種	「主任相談支援専門員」「相談支援専門員」「その他」のいずれかを選択
5）モニタリング	2）の業務のうち、**モニタリングとして関わったもの**に☑

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）のうち、このシートに入力した期間

年　月　日　～　年　月　日

	1）年月			2）業務コード	3）支援にかかった時間		4）支援に関わった職員の職種 【番号を選択】 1：主任相談支援専門員 2：相談支援専門員 3：その他	5）モニタリング ☑
1	令和	年	月		時間	分		☐
2	令和	年	月		時間	分		☐
3	令和	年	月		時間	分		☐
4	令和	年	月		時間	分		☐
5	令和	年	月		時間	分		☐
6	令和	年	月		時間	分		☐
7	令和	年	月		時間	分		☐
8	令和	年	月		時間	分		☐
9	令和	年	月		時間	分		☐
10	令和	年	月		時間	分		☐
11	令和	年	月		時間	分		☐
12	令和	年	月		時間	分		☐
13	令和	年	月		時間	分		☐
14	令和	年	月		時間	分		☐
15	令和	年	月		時間	分		☐
16	令和	年	月		時間	分		☐
17	令和	年	月		時間	分		☐
18	令和	年	月		時間	分		☐

相談支援業務実態調査
【調査票D-３】　相談支援専門員調査票③

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に、利用者へ行った**「③終了後の相談支援」**の状況を記入してください。

※本調査対象期間より前に「③終了後の相談支援」を開始していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間以降にも「③終了後の相談支援」を継続していた場合も、調査対象期間内（令和3年11月～令和4年10月）の状況のみご記入ください。

※本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）の間に**「③終了後の相談支援」**を実施していない場合、このシートの入力は不要です。

1）年月	相談支援を行った年月を入力
2）業務コード	**業務コード表**を参照し、利用者に行った相談支援業務の業務コードを入力
3）支援にかかった時間	2）の支援を行うのにかかった時間を入力（おおよその時間で構いません）。
4）支援に関わった職員の職種	「主任相談支援専門員」「相談支援専門員」「その他」のいずれかを選択

本調査対象期間（令和3年11月～令和4年10月）のうち、このシートに入力した期間

年　月　日　～　年　月　日

	1）年月			2）業務コード	3）支援にかかった時間		4）支援に関わった職員の職種 【番号を選択】 1：主任相談支援専門員 2：相談支援専門員 3：その他
1	令和	年	月		時間	分	
2	令和	年	月		時間	分	
3	令和	年	月		時間	分	
4	令和	年	月		時間	分	
5	令和	年	月		時間	分	
6	令和	年	月		時間	分	
7	令和	年	月		時間	分	
8	令和	年	月		時間	分	
9	令和	年	月		時間	分	
10	令和	年	月		時間	分	
11	令和	年	月		時間	分	
12	令和	年	月		時間	分	
13	令和	年	月		時間	分	
14	令和	年	月		時間	分	
15	令和	年	月		時間	分	
16	令和	年	月		時間	分	
17	令和	年	月		時間	分	
18	令和	年	月		時間	分	

【業務コード表】

基幹相談支援センター・障害者相談支援事業・特定相談支援（計画）・一般相談支援（地域移行・定着支援）の業務

※業務コードの詳細内容は2～3ページを参照

		業務コード
1．個別相談支援に関する業務		
1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	D1
	その他の面談（関係機関等）	D2
	来所面談に係る準備	D3
2）電話	利用者（本人・家族）との電話	D4
	その他の電話（関係機関等）	D5
3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	D6
	その他の連絡（関係機関等）	D7
4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	D8
	利用者（本人・家族）の同行支援	D9
	その他の訪問（関係機関等）	D10
	訪問による支援のための準備	D11
5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	D12
	入退院時の支援	D13
	入院中の利用者（本人）との面会	D14
6）その他の支援	各種手続きの支援	D15
	緊急時の対応 （本調査では、業務内容例に挙げた対応のみを緊急対応とする）	D16
	近隣住民の訴えへの対応	D17
7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	D18
	サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	D19
	サービス等利用計画の作成・記録・入力	D20
	地域移行支援計画の作成・記録・入力	D21
	地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	D22
	支援記録等の記入	D23
	モニタリング結果記録の作成・記入・入力	D24
8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	D25
	サービス担当者会議の開催	D26
	サービス担当者会議への出席	D27
9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	D28
	事業所外の関係機関等との会議	D29
10）その他	請求に係る事務処理	D30
2．その他		
1）移動・待機時間		D31
2）その他の業務		D32

業務コード表の詳細内容

基幹相談支援センター・障害者相談支援事業・特定相談支援（計画）・一般相談支援（地域移行・定着支援）の業務

			業務コード
1．個別相談支援に関する業務			
1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	来所による利用者（本人・家族等）との面談等に係る時間。また、各種制度・サービス等の説明や情報提供、プランについて本人に説明し、同意を得るための時間等も含める。	D1
	その他の面談（関係機関等）	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等が来所し、支援の調整や、利用者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。	D2
	来所面談に係る準備	個別の利用者の来所（面談）に係る事前準備や資料作成などに係る時間。 ※個別の利用者に係る打合せについては「28」に含めてください。	D3
2）電話	利用者（本人・家族）との電話	利用者（本人・家族等）への電話対応、行動支援、フォローアップ等のための電話連絡・相談に係る時間。電話をかけた場合、電話がかかってきた場合のいずれも含む。	D4
	その他の電話（関係機関等）	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、利用者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に電話対応した時間。 ※受診に係る場合は「12」、入退院に係る場合は「13」に含めてください。 ※行政、司法、障害福祉関係の手続きに係る場合は「15」に含めてください。	D5
3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	利用者（本人・家族等）へのメール・FAX・手紙等による相談対応、行動支援、フォローアップ等のための連絡・相談に係る時間。	D6
	その他の連絡（関係機関等）	メール・FAX・手紙等により個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、利用者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等に対応した時間。 ※受診に係る場合は「12」、入退院に係る場合は「13」に含めてください。 ※行政、司法、障害福祉関係の手続きに係る場合は「15」に含めてください。	D7
4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	利用者（本人・家族）のアセスメント・モニタリング（面談、生活場面での行動観察等）や、行動支援、フォローアップ等のために、自宅・居所や勤務先、学校等への訪問活動に係る時間。地域移行に向け、施設・病院等の利用者を訪問し、地域生活に関する情報提供や利用者の意向を聴取する時間。 ※入院中の利用者（本人）への訪問（入院中の状況把握等）は「14」に含めてください。	D8
	利用者（本人・家族）の同行支援	利用者（本人・家族）への同行支援に係る時間。地域移行に向け、地域の社会資源の見学、障害福祉サービス事業所の体験利用、物品の購入、など。 また、アセスメントの結果、他の相談支援機関等へのつなぎが適切と判断された場合に、必要に応じて、他機関への訪問（同行支援）、フォロー等を行った時間を含める。 ※受診に係る場合は「12」、入退院に係る場合は「13」に含めてください。 ※行政、司法、障害福祉関係の手続きに係る場合は「15」に含めてください。	D9
	その他の訪問（関係機関等）	個別の利用者の支援に関わるフォーマル・インフォーマルなさまざまな関係機関・関係者等による支援の調整や、利用者に関わる報告・連絡・情報提供・相談等のために関係機関等に訪問した時間。 地域移行に向け、施設・病院等の関係者との支援の調整等に訪問した時間。 ※入院中の利用者に関する入院先医療機関との面談等は「14」に含めてください。 ※行政、司法、障害福祉関係の手続きに係る場合は「15」に含めてください。	D10
	訪問による支援のための準備	コード8～10に係る個別の利用者の訪問による支援のための事前準備や資料作成などに係る時間。 ※個別の利用者に係る打合せについては「28」に含めてください。	D11
5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	医療機関の選定のための情報収集や連絡調整、医療機関への受診同行、受診を円滑に行うための支援（事前調整や事後調整）に係る時間。 ※本人に関するものに限る	D12
	入退院時の支援	入退院手続き、荷物準備、救急搬送対応（同行）などに係る時間。 ※入院日や退院日前後の手続等の業務のことをいう。地域移行のための動機づけや体験、関係機関の連携や入退院時カンファレンス等の業務は含まない。 ※本人に関するものに限る	D13
	入院中の利用者（本人）との面会	入院中の状況把握、必要に応じた入院先医療機関との面談等。 ※地域移行支援に係る院内等での面談などは含まない。 ※本人に関するものに限る。	D14

1．個別相談支援に関する業務			業務コード
6)その他の支援	各種手続きの支援	行政機関等での申請等の手続きの支援（住民登録、マイナンバー登録、税関係、年金、障害以外の福祉関係（生活保護等）、各種書類の自治体提出代行、認定調査結果・主治医意見書入手のための自治体訪問等）に係る時間。書類作成の支援や同行等による対応。※世帯に係るものも含む	D15
		司法（自己破産、成年後見制度利用申請等）に関する手続きの支援に係る時間。書類作成の支援や同行等による対応。※世帯に係るものも含む	
		障害福祉サービス等以外の障害福祉関係の手続（障害者手帳（判定）、減免・補助等）に係る時間。書類作成の支援や同行等による対応。※世帯に係るものも含む	
	緊急時の対応 （本調査では、業務内容例に挙げた対応のみを緊急対応とする）	警察の関わる事案への対応に係る時間。現場や警察署への同行、聞き取り対応など。	D16
		家族の急な状況の変化への対応（入院や死去、冠婚葬祭等による不在等）に係る時間。各種調整・対応など。 ※本人の体調変化等への対応の場合は「12」や「13」に含めてください。	
		住居や住宅設備のトラブル（水道やガス等の住宅設備の故障、雨漏り等）に係る時間。	
		災害・新型コロナウイルス感染症対応（調査時に災害や本人・同居家族に新型コロナウイルス感染症の感染者・濃厚接触者が発生した場合）に係る時間。	
	近隣住民の訴えへの対応	迷惑行為等に関する近隣住民等の訴えへの対応（サービス事業所等の支援困難との訴えへの対応）に係る時間。※世帯に係るものも含む	D17
7)記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	各種申請書の作成（代行等）や、インテーク時のアセスメントシート等の作成・記録に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。	D18
	サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	行政に提出する前にサービス等利用計画（案）の作成・記入・入力等を行った時間。サービス等利用計画（案）作成のために調べものをした時間も含める。（障害児の場合、障害児支援利用計画案） ※「特定相談・障害児相談」以外で、ケアマネジメントを実施しサービス等利用計画（案）以外のプランを作成した場合も含む	D19
	サービス等利用計画の作成・記録・入力	支給決定後のサービス等利用計画の作成・記入・入力等を行った時間。サービス等利用計画作成のために調べものをした時間も含める。モニタリング・評価に基づくプラン修正作業も含む。（障害児の場合、障害児支援利用計画） ※「特定相談・障害児相談」以外で、ケアマネジメントを実施しサービス等利用計画以外のプランを作成した場合も含む	D20
	地域移行支援計画の作成・記録・入力	プラン（原案を含む地域移行支援計画）の作成・記入・入力等を行った時間。プラン作成のために調べものをした時間も含める。	D21
	地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	プランの作成・記入・入力等を行った時間。プラン作成のために調べものをした時間も含める。モニタリング・評価に基づくプラン修正作業も含む。 ※地域定着支援の場合、地域定着支援台帳	D22
	支援記録等の記入	事業所内（外）における利用者の支援記録や、記録作成のため調べものをした時間。	D23
	モニタリング結果記録の作成・記入・入力	モニタリングを行った際の結果記録の作成・記録に係る時間。記入のために調べものをした時間も含める。	D24
8)サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	「サービス担当者会議」開催の準備を行った時間。関係機関等との調整、資料作成・コピー、会議記録の作成等も含める。 ※「特定相談・障害児相談」以外で利用者の支援について検討する個別支援会議等を含む。	D25
	サービス担当者会議の開催	「サービス担当者会議」を行った時間（会場設営等も含む）。サービス担当者会議の場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も、ここに含めてください。 ※「特定相談・障害児相談」以外で利用者の支援について検討する個別支援会議等を含む。	D26
	サービス担当者会議への出席	「サービス担当者会議」に出席した時間（開催者は除く）。サービス担当者会議の場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も、ここに含めてください。	D27
9)その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	個別の利用者について、職員間で立ち話程度の検討・相談を行った場合や、事業所内でケースカンファレンス等を行った場合などの時間。担当職員へ個別にスーパーバイズした時間等を含む。 ※ただし、個別の利用者に関わらない内容についての打ち合わせや会議（定例ミーティング等）は含まない。	D28
	事業所外の関係機関等との会議	個別の利用者について、他機関の主催する個別支援会議等に出席する時間や、貴事業所と関係機関等で合同ケース会議等を行うなどした時間。開催場所が、事業所内・他機関（事業所外）のいずれの場合も含めてください。	D29
10)その他	請求に係る事務処理	請求者の確認作業や請求入力処理、決裁等の確認事務などに要した事務処理・手続きの時間。	D30
2．その他			
1)移動・待機時間		上記に伴う移動時間および移動準備（荷物を詰める、地図確認等）の時間。	D31
2)その他の業務		上記に振り分けられない個別相談支援に関する業務	D32

相談支援に関する利用者アンケート調査 （調査票E）

あなたが利用している相談支援についてのアンケート調査となります。
お答えできる範囲で構いませんので、ご協力をお願いいたします。

・あてはまる数字を選択してください。
・「その他」を選んだ場合は、具体的な内容を記入してください。
※設問は全部で20～30問程度あります。

本調査の回答者について教えてください。

○ 1. 本人が回答
○ 2. 家族が本人に代わって回答
○ 3. その他

「3. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

---

1. あなたのことについてお答えください

問1 あなたの性別をお答えください。

○ 1. 男性
○ 2. 女性
○ 3. その他

問2 あなたの年齢をお答えください。

○ 1. 0～5歳
○ 2. 6～17歳
○ 3. 18～19歳
○ 4. 20～29歳
○ 5. 30～39歳
○ 6. 40～49歳
○ 7. 50～59歳
○ 8. 60～64歳
○ 9. 65～74歳
○ 10. 75歳以上

問3 あなたの同居している方についてお答えください。（あてはまるものをすべて選択）

□ 1. ひとり暮らし（同居者はいない）
□ 2. 父親
□ 3. 母親
□ 4. 配偶者
□ 5. 子ども
□ 6. 祖父
□ 7. 祖母
□ 8. 兄弟姉妹
□ 9. 孫
□ 10. その他

「10. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

問4 あなたの住まいについてお答えください。

○ 1. 持ち家（マンションも含む）
○ 2. 公営住宅
○ 3. 民間賃貸住宅（アパート・マンションなど）
○ 4. グループホームなど
○ 5. その他

「5. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

問5 あなたの障害種別についてお答えください。（あてはまるものをすべて選択）

□ 1. 身体障害
□ 2. 知的障害
□ 3. 精神障害
□ 4. 発達障害
□ 5. 高次脳機能障害
□ 6. 難病

問6 身体障害者手帳を持っていますか。

○ 1. 手帳を持っている
○ 2. 手帳を持っていない
○ 3. わからない

「1. 手帳を持っている」場合のみ
身体障害者手帳の等級をお答えください。

○ 1. 1級
○ 2. 2級
○ 3. 3級
○ 4. 4級
○ 5. 5級
○ 6. 6級
○ 7. 7級
○ 8. わからない

問7 療育手帳を持っていますか。

○ 1. 手帳を持っている
○ 2. 手帳を持っていない
○ 3. わからない

「1. 手帳を持っている」場合のみ
療育手帳の障害の程度をお答えください。

○ 1. 重度（A）
○ 2. それ以外（Bなど）
○ 3. わからない

問8　精神障害者保健福祉手帳を持っていますか。

○ 1. 手帳を持っている
○ 2. 手帳を持っていない
○ 3. わからない

「1. 手帳を持っている」場合のみ
精神障害者保健福祉手の等級をお答えください。

○ 1. 1級
○ 2. 2級
○ 3. 3級
○ 4. わからない

2. 今の相談先についてお答えください。

問9　今の相談先に初めて相談したのはいつ頃ですか。

○ わからない
○ 平成24年より前
○ 平成25年
○ 平成26年
○ 平成27年
○ 平成28年
○ 平成29年
○ 平成30年
○ 令和元年（平成31年）
○ 令和2年
○ 令和3年
○ 令和4年

問10　どのようにして今の相談先を知りましたか。（あてはまるものすべて選択）

□ 1. 相談窓口のポスター・チラシ・パンフレット
□ 2. 市区町村の広報誌
□ 3. 市区町村のホームページ
□ 4. 新聞やテレビ、雑誌など
□ 5. インターネット・SNS
□ 6. 家族・友人・知人からすすめられて
□ 7. 市役所・区役所・町村役場から紹介
□ 8. 市役所・区役所・町村役場以外の相談先から紹介
□ 9. 病院や診療所から紹介
□ 10. 学校や教育関係機関から紹介
□ 11. ほかの相談支援事業所から紹介
□ 12. サービス提供事業所（デイケア含む）から紹介
□ 13. その他
□ 14. わからない

「13. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

_____

問11　今の相談先ではどんなことを相談しましたか。（あてはまるものすべて選択）

□ 1. 障害について
□ 2. 病気や健康について
□ 3. 日常生活の困りごとについて
□ 4. 障害福祉サービスについて
□ 5. 地域移行・地域定着について
□ 6. 障害者手帳について
□ 7. 年金について
□ 8. 各種制度について
□ 9. 住まいについて
□ 10. 経済面について
□ 11. 仕事探し、就労について
□ 12. 家族関係・人間関係について
□ 13. DV・虐待について
□ 14. 教育・学習について
□ 15. 社会参加について
□ 16. 将来のことについて
□ 17. その他
□ 18. わからない

「17. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

_____

問12　今の相談先の職員の方の対応について、どう思いますか。
①～⑤のそれぞれについてお答えください。

①職員の方はあなたの話をよく聞いてくれますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

②職員の方はわかりやすく話をしていますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

③職員の方はあなたが必要な支援をしていますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

④職員の方は丁寧に対応してくれますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

⑤職員の方は迅速に対応してくれますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

問13　今の相談先は緊急で相談したいときに対応してくれますか。

○ 1. 対応してくれる
○ 2. 対応してくれない
○ 3. わからない

今の相談先が「2. 対応してくれない」と回答した場合
今の相談先が緊急で相談したいときに対応してくれない場合、どこに相談しますか。

□ 1. 市区町村の相談窓口
□ 2. ほかの相談支援事業所
□ 3. 障害福祉サービス提供事業所
□ 4. 病院や診療所
□ 5. 学校
□ 6. 家族・友人・知人
□ 7. その他
□ 8. わからない

「7. その他」を選択した場合、具体的に記入してください。

_____

問14　今の相談先で、障害福祉サービスを利用するための支援
（サービスを利用するための計画書の作成や見直しなど）を受けていますか。

○ 1. 現在、受けている
○ 2. 現在、受けていない
○ 3. わからない

「1. 現在、受けている」と回答した場合
計画書の作成やサービスの利用についてどう思いますか。
①～⑤のそれぞれについてお答えください。

①契約の内容についてわかりやすく説明してくれましたか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

②計画の内容についてわかりやすく説明してくれましたか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

③本人や家族の意向を取り入れた計画となっていますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

④希望するサービス利用ができていますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

⑤計画の見直し（モニタリング）を適切にしてくれますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

問15　今の相談先について、全体として満足していますか。

○ 1. 満足している
○ 2. まあ満足している
○ 3. どちらでもない
○ 4. あまり満足していない
○ 5. 満足していない
○ 6. わからない

「1. 満足している」「2. まあ満足している」と回答した場合
満足している理由はどのようなことですか。

「4. あまり満足していない」「5. 満足していない」と回答した場合
満足していない理由はどのようなことですか。

以上でアンケートは終了となります。
下の「送信」ボタンを押してください。

ご協力ありがとうございました。

都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査
【調査票Ｆ１：都道府県（自立支援）協議会関係者調査票】

事務局使用欄

都道府県名		市区町村名		役職	
所属				氏名	
電話番号		メールアドレス			

※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1．都道府県（自立支援）協議会について

(1)都道府県（自立支援）協議会への参加状況

①参加している（自立支援）協議会の都道府県名

②いつから参加していますか　元号　　年　　月から参加

③（自立支援）協議会における役割・役職

- ☐ 1．会長・部会長等
- ☐ 2．事務局等
- ☐ 3．その他

具体的に

(2)都道府県（自立支援）協議会に参加する際の所属先

都道府県（自立支援）協議会に参加する際、どのような関係機関・関係者として参加していますか。

- ☐ 1．都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）
- ☐ 2．都道府県相談支援体制整備事業（受託事業者）
- ☐ 3．管内の基幹相談支援センターを代表する者
- ☐ 4．管内の相談支援事業所を代表する者
- ☐ 5．管内の障害福祉サービス事業者を代表する者
- ☐ 6．管内の（自立支援）協議会の代表者　→（自治体名：　　）
- ☐ 7．相談支援従事者養成研修事業関係者（事務局担当者）
- ☐ 8．相談支援従事者養成研修事業関係者（講師等）
- ☐ 9．サービス管理責任者等養成研修事業関係者（事務局担当者）
- ☐ 10．サービス管理責任者等養成研修事業関係者（講師等）
- ☐ 11．障害当事者団体を代表する者・障害当事者（障害者相談員を除く）
- ☐ 12．障害者相談員（身体・知的）を代表する者
- ☐ 13．民生委員・児童委員（主任児童委員）を代表する者
- ☐ 14．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）
- ☐ 15．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）
- ☐ 16．権利擁護関係団体(権利擁護関係者)を代表する者　（　　）
- ☐ 17．発達障害者支援センター
- ☐ 18．医療的ケア児等支援センター
- ☐ 19．高次脳機能障害者支援センター
- ☐ 20．難病相談支援センター
- ☐ 21．地域生活定着支援センター

- ☐ 22．身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所
- ☐ 23．都道府県福祉事務所
- ☐ 24．精神保健福祉センター
- ☐ 25．保健所
- ☐ 26．管内市町村の保健センターを代表する者
- ☐ 27．医療機関　（専門機関として出席している領域：　　）
- ☐ 28．医師会・歯科医師会
- ☐ 29．障害者就業・生活支援センター
- ☐ 30．ハローワーク
- ☐ 31．民間企業　（　　）
- ☐ 32．児童相談所
- ☐ 33．管内の保育所を代表する者
- ☐ 34．管内教育関係機関（特別支援学校など）を代表する者　（　　）
- ☐ 35．高齢者介護（福祉）分野を代表する者
- ☐ 36．大学等（学識経験者など）
- ☐ 37．市町村（上記機関等以外の行政職員）
- ☐ 38．都道府県（上記機関等以外の行政職員（障害部局））
- ☐ 39．都道府県（上記機関等以外の行政職員（障害部局以外））
- ☐ 40．その他　（　　）

(3)都道府県（自立支援）協議会で参加している組織

都道府県（自立支援）協議会で、①参加している組織（会議体）に☑をし、②参加開始した年度を記入してください。
令和3年度にも参加している場合は、③令和3年度の参加回数も記入してください。

	（自立支援）協議会の組織	①参加している組織に☑		②参加開始した年度		③参加回数（令和3年度）	
1	各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	□	→		年度		回
2	地域の代表者が集まり、意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	□	→		年度		回
3	活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	□	→		年度		回
4	協議すべき地域の課題を少人数で検討する会議（専門部会等）	□	→	専門部会については(4)で回答			
5	その他	□	→		年度		回

(4)専門部会の参加状況

※都道府県（自立支援）協議会の専門部会に参加している場合

都道府県（自立支援）協議会で、①参加している専門部会に☑をし、②参加開始した年度を記入してください。
令和3年度にも参加している場合は、③令和3年度の参加回数も記入してください。

	専門部会	①参加している部会に☑		②参加開始した年度		③参加回数（令和3年度）	
1	権利擁護関係	□	→		年度		回
2	地域移行関係	□	→		年度		回
3	退院促進関係	□	→		年度		回
4	就労関係	□	→		年度		回
5	子ども関係	□	→		年度		回
6	相談支援関係	□	→		年度		回
7	人材養成関係	□	→		年度		回
8	地域生活・生活支援関係	□	→		年度		回
9	精神関係	□	→		年度		回
10	その他　（　　）	□	→		年度		回
11	その他　（　　）	□	→		年度		回
12	その他　（　　）	□	→		年度		回

2. 都道府県（自立支援）協議会の活動状況について

(1)都道府県（自立支援）協議会の取組状況

あなたが参加する都道府県（自立支援）協議会では、以下の項目についてどの程度、取り組んでいると思いますか。
各項目について、あてはまる番号1～5のいずれかを選択してください。

		1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない	5 わからない
1)	都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有	○	○	○	○	○
2)	都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）	○	○	○	○	○
3)	都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	○	○	○	○	○
4)	相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議	○	○	○	○	○
5)	管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言	○	○	○	○	○
6)	都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議	○	○	○	○	○
7)	障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	○	○	○	○	○
8)	都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	○	○	○	○	○
9)	専門部会等の設置、運営 等	○	○	○	○	○
10)	市区町村（自立支援）協議会から報告のあった課題等の検討	○	○	○	○	○
11)	医療的ケア児等の支援体制の構築等に関する協議	○	○	○	○	○
12)	障害児入所施設からの移行に関する協議	○	○	○	○	○
13)	その他	○	○	○	○	○

(2)(自立支援)協議会の活動状況

①あなたが参加する都道府県(自立支援)協議会は活発に活動をしていると思いますか。参加している各組織ごとに1～4のいずれかを選択してください。

※参加している組織についてのみ回答してください。

②1)～3)のいずれかが「1」「2」に該当した場合、活発に活動している要因について具体的に記入してください。

③1)～3)のいずれかに「3」「4」が該当した場合、活発に活動できていない要因について具体的に記入してください。

①協議会の活動状況

	1. 活発に活動している	2. まあ活発に活動している	3. あまり活発に活動できていない	4. 活発に活動できていない
1)事務局会議(運営会議)等	○	○	○	○
2)全体会・定例会等	○	○	○	○
3)専門部会				
1 権利擁護関係	○	○	○	○
2 地域移行関係	○	○	○	○
3 退院促進関係	○	○	○	○
4 就労関係	○	○	○	○
5 子ども関係	○	○	○	○
6 相談支援関係	○	○	○	○
7 人材養成関係	○	○	○	○
8 地域生活・生活支援関係	○	○	○	○
9 精神関係	○	○	○	○
10 その他	○	○	○	○
11 その他	○	○	○	○
12 その他	○	○	○	○

1)～3)のいずれかが 「1」「2」に該当した場合

②活発に活動している要因(具体的に)

1)～3)のいずれかが「3」「4」に該当した場合

③活発に活動できていない要因(具体的に)

(3)都道府県(自立支援)協議会の活動を進める上での課題

①都道府県(自立支援)協議会の活動を進める上で課題だと感じているものに☑

- ☐ 1. 参加する機関が限られている
- ☐ 2. 発言者が限られている
- ☐ 3. 職員の異動等により継続した議論が難しい
- ☐ 4. 業務が忙しく集まりにくい
- ☐ 5. 議論するための時間が少ない
- ☐ 6. 参加者の負担が大きい
- ☐ 7. 協議会の役割を理解してもらえない
- ☐ 8. 成果がわかりにくい
- ☐ 9. 事務局がうまく機能していない
- ☐ 10. 何に取り組んでよいか理解できていない
- ☐ 11. 情報共有ができていない
- ☐ 12. 関係者との連携がうまくいかない
- ☐ 13. 市町村や市町村協議会との連携方法がわからない
- ☐ 14. 活動のための経費が不足している
- ☐ 15. その他　(　　)

② ①で該当した課題について具体的な内容を記入してください。

③ ①の課題を解決するためには、(自立支援)協議会としてどのような工夫が必要だと思いますか。

市区町村（自立支援）協議会に関する実態調査
【調査票Ｆ２：市区町村（自立支援）協議会関係者調査票】

事務局使用欄

都道府県名		市区町村名		役職	
所属				氏名	
電話番号		メールアドレス			

※回答にあたっては「調査実施要領」も参照してください。

1．市区町村（自立支援）協議会について

(1)市区町村の（自立支援）協議会への参加状況

①参加している（自立支援）協議会の市区町村名

②いつから参加していますか　元号　　年　　月から参加

③（自立支援）協議会における役割・役職

- ☐ 1．会長・部会長等
- ☐ 2．事務局等
- ☐ 3．その他

具体的に

(2)市区町村（自立支援）協議会に参加する際の所属先

市区町村（自立支援）協議会に参加する際、どのような関係機関・関係者として参加していますか。

- ☐ 1．基幹相談支援センター
- ☐ 2．相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）
- ☐ 3．相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託なし）
- ☐ 4．障害福祉サービス事業者（居宅系サービス）
- ☐ 5．障害福祉サービス事業者（日中活動系サービス）
- ☐ 6．障害福祉サービス事業者（就労系サービス）
- ☐ 7．障害福祉サービス事業者（グループホーム）
- ☐ 8．障害福祉サービス事業者（障害者支援施設）
- ☐ 9．障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）
- ☐ 10．障害者相談員
- ☐ 11．民生委員・児童委員・主任児童委員
- ☐ 12．地域住民の代表者　→（具体的に：　　）
- ☐ 13．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）
- ☐ 14．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）
- ☐ 15．権利擁護関係団体（権利擁護関係者）
- ☐ 16．障害者就業・生活支援センター
- ☐ 17．ハローワーク
- ☐ 18．民間企業　（　　）
- ☐ 19．発達障害者支援センター
- ☐ 20．高次脳機能障害者支援センター
- ☐ 21．地域生活定着支援センター
- ☐ 22．警察
- ☐ 23．身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所
- ☐ 24．保健所

- ☐ 25．保健センター
- ☐ 26．医療機関（専門機関として出席している領域：　　）
- ☐ 27．医療機関（精神科）
- ☐ 28．医師会・歯科医師会等
- ☐ 29．教育関係機関（特別支援学校など）
- ☐ 30．教育委員会
- ☐ 31．高齢者介護の関係機関
- ☐ 32．地域包括支援センター
- ☐ 33．福祉事務所（管内の生活保護担当部署）
- ☐ 34．生活困窮者自立相談支援機関
- ☐ 35．児童相談所
- ☐ 36．保育所・幼稚園
- ☐ 37．児童発達支援センター
- ☐ 38．医療的ケア児等コーディネーター
  ※本項目の他機関に所属している場合も医療的ケア児等コーディネーターについては☑
- ☐ 39．市町村職員（子ども子育て担当部署）
- ☐ 40．重層的支援体制整備事業関係者（多機関協働コーディネーター等）
- ☐ 41．市町村（行政職員）　※本項目で具体的に示されている部署を除く
- ☐ 42．都道府県（行政職員（障害部局））　※本項目で具体的に示されている機関を除く
- ☐ 43．都道府県（行政職員（障害部局以外））
- ☐ 44．都道府県の（自立支援）協議会の代表者
- ☐ 45．都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー
- ☐ 46．大学等（学識経験者など）
- ☐ 47．その他　（　　）

(3)市区町村（自立支援）協議会で参加している組織

市区町村（自立支援）協議会で、①参加している組織に☑をし、②参加開始した年度を記入してください。
令和3年度にも参加している場合は、③令和3年度の参加回数も記入してください。

	（自立支援）協議会の組織	①参加している組織に☑		②参加開始した年度		③参加回数（令和3年度）	
1	各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（運営会議・事務局会議等）	□	→		年度		回
2	地域の代表者が集まり、意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	□	→		年度		回
3	活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	□	→		年度		回
4	協議すべき地域の課題を少人数で検討する会議（専門部会）	□	→	専門部会については(4)で回答			
5	障害者の課題解決やサービス調整のため関係者が協議（個別支援会議）	□	→		年度		回
6	その他	□	→		年度		回

(4)専門部会の参加状況

※市区町村（自立支援）協議会の専門部会に参加している場合

市区町村（自立支援）協議会で、①参加している専門部会に☑をし、②参加開始した年度を記入してください。
令和3年度にも参加している場合は、③令和3年度の参加回数も記入してください。

	専門部会	①参加している部会に☑		②参加開始した年度		③参加回数（令和3年度）	
1	権利擁護関係	□	→		年度		回
2	地域移行関係	□	→		年度		回
3	退院促進関係	□	→		年度		回
4	就労関係	□	→		年度		回
5	子ども関係	□	→		年度		回
6	相談支援関係	□	→		年度		回
7	人材養成関係	□	→		年度		回
8	地域生活・生活支援関係	□	→		年度		回
9	精神関係	□	→		年度		回
10	その他　（　　）	□	→		年度		回
11	その他　（　　）	□	→		年度		回
12	その他　（　　）	□	→		年度		回

2. 市区町村（自立支援）協議会の活動状況について

(1)市区町村（自立支援）協議会の取組状況

あなたが参加する市区町村（自立支援）協議会では、以下の項目についてどの程度、取り組んでいると思いますか。
各項目について、あてはまる番号1～5のいずれかを選択してください。

		1 できている	2 ややできている	3 あまりできていない	4 できていない	5 わからない
1)	地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有	○	○	○	○	○
2)	地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握	○	○	○	○	○
3)	地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	○	○	○	○	○
4)	地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	○	○	○	○	○
5)	個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	○	○	○	○	○
6)	地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	○	○	○	○	○
7)	市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	○	○	○	○	○
8)	基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	○	○	○	○	○
9)	障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	○	○	○	○	○
10)	市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	○	○	○	○	○
11)	専門部会等の設置、運営	○	○	○	○	○
12)	その他　（　　）	○	○	○	○	○

(2)市区町村（自立支援）協議会の活動状況

①あなたが参加する市区町村（自立支援）協議会は活発に活動をしていると思いますか。参加している各組織ごとに1～4のいずれかを選択してください。

※参加している組織についてのみ回答してください。

②1）～3）のいずれかが「1」「2」に該当した場合、活発に活動している要因について具体的に記入してください。

③1）～3）のいずれかに「3」「4」が該当した場合、活発に活動できていない要因について具体的に記入してください。

①協議会の活動状況

	1．活発に活動している	2．まあ活発に活動している	3．あまり活発に活動できていない	4．活発に活動できていない
1）事務局会議（運営会議）等	○	○	○	○
2）全体会・定例会等	○	○	○	○
3）専門部会				
1　権利擁護関係	○	○	○	○
2　地域移行関係	○	○	○	○
3　退院促進関係	○	○	○	○
4　就労関係	○	○	○	○
5　子ども関係	○	○	○	○
6　相談支援関係	○	○	○	○
7　人材養成関係	○	○	○	○
8　地域生活・生活支援関係	○	○	○	○
9　精神関係	○	○	○	○
10　その他	○	○	○	○
11　その他	○	○	○	○
12　その他	○	○	○	○

いずれかが 「1」「2」に該当した場合

②活発に活動している要因（具体的に）

いずれかが「3」「4」に該当した場合

③活発に活動できていない要因（具体的に）

(3)市区町村（自立支援）協議会の活動を進める上での課題

①市区町村（自立支援）協議会の活動を進める上で課題だと感じているものに☑

- ☐ 1．参加する機関が限られている
- ☐ 2．発言者が限られている
- ☐ 3．職員の異動等により継続した議論が難しい
- ☐ 4．業務が忙しく集まりにくい
- ☐ 5．議論するための時間が少ない
- ☐ 6．参加者の負担が大きい
- ☐ 7．協議会の役割を理解してもらえない
- ☐ 8．成果がわかりにくい
- ☐ 9．事務局がうまく機能していない
- ☐ 10．何に取り組んでよいか理解できていない
- ☐ 11．情報共有ができていない
- ☐ 12．関係者との連携がうまくいかない
- ☐ 13．市町村や市町村協議会との連携方法がわからない
- ☐ 14．活動のための経費が不足している
- ☐ 15．その他　（　　）

② ①で該当した課題について具体的な内容を記入してください。

③ ①の課題を解決するためには、（自立支援）協議会としてどのような工夫が必要だと思いますか。

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

相談支援に関する実態調査
【調査票A：都道府県調査】 集計結果

調査対象 ： 全都道府県の障害担当・（自立支援）協議会担当部局
調査方法 ： 都道府県あてに厚生労働省よりメールを送信。
調査終了後、直接調査実施機関へメールで調査票を送付。
調査期間 ： 令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）

回収状況 ： 28 自治体

1. 自治体について（令和4年4月現在）

(1)（自立支援）協議会の設置状況

	件数	%
設置あり	28	100.0%
設置なし	0	0.0%
合計	28	100.0%

※設置ありの場合

(2)障害福祉部局における（自立支援）協議会担当の人員体制について【1自治体当たり平均】

（自立支援）協議会担当者		
	うち、（自立支援）協議会の専任	うち、他の業務との兼務
2.6 人	0.0 人	2.6 人

※他の業務と兼務している場合

(3)（自立支援）協議会担当者の他の業務

（複数回答）

	件数	%
一般相談支援事業所の指定業務	8	28.6%
研修事業	18	64.3%
その他	25	89.3%
全体	28	

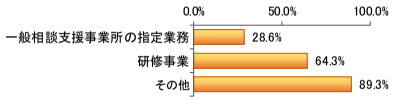

研修事業について

（複数回答）

	件数	%
相談支援従事者養成研修	17	94.4%
サービス管理責任者等研修	10	55.6%
その他	11	61.1%
全体	18	

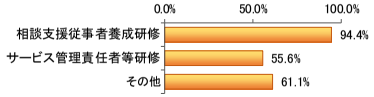

2. 都道府県（自立支援）協議会について

(1)（自立支援）協議会の令和4年度予算額と財源

①令和4年度（自立支援）協議会の予算額

※金額の記載のあるデータのみで集計

		予算額（平均）	（中央値）	（最大値）	（最小値）
全体	27	2,584,364 円	736,120 円	23,914,080 円	0 円

※金額の記載のあるデータのみで集計

	件数	%
0円	2	7.4%
10万円未満	0	0.0%
10万～25万円未満	3	11.1%
25万～50万円未満	7	25.9%
50万～75万円未満	2	7.4%
75万～100万円未満	2	7.4%
100万～200万円未満	6	22.2%
200万～300万円未満	1	3.7%
300万～400万円未満	0	0.0%
400万～500万円未満	0	0.0%
500万～1000万円未満	2	7.4%
1000万円以上	2	7.4%
合計	27	100.0%

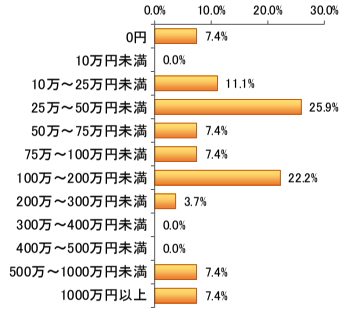

②財源として充当しているもの

（複数回答）

	件数	%
1. 都道府県の自主財源・交付税	25	89.3%
2. 地域生活支援事業補助金（都道府県相談支援体制整備事業）を活用	5	17.9%
3. 地域生活支援事業補助金（障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業）を活用	1	3.6%
4. その他	4	14.3%
全体	28	

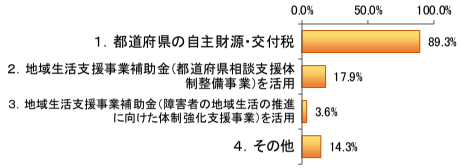

(2)（自立支援）協議会の事務局の運営方法

（複数回答）

	件数	%
1. 都道府県が直営（本庁）	26	92.9%
2. 都道府県が直営	0	0.0%
3. 委託事業者と共同で運営（一部を委託）	1	3.6%
4. 委託事業者が運営（全部を委託）	1	3.6%
5. その他	0	0.0%
全体	28	

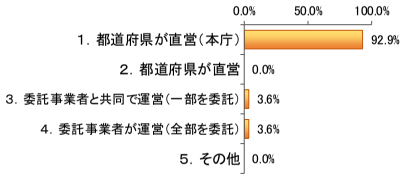

(3)(自立支援)協議会の事務局を構成するメンバー

（複数回答）

	件数	%
1. 都道府県	27	96.4%
2. 都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー)	5	17.9%
3. 都道府県相談支援体制整備事業(受託事業者)	1	3.6%
4. 管内の基幹相談支援センターの関係者	1	3.6%
5. 管内の相談支援事業所の関係者	2	7.1%
6. 管内市町村の担当者	1	3.6%
7. 障害福祉サービス提供事業者	2	7.1%
8. その他	2	7.1%
全体	28	

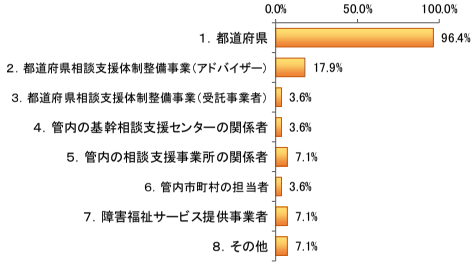

(4)(自立支援)協議会の事務局会議(運営会議)に向けた事前準備について

	件数	%
1. 都道府県が準備している	21	75.0%
2. 都道府県と事務局の他の構成メンバーが協議のうえ準備している	2	7.1%
3. 都道府県以外の事務局の構成メンバーが準備している	1	3.6%
4. その他	4	14.3%
無回答	0	0.0%
合計	28	100.0%

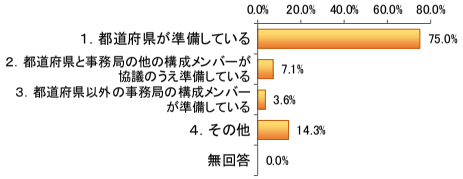

(5)施策推進協議会との関係について

	件数	%
1. 構成員は同一で、同日に開催し、一体的に運営されている	6	21.4%
2. 構成員は同一だが、別の日程で開催されている	0	0.0%
3. 構成員が異なり、別々に運営されている	21	75.0%
4. その他	1	3.6%
無回答	0	0.0%
合計	28	100.0%

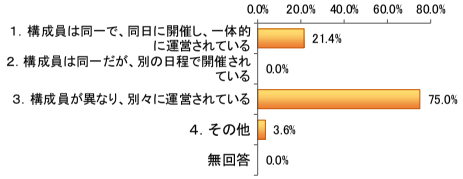

(6)(自立支援)協議会の組織について

①設置している組織(会議体)　（複数回答）

	件数	%	該当のみ	開催回数（平均）	メンバー人数（平均）	オンライン開催の有無 有り	無し	無回答	計
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議(事務局会議(運営会議)等)	6	21.4%	→	5.0 回	9.0 人	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議(全体会等)	23	82.1%	→	1.5 回	20.0 人	13 56.5%	10 43.5%	0 0.0%	23 100.0%
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議(定例会等)	11	39.3%	→	1.8 回	18.6 人	8 72.7%	3 27.3%	0 0.0%	11 100.0%
協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議(専門部会等)	25	89.3%	→						
その他	4	14.3%	→	4.5 回	24.8 人	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	4 100.0%
全体	28								

(7)(自立支援)協議会の構成メンバー

（複数回答）

	運営会議・事務局会議等		全体会等		定例会等		専門部会 相談支援関係		専門部会 人材養成関係		専門部会 子ども関係	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 都道府県相談支援体制整備事業(アドバイザー)	3	50.0%	6	26.1%	2	18.2%	9	36.0%	7	28.0%	2	8.0%
2. 都道府県相談支援体制整備事業(受託事業者)	1	16.7%	3	13.0%	2	18.2%	3	12.0%	4	16.0%	3	12.0%
3. 管内の基幹相談支援センターを代表する者	2	33.3%	3	13.0%	2	18.2%	9	36.0%	8	32.0%	2	8.0%
4. 管内の相談支援事業所を代表する者	1	16.7%	13	56.5%	5	45.5%	13	52.0%	10	40.0%	4	16.0%
5. 管内の障害福祉サービス事業者を代表する者	1	16.7%	14	60.9%	3	27.3%	4	16.0%	7	28.0%	5	20.0%
6. 管内の(自立支援)協議会の代表者	0	0.0%	2	8.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
7. 相談支援従事者養成研修事業関係者(事務局担当者)	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	4	16.0%	6	24.0%	1	4.0%
8. 相談支援従事者養成研修事業関係者(講師等)	1	16.7%	3	13.0%	1	9.1%	6	24.0%	8	32.0%	1	4.0%
9. サービス管理責任者等養成研修事業関係者 (事務局担当者)	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	3	12.0%	5	20.0%	1	4.0%
10. サービス管理責任者等養成研修事業関係者 (講師等)	1	16.7%	2	8.7%	1	9.1%	4	16.0%	7	28.0%	1	4.0%
11. 障害当事者団体を代表する者・障害当事者(障害者相談員を除く)	0	0.0%	18	78.3%	6	54.5%	2	8.0%	3	12.0%	4	16.0%
12. 障害者相談員(身体・知的)を代表する者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
13. 民生委員・児童委員(主任児童委員)を代表する者	0	0.0%	2	8.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
14. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)	0	0.0%	6	26.1%	2	18.2%	1	4.0%	1	4.0%	1	4.0%
15. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会以外)	0	0.0%	6	26.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%
16. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)を代表する者	0	0.0%	2	8.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
17. 発達障害者支援センター	1	16.7%	3	13.0%	3	27.3%	4	16.0%	4	16.0%	4	16.0%
18. 医療的ケア児等支援センター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%	1	4.0%	3	12.0%
19. 高次脳機能障害者支援センター	0	0.0%	2	8.7%	2	18.2%	3	12.0%	0	0.0%	0	0.0%
20. 難病相談支援センター	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%
21. 地域生活定着支援センター	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
22. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	0	0.0%	2	8.7%	1	9.1%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
23. 都道府県福祉事務所	0	0.0%	1	4.3%	1	9.1%	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
24. 精神保健福祉センター	1	16.7%	2	8.7%	2	18.2%	3	12.0%	1	4.0%	0	0.0%
25. 保健所	0	0.0%	3	13.0%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
26. 管内市町村の保健センターを代表する者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
27. 医療機関	1	16.7%	11	47.8%	3	27.3%	1	4.0%	1	4.0%	5	20.0%
28. 医師会・歯科医師会	0	0.0%	6	26.1%	2	18.2%	1	4.0%	0	0.0%	4	16.0%
29. 障害者就業・生活支援センター	1	16.7%	8	34.8%	2	18.2%	2	8.0%	1	4.0%	1	4.0%
30. ハローワーク	0	0.0%	4	17.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
31. 民間企業	0	0.0%	1	4.3%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.0%
32. 児童相談所	0	0.0%	2	8.7%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.0%
33. 管内の保育所を代表する者	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	8.0%
34. 管内教育関係機関(特別支援学校など)を代表する者	0	0.0%	12	52.2%	5	45.5%	1	4.0%	0	0.0%	4	16.0%
35. 高齢者介護(福祉)分野を代表する者	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
36. 大学等(学識経験者など)	1	16.7%	16	69.6%	7	63.6%	4	16.0%	6	24.0%	5	20.0%
37. 市町村(上記機関等以外の行政職員)	0	0.0%	15	65.2%	6	54.5%	7	28.0%	5	20.0%	3	12.0%
38. 都道府県(上記機関等以外の行政職員(障害部局))	3	50.0%	3	13.0%	0	0.0%	3	12.0%	3	12.0%	2	8.0%
39. 都道府県(上記機関等以外の行政職員(障害部局以外))	0	0.0%	4	17.4%	1	9.1%	1	4.0%	1	4.0%	3	12.0%
40. その他	1	16.7%	10	43.5%	7	63.6%	3	12.0%	2	8.0%	3	12.0%
全体	6		23		11		25		25		25	

(8)(自立支援)協議会のメンバーの選定基準

（複数回答）

	件数	%
1. 分野ごとのバランスを考慮して選定	26	92.9%
2. 障害種別が偏らないように選定	21	75.0%
3. 地域が偏らないように選定	10	35.7%
4. 地域で積極的に活動している方(団体)等を選定	10	35.7%
5. 障害当事者を選定	18	64.3%
6. 学識経験者を選定	22	78.6%
7. 協議会の活動に理解・関心がある方(団体)等を選定	6	21.4%
8. その他	3	10.7%
9. 特に決まっていない	1	3.6%
全体	28	

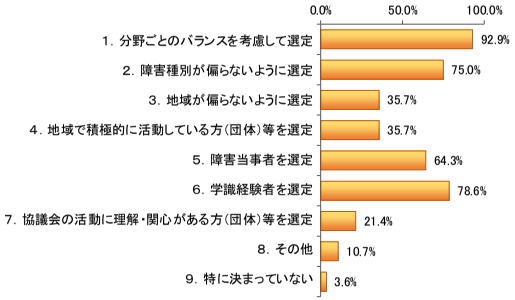

(9)(自立支援)協議会に障害当事者が参画する上での工夫

（複数回答）

	件数	%
1. 委員の公募方法	26	92.9%
2. 開催の案内方法	21	75.0%
3. 開催会場の選定や設営	10	35.7%
4. 会議資料の作成	10	35.7%
5. 資料の説明	18	64.3%
6. 意見の聴取	22	78.6%
7. 意思疎通者の配置	6	21.4%
8. その他	3	10.7%
9. 特になし	1	3.6%
全体	28	

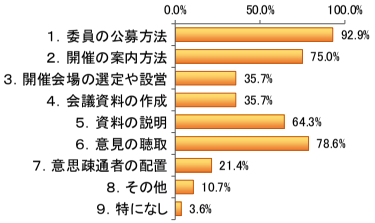

(10)(自立支援)協議会の会長

	件数	%
置いている	23	82.1%
置いていない	5	17.9%
無回答	0	0.0%
合計	28	100.0%

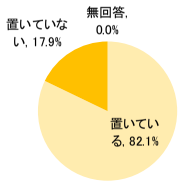

任期

	件数	%
1年	2	8.7%
2年	15	65.2%
3年	4	17.4%
4年以上	0	0.0%
無回答	2	8.7%
合計	23	100.0%

平均 2.1 年

再任可否

	件数	%
可	23	100.0%
不可	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	23	100.0%

(11)専門部会の実施状況

①専門部会の数　平均 3.8 部会

※記載のあった103件の部会について集計

②専門部会の分野　（複数回答）

	件数	%
1. 権利擁護関係	13	12.6%
2. 地域移行関係	18	17.5%
3. 退院促進関係	10	9.7%
4. 就労関係	12	11.7%
5. 子ども関係	20	19.4%
6. 相談支援関係	29	28.2%
7. 人材養成関係	25	24.3%
8. 地域生活・生活支援関係	13	12.6%
9. 精神関係	14	13.6%
10. その他	18	17.5%
全体	103	

その他：医療的ケア、強度行動障害支援、人材確保、等

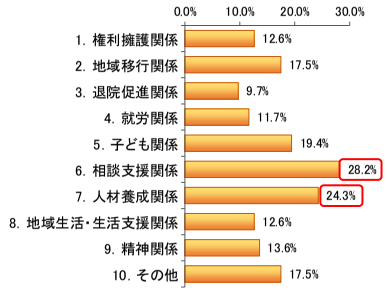

③開催回数　平均 2.2 回

④メンバー数　平均 14.8 人

⑤部会長の有無

	件数	%
置いている	72	69.9%
置いていない	0	0.0%
無回答	31	30.1%
合計	103	100.0%

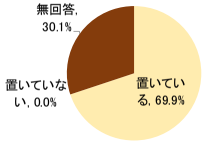

⑥任期

	件数	%
1年	13	18.1%
2年	38	52.8%
3年	10	13.9%
4年以上	0	0.0%
無回答	11	15.3%
合計	72	100.0%

平均 2.0 年

⑦再任可否

	件数	%
可	66	91.7%
不可	1	1.4%
無回答	5	6.9%
合計	72	100.0%

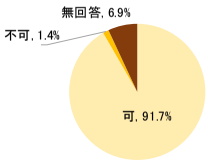

3.（自立支援）協議会の活動状況について

(1)（自立支援）協議会の取組と役割

	①協議会における取組状況						②担当している部署・部門（複数回答）						
	できている	ややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計	事務局	事務局会議（運営会議）等	全体会・定例会	専門部会	その他	決まっていない	全体
1. 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有	10 35.7%	15 53.6%	3 10.7%	0 0.0%	0 0.0%	28 100.0%	10 35.7%	6 21.4%	24 85.7%	15 53.6%	0 0.0%	0 0.0%	28
2. 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）	8 28.6%	15 53.6%	4 14.3%	0 0.0%	1 3.6%	28 100.0%	10 35.7%	5 17.9%	12 42.9%	20 71.4%	0 0.0%	0 0.0%	28
3. 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	4 14.3%	15 53.6%	8 28.6%	0 0.0%	1 3.6%	28 100.0%	8 28.6%	4 14.3%	17 60.7%	14 50.0%	0 0.0%	1 3.6%	28
4. 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議	11 39.3%	13 46.4%	3 10.7%	0 0.0%	1 3.6%	28 100.0%	8 28.6%	4 14.3%	7 25.0%	23 82.1%	2 7.1%	0 0.0%	28
5. 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言	4 14.3%	12 42.9%	6 21.4%	5 17.9%	1 3.6%	28 100.0%	6 21.4%	3 10.7%	10 35.7%	16 57.1%	0 0.0%	3 10.7%	28
6. 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議	6 21.4%	10 35.7%	3 10.7%	8 28.6%	1 3.6%	28 100.0%	7 25.0%	2 7.1%	5 17.9%	13 46.4%	3 10.7%	4 14.3%	28
7. 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	3 10.7%	12 42.9%	7 25.0%	5 17.9%	1 3.6%	28 100.0%	7 25.0%	1 3.6%	13 46.4%	11 39.3%	1 3.6%	3 10.7%	28
8. 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	10 35.7%	9 32.1%	7 25.0%	2 7.1%	0 0.0%	28 100.0%	8 28.6%	2 7.1%	19 67.9%	7 25.0%	2 7.1%	1 3.6%	28
9. 専門部会等の設置、運営 等	14 50.0%	9 32.1%	4 14.3%	1 3.6%	0 0.0%	28 100.0%	13 46.4%	2 7.1%	12 42.9%	15 53.6%	0 0.0%	1 3.6%	28
10. 市町村（自立支援）協議会から報告のあった課題等の検討	4 14.3%	8 28.6%	9 32.1%	5 17.9%	2 7.1%	28 100.0%	8 28.6%	4 14.3%	12 42.9%	11 39.3%	1 3.6%	3 10.7%	28
11. 医療的ケア児等の支援体制の構築等に関する協議	10 35.7%	8 28.6%	3 10.7%	5 17.9%	2 7.1%	28 100.0%	8 28.6%	1 3.6%	7 25.0%	17 60.7%	2 7.1%	1 3.6%	28
12. 障害児入所施設からの移行に関する協議	1 3.6%	7 25.0%	9 32.1%	9 32.1%	2 7.1%	28 100.0%	7 25.0%	2 7.1%	5 17.9%	7 25.0%	4 14.3%	6 21.4%	28
13. その他	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	27 96.4%	28 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	28

(2)（自立支援）協議会における課題の検討について

※検討した課題について記載のあった101件について集計

①これまで検討した課題のテーマ

	件数	%
1. 権利擁護関係	8	7.9%
2. 地域移行・退院促進関係	9	8.9%
3. 就労関係	3	3.0%
4. 子ども関係	6	5.9%
5. 相談支援関係	19	18.8%
6. 人材養成関係	13	12.9%
7. 地域生活・生活支援関係	14	13.9%
8. 精神関係	3	3.0%
9. 管内市区町村協議会の課題共有・広域連携	5	5.0%
10. その他	20	19.8%
無回答	1	1.0%
合計	101	100.0%

その他：障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、医療的ケアの体制整備　等

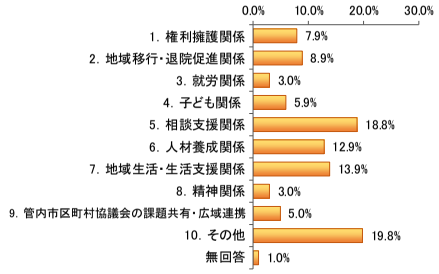

②検討経過

	件数	%
1.検討したが解決につながらなかった	1	1.0%
2.検討ののち具体的な取組を実施	47	46.5%
3.検討ののち取組を実施し、成果があった	23	22.8%
4.検討中/これから検討	30	29.7%
無回答	0	0.0%
合計	101	100.0%

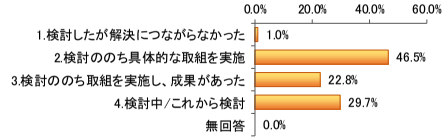

①これまで検討した課題のテーマ　×　②検討経過

	検討経過					計
	1.検討したが解決につながらなかった	2.検討ののち具体的な取組を実施	3.検討ののち取組を実施し、成果があった	4.検討中/これから検討	無回答	
1. 権利擁護関係	0 0.0%	1 12.5%	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	8 100.0%
2. 地域移行・退院促進関係	0 0.0%	4 44.4%	2 22.2%	3 33.3%	0 0.0%	9 100.0%
3. 就労関係	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
4. 子ども関係	0 0.0%	2 33.3%	1 16.7%	3 50.0%	0 0.0%	6 100.0%
5. 相談支援関係	1 5.3%	12 63.2%	2 10.5%	4 21.1%	0 0.0%	19 100.0%
6. 人材養成関係	0 0.0%	8 61.5%	4 30.8%	1 7.7%	0 0.0%	13 100.0%
7. 地域生活・生活支援関係	0 0.0%	4 28.6%	3 21.4%	7 50.0%	0 0.0%	14 100.0%
8. 精神関係	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
9. 管内市区町村協議会の課題共有・広域連携	0 0.0%	2 40.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
10. その他	0 0.0%	11 55.0%	4 20.0%	5 25.0%	0 0.0%	20 100.0%
無回答	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	1 1.0%	47 46.5%	23 22.8%	30 29.7%	0 0.0%	101 100.0%

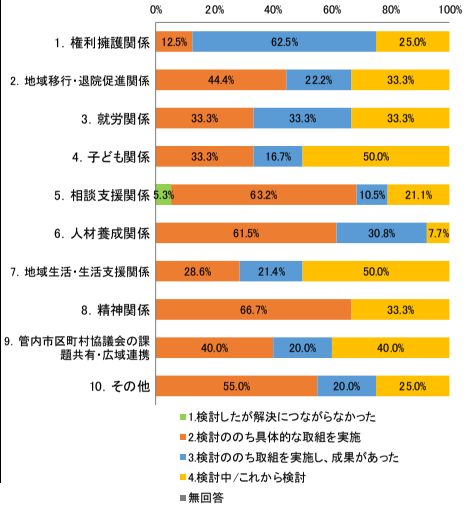

平均検討期間

※検討期間の記載があるもので集計。「4. 検討中/これから検討」を除く。

			平均検討期間（ヵ月）
全体		32	18.0 ヵ月
課題の分野	1. 権利擁護関係	4	16.1 ヵ月
	2. 地域移行・退院促進関係	2	42.7 ヵ月
	3. 就労関係	2	67.5 ヵ月
	4. 子ども関係	1	11.1 ヵ月
	5. 相談支援関係	3	7.6 ヵ月
	6. 人材養成関係	3	12.8 ヵ月
	7. 地域生活・生活支援関係	3	23.3 ヵ月
	8. 精神関係	2	0.5 ヵ月
	9. 管内市区町村協議会の課題共有・広域連携	1	35.5 ヵ月
	10. その他	11	10.1 ヵ月
検討経過	1.検討したが解決につながらなかった	－	－ ヵ月
	2.検討ののち具体的な取組を実施	24	11.9 ヵ月
	3.検討ののち取組を実施し、成果があった	8	36.1 ヵ月

(3)（自立支援）協議会の活動状況

①（自立支援）協議会の活動状況

1）事務局会議（運営会議）等

	件数	%
1. 活発に活動している	1	16.7%
2. まあ活発に活動している	4	66.7%
3. あまり活発に活動できていない	1	16.7%
4. 活発に活動できていない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	6	100.0%

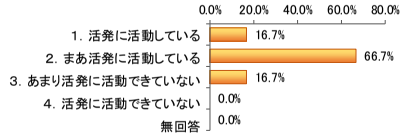

2）全体会・定例会等

	件数	%
1. 活発に活動している	5	18.5%
2. まあ活発に活動している	9	33.3%
3. あまり活発に活動できていない	12	44.4%
4. 活発に活動できていない	1	3.7%
無回答	0	0.0%
合計	27	100.0%

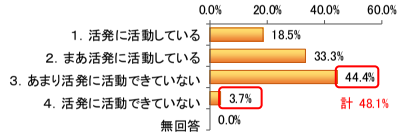

3）専門部会

	件数	%
1. 活発に活動している	6	24.0%
2. まあ活発に活動している	15	60.0%
3. あまり活発に活動できていない	4	16.0%
4. 活発に活動できていない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	25	100.0%

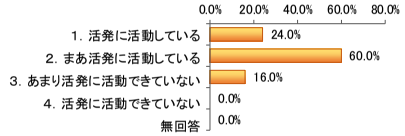

※活発に活動できていない要因（主な意見）
・新型コロナウイルスのため開催ができなかった（書面開催、オンライン開催になった）
・報告が中心となっている
・運営体制が整っていない
・意見がまとまらない・解決まで至らない
・開催頻度が少ない　　等

(4)（自立支援）協議会の活動を進める上での課題と課題解決のために取り組んでいる工夫

（複数回答）

	①課題だと感じている（いた）もの		②課題解決の工夫をしているもの	
	件数	%	件数	%
1. 参加する機関が限られている	4	14.3%	2	7.1%
2. 発言者が限られている	6	21.4%	3	10.7%
3. 職員の異動等により継続した議論が難しい	13	46.4%	2	7.1%
4. 業務が忙しく集まりにくい	8	28.6%	3	10.7%
5. 議論するための時間が少ない	9	32.1%	3	10.7%
6. 参加者の負担が大きい	5	17.9%	0	0.0%
7. 協議会の役割を理解してもらえない	4	14.3%	1	3.6%
8. 成果がわかりにくい	8	28.6%	1	3.6%
9. 事務局がうまく機能していない	5	17.9%	1	3.6%
10. 何に取り組んでよいか理解できていない	5	17.9%	1	3.6%
11. 情報共有ができていない	2	7.1%	1	3.6%
12. 関係者との連携がうまくいかない	3	10.7%	1	3.6%
13. 都道府県（自立支援）協議会との連携方法がわからない	9	32.1%	2	7.1%
14. 活動のための経費が不足している	3	10.7%	1	3.6%
15. その他	1	3.6%	1	3.6%
全体	28		28	

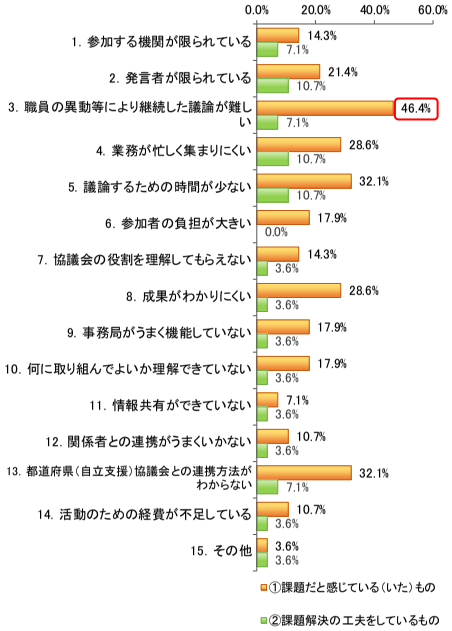

4. 市町村（自立支援）協議会との関わり

(2)市町村（自立支援）協議会への参加状況

（複数回答）

	件数	%
1. 都道府県（行政職員）が参加している	5	17.9%
2. 相談支援体制整備事業のアドバイザーが参加している	15	53.6%
3.「1」「2」以外の、都道府県（自立支援）協議会のメンバーが参加している	1	3.6%
4. 参加していない	10	35.7%
全体	28	

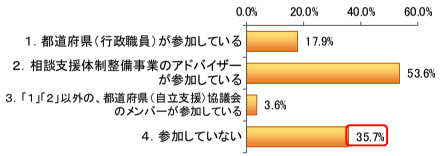

(3)市町村（自立支援）協議会の運営状況の把握について

	件数	%
1. すべての市町村（自立支援）協議会について把握している	9	32.1%
2. 一部の市町村（自立支援）協議会について把握している	2	7.1%
3. 報告があった場合のみ把握している	7	25.0%
4. 特に把握していない	6	21.4%
5. その他	2	7.1%
無回答	2	7.1%
合計	28	100.0%

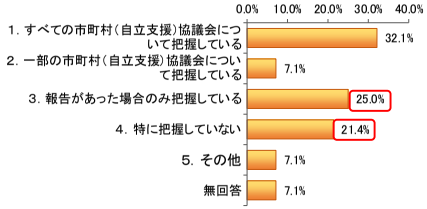

5. アドバイザーによる支援について（都道府県相談支援体制整備事業）

(1)都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

	件数	%
実施している	20	71.4%
実施していない	8	28.6%
無回答	0	0.0%
合計	28	100.0%

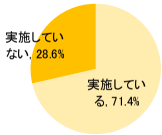

過去の実施の有無

	件数	%
あり	2	25.0%
なし	4	50.0%
無回答	2	25.0%
合計	8	100.0%

令和4年度　予算額

予算額（平均）
9,167,718 円

(2)アドバイザーの配置状況

	件数	%
圏域ごと等に配置	7	35.0%
必要に応じて市町村・圏域等へ派遣	9	45.0%
配置と派遣の両方	4	20.0%
無回答	0	0.0%
合計	20	100.0%

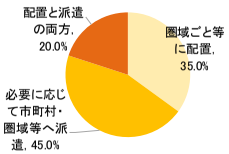

(3)アドバイザーの人数　　平均　9.4 人（令和4年11月1日現在）

(4)アドバイザーの選定基準

（複数回答）

	件数	%
1. 相談支援体制整備についての実績	16	80.0%
2. 相談支援事業の従事した経験	17	85.0%
3. 障害者支援制度等に関する知識	16	80.0%
4. 主任相談支援専門員の資格	6	30.0%
5. 研修会等の指導者としての経験	10	50.0%
6. その他	3	15.0%
全体	20	

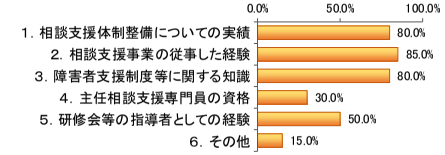

(5)アドバイザーの委嘱

（複数回答）

	件数	%
1. 個人に委嘱	11	55.0%
2. 本人の勤務先に委嘱	10	50.0%
3. 相談支援専門員の職能団体等に委託	1	5.0%
4. 他の法人に委託	1	5.0%
5. その他	0	0.0%
全体	20	

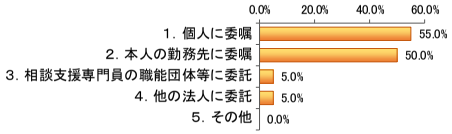

(6)アドバイザーの業務

	令和3年度のアドバイザーによる支援状況				計
	実施していない	管内のすべての市町村に支援	管内の一部の市町村（圏域）に支援	無回答	
1. 地域のネットワーク構築に向けた指導・調整	5 25.0%	10 50.0%	2 10.0%	3 15.0%	20 100.0%
2. 地域で対応困難な事例に係る助言等	4 20.0%	10 50.0%	3 15.0%	3 15.0%	20 100.0%
3. 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（権利擁護・就労支援などの専門部会）	5 25.0%	7 35.0%	3 15.0%	5 25.0%	20 100.0%
4. 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援	4 20.0%	9 45.0%	3 15.0%	4 20.0%	20 100.0%
5. 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導	3 15.0%	10 50.0%	4 20.0%	3 15.0%	20 100.0%
5のうち、スーパービジョン等の実施に関する支援	7 35.0%	6 30.0%	2 10.0%	5 25.0%	20 100.0%
5のうち、地域で実施する研修への講師としての派遣	5 25.0%	7 35.0%	4 20.0%	4 20.0%	20 100.0%
6. 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等	9 45.0%	5 25.0%	2 10.0%	4 20.0%	20 100.0%
7. 市区町村(自立支援)協議会の運営に関する支援等（圏域を含む）	3 15.0%	10 50.0%	5 25.0%	2 10.0%	20 100.0%
8. 基幹相談支援センターの立ち上げや機能の充実強化の支援等	5 25.0%	7 35.0%	4 20.0%	4 20.0%	20 100.0%
9. 地域生活支援拠点等の整備や機能の充実強化の支援等	6 30.0%	9 45.0%	2 10.0%	3 15.0%	20 100.0%
10. その他	4 20.0%	1 5.0%	0 0.0%	15 75.0%	20 100.0%

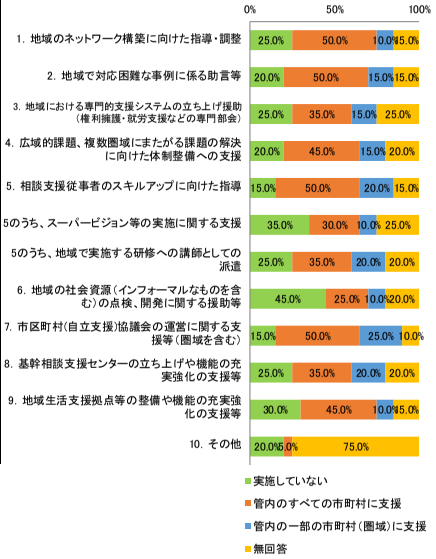

(7)アドバイザーによる支援を実施する上での課題

（複数回答）

	件数	%
1. アドバイザーになる人材が不足している	5	25.0%
2. アドバイザーとしての資質が十分ではない	1	5.0%
3. 市町村から支援の要望がない	8	40.0%
4. 継続的な支援ができていない	2	10.0%
5. すべての市町村への支援ができない	4	20.0%
6. その他	5	25.0%
7. 特に課題はない	3	15.0%
全体	20	

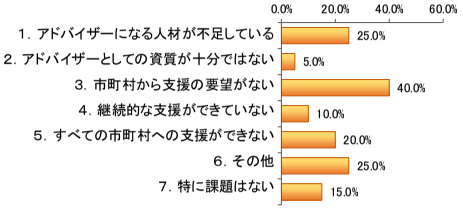

(8)アドバイザー事業以外で実施している市町村支援

（複数回答）

	件数	%
1. 管内市町村の実態把握のための取組の実施	7	25.0%
2. 管内市町村の担当者への事業等に関する説明や研修の実施	12	42.9%
3. 管内市町村の担当者の連絡会議の実施	9	32.1%
4. その他	3	10.7%
全体	28	

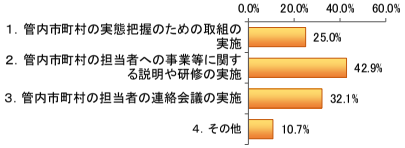

6. 障害児等療育支援事業について

(1)障害児等療育支援事業の実施状況

	件数	%
実施している	24	85.7%
実施していない	4	14.3%
無回答	0	0.0%
合計	28	100.0%

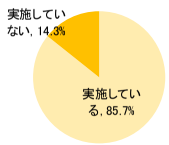

過去の実施の有無

	件数	%
あり	3	75.0%
なし	0	0.0%
無回答	1	25.0%
合計	4	100.0%

令和4年度　予算額

予算額（平均）
18,100,899 円

(2)障害児等療育支援事業の実施機関数

	平均箇所数
直営	0.6 ヵ所
委託	8.4 ヵ所
直営＋委託	0.9 ヵ所
計	9.9 ヵ所

※委託の場合

委託先の法人

（複数回答）

	件数	%
1. 知的障害児の支援を得意とする法人	18	81.8%
2. 知的障害者の支援を得意とする法人	10	45.5%
3. 発達障害（知的障害を除く）児者の支援を得意とする法人	18	81.8%
4. 重症心身障害児者の支援を得意とする法人	17	77.3%
5. 1～4以外の医療の提供を主とする法人	2	9.1%
6. その他	4	18.2%
全体	22	

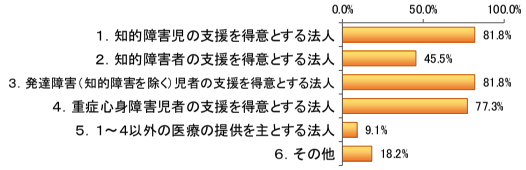

委託方法

（複数回答）

	件数	%
1. 人員配置等に応じて定額で委託	5	22.7%
2. 支援・指導の実施件数に応じて実績で支払い	21	95.5%
3. その他	0	0.0%
全体	22	

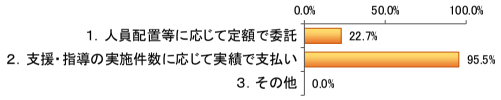

(3)障害児等療育支援事業の対象児の範囲

（複数回答）

	件数	%
1. 乳幼児	23	95.8%
2. 児童（小学生）	20	83.3%
3. 児童（中学生）	20	83.3%
4. 児童（中卒以上）	20	83.3%
5. その他	7	29.2%
全体	24	

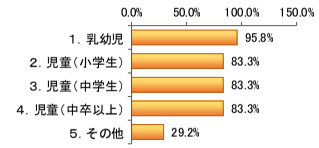

(4)対応している専門職

（複数回答）

	件数	%
1. 臨床心理士	13	54.2%
2. 公認心理師	16	66.7%
3. 理学療法士	19	79.2%
4. 作業療法士	18	75.0%
5. 言語聴覚士	19	79.2%
6. 医師	17	70.8%
7. その他	17	70.8%
全体	24	

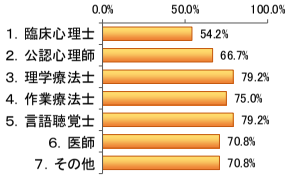

(5)障害児等療育支援事業の実施内容

（複数回答）

	件数	%
訪問による療育指導	22	91.7%
外来による専門的な療育相談、指導	2	8.3%
障害児の通う保育所や放課後児童クラブや障害児通園事業等の職員の療育技術 の指導	24	100.0%
療育機関に対する支援	13	54.2%
その他	5	20.8%
全体	24	

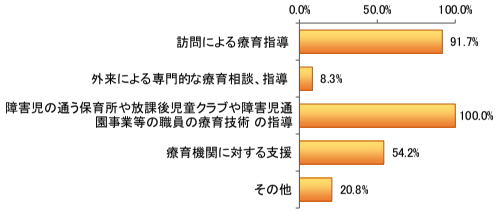

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

相談支援に関する実態調査
【調査票B：市区町村調査】 集計結果

調査対象 ： 全市区町村の障害担当・(自立支援)協議会担当部局
調査方法 ： 市区町村あてに厚生労働省よりメールを送信。
調査終了後、直接調査実施機関へメールで調査票を送付。
調査期間 ： 令和4年12月12日(月)から令和5年1月13日(金)

回収状況 ： 545 自治体

		件数	%
人口規模	1万人未満	91	16.7%
	1万人以上5万人未満	219	40.2%
	5万人以上10万人未満	90	16.5%
	10万人以上30万人未満	94	17.2%
	30万人以上	51	9.4%
全体		545	100.0%

1. 自治体について(令和4年4月現在)

(1)障害者手帳所持者数 【1自治体あたり平均】

			身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
全体		538	3,799 人	978 人	1,105 人
人口規模	1万人未満	88	293 人	66 人	41 人
	1万人以上5万人未満	217	1,226 人	305 人	238 人
	5万人以上10万人未満	90	2,729 人	684 人	669 人
	10万人以上30万人未満	93	5,655 人	1,516 人	1,616 人
	30万人以上	50	19,612 人	5,030 人	6,574 人

(2)自立支援医療(精神通院)受給者数 【1自治体あたり平均】

			受給者数
全体		529	2,003 人
人口規模	1万人未満	86	78 人
	1万人以上5万人未満	121	453 人
	5万人以上10万人未満	89	1,223 人
	10万人以上30万人未満	92	3,089 人
	30万人以上	50	11,282 人

(3)サービス利用者数(支給決定障害者等)数 【1自治体あたり平均】

			利用者数
全体		533	1,180 人
人口規模	1万人未満	87	67 人
	1万人以上5万人未満	216	358 人
	5万人以上10万人未満	88	813 人
	10万人以上30万人未満	93	2,031 人
	30万人以上	49	5,826 人

(4)相談支援専門員数

①基幹相談支援センター、障害者相談支援事業(委託相談)を委託している相談支援事業、それ以外の指定特定相談支援事業所(計画相談)の相談支援専門員の人数の把握

	件数	%
把握している	413	75.8%
把握していない	101	18.5%
無回答	31	5.7%
合計	545	100.0%

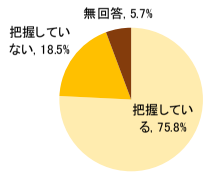

相談支援専門員数と主任相談支援専門員数

①基幹相談支援センター(基幹相談支援センター内で実施する市町村障害者相談支援事業に関する人員を含む)

			相談支援専門員数【平均】	うち、主任相談支援専門員数【平均】
全体		247	4.8 人	1.1 人
人口規模	1万人未満	24	5.8 人	1.4 人
	1万人以上5万人未満	86	3.5 人	0.8 人
	5万人以上10万人未満	45	3.6 人	0.8 人
	10万人以上30万人未満	57	3.8 人	0.8 人
	30万人以上	35	10.3 人	2.4 人

※基幹相談支援センター設置自治体のみで集計

②基幹相談支援センター以外で、障害者相談支援事業(委託相談)を委託している相談支援事業所

			相談支援専門員数【平均】	うち、主任相談支援専門員数【平均】
全体		360	7.2 人	0.7 人
人口規模	1万人未満	40	2.2 人	0.2 人
	1万人以上5万人未満	149	5.1 人	0.5 人
	5万人以上10万人未満	67	7.0 人	0.8 人
	10万人以上30万人未満	69	10.2 人	1.0 人
	30万人以上	35	16.7 人	1.5 人

③上記以外の指定特定相談支援事業所(計画相談)

			相談支援専門員数【平均】	うち、主任相談支援専門員数【平均】
全体		344	17.1 人	0.5 人
人口規模	1万人未満	35	2.7 人	0.3 人
	1万人以上5万人未満	135	4.1 人	0.2 人
	5万人以上10万人未満	70	9.9 人	0.3 人
	10万人以上30万人未満	70	23.3 人	0.7 人
	30万人以上	34	85.6 人	2.1 人

(5)相談支援専門員数の充足状況

①相談支援体制を構築している圏域における相談支援専門員の充足状況

	件数	%
充足している	30	5.5%
不足している	408	74.9%
わからない	65	11.9%
無回答	42	7.7%
合計	545	100.0%

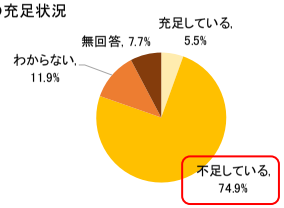

②相談支援体制を構築している圏域における主任相談支援専門員の充足状況

	件数	%
充足している	32	5.9%
不足している	302	55.4%
わからない	138	25.3%
無回答	73	13.4%
合計	545	100.0%

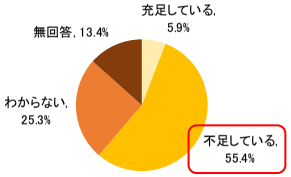

③相談支援体制を構築している圏域における必要な相談支援専門員・主任相談支援専門員の見込み数の算出

	件数	%
算出している	17	3.1%
算出していない	410	75.2%
わからない	70	12.8%
無回答	48	8.8%
合計	545	100.0%

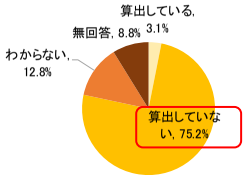

相談支援専門員　平均 45.1 人
主任相談支援専門員　平均 5.3 人

(6)①地域生活支援拠点の整備の有無

	件数	%
整備している	347	63.7%
整備していない	183	33.6%
無回答	15	2.8%
合計	545	100.0%

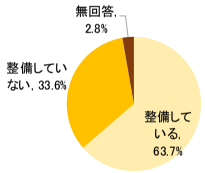

②整備手法

（複数回答）

	件数	%
1. 多機能拠点整備型	37	10.7%
2. 面的整備型	290	83.6%
3. 併用型（多機能拠点整備型＋面的整備型）	21	6.1%
4. その他	2	0.6%
全体	347	

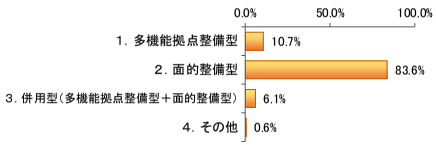

③地域生活支援拠点等コーディネーターの配置の有無

	件数	%
有り	149	42.9%
無し	195	56.2%
無回答	3	0.9%
合計	347	100.0%

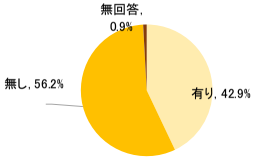

配置人数　平均 3.6 人

配置場所

（複数回答）

	件数	%
1. 基幹相談支援センター	80	53.7%
2. 障害者相談支援事業（委託相談）を委託している相談支援事業所	49	32.9%
3. 指定特定相談支援事業所（計画相談）	26	17.4%
4. 障害者支援施設	6	4.0%
5. グループホーム	3	2.0%
6. その他	16	10.7%
全体	149	

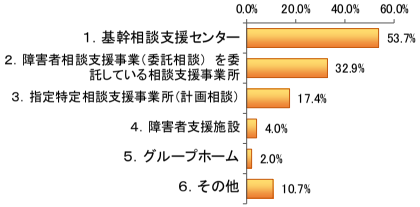

(7)障害者相談員の委託の有無

（複数回答）

	件数	%		平均人数
1. 身体障害者相談員を委託	379	69.5%	→	6.7 人
2. 知的障害者相談員を委託	371	68.1%	→	3.2 人
3. 以前配置していたが廃止した	31	5.7%		
4. 配置していない	95	17.4%		
全体	545			

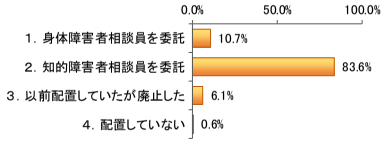

廃止年度

	件数	%
平成26年度以前	4	12.9%
平成27年度	0	0.0%
平成28年度	0	0.0%
平成29年度	4	12.9%
平成30年度	1	3.2%
令和元年	7	22.6%
令和2年	9	29.0%
令和3年	4	12.9%
令和4年	2	6.5%
合計	31	100.0%

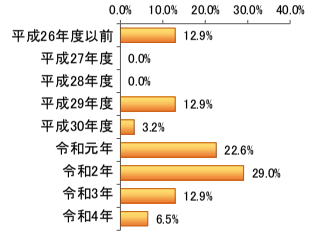

2. 基幹相談支援センターについて

(1)基幹相談支援センターの設置状況

	件数	%
設置あり	318	58.3%
設置なし・予定あり	60	11.0%
設置なし・未定	161	29.5%
無回答	6	1.1%
合計	545	100.0%

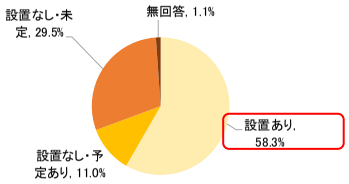

開設時期

	件数	%
平成23年度以前	13	4.1%
平成24年度	34	10.7%
平成25年度	28	8.8%
平成26年度	28	8.8%
平成27年度	25	7.9%
平成28年度	19	6.0%
平成29年度	28	8.8%
平成30年度	18	5.7%
令和元年度	21	6.6%
令和2年度	43	13.5%
令和3年度	37	11.6%
令和4年度	14	4.4%
無回答	10	3.1%
合計	318	100.0%

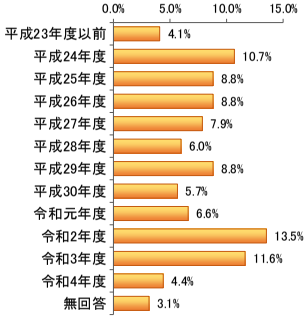

設置していない理由

（複数回答）

	件数	%
1. 人材の確保が難しい	145	65.6%
2. 予算が取れない	64	29.0%
3. 検討する体制がない	22	10.0%
4. どのように検討してよいかわからない	32	14.5%
5. 市町村障害者相談支援事業との整理ができない	37	16.7%
6. 市町村障害者相談支援事業の委託先事業者との調整がつかない	34	15.4%
7. 委託先がない	71	32.1%
8. 現在の体制で対応できている	57	25.8%
9. その他	32	14.5%
全体	221	

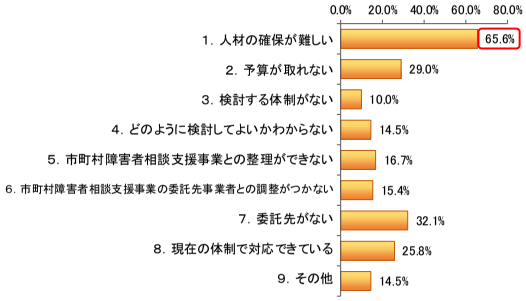

・設置予定・検討中 (22)
・他の事業や業務で対応 (6)
・圏域で対応 (1)
・その他 (5)

【基幹相談支援センターを設置している場合】

(2)基幹相談支援センターの運営方法別　1自治体あたり箇所数（平均）

単位：ヵ所

運営方法	単独設置（ヵ所）	複数市町村で共同設置（ヵ所）	計（ヵ所）
直営	0.2	0.0	0.2
委託	0.7	0.4	1.0
直営＋委託	0.1	0.0	0.1
計	0.9	0.4	1.3

※直営の場合

基幹相談支援センターの担当部署

	件数	%
1. 新たな部署を設置した	6	9.0%
2. 既存の部署で対応した	35	52.2%
3. 既存の部署で、体制を強化して対応した	19	28.4%
4. その他	6	9.0%
無回答	1	1.5%
合計	67	100.0%

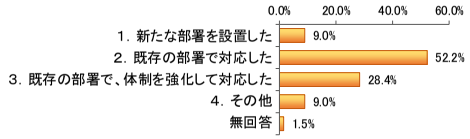

(3)設置要綱等における職員の配置や資格要件等

（複数回答）

	件数	%
1. 職員の人数	183	57.5%
2. 雇用形態（常勤・非常勤）	119	37.4%
3. 専従・兼務	126	39.6%
4. 資格	246	77.4%
5. 相談支援における経験	104	32.7%
6. その他	32	10.1%
全体	318	

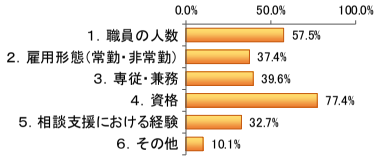

(4)開設時の検討方法

（複数回答）

	件数	%
1. 庁内の担当部局	245	77.0%
2. （自立支援）協議会	161	50.6%
3. 2以外の庁内の既存の会議体	7	2.2%
4. その他	38	11.9%
全体	318	

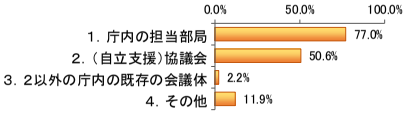

(5)開設時に重視したポイント・機能

（複数回答）

	件数	%
1. 業務内容	249	78.3%
2. 人員体制	212	66.7%
3. 専門職の配置	214	67.3%
4. 運営方法（直営か委託か）	143	45.0%
5. 委託先の法人	151	47.5%
6. 予算額	153	48.1%
7. 設置場所	143	45.0%
8. 単独設置・共同設置	82	25.8%
9. 障害者相談支援事業（地域生活支援事業）との役割分担	120	37.7%
10. 他の相談支援事業所との役割分担	97	30.5%
11. その他	18	5.7%
全体	318	

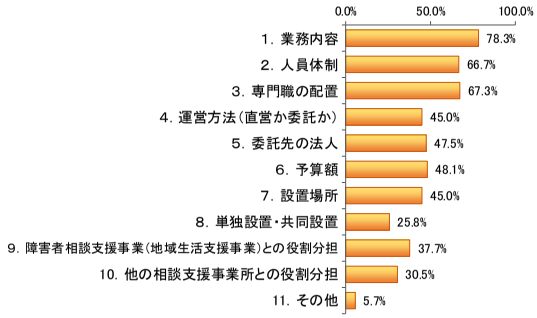

(6)基幹相談支援センターの業務内容

①実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務　（複数回答）

		件数	%	該当のみ
1）総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援	291	91.5%	→
2）地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	288	90.6%	→
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	289	90.9%	→
	地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	287	90.3%	→
3）地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	260	81.8%	→
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	249	78.3%	→
4）権利擁護・虐待の防止	成年後見制度利用支援事業の実施	213	67.0%	→
	障害者等に対する虐待を防止するための取組	259	81.4%	→
5）市町村が設置する（自立支援）協議会の運営		226	71.1%	→
その他		57	17.9%	→
全体		318		

②取組状況

できている	ややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計
212	64	13	0	2	291
72.9%	22.0%	4.5%	0.0%	0.7%	100.0%
146	88	45	7	2	288
50.7%	30.6%	15.6%	2.4%	0.7%	100.0%
146	91	45	5	2	289
50.5%	31.5%	15.6%	1.7%	0.7%	100.0%
179	84	21	1	2	287
62.4%	29.3%	7.3%	0.3%	0.7%	100.0%
70	80	79	29	2	260
26.9%	30.8%	30.4%	11.2%	0.8%	100.0%
85	75	63	25	1	249
34.1%	30.1%	25.3%	10.0%	0.4%	100.0%
73	80	47	11	2	213
34.3%	37.6%	22.1%	5.2%	0.9%	100.0%
128	87	40	3	1	259
49.4%	33.6%	15.4%	1.2%	0.4%	100.0%
162	48	9	2	5	226
71.7%	21.2%	4.0%	0.9%	2.2%	100.0%
35	11	10	0	1	57
61.4%	19.3%	17.5%	0.0%	1.8%	100.0%

その他の主な内容

・地域生活拠点事業に関する業務　（18）

・障害者差別に関する取組　（8）

3. 障害者相談支援事業（委託相談）の実施状況

(1)障害者相談支援事業の実施状況

	件数	%
直営のみで実施	28	5.1%
委託のみで実施	418	76.7%
直営と委託の両方あり	86	15.8%
無回答	13	2.4%
合計	545	100.0%

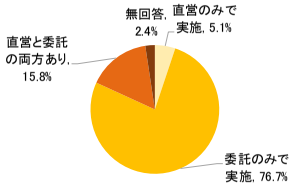

(2)障害者相談支援事業の運営方法別　1自治体あたり箇所数【平均】

単位：ヵ所

運営方法	単独設置（ヵ所）	複数市町村で共同設置（ヵ所）	計（ヵ所）
直営	0.1	0.0	0.1
委託	2.0	0.6	2.6
直営＋委託	0.3	0.1	0.3
計	2.4	0.7	3.0

(3)設置要綱等における職員の配置や資格要件等

（複数回答）

	件数	%
1. 職員の人数	289	53.0%
2. 雇用形態（常勤・非常勤）	195	35.8%
3. 専従・兼務	204	37.4%
4. 資格	349	64.0%
5. 相談支援における経験	136	25.0%
6. その他	49	9.0%
全体	545	

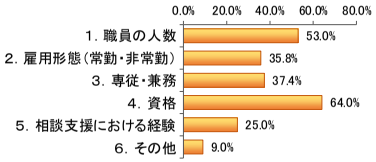

(4)障害者相談支援事業の業務内容

（複数回答）

①実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務	件数	%	該当のみ
1. 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	504	92.5%	→
2. 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）	485	89.0%	→
3. 社会生活力を高めるための支援	445	81.7%	→
4. ピアカウンセリング	329	60.4%	→
5. 権利の擁護のために必要な援助	446	81.8%	→
6. 専門機関の紹介	472	86.6%	→
7. 重度障害者への支援（訪問等）	165	30.3%	→
その他	131	24.0%	→
全体	545		

②取組状況

できている	ややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計
397	98	1	0	8	504
78.8%	19.4%	0.2%	0.0%	1.6%	100.0%
325	131	19	2	8	485
67.0%	27.0%	3.9%	0.4%	1.6%	100.0%
254	153	22	4	12	445
57.1%	34.4%	4.9%	0.9%	2.7%	100.0%
93	79	75	75	7	329
28.3%	24.0%	22.8%	22.8%	2.1%	100.0%
235	163	36	3	9	446
52.7%	36.5%	8.1%	0.7%	2.0%	100.0%
328	124	11	0	9	472
69.5%	26.3%	2.3%	0.0%	1.9%	100.0%
87	59	11	2	6	165
52.7%	35.8%	6.7%	1.2%	3.6%	100.0%
77	30	17	4	3	131
58.8%	22.9%	13.0%	3.1%	2.3%	100.0%

③業務の担当（複数回答）

市区町村	委託先事業所	その他	全体
218	408	6	504
43.3%	81.0%	1.2%	
187	395	7	485
38.6%	81.4%	1.4%	
134	367	4	445
30.1%	82.5%	0.9%	
45	259	5	329
13.7%	78.7%	1.5%	
190	357	7	446
42.6%	80.0%	1.6%	
187	381	4	472
39.6%	80.7%	0.8%	
55	114	2	165
33.3%	69.1%	1.2%	
58	113	1	131
44.3%	86.3%	0.8%	

その他の主な内容

・（自立支援）協議会の運営・参画等　（72）

・居住に関する支援等　（23）

・障害者虐待防止の支援に関する業務　（11）

・地域生活支援拠点等事業　（9）

4. 人材育成

(1)地域における人材育成の取組状況

（複数回答）

①地域における人材育成として実施しているもの	件数	%	該当のみ	②主たる実施者 市町村	基幹相談支援センター	(自立支援)協議会	相談支援事業所	その他	無回答	計	③取組に関わっているところ（複数回答） 市町村	基幹相談支援センター	(自立支援)協議会	相談支援事業所	その他	全体	④実績（令和3年度） 平均回数
1. 研修会の企画・運営	331	60.7%	→	39	127	140	12	10	3	331	214	148	147	157	29	331	4.6 回
				11.8%	38.4%	42.3%	3.6%	3.0%	0.9%	100.0%	64.7%	44.7%	44.4%	47.4%	8.8%		
2. 勉強会	216	39.6%	→	28	75	89	17	6	1	216	121	97	95	140	18	216	4.6 回
				13.0%	34.7%	41.2%	7.9%	2.8%	0.5%	100.0%	56.0%	44.9%	44.0%	64.8%	8.3%		
3. 事例検討	317	58.2%	→	33	118	126	24	12	4	317	185	129	151	209	27	317	6.3 回
				10.4%	37.2%	39.7%	7.6%	3.8%	1.3%	100.0%	58.4%	40.7%	47.6%	65.9%	8.5%		
4. スーパーバイズ	145	26.6%	→	17	100	12	13	1	2	145	54	70	37	71	11	145	29.3 回
				11.7%	69.0%	8.3%	9.0%	0.7%	1.4%	100.0%	37.2%	48.3%	25.5%	49.0%	7.6%		
5. サービス等利用計画の点検・評価	101	18.5%	→	48	40	7	3	2	1	101	62	29	12	30	0	101	57.7 回
				47.5%	39.6%	6.9%	3.0%	2.0%	1.0%	100.0%	61.4%	28.7%	11.9%	29.7%	0.0%		
6. モニタリングの検証	70	12.8%	→	30	30	6	3	0	1	70	44	23	11	25	0	70	23.3 回
				42.9%	42.9%	8.6%	4.3%	0.0%	1.4%	100.0%	62.9%	32.9%	15.7%	35.7%	0.0%		
7. セルフプランの検証	38	7.0%	→	21	10	0	2	0	5	38	23	6	6	9	4	38	4.3 回
				55.3%	26.3%	0.0%	5.3%	0.0%	13.2%	100.0%	60.5%	15.8%	15.8%	23.7%	10.5%		
8. 困難事例対応の支援	276	50.6%	→	58	147	20	37	4	10	276	169	120	63	171	27	276	51.2 回
				21.0%	53.3%	7.2%	13.4%	1.4%	3.6%	100.0%	61.2%	43.5%	22.8%	62.0%	9.8%		
9. その他	8	1.5%	→	0	1	2	4	1	0	8	5	1	5	5	1	8	6.7 回
				0.0%	12.5%	25.0%	50.0%	12.5%	0.0%	100.0%	62.5%	12.5%	62.5%	62.5%	12.5%		
全体	545																

5. 関係機関等との関わり

(1)関係機関との連携

（複数回答）

※②に該当した場合

	①連携が必要だと感じている機関・関係者 件数	%	②実際に連携したことがある機関・関係者 件数	%	②に該当	③連携状況 定期的に関わっている 件数	必要に応じて連携している 件数	今は連携していない 件数	無回答 件数	計 件数	定期的に関わっている %	必要に応じて連携している %	今は連携していない %	無回答 %	計 %
5. 障害福祉サービス事業所	440	80.7%	477	87.5%	→	158	318	0	1	477	33.1%	66.7%	0.0%	0.2%	100.0%
12. 医療機関(精神科)	410	75.2%	410	75.2%	→	80	326	2	2	410	19.5%	79.5%	0.5%	0.5%	100.0%
33. 市町村(子ども子育て支援担当部署)	410	75.2%	455	83.5%	→	181	273	0	1	455	39.8%	60.0%	0.0%	0.2%	100.0%
2. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	408	74.9%	463	85.0%	→	373	89	0	1	463	80.6%	19.2%	0.0%	0.2%	100.0%
3. 指定特定相談支援事業所	408	74.9%	458	84.0%	→	266	190	0	2	458	58.1%	41.5%	0.0%	0.4%	100.0%
6. 障害者支援施設	408	74.9%	429	78.7%	→	110	317	1	1	429	25.6%	73.9%	0.2%	0.2%	100.0%
34. 市町村(高齢者福祉・介護保険担当部署)	407	74.7%	454	83.3%	→	148	304	0	2	454	32.6%	67.0%	0.0%	0.4%	100.0%
32. 市町村(生活保護担当部署)	402	73.8%	447	82.0%	→	151	294	1	1	447	33.8%	65.8%	0.2%	0.2%	100.0%
19. 特別支援学校	401	73.6%	409	75.0%	→	142	264	2	1	409	34.7%	64.5%	0.5%	0.2%	100.0%
7. 障害者就業・生活支援センター	400	73.4%	386	70.8%	→	115	266	4	1	386	29.8%	68.9%	1.0%	0.3%	100.0%
23. 地域包括支援センター	400	73.4%	444	81.5%	→	127	312	0	5	444	28.6%	70.3%	0.0%	1.1%	100.0%
41. 社会福祉協議会(地域福祉担当部署)	381	69.9%	398	73.0%	→	136	261	0	1	398	34.2%	65.6%	0.0%	0.3%	100.0%
20. 教育委員会	377	69.2%	370	67.9%	→	108	257	3	2	370	29.2%	69.5%	0.8%	0.5%	100.0%
39. 民生委員・児童委員・主任児童委員	371	68.1%	331	60.7%	→	35	290	6	0	331	10.6%	87.6%	1.8%	0.0%	100.0%
28. 保健所	366	67.2%	373	68.4%	→	133	235	4	1	373	35.7%	63.0%	1.1%	0.3%	100.0%
31. 児童相談所	362	66.4%	360	66.1%	→	48	304	4	4	360	13.3%	84.4%	1.1%	1.1%	100.0%
4. 指定一般相談支援事業所	359	65.9%	362	66.4%	→	187	167	7	1	362	51.7%	46.1%	1.9%	0.3%	100.0%
15. 小学校	346	63.5%	286	52.5%	→	21	254	9	2	286	7.3%	88.8%	3.1%	0.7%	100.0%
16. 中学校	345	63.3%	270	49.5%	→	17	241	9	3	270	6.3%	89.3%	3.3%	1.1%	100.0%
11. 医療機関(一般診療科)	332	60.9%	285	52.3%	→	24	256	4	1	285	8.4%	89.8%	1.4%	0.4%	100.0%
27. ハローワーク	325	59.6%	264	48.4%	→	62	197	3	2	264	23.5%	74.6%	1.1%	0.8%	100.0%
8. 発達障害者支援センター	324	59.4%	211	38.7%	→	47	152	11	1	211	22.3%	72.0%	5.2%	0.5%	100.0%
35. 生活困窮者自立相談支援機関	324	59.4%	316	58.0%	→	83	229	3	1	316	26.3%	72.5%	0.9%	0.3%	100.0%
1. 基幹相談支援センター	316	58.0%	306	56.1%	→	258	46	1	1	306	84.3%	15.0%	0.3%	0.3%	100.0%
37. 都道府県	306	56.1%	271	49.7%	→	45	217	8	1	271	16.6%	80.1%	3.0%	0.4%	100.0%
30. 保育所	304	55.8%	251	46.1%	→	45	202	2	2	251	17.9%	80.5%	0.8%	0.8%	100.0%
13. 障害・難病等に関する専門的な病院	302	55.4%	162	29.7%	→	15	142	4	1	162	9.3%	87.7%	2.5%	0.6%	100.0%
24. 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く)	293	53.8%	264	48.4%	→	77	181	5	1	264	29.2%	68.6%	1.9%	0.4%	100.0%
29. 保健センター	289	53.0%	281	51.6%	→	97	181	2	1	281	34.5%	64.4%	0.7%	0.4%	100.0%
38. 障害者相談員	268	49.2%	213	39.1%	→	55	148	10	0	213	25.8%	69.5%	4.7%	0.0%	100.0%
17. 高校、専修学校・各種学校	253	46.4%	161	29.5%	→	8	141	10	2	161	5.0%	87.6%	6.2%	1.2%	100.0%
9. 高次脳機能障害者支援センター	249	45.7%	100	18.3%	→	12	75	11	2	100	12.0%	75.0%	11.0%	2.0%	100.0%
25. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	244	44.8%	163	29.9%	→	32	129	2	0	163	19.6%	79.1%	1.2%	0.0%	100.0%
10. 地域生活定着支援センター	240	44.0%	131	24.0%	→	11	105	10	5	131	8.4%	80.2%	7.6%	3.8%	100.0%
22. 高齢者介護の関係機関	222	40.7%	201	36.9%	→	21	175	2	3	201	10.4%	87.1%	1.0%	1.5%	100.0%
14. 医師会・歯科医師会等	205	37.6%	107	19.6%	→	20	79	7	1	107	18.7%	73.8%	6.5%	0.9%	100.0%
36. 重層的支援体制整備事業担当者(重層事業コーディネーター等)	200	36.7%	102	18.7%	→	30	61	8	3	102	29.4%	59.8%	7.8%	2.9%	100.0%
40. 地域住民の代表者	199	36.5%	122	22.4%	→	10	102	10	0	122	8.2%	83.6%	8.2%	0.0%	100.0%
26. 大学等(学識経験者など)	166	30.5%	91	16.7%	→	35	49	7	0	91	38.5%	53.8%	7.7%	0.0%	100.0%
21. 民間企業	136	25.0%	69	12.7%	→	7	53	6	3	69	10.1%	76.8%	8.7%	4.3%	100.0%
18. 大学、短大	133	24.4%	49	9.0%	→	2	36	9	2	49	4.1%	73.5%	18.4%	4.1%	100.0%
42. その他	15	2.8%	16	2.9%	→	3	13	0	0	16	18.8%	81.3%	0.0%	0.0%	100.0%
全体	545		545												

(2)関係機関との連携が必要となる課題

（複数回答）

	件数	%
1. 他機関へのつなぎがうまくいかない	182	33.4%
2. 相談者への説明や支援が統一されていない	145	26.6%
3. 相談者の情報が共有できていない	193	35.4%
4. 複合的な課題をもつ相談者への対応ができていない	284	52.1%
5. 他機関や他の制度についての知識が不十分	343	62.9%
6. 関係機関との役割分担が不明確	270	49.5%
7. その他	7	1.3%
全体	545	

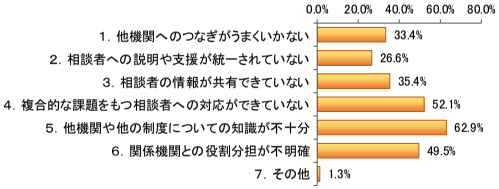

6. 相談支援体制について

(1)障害者の相談窓口

障害者の相談に対応している窓口

（複数回答）

	件数	%
1. 市区町村の相談窓口（他の分野の相談も受付ける総合的な窓口）	187	34.3%
2. 市区町村の障害者担当の窓口（直営の障害者相談支援事業も含む）	498	91.4%
3. 基幹相談支援センター	297	54.5%
4. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	448	82.2%
5. 指定特定相談支援事業所	363	66.6%
6. 指定一般相談支援事業所	272	49.9%
7. 障害福祉サービス事業所	269	49.4%
8. 障害者支援施設	193	35.4%
9. 地域包括支援センター	213	39.1%
10. その他	20	3.7%
全体	545	

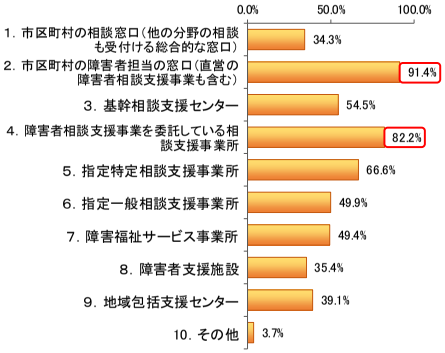

障害者からの相談が最も多いところ

	件数	%
1. 市区町村の相談窓口（他の分野の相談も受付ける総合的な窓口）	20	3.7%
2. 市区町村の障害者担当の窓口（直営の障害者相談支援事業も含む）	157	28.8%
3. 基幹相談支援センター	72	13.2%
4. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	211	38.7%
5. 指定特定相談支援事業所	31	5.7%
6. 指定一般相談支援事業所	3	0.6%
7. 障害福祉サービス事業所	0	0.0%
8. 障害者支援施設	0	0.0%
9. 地域包括支援センター	4	0.7%
10. その他	2	0.4%
無回答	45	8.3%
合計	545	100.0%

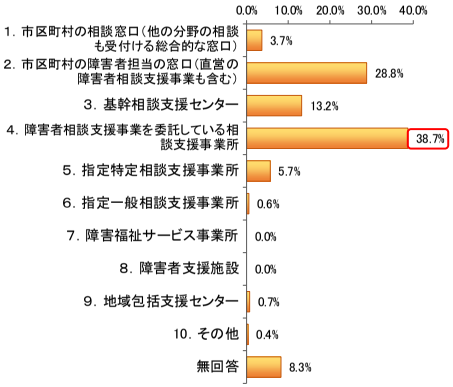

(2)自治体の総合的な相談体制

①3障害の一元的な対応を行う総合相談体制の有無

（複数回答）

	件数	%
1. 総合的な相談体制がある	364	66.8%
2. 総合的な相談体制を整備中	16	2.9%
3. 総合的な相談体制はない	152	27.9%
全体	545	

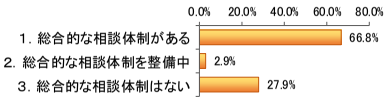

②多分野横断的な対応を行う総合相談体制の有無

（複数回答）

	件数	%
1. 総合的な相談体制がある	175	32.1%
2. 総合的な相談体制を整備中	88	16.1%
3. 総合的な相談体制はない	266	48.8%
全体	545	

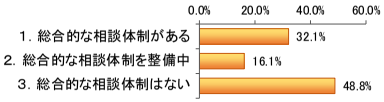

(3)相談支援体制についての検討方法

①3障害の一元的な対応を行う総合相談体制の有無

	件数	%
1. 行っている	159	29.2%
2. 今後予定している	17	3.1%
3. 行っていない	340	62.4%
無回答	29	5.3%
合計	545	100.0%

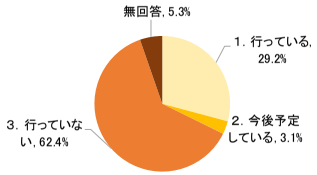

②多分野横断的な対応を行う総合相談体制の有無

	件数	%
1. 行っている	105	19.3%
2. 今後予定している	67	12.3%
3. 行っていない	341	62.6%
無回答	32	5.9%
合計	545	100.0%

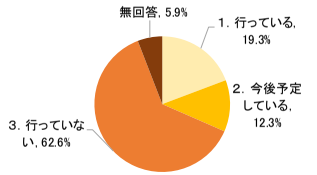

(4)相談支援事業の中立・公正性の確保

	件数	%
取り組んでいる	131	24.0%
取り組んでいない	390	71.6%
無回答	24	4.4%
合計	545	100.0%

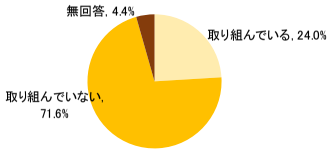

(5)相談支援における意思決定支援について

	件数	%
取り組んでいる	146	26.8%
取り組んでいない	381	69.9%
無回答	18	3.3%
合計	545	100.0%

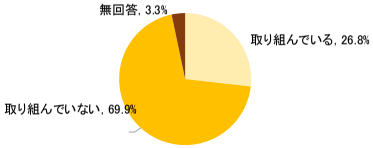

(6)相談支援体制における課題

（複数回答）

	件数	%
1. 基幹相談支援センターが未設置	183	33.6%
2. 基幹相談支援センターの役割が不明確	59	10.8%
3. 基幹相談支援センターが本来業務を実施できていない	81	14.9%
4. 障害に関する相談をどこにしてよいか分かりにくい	46	8.4%
5. 適切な相談先につないでもらえない	13	2.4%
6. 関係機関との情報共有等ができていない	67	12.3%
7. 地域内のサービスや関係機関など社会資源が不足している	356	65.3%
8. 一般的な相談支援に対応する人材が不足している	272	49.9%
9. 専門的な相談支援に対応する人材が不足している	377	69.2%
10. 人材育成のための研修や勉強会の機会が足りない	171	31.4%
11. その他	24	4.4%
12. 特に課題はない	6	1.1%
全体	545	

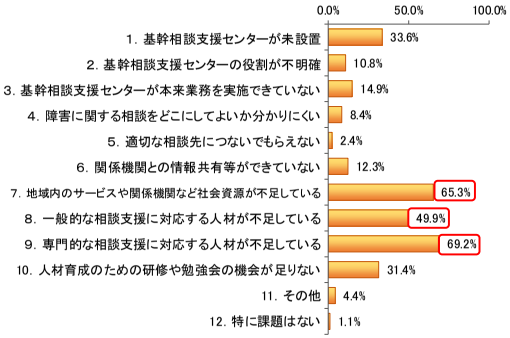

(7)相談支援体制の整備に向け、都道府県に期待する助言や支援

（主な意見）

- 人材の育成・確保の取組 (37)
- 相談支援体制構築に向けた助言・支援 (18)
- 財政的な支援 (17)
- 質の向上に向けた研修会の開催 (12)
- 報酬や加算の見直し (10)
- 事業所の不足・事業所誘致に向けた施策等 (7)
- 好事例等の情報提供 (7)
- 自治体の状況に応じた助言・支援等 (6)
- 社会資源の充実に向けた助言 (5)
- 情報システム (1)
- その他 (12)

7. 市区町村（自立支援）協議会

（自立支援）協議会の設置状況

	件数	%
1. 単独で設置	338	62.0%
2. 複数市町村による共同設置（自市町村が事務局（庶務））	78	14.3%
3. 複数市町村による共同設置（他市町村が事務局（庶務））	107	19.6%
4. 設置なし	4	0.7%
無回答	18	3.3%
合計	545	100.0%

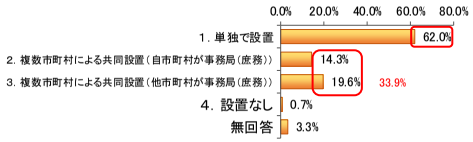

設置の予定

	件数	%
あり	3	75.0%
なし	1	25.0%
無回答	0	0.0%
合計	4	100.0%

予定年度　　令和5年度（3件）

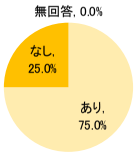

【指定都市の場合】

（自立支援）協議会の設置状況

	件数	%
1. 市の（自立支援）協議会のみ設置し、区ごとには設置していない	3	25.0%
2. 市の（自立支援）協議会に加え、区ごとにも（自立支援）協議会を設置	5	41.7%
3. 区ごとの（自立支援）協議会のみ設置	1	8.3%
4. その他	2	16.7%
無回答	1	8.3%
合計	12	100.0%

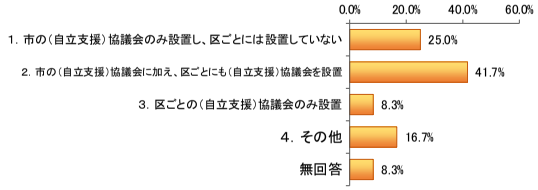

【協議会を設置している場合】 ※区協議会も含む

(1)(自立支援)協議会の令和4年度予算額

※金額の記載のあるデータのみで集計

			予算額(平均)	(中央値)	(最大値)	(最小値)
全体		438	1,298,585 円	155,000 円	68,179,968 円	0 円
人口規模	1万人未満	68	898,083 円	42,500 円	18,170,992 円	0 円
	1万人以上5万人未満	161	1,295,239 円	100,000 円	68,179,968 円	0 円
	5万人以上10万人未満	79	1,133,144 円	141,000 円	24,714,000 円	0 円
	10万人以上30万人未満	86	906,341 円	230,500 円	42,629,984 円	0 円
	30万人以上	44	2,993,487 円	640,373 円	68,179,968 円	0 円

※金額の記載のあるデータのみで集計

	件数	%
0円	103	23.5%
10万円未満	87	19.9%
10万～25万円未満	82	18.7%
25万～50万円未満	76	17.4%
50万～75万円未満	22	5.0%
75万～100万円未満	15	3.4%
100万～200万円未満	18	4.1%
200万～300万円未満	8	1.8%
300万～400万円未満	7	1.6%
400万～500万円未満	6	1.4%
500万～1000万円未満	2	0.5%
1000万円以上	12	2.7%
合計	438	100.0%

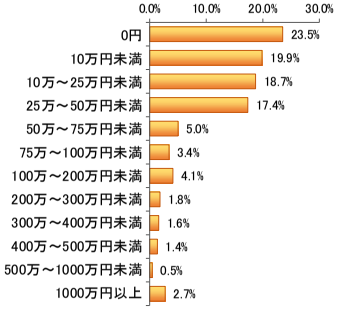

(2)(自立支援)協議会の事務局の運営方法

(複数回答)

	件数	%
1. 市区町村(障害福祉担当部局)のみが事務局となって運営	208	37.1%
2. 直営の基幹相談支援センターが事務局となって運営	36	6.4%
3. 市町村が委託の基幹相談支援センターと共同して事務局を運営	158	28.2%
4. 市町村が市町村障害者相談支援事業を委託する相談支援事業所と共同で事務局を運営	107	19.1%
5. その他	35	6.3%
全体	560	

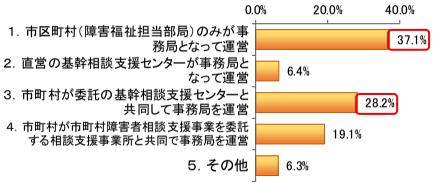

(3)(自立支援)協議会の事務局を構成するメンバー

(複数回答)

	件数	%
1. 市区町村による運営	423	75.5%
2. 基幹相談支援センター	229	40.9%
3. 相談支援事業所(市町村障害者相談支援事業の受託あり)	177	31.6%
4. 相談支援事業所(市町村障害者相談支援事業の受託なし)	30	5.4%
5. 障害福祉サービス提供事業者	52	9.3%
6. アドバイザー(都道府県相談支援体制整備事業)	21	3.8%
7. その他	44	7.9%
全体	560	

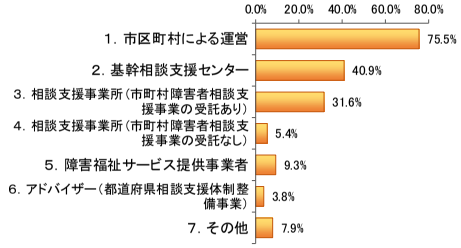

(4)(自立支援)協議会の事務局会議(運営会議)に向けた事前準備について

	件数	%
1. 市区町村が単独で準備している	171	30.5%
2. 市区町村と事務局の他の構成メンバーが協議のうえ準備している	265	47.3%
3. 市区町村以外の事務局の構成メンバーが準備している	25	4.5%
4. その他	32	5.7%
無回答	67	12.0%
合計	560	100.0%

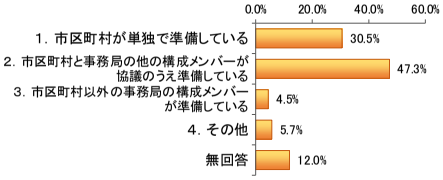

(5)施策推進協議会との関係について

	件数	%
1. 構成員は同一で、同日に開催し、一体的に運営されている	130	23.2%
2. 構成員は同一だが、別の日程で開催されている	9	1.6%
3. 構成員が異なり、別々に運営されている	203	36.3%
4. その他	123	22.0%
無回答	95	17.0%
合計	560	100.0%

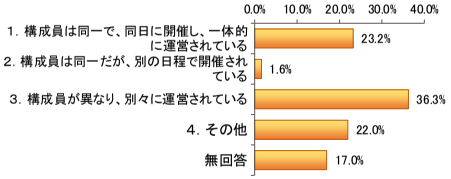

(6)(自立支援)協議会の組織について

①設置している組織(会議体)　(複数回答)

	件数	%	該当のみ	開催回数(平均)	メンバー人数(平均)	オンライン開催の有無 有り	無し	無回答	計
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議(事務局会議(運営会議)等)	350	62.5%	→	6.2 回	11.6 人	131 (37.4%)	219 (62.6%)	0 (0.0%)	350 (100.0%)
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議(全体会等)	405	72.3%	→	2.5 回	25.7 人	112 (27.7%)	293 (72.3%)	0 (0.0%)	405 (100.0%)
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議(定例会等)	222	39.6%	→	5.1 回	23.8 人	78 (35.1%)	144 (64.9%)	0 (0.0%)	222 (100.0%)
協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議(専門部会等)	403	72.0%	→						
障害者等個別の課題解決やサービス等の調整のため関係者が協議(個別支援会議) ※サービス担当者会議よりも広く地域の関係者が課題解決等のために集まって行う会議	71	12.7%	→	15.4 回	18.5 人	14 (19.7%)	57 (80.3%)	0 (0.0%)	71 (100.0%)
その他	23	4.1%	→	20.5 回	24.9 人	8 (34.8%)	15 (65.2%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)
全体	560								

(7)(自立支援)協議会の構成メンバー

（複数回答）

	運営会議・事務局会議等		全体会等		定例会等		専門部会					
							就労関係		子ども関係		相談支援関係	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1. 基幹相談支援センター	200	57.1%	199	49.1%	109	49.1%	152	37.7%	160	39.7%	176	43.7%
2. 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託あり)	243	69.4%	275	67.9%	158	71.2%	162	40.2%	182	45.2%	252	62.5%
3. 相談支援事業所(障害者相談支援事業の委託なし)	57	16.3%	154	38.0%	88	39.6%	61	15.1%	98	24.3%	203	50.4%
4. 障害福祉サービス事業者(居宅系サービス)	29	8.3%	147	36.3%	68	30.6%	27	6.7%	33	8.2%	36	8.9%
5. 障害福祉サービス事業者(日中活動系サービス)	77	22.0%	234	57.8%	92	41.4%	94	23.3%	128	31.8%	59	14.6%
6. 障害福祉サービス事業者(就労系サービス)	76	21.7%	235	58.0%	106	47.7%	263	65.3%	21	5.2%	31	7.7%
7. 障害福祉サービス事業者(グループホーム)	35	10.0%	168	41.5%	66	29.7%	37	9.2%	17	4.2%	38	9.4%
8. 障害福祉サービス事業者(障害者支援施設)	54	15.4%	219	54.1%	64	28.8%	41	10.2%	28	6.9%	43	10.7%
9. 障害当事者団体・障害当事者(障害者相談員を除く)	41	11.7%	299	73.8%	69	31.1%	40	9.9%	56	13.9%	34	8.4%
10. 障害者相談員	14	4.0%	88	21.7%	19	8.6%	9	2.2%	14	3.5%	18	4.5%
11. 民生委員・児童委員・主任児童委員	9	2.6%	203	50.1%	39	17.6%	11	2.7%	16	4.0%	14	3.5%
12. 地域住民の代表者	3	0.9%	58	14.3%	8	3.6%	3	0.7%	5	1.2%	9	2.2%
13. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会)	66	18.9%	312	77.0%	104	46.8%	41	10.2%	31	7.7%	57	14.1%
14. 地域福祉関係を代表する者(社会福祉協議会以外)	5	1.4%	48	11.9%	10	4.5%	5	1.2%	4	1.0%	4	1.0%
15. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	8	2.3%	67	16.5%	15	6.8%	3	0.7%	1	0.2%	11	2.7%
16. 障害者就業・生活支援センター	62	17.7%	181	44.7%	72	32.4%	196	48.6%	11	2.7%	24	6.0%
17. ハローワーク	9	2.6%	213	52.6%	54	24.3%	161	40.0%	3	0.7%	6	1.5%
18. 民間企業	2	0.6%	42	10.4%	10	4.5%	40	9.9%	1	0.2%	2	0.5%
19. 発達障害者支援センター	9	2.6%	40	9.9%	24	10.8%	13	3.2%	30	7.4%	10	2.5%
20. 高次脳機能障害者支援センター	1	0.3%	5	1.2%	3	1.4%	2	0.5%	0	0.0%	2	0.5%
21. 地域生活定着支援センター	2	0.6%	9	2.2%	3	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%
22. 警察	0	0.0%	35	8.6%	5	2.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
23. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	12	3.4%	11	2.7%	9	4.1%	2	0.5%	0	0.0%	3	0.7%
24. 保健所	47	13.4%	221	54.6%	77	34.7%	25	6.2%	70	17.4%	47	11.7%
25. 保健センター	14	4.0%	62	15.3%	25	11.3%	8	2.0%	73	18.1%	8	2.0%
26. 医療機関	4	1.1%	100	24.7%	23	10.4%	3	0.7%	51	12.7%	4	1.0%
27. 医療機関(精神科)	25	7.1%	152	37.5%	44	19.8%	23	5.7%	13	3.2%	26	6.5%
28. 医師会・歯科医師会等	5	1.4%	102	25.2%	9	4.1%	1	0.2%	9	2.2%	4	1.0%
29. 教育関係機関(特別支援学校など)	22	6.3%	278	68.6%	73	32.9%	135	33.5%	164	40.7%	14	3.5%
30. 教育委員会	10	2.9%	157	38.8%	41	18.5%	2	0.5%	146	36.2%	3	0.7%
31. 高齢者介護の関係機関	4	1.1%	40	9.9%	14	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	7	1.7%
32. 地域包括支援センター	7	2.0%	61	15.1%	33	14.9%	5	1.2%	2	0.5%	19	4.7%
33. 福祉事務所(管内の生活保護担当部署)	2	0.6%	21	5.2%	12	5.4%	4	1.0%	3	0.7%	4	1.0%
34. 生活困窮者自立相談支援機関	4	1.1%	26	6.4%	12	5.4%	19	4.7%	0	0.0%	5	1.2%
35. 児童相談所	2	0.6%	60	14.8%	16	7.2%	0	0.0%	57	14.1%	4	1.0%
36. 保育所・幼稚園	3	0.9%	26	6.4%	13	5.9%	0	0.0%	70	17.4%	1	0.2%
37. 児童発達支援センター	14	4.0%	73	18.0%	30	13.5%	4	1.0%	114	28.3%	10	2.5%
38. 医療的ケア児等コーディネーター	38	10.9%	60	14.8%	25	11.3%	10	2.5%	71	17.6%	31	7.7%
39. 市町村職員(子ども子育て担当部署)	20	5.7%	87	21.5%	45	20.3%	6	1.5%	156	38.7%	15	3.7%
40. 重層的支援体制整備事業関係者(多機関協働コーディネーター等)	3	0.9%	9	2.2%	5	2.3%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
41. 市町村(行政職員)	144	41.1%	183	45.2%	91	41.0%	127	31.5%	119	29.5%	104	25.8%
42. 都道府県(行政職員(障害部局))	30	8.6%	73	18.0%	35	15.8%	21	5.2%	24	6.0%	9	2.2%
43. 都道府県(行政職員(障害部局以外))	0	0.0%	19	4.7%	6	2.7%	13	3.2%	6	1.5%	0	0.0%
44. 都道府県の(自立支援)協議会の代表者	2	0.6%	6	1.5%	5	2.3%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
45. 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー	31	8.9%	44	10.9%	30	13.5%	26	6.5%	22	5.5%	30	7.4%
46. 大学等(学識経験者など)	20	5.7%	104	25.7%	12	5.4%	6	1.5%	16	4.0%	6	1.5%
47. その他	26	7.4%	111	27.4%	28	12.6%	37	9.2%	24	6.0%	24	6.0%
全体	350		405		222		403		403		403	

(8)(自立支援)協議会のメンバーの選定基準

（複数回答）

	件数	%
1. 分野ごとのバランスを考慮して選定	401	71.6%
2. 障害種別が偏らないように選定	230	41.1%
3. 地域が偏らないように選定	68	12.1%
4. 地域で積極的に活動している方(団体)等を選定	119	21.3%
5. 障害当事者を選定	206	36.8%
6. 学識経験者を選定	153	27.3%
7. 協議会の活動に理解・関心がある方(団体)等を選定	116	20.7%
8. その他	30	5.4%
9. 特に決まっていない	56	10.0%
全体	560	

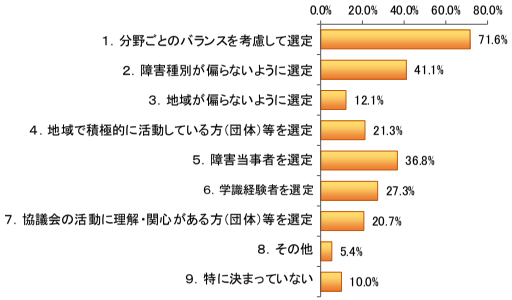

(9)(自立支援)協議会に障害当事者が参画する上での工夫

（複数回答）

	件数	%
1. 委員の公募方法	19	3.4%
2. 開催の案内方法	68	12.1%
3. 開催会場の選定や設営	105	18.8%
4. 会議資料の作成	79	14.1%
5. 資料の説明	60	10.7%
6. 意見の聴取	66	11.8%
7. 意思疎通者の配置	104	18.6%
8. その他	18	3.2%
9. 特になし	216	38.6%
全体	560	

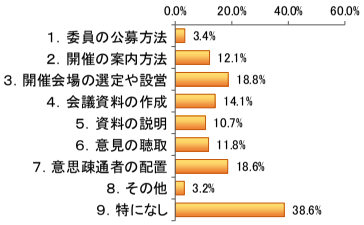

(10)(自立支援)協議会の会長

	件数	%
置いている	431	77.0%
置いていない	56	10.0%
無回答	73	13.0%
合計	560	100.0%

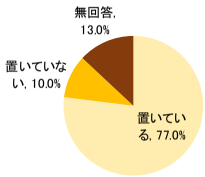

任期

	件数	%
1年	51	11.8%
2年	262	60.8%
3年	83	19.3%
4年以上	2	0.5%
無回答	33	7.7%
合計	431	100.0%

平均 2.1 年

再任可否

	件数	%
可	402	93.3%
不可	14	3.2%
無回答	15	3.5%
合計	431	100.0%

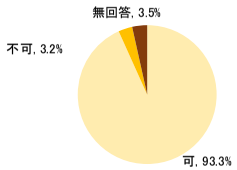

(11)専門部会の実施状況

①専門部会の数　　平均 4.0 部会

※記載のあった1734件の部会について集計

②専門部会の分野　（複数回答）

	件数	%
1. 権利擁護関係	188	10.8%
2. 地域移行関係	219	12.6%
3. 退院促進関係	125	7.2%
4. 就労関係	350	20.2%
5. 子ども関係	379	21.9%
6. 相談支援関係	435	25.1%
7. 人材養成関係	184	10.6%
8. 地域生活・生活支援関係	425	24.5%
9. 精神関係	232	13.4%
10. その他	223	12.9%
全体	1,734	

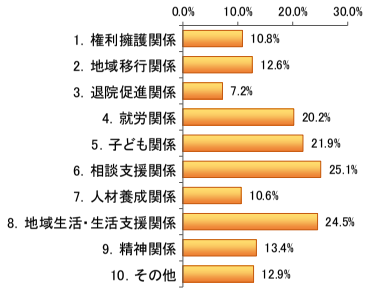

その他：医療的ケア、教育関係、防災・災害、障害者差別解消支援　等

③開催回数　　平均 4.2 回

④メンバー数　　平均 15.6 人

⑤部会長の有無

	件数	%
置いている	1,140	65.7%
置いていない	594	34.3%
無回答	0	0.0%
合計	1,734	100.0%

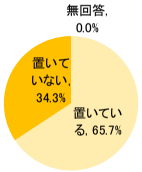

⑥任期

	件数	%
1年	340	29.8%
2年	443	38.9%
3年	118	10.4%
4年以上	4	0.4%
無回答	235	20.6%
合計	1,140	100.0%

平均 1.8 年

⑦再任可否

	件数	%
可	991	86.9%
不可	22	1.9%
無回答	127	11.1%
合計	1,140	100.0%

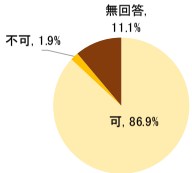

8.（自立支援）協議会の活動状況について

(1)（自立支援）協議会の取組と役割

	①協議会における取組状況						②担当している部署・部門（複数回答）							
	できている	やややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計	運営会議	全体会	定例会	専門部会	個別支援会議	その他	決まっていない	全体
1. 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有	211	257	55	9	28	560	254	345	151	329	42	9	22	560
	37.7%	45.9%	9.8%	1.6%	5.0%	100.0%	45.4%	61.6%	27.0%	58.8%	7.5%	1.6%	3.9%	
2. 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握	186	255	77	12	30	560	222	272	129	337	26	21	30	560
	33.2%	45.5%	13.8%	2.1%	5.4%	100.0%	39.6%	48.6%	23.0%	60.2%	4.6%	3.8%	5.4%	
3. 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	131	233	140	26	30	560	221	276	128	315	13	13	42	560
	23.4%	41.6%	25.0%	4.6%	5.4%	100.0%	39.5%	49.3%	22.9%	56.3%	2.3%	2.3%	7.5%	
4. 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	140	214	110	64	32	560	103	118	86	318	29	58	51	560
	25.0%	38.2%	19.6%	11.4%	5.7%	100.0%	18.4%	21.1%	15.4%	56.8%	5.2%	10.4%	9.1%	
5. 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	131	204	108	82	35	560	90	71	74	255	111	44	78	560
	23.4%	36.4%	19.3%	14.6%	6.3%	100.0%	16.1%	12.7%	13.2%	45.5%	19.8%	7.9%	13.9%	
6. 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	53	86	129	248	44	560	114	129	47	40	0	47	177	560
	9.5%	15.4%	23.0%	44.3%	7.9%	100.0%	20.4%	23.0%	8.4%	7.1%	0.0%	8.4%	31.6%	
7. 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	69	63	105	265	58	560	59	141	32	34	0	44	212	560
	12.3%	11.3%	18.8%	47.3%	10.4%	100.0%	10.5%	25.2%	5.7%	6.1%	0.0%	7.9%	37.9%	
8. 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	77	89	114	225	55	560	94	161	42	58	0	55	184	560
	13.8%	15.9%	20.4%	40.2%	9.8%	100.0%	16.8%	28.8%	7.5%	10.4%	0.0%	9.8%	32.9%	
9. 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	77	154	157	126	46	560	98	121	58	147	32	74	126	560
	13.8%	27.5%	28.0%	22.5%	8.2%	100.0%	17.5%	21.6%	10.4%	26.3%	5.7%	13.2%	22.5%	
10. 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	155	170	107	86	42	560	160	297	78	73	2	36	93	560
	27.7%	30.4%	19.1%	15.4%	7.5%	100.0%	28.6%	53.0%	13.9%	13.0%	0.4%	6.4%	16.6%	
11. 専門部会等の設置、運営	267	156	35	58	44	560	223	171	74	339	10	19	42	560
	47.7%	27.9%	6.3%	10.4%	7.9%	100.0%	39.8%	30.5%	13.2%	60.5%	1.8%	3.4%	7.5%	
12. その他	3	4	0	8	545	560	1	6	1	2	0	0	5	560
	0.5%	0.7%	0.0%	1.4%	97.3%	100.0%	0.2%	1.1%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.9%	

(2)(自立支援)協議会の活動状況

①(自立支援)協議会の活動状況

1)事務局会議(運営会議)等

	件数	%
1. 活発に活動している	110	31.4%
2. まあ活発に活動している	162	46.3%
3. あまり活発に活動できていない	59	16.9%
4. 活発に活動できていない	13	3.7%
無回答	6	1.7%
合計	350	100.0%

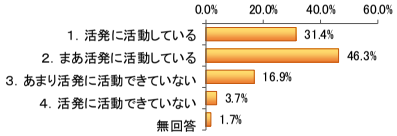

2)全体会・定例会等

	件数	%
1. 活発に活動している	78	17.3%
2. まあ活発に活動している	193	42.8%
3. あまり活発に活動できていない	143	31.7%
4. 活発に活動できていない	31	6.9%
無回答	6	1.3%
合計	451	100.0%

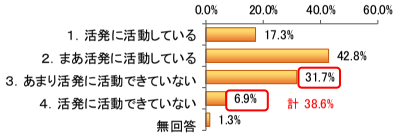

3)専門部会

	件数	%
1. 活発に活動している	146	36.2%
2. まあ活発に活動している	188	46.7%
3. あまり活発に活動できていない	51	12.7%
4. 活発に活動できていない	11	2.7%
無回答	7	1.7%
合計	403	100.0%

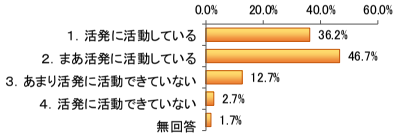

※活発に活動できていない要因(主な意見)
・新型コロナウイルスのため開催ができなかった(書面開催、オンライン開催になった)
・報告が中心となっている
・運営体制が整っていない
・意見がまとまらない・解決まで至らない
・協議内容が限定的である
・開催頻度が少ない　　等

(3)個別支援会議における個別課題の抽出から、(自立支援)協議会における地域課題の解決に至るプロセスについて

※検討した課題について記載のあった974件について集計

①これまで検討した課題のテーマ

	件数	%
1. 権利擁護関係	52	5.3%
2. 地域移行関係	62	6.4%
3. 退院促進関係	19	2.0%
4. 就労関係	121	12.4%
5. 子ども関係	114	11.7%
6. 相談支援関係	141	14.5%
7. 地域生活・生活支援関係	175	18.0%
8. 医療的ケア児の支援関係	96	9.9%
9. 災害時の支援関係	47	4.8%
10. 事業所のスキルアップ・ネットワーク構築	36	3.7%
11. その他	82	8.4%
無回答	29	3.0%
合計	974	100.0%

その他:地域生活支援拠点等整備、障害者への理解・啓発　等

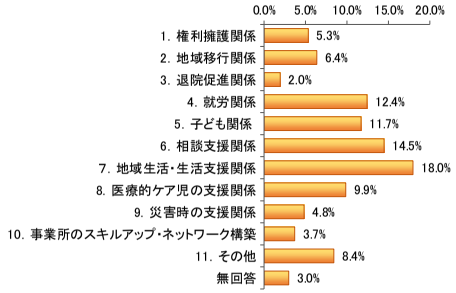

②検討経過

	件数	%
1.検討したが解決につながらなかった	67	6.9%
2.検討ののち具体的な取組を実施	324	33.3%
3.検討ののち取組を実施し、成果があった	197	20.2%
4.検討中/これから検討	353	36.2%
無回答	33	3.4%
合計	974	100.0%

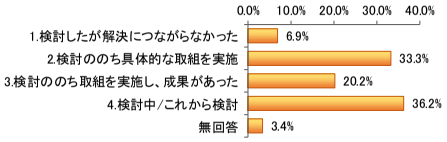

①これまで検討した課題のテーマ　×　②検討経過

	検討経過					計
	1.検討したが解決につながらなかった	2.検討ののち具体的な取組を実施	3.検討ののち取組を実施し、成果があった	4.検討中/これから検討	無回答	
1. 権利擁護関係	2 3.8%	18 34.6%	17 32.7%	13 25.0%	2 3.8%	52 100.0%
2. 地域移行関係	3 4.8%	18 29.0%	9 14.5%	30 48.4%	2 3.2%	62 100.0%
3. 退院促進関係	1 5.3%	7 36.8%	6 31.6%	5 26.3%	0 0.0%	19 100.0%
4. 就労関係	8 6.6%	46 38.0%	23 19.0%	39 32.2%	5 4.1%	121 100.0%
5. 子ども関係	11 9.6%	34 29.8%	26 22.8%	39 34.2%	4 3.5%	114 100.0%
6. 相談支援関係	15 10.6%	50 35.5%	25 17.7%	41 29.1%	10 7.1%	141 100.0%
7. 地域生活・生活支援関係	13 7.4%	61 34.9%	36 20.6%	62 35.4%	3 1.7%	175 100.0%
8. 医療的ケア児の支援関係	5 5.2%	23 24.0%	19 19.8%	46 47.9%	3 3.1%	96 100.0%
9. 災害時の支援関係	5 10.6%	9 19.1%	14 29.8%	19 40.4%	0 0.0%	47 100.0%
10. 事業所のスキルアップ・ネットワーク構築	0 0.0%	15 41.7%	6 16.7%	15 41.7%	0 0.0%	36 100.0%
11. その他	3 3.7%	28 34.1%	13 15.9%	36 43.9%	2 2.4%	82 100.0%
無回答	1 3.4%	15 51.7%	3 10.3%	8 27.6%	2 6.9%	29 100.0%
合計	67 6.9%	324 33.3%	197 20.2%	353 36.2%	33 3.4%	974 100.0%

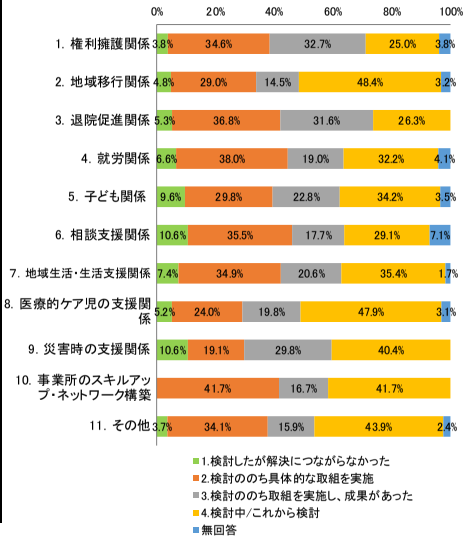

平均検討期間

※検討期間の記載があるもので集計。「4. 検討中/これから検討」を除く。

			平均検討期間（年）
全体		345	1.4 年
課題の分野	1. 権利擁護関係	27	1.4 年
	2. 地域移行関係	15	1.1 年
	3. 退院促進関係	5	1.4 年
	4. 就労関係	42	1.3 年
	5. 子ども関係	39	2.3 年
	6. 相談支援関係	62	1.5 年
	7. 地域生活・生活支援関係	71	1.1 年
	8. 医療的ケア児の支援関係	24	1.1 年
	9. 災害時の支援関係	20	1.1 年
	10. 事業所のスキルアップ・ネットワーク構築	9	2.0 年
	11. その他	26	1.4 年
検討経過	1.検討したが解決につながらなかった	39	1.3 年
	2.検討ののち具体的な取組を実施	171	1.3 年
	3.検討ののち取組を実施し、成果があった	135	1.6 年

(4)（自立支援）協議会の活動を進める上での課題と課題解決のために取り組んでいる工夫

（複数回答）

	①課題だと感じている（いた）もの		②課題解決の工夫をしているもの	
	件数	%	件数	%
1. 参加する機関が限られている	125	22.3%	42	7.5%
2. 発言者が限られている	173	30.9%	57	10.2%
3. 職員の異動等により継続した議論が難しい	243	43.4%	52	9.3%
4. 業務が忙しく集まりにくい	214	38.2%	61	10.9%
5. 議論するための時間が少ない	106	18.9%	23	4.1%
6. 参加者の負担が大きい	149	26.6%	35	6.3%
7. 協議会の役割を理解してもらえない	68	12.1%	32	5.7%
8. 成果がわかりにくい	193	34.5%	21	3.8%
9. 事務局がうまく機能していない	64	11.4%	14	2.5%
10. 何に取り組んでよいか理解できていない	84	15.0%	26	4.6%
11. 情報共有ができていない	24	4.3%	9	1.6%
12. 関係者との連携がうまくいかない	21	3.8%	5	0.9%
13. 都道府県や都道府県（自立支援）協議会との連携方法がわからない	109	19.5%	17	3.0%
14. 活動のための経費が不足している	52	9.3%	10	1.8%
15. その他	19	3.4%	8	1.4%
全体	560		560	

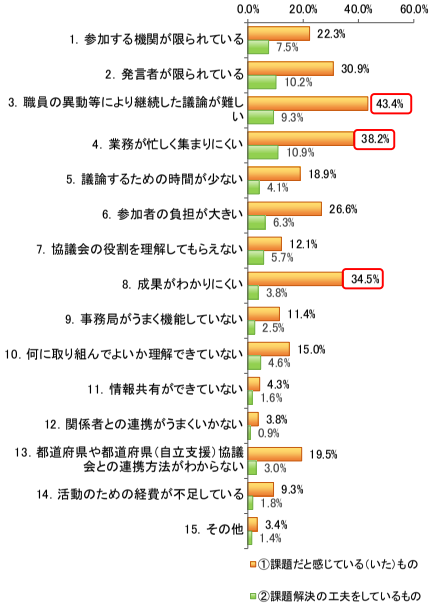

9.（自立支援）協議会と他の会議体との連携状況

(1)他の会議体との連携状況

（複数回答）

	①現在連携しているもの		②今後協力関係を持ちたいもの	
	件数	%	件数	%
1. 地域ケア会議（高齢者）	70	12.5%	156	27.9%
2. 支援会議（生活困窮）	40	7.1%	109	19.5%
3. 要保護児童対策地域協議会	63	11.3%	96	17.1%
4. 子ども・若者地域支援協議会	21	3.8%	72	12.9%
5. 重層的支援会議	39	7.0%	172	30.7%
6. 消費者安全確保地域協議会	3	0.5%	37	6.6%
7. 居住支援協議会	20	3.6%	84	15.0%
8. 自治会・町内会の会議体	9	1.6%	52	9.3%
9. その他	21	3.8%	10	1.8%
全体	560		560	

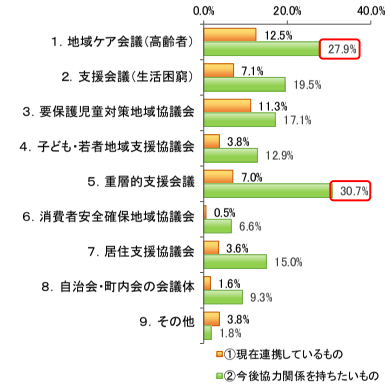

10.（自立支援）協議会の周知方法

（自立支援）協議会の活動状況の周知方法

（複数回答）

	件数	%
1. 市町村のホームページ	196	35.0%
2. 市町村の広報誌	45	8.0%
3. チラシやパンフレット	71	12.7%
4. その他	78	13.9%
5. 特に周知していない	257	45.9%
全体	560	

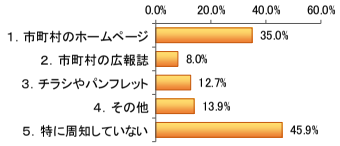

11. 都道府県との関わり

※7～10に回答した区は除いて集計

(1)都道府県（自立支援）協議会への参画状況

（複数回答）

	件数	%
1. 市町村（行政職員）が参加している	162	29.7%
2. 基幹相談支援センターが参加している	87	16.0%
3. 他の協議会メンバーが参加している	88	16.1%
4. 参加していない	295	54.1%
全体	545	

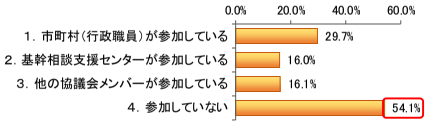

(2)都道府県からのアドバイザーによる支援（都道府県相談支援体制整備事業）

①支援の有無

	件数	%
受けたことがある	160	29.4%
受けたことがない	248	45.5%
わからない	102	18.7%
無回答	35	6.4%
合計	545	100.0%

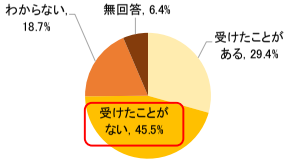

②受けたことがある支援

（複数回答）

	件数	%
1. 地域のネットワーク構築に向けた指導・調整	83	51.9%
2. 地域で対応困難な事例に係る助言等	75	46.9%
3. 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（権利擁護・就労支援などの専門部会）	42	26.3%
4. 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援	48	30.0%
5. 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導	84	52.5%
6. 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等	33	20.6%
7. その他	28	17.5%
全体	160	

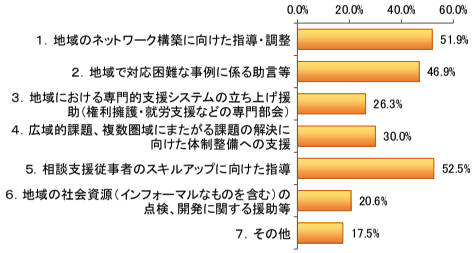

③アドバイザーの支援について

	件数	%
役立っている	113	70.6%
まあ役立っている	41	25.6%
あまり役立っていない	5	3.1%
役立っていない	1	0.6%
無回答	0	0.0%
合計	160	100.0%

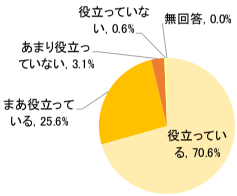

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

相談支援に関する実態調査
【調査票C：管理者調査】 集計結果

調査対象 ： ③基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所（3,130ヵ所）＜悉皆調査＞
④基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所（400ヵ所）＜抽出調査＞

調査方法 ： ③は、市区町村あてに厚生労働省よりメールを送信。市町村を介して対象事業所に調査票を送付。
④は、調査実施機関より対象事業所あてに郵送で調査を依頼。調査票はホームページからダウンロード。
調査終了後、対象事業所から直接調査実施機関へメールで調査票を送付。

調査期間 ： 令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）

回収状況 ： 694 事業所

1. 事業所の基本情報

①開設年

	件数	%
平成17年度以前	100	14.4%
平成18年度～平成19年度	96	13.8%
平成20年度～平成21年度	25	3.6%
平成22年度～平成23年度	20	2.9%
平成24年度～平成25年度	164	23.6%
平成26年度～平成27年度	85	12.2%
平成28年度～平成29年度	44	6.3%
平成30年度～令和元年度	46	6.6%
令和2年度～令和3年度	58	8.4%
令和4年度	17	2.4%
無回答	39	5.6%
合計	694	100.0%

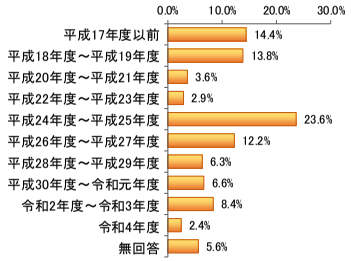

②実施主体

	件数	%
市区町村（直営）	70	10.1%
社会福祉協議会	81	11.7%
社会福祉法人（社協以外）	375	54.0%
（一般・公益）社団法人	16	2.3%
NPO法人	46	6.6%
株式会社	21	3.0%
合同会社	14	2.0%
その他	66	9.5%
無回答	5	0.7%
合計	694	100.0%

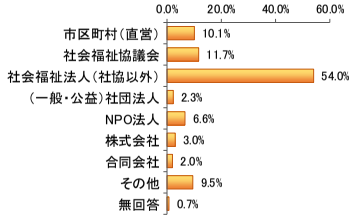

③事業所で実施している事業・業務等

（複数回答）

	件数	%
1. 基幹相談支援センター	225	32.4%
2. 障害者相談支援事業	396	57.1%
3. 特定相談支援事業（計画相談）	548	79.0%
4. 一般相談支援事業（地域移行支援）	346	49.9%
5. 一般相談支援事業（地域定着支援）	326	47.0%
6. 障害児相談支援事業	440	63.4%
7. 自立生活援助事業	35	5.0%
8.（自立支援）協議会の運営	209	30.1%
9. 障害支援区分認定調査	230	33.1%
10. 医療的ケア児等コーディネーターの配置	157	22.6%
11. 地域生活支援拠点等（市町村から認定されている）	149	21.5%
12. 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	56	8.1%
13. 障害児等療育支援事業	37	5.3%
14.（都道府県）相談支援体制整備事業アドバイザーの配置	14	2.0%
15. 成年後見制度利用支援事業	53	7.6%
16. 障害者虐待防止センター	77	11.1%
17. その他	33	4.8%
全体	694	

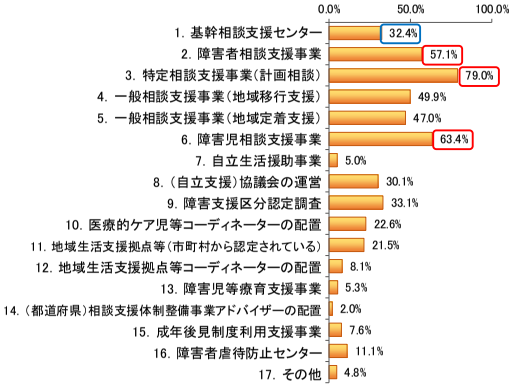

※事業所分類（事業所で実施している事業の組み合わせにより分類）

	件数	%
1. 基幹＋委託＋指定	96	13.8%
2. 基幹＋委託	18	2.6%
3. 基幹＋指定	40	5.8%
4. 基幹のみ	71	10.2%
5. 委託＋指定	262	37.8%
6. 委託のみ	20	2.9%
7. 指定のみ	184	26.5%
不明	3	0.4%
合計	694	100.0%

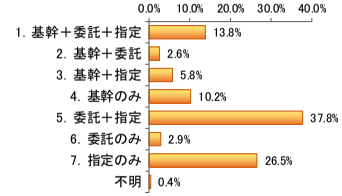

※基幹：上記③の「1. 基幹相談支援センター」に該当
※委託：上記③の「2. 障害者相談支援事業」に該当
※指定：上記③の「3. 特定相談支援事業（計画相談）」「4. 一般相談支援事業（地域移行支援）」「5. 一般相談支援事業（地域定着支援）」「6. 障害児相談支援事業」のいずれかに該当

2. 相談支援の利用状況

※回答のあった事業所について集計

	①令和3年度の新規相談者数	②令和3年度の利用者数※1	契約者数※2	③令和4年4月～10月の新規相談者数	④令和4年11月1日現在の利用者数※1
基幹相談支援センター	143.8 人	297.7 人		101.1 人	216.5 人
障害者相談支援事業	168.5 人	197.6 人		101.8 人	144.9 人
指定特定相談支援事業	28.9 人	137.1 人	107.7 人	22.3 人	127.8 人
指定一般相談支援事業 地域移行支援	0.4 人	0.6 人	0.4 人	0.2 人	0.3 人
指定一般相談支援事業 地域定着支援	0.3 人	1.9 人	1.5 人	0.3 人	1.6 人
障害児相談支援事業	12.4 人	48.9 人	38.4 人	8.6 人	47.2 人
自立生活援助事業	1.9 人	3.2 人		1.2 人	2.6 人

※1「利用者数」：継続的に相談支援に関わった（関わっている）利用者数。
※2「契約者数」：特定相談・一般相談・障害児相談の場合、利用者数のうち利用契約をした契約者数を記載
※複数の事業を利用している場合はそれぞれの事業に計上

3. 24時間対応（連絡体制の確保）について

①24時間対応について

	件数	%
1. 24時間対応している	389	56.1%
2. 24時間対応していない	300	43.2%
無回答	5	0.7%
合計	694	100.0%

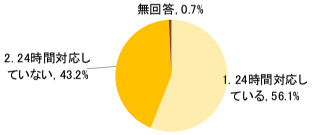

②営業時間外の対応方法

（複数回答）

	件数	%
1.夜勤・当直	26	6.7%
2.業務用電話の携帯、電話の転送	350	90.0%
3.その他	29	7.5%
全体	389	

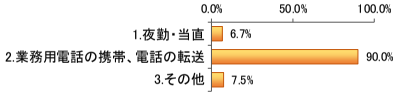

③対応日数

	件数	%
1.毎日（365日）対応	365	93.8%
2.毎日対応ではない	21	5.4%
無回答	3	0.8%
合計	389	100.0%

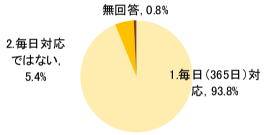

対応日数（1ヵ月あたり）　平均 26.5 日

④夜間・当直や携帯電話での相談対応件数（1ヵ月あたり）

平均 7.0 件

4. 事業所の開所状況

	開所の状況			合計	24時間対応		合計
	開所	休み	無回答		あり	なし	
月曜日	677	9	8	694	366	328	694
	97.6%	1.3%	1.2%	100.0%	52.7%	47.3%	100.0%
火曜日	676	6	12	694	363	331	694
	97.4%	0.9%	1.7%	100.0%	52.3%	47.7%	100.0%
水曜日	676	6	12	694	364	330	694
	97.4%	0.9%	1.7%	100.0%	52.4%	47.6%	100.0%
木曜日	678	4	12	694	364	330	694
	97.7%	0.6%	1.7%	100.0%	52.4%	47.6%	100.0%
金曜日	681	1	12	694	364	330	694
	98.1%	0.1%	1.7%	100.0%	52.4%	47.6%	100.0%
土曜日	146	391	157	694	327	367	694
	21.0%	56.3%	22.6%	100.0%	47.1%	52.9%	100.0%
日曜日	35	480	179	694	323	371	694
	5.0%	69.2%	25.8%	100.0%	46.5%	53.5%	100.0%
祝日	87	438	169	694	325	369	694
	12.5%	63.1%	24.4%	100.0%	46.8%	53.2%	100.0%

※「職員体制」に記載のあった**2872名**について集計

5. 職員体制及び担当件数について

①勤務形態

	件数	%
正規	2,349	82.1%
非正規・常勤	232	8.1%
非正規・非常勤	237	8.3%
無回答	44	1.5%
合計	2,862	100.0%

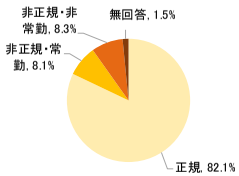

②専従兼務

	件数	%
専従	1,878	64.7%
兼務	851	29.3%
無回答	173	6.0%
合計	2,902	100.0%

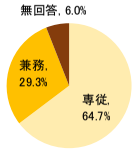

③所定労働時間

	件数	%
10時間未満	155	5.4%
10時間以上15時間未満	76	2.6%
15時間以上20時間未満	64	2.2%
20時間以上25時間未満	128	4.5%
25時間以上30時間未満	38	1.3%
30時間以上35時間未満	162	5.6%
35時間以上40時間未満	948	33.0%
40時間	1224	42.6%
40時間以上	29	1.0%
無回答	48	1.7%
合計	2,872	100.0%

平均 34.6 時間

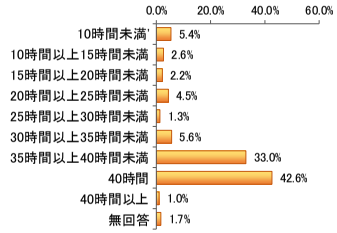

④経験年数

（障害分野の相談員としての経験年数）

	件数	%
0年	73	2.5%
1年未満	212	7.4%
1年以上2年未満	251	8.7%
2年以上3年未満	171	6.0%
3年以上5年未満	371	12.9%
5年以上10年未満	799	27.8%
10年以上15年未満	383	13.3%
15年以上20年未満	260	9.1%
20年以上25年未満	121	4.2%
25年以上30年未満	47	1.6%
30年以上	54	1.9%
無回答	130	4.5%
合計	2,872	100.0%

平均 8年 6ヵ月

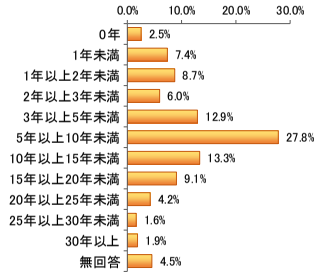

⑤現在の法人での勤務年数

	件数	%
0年	5	0.2%
1年未満	150	5.2%
1年以上2年未満	148	5.2%
2年以上3年未満	121	4.2%
3年以上5年未満	304	10.6%
5年以上10年未満	656	22.9%
10年以上15年未満	476	16.6%
15年以上20年未満	383	13.4%
20年以上25年未満	276	9.6%
25年以上30年未満	139	4.9%
30年以上	138	4.8%
無回答	66	2.3%
合計	2,862	100.0%

平均　12年 3ヵ月

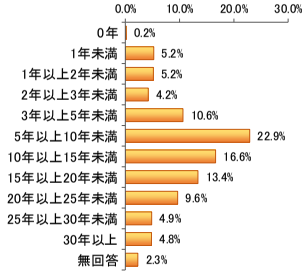

⑥現在の相談支援事業所での勤務年数

	件数	%
0年	12	0.4%
1年未満	427	14.9%
1年以上2年未満	397	13.8%
2年以上3年未満	306	10.7%
3年以上5年未満	503	17.5%
5年以上10年未満	793	27.6%
10年以上15年未満	240	8.4%
15年以上20年未満	98	3.4%
20年以上25年未満	20	0.7%
25年以上30年未満	3	0.1%
30年以上	1	0.0%
無回答	72	2.5%
合計	2,872	100.0%

平均　5年 2ヵ月

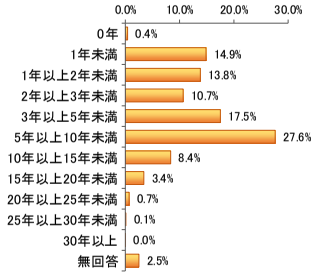

⑦担当ケース数

	件数	%
0件	305	10.6%
10件未満	271	9.4%
10件以上20件未満	213	7.4%
20件以上30件未満	239	8.3%
30件以上40件未満	224	7.8%
40件以上50件未満	223	7.8%
50件以上60件未満	213	7.4%
60件以上70件未満	162	5.6%
70件以上80件未満	130	4.5%
80件以上90件未満	114	4.0%
90件以上100件未満	102	3.6%
100件以上120件未満	123	4.3%
120件以上150件未満	103	3.6%
150件以上200件未満	50	1.7%
200件以上	42	1.5%
無回答	358	12.5%
合計	2,872	100.0%

平均　51.1 件

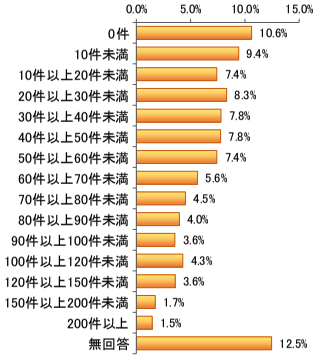

⑧年収

	件数	%
1. 100万円未満	58	2.0%
2. 100～200万円未満	129	4.5%
3. 200～300万円未満	312	10.9%
4. 300～400万円未満	705	24.5%
5. 400～500万円未満	646	22.5%
6. 500～600万円未満	369	12.8%
7. 600～700万円未満	235	8.2%
8. 700～800万円未満	90	3.1%
9. 800万円以上	48	1.7%
無回答	280	9.7%
合計	2,872	100.0%

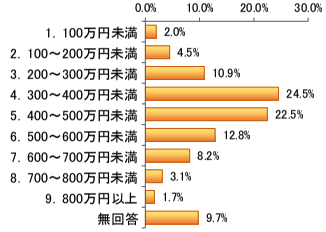

⑨保有資格

（複数回答）

	件数	%
1. 社会福祉士	1241	43.2%
2. 精神保健福祉士	794	27.6%
3. 保健師	60	2.1%
4. 臨床心理士	24	0.8%
5. 看護師・准看護師	83	2.9%
6. 社会福祉主事	658	22.9%
7. 介護支援専門員	473	16.5%
8. 主任相談支援専門員	305	10.6%
9. 相談支援専門員	1,954	68.0%
10. 介護福祉士	780	27.2%
11. 公認心理師	130	4.5%
12. ピアサポーター・ピアカウンセラー	46	1.6%
13. その他	260	9.1%
全体	2,872	

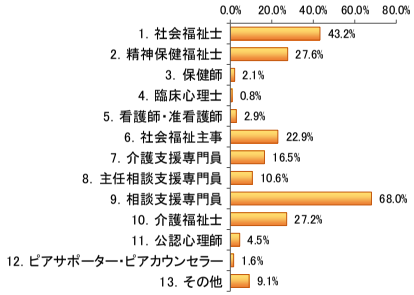

⑩担当する業務時間の割合（平均）

	業務時間の割合（平均）
①基幹相談支援センター	20.2%
②障害者相談支援事業	18.4%
③特定相談支援事業	29.0%
④一般相談支援事業	3.0%
⑤障害児相談支援事業	10.6%
⑥その他の業務	18.9%

6. 各相談支援事業の実施状況について

(1)利用者等からの相談の状況

（複数回答）

	件数	%	相談の割合（平均）
電話で、直接利用者等からの相談を受けている	653	94.1%	32.4%
窓口で、直接利用者等からの相談を受けている	555	80.0%	13.2%
市町村、基幹相談支援センター、他の相談支援事業所からつながれた相談を受けている	657	94.7%	33.5%
3以外の関係機関・関係者等からつながれた相談を受けている	609	87.8%	18.6%
その他	87	12.5%	2.1%
ほとんど相談はない	4	0.6%	
全体	694		

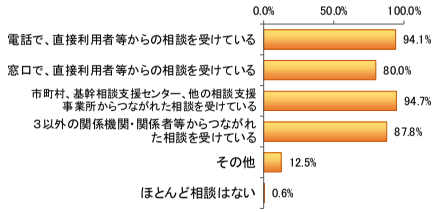

(2)多様な利用者に対する支援

（複数回答）

	件数	%
1. 身体障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置	32	4.6%
2. 知的障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置	7	1.0%
3. 精神障害者のピアサポーター・ピアカウンセラー等を配置	25	3.6%
4. その他	23	3.3%
5. 配置していない	593	85.4%
全体	694	

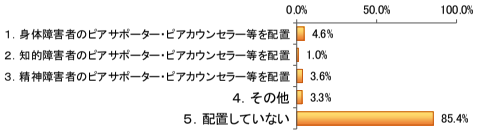

【基幹相談支援センターを実施している事業所のみ回答】

(3)基幹相談支援センターの業務内容

①実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務　（複数回答）

②取組状況

		件数	%	該当のみ	できている	ややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計
1)総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援	213	94.7%	→	125 58.7%	71 33.3%	10 4.7%	0 0.0%	7 3.3%	213 100.0%
2)地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	210	93.3%	→	71 33.8%	81 38.6%	43 20.5%	9 4.3%	6 2.9%	210 100.0%
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	209	92.9%	→	86 41.1%	86 41.1%	25 12.0%	5 2.4%	7 3.3%	209 100.0%
	地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議の開催等）	207	92.0%	→	110 53.1%	71 34.3%	15 7.2%	4 1.9%	7 3.4%	207 100.0%
3)地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	194	86.2%	→	29 14.9%	53 27.3%	67 34.5%	39 20.1%	6 3.1%	194 100.0%
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	179	79.6%	→	23 12.8%	61 34.1%	64 35.8%	25 14.0%	6 3.4%	179 100.0%
4)権利擁護・虐待の防止	成年後見制度利用支援事業の実施	140	62.2%	→	38 27.1%	51 36.4%	31 22.1%	14 10.0%	6 4.3%	140 100.0%
	障害者等に対する虐待を防止するための取組	191	84.9%	→	68 35.6%	82 42.9%	33 17.3%	2 1.0%	6 3.1%	191 100.0%
5)市町村が設置する（自立支援）協議会の運営		178	79.1%	→	109 61.2%	54 30.3%	7 3.9%	0 0.0%	8 4.5%	178 100.0%
その他		38	16.9%	→	13 34.2%	16 42.1%	7 18.4%	0 0.0%	2 5.3%	38 100.0%
全体		225								

【障害者相談支援事業を実施している事業所のみ回答】

(4)障害者相談支援事業の業務内容

①実施要綱等で定められ、実施することとなっている業務　（複数回答）

②取組状況

	件数	%	該当のみ	できている	ややできている	あまりできていない	できていない	無回答	計
1. 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）	376	94.9%	→	325 86.4%	45 12.0%	1 0.3%	0 0.0%	5 1.3%	376 100.0%
2. 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）	367	92.7%	→	225 61.3%	111 30.2%	25 6.8%	0 0.0%	6 1.6%	367 100.0%
3. 社会生活力を高めるための支援	353	89.1%	→	157 44.5%	152 43.1%	36 10.2%	2 0.6%	6 1.7%	353 100.0%
4. ピアカウンセリング	184	46.5%	→	23 12.5%	11 6.0%	56 30.4%	90 48.9%	4 2.2%	184 100.0%
5. 権利の擁護のために必要な援助	354	89.4%	→	139 39.3%	155 43.8%	49 13.8%	4 1.1%	7 2.0%	354 100.0%
6. 専門機関の紹介	368	92.9%	→	251 68.2%	100 27.2%	11 3.0%	1 0.3%	5 1.4%	368 100.0%
7. 地域包括支援センターとの情報交換	250	63.1%	→	106 42.4%	96 38.4%	40 16.0%	4 1.6%	4 1.6%	250 100.0%
8. 生活困窮者相談窓口との情報交換	218	55.1%	→	85 39.0%	79 36.2%	41 18.8%	8 3.7%	5 2.3%	218 100.0%
9. 重度障害者への支援（訪問等）	204	51.5%	→	80 39.2%	73 35.8%	39 19.1%	7 3.4%	5 2.5%	204 100.0%
その他	56	14.1%	→	31 55.4%	18 32.1%	6 10.7%	1 1.8%	0 0.0%	56 100.0%
全体	396								

【全事業所が回答】

(5)相談支援業務と同一法人のその他のサービス

（複数回答）

	①同一法人が実施しているサービス		②同一敷地内で実施しているサービス	
	件数	%	件数	%
1. 同一法人の他のサービスはない	55	7.9%	37	5.3%
2. 居宅介護	219	31.6%	94	13.5%
3. 重度訪問介護	142	20.5%	69	9.9%
4. 同行援護	124	17.9%	61	8.8%
5. 行動援護	97	14.0%	37	5.3%
6. 重度障害者等包括支援	18	2.6%	10	1.4%
7. 短期入所	316	45.5%	102	14.7%
8. 療養介護	22	3.2%	7	1.0%
9. 生活介護	398	57.3%	174	25.1%
10. 施設入所支援	211	30.4%	74	10.7%
11. 自立生活援助	57	8.2%	30	4.3%
12. 共同生活援助	319	46.0%	55	7.9%
13. 自立訓練（機能訓練）	30	4.3%	18	2.6%
14. 自立訓練（生活訓練）	72	10.4%	31	4.5%
15. 就労移行支援	124	17.9%	31	4.5%
16. 就労継続支援（A型）	66	9.5%	15	2.2%
17. 就労継続支援（B型）	376	54.2%	115	16.6%
18. 就労定着支援	70	10.1%	18	2.6%
19. 児童発達支援（センター）	84	12.1%	24	3.5%
20. 児童発達支援（事業）	134	19.3%	42	6.1%
21. 医療型児童発達支援	14	2.0%	3	0.4%
22. 放課後等デイサービス	197	28.4%	65	9.4%
23. 居宅訪問型児童発達支援	11	1.6%	4	0.6%
24. 保育所等訪問支援	97	14.0%	27	3.9%
25. 障害児入所施設	42	6.1%	9	1.3%
26. 居宅介護支援	117	16.9%	51	7.3%
27. 地域包括支援センター	93	13.4%	40	5.8%
28. 生活困窮者自立相談支援機関	63	9.1%	39	5.6%
29. その他	161	23.2%	83	12.0%
30. その他	65	9.4%	23	3.3%
全体	694		694	

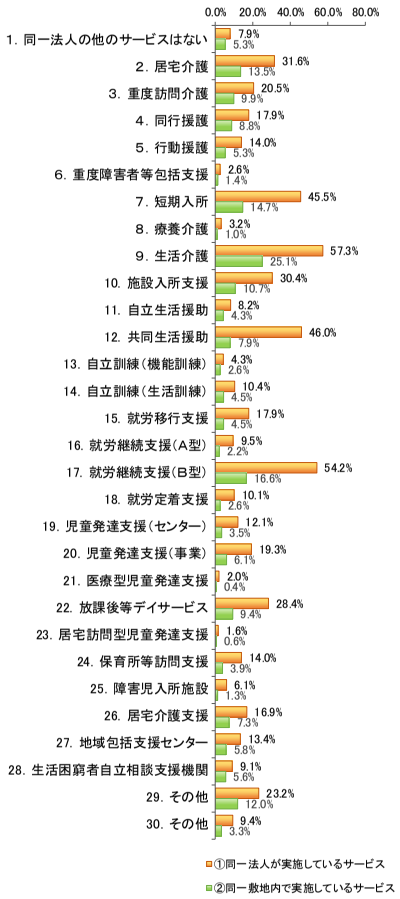

(6)相談支援事業の中立・公正性の確保

	件数	%
あり	528	76.1%
なし	119	17.1%
無回答	47	6.8%
合計	694	100.0%

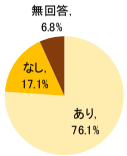

7. 人材育成

（1）職員配置について

①相談支援専門員の充足状況

	件数	%
充足している	191	27.5%
不足している	424	61.1%
わからない	55	7.9%
無回答	24	3.5%
合計	694	100.0%

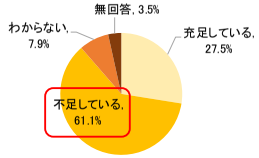

②主任相談支援専門員の充足状況

	件数	%
充足している	178	25.6%
不足している	373	53.7%
わからない	117	16.9%
無回答	26	3.7%
合計	694	100.0%

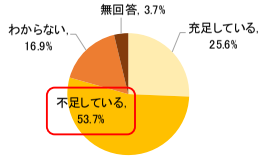

③主任相談支援専門員が不足している理由

（複数回答）

	件数	%
1. 主任相談支援専門員が法人の他事業へ異動した	10	2.7%
2. 主任相談支援専門員が退職した	11	2.9%
3. 主任相談支援専門員になるための研修を受けられていない	218	58.4%
4. 主任相談支援専門員となる人材がいない	157	42.1%
5. その他	44	11.8%
全体	373	

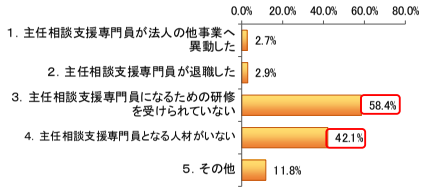

(2)事業所内での人材育成に関する取組

（複数回答）

	件数	%
1. 事業所内で勉強会等を実施	392	56.5%
2. 他事業所等と共同で勉強会等を実施	346	49.9%
3. 基幹相談支援センターが主催する勉強会等への参加	391	56.3%
4. 実習や試験日程における勤務の調整・配慮	327	47.1%
5. 資格取得にかかった費用の援助	292	42.1%
6. 研修費の事業所負担	506	72.9%
7. その他	75	10.8%
8. 特になし	17	2.4%
全体	694	

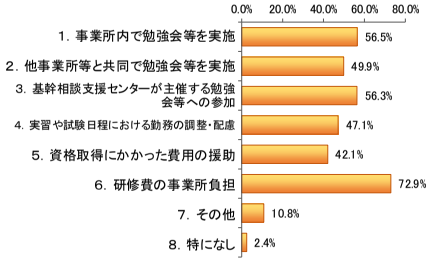

8.（自立支援）協議会への参画状況

(1)市区町村の（自立支援）協議会の活動への参画

	件数	%
参画している	635	91.5%
参画していない	40	5.8%
無回答	19	2.7%
合計	694	100.0%

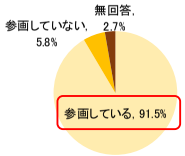

今後の市区町村（自立支援）協議会への参画の意向

	件数	%
参画したい	14	35.0%
参画したくない	1	2.5%
わからない	24	60.0%
無回答	1	2.5%
合計	40	100.0%

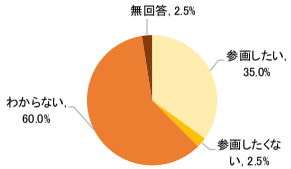

(2)都道府県の（自立支援）協議会の活動への参画

	件数	%
参画している	162	23.3%
参画していない	507	73.1%
無回答	25	3.6%
合計	694	100.0%

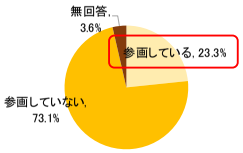

今後の都道府県（自立支援）協議会への参画の意向

	件数	%
参画したい	85	16.8%
参画したくない	45	8.9%
わからない	358	70.6%
無回答	19	3.7%
合計	507	100.0%

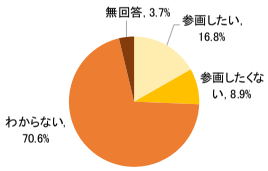

9. 関係機関等との関わり

(1)関係機関との連携

（複数回答）

※②に該当した場合

	①連携が必要だと感じている機関・関係者		②実際に連携したことがある機関・関係者		②該当	③連携状況									
						定期的に関わっている	必要に応じて連携している	今は連携していない	無回答	計	定期的に関わっている	必要に応じて連携している	今は連携していない	無回答	計
	件数	%	件数	%		件数	件数	件数	件数	件数	%	%	%	%	%
5. 障害福祉サービス事業所	536	77.2%	621	89.5%	→	398	216	0	7	621	64.1%	34.8%	0.0%	1.1%	100.0%
12. 医療機関（精神科）	533	76.8%	600	86.5%	→	200	391	5	4	600	33.3%	65.2%	0.8%	0.7%	100.0%
3. 指定特定相談支援事業所	516	74.4%	588	84.7%	→	352	231	3	2	588	59.9%	39.3%	0.5%	0.3%	100.0%
19. 特別支援学校	510	73.5%	567	81.7%	→	238	303	18	8	567	42.0%	53.4%	3.2%	1.4%	100.0%
7. 障害者就業・生活支援センター	509	73.3%	565	81.4%	→	176	376	9	4	565	31.2%	66.5%	1.6%	0.7%	100.0%
32. 市町村（生活保護担当部署）	509	73.3%	578	83.3%	→	174	392	6	6	578	30.1%	67.8%	1.0%	1.0%	100.0%
23. 地域包括支援センター	504	72.6%	562	81.0%	→	184	367	6	5	562	32.7%	65.3%	1.1%	0.9%	100.0%
41. 社会福祉協議会（地域福祉担当部署）	500	72.0%	526	75.8%	→	206	304	11	5	526	39.2%	57.8%	2.1%	1.0%	100.0%
11. 医療機関（一般診療科）	496	71.5%	530	76.4%	→	88	425	13	4	530	16.6%	80.2%	2.5%	0.8%	100.0%
6. 障害者支援施設	493	71.0%	553	79.7%	→	262	278	10	3	553	47.4%	50.3%	1.8%	0.5%	100.0%
13. 障害・難病等に関する専門的な病院	485	69.9%	312	45.0%	→	44	243	23	2	312	14.1%	77.9%	7.4%	0.6%	100.0%
33. 市町村（子ども子育て支援担当部署）	484	69.7%	528	76.1%	→	163	350	11	4	528	30.9%	66.3%	2.1%	0.8%	100.0%
8. 発達障害者支援センター	481	69.3%	419	60.4%	→	71	309	35	4	419	16.9%	73.7%	8.4%	1.0%	100.0%
28. 保健所	481	69.3%	506	72.9%	→	165	323	14	4	506	32.6%	63.8%	2.8%	0.8%	100.0%
39. 民生委員・児童委員・主任児童委員	478	68.9%	451	65.0%	→	61	352	35	3	451	13.5%	78.0%	7.8%	0.7%	100.0%
35. 生活困窮者自立相談支援機関	473	68.2%	446	64.3%	→	110	315	17	4	446	24.7%	70.6%	3.8%	0.9%	100.0%
2. 障害者相談支援事業を委託している相談支援事業所	471	67.9%	531	76.5%	→	369	154	4	4	531	69.5%	29.0%	0.8%	0.8%	100.0%
31. 児童相談所	470	67.7%	490	70.6%	→	72	380	36	2	490	14.7%	77.6%	7.3%	0.4%	100.0%
34. 市町村（高齢者福祉・介護保険担当部署）	467	67.3%	514	74.1%	→	114	383	13	4	514	22.2%	74.5%	2.5%	0.8%	100.0%
15. 小学校	466	67.1%	418	60.2%	→	71	311	28	8	418	17.0%	74.4%	6.7%	1.9%	100.0%
4. 指定一般相談支援事業所	462	66.6%	418	60.2%	→	206	194	15	3	418	49.3%	46.4%	3.6%	0.7%	100.0%
16. 中学校	457	65.9%	378	54.5%	→	56	281	32	9	378	14.8%	74.3%	8.5%	2.4%	100.0%
27. ハローワーク	457	65.9%	475	68.4%	→	67	378	27	3	475	14.1%	79.6%	5.7%	0.6%	100.0%
1. 基幹相談支援センター	449	64.7%	464	66.9%	→	307	144	11	2	464	66.2%	31.0%	2.4%	0.4%	100.0%
9. 高次脳機能障害者支援センター	443	63.8%	241	34.7%	→	30	176	33	2	241	12.4%	73.0%	13.7%	0.8%	100.0%
20. 教育委員会	430	62.0%	314	45.2%	→	68	220	26	0	314	21.7%	70.1%	8.3%	0.0%	100.0%
29. 保健センター	421	60.7%	386	55.6%	→	104	266	11	5	386	26.9%	68.9%	2.8%	1.3%	100.0%
30. 保育所	421	60.7%	329	47.4%	→	52	250	24	3	329	15.8%	76.0%	7.3%	0.9%	100.0%
17. 高校、専修学校・各種学校	418	60.2%	285	41.1%	→	26	220	36	3	285	9.1%	77.2%	12.6%	1.1%	100.0%
25. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	415	59.8%	298	42.9%	→	59	220	19	0	298	19.8%	73.8%	6.4%	0.0%	100.0%
24. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	414	59.7%	343	49.4%	→	87	229	24	3	343	25.4%	66.8%	7.0%	0.9%	100.0%
10. 地域生活定着支援センター	409	58.9%	245	35.3%	→	30	168	42	5	245	12.2%	68.6%	17.1%	2.0%	100.0%
22. 高齢者介護の関係機関	395	56.9%	400	57.6%	→	67	313	17	3	400	16.8%	78.3%	4.3%	0.8%	100.0%
40. 地域住民の代表者	382	55.0%	226	32.6%	→	23	171	30	2	226	10.2%	75.7%	13.3%	0.9%	100.0%
38. 障害者相談員	379	54.6%	268	38.6%	→	67	175	24	2	268	25.0%	65.3%	9.0%	0.7%	100.0%
37. 都道府県	334	48.1%	233	33.6%	→	40	176	13	4	233	17.2%	75.5%	5.6%	1.7%	100.0%
36. 重層的支援体制整備事業担当者（重層事業コーディネーター等）	332	47.8%	137	19.7%	→	50	70	15	2	137	36.5%	51.1%	10.9%	1.5%	100.0%
14. 医師会・歯科医師会等	321	46.3%	143	20.6%	→	15	92	34	2	143	10.5%	64.3%	23.8%	1.4%	100.0%
21. 民間企業	321	46.3%	214	30.8%	→	26	165	22	1	214	12.1%	77.1%	10.3%	0.5%	100.0%
18. 大学、短大	312	45.0%	124	17.9%	→	7	82	33	2	124	5.6%	66.1%	26.6%	1.6%	100.0%
26. 大学等（学識経験者など）	301	43.4%	158	22.8%	→	30	110	17	1	158	19.0%	69.6%	10.8%	0.6%	100.0%
42. その他	35	5.0%	42	6.1%	→	13	28	0	1	42	31.0%	66.7%	0.0%	2.4%	100.0%
全体	694		694												

10. 相談支援業務における課題や要望

(1)相談支援業務を行う上での課題

（複数回答）

	件数	%
1. 職員が不足している	441	63.5%
2. 専門的な相談に対応する職員が不足している	398	57.3%
3. 人材育成のための研修や勉強会の機会が足りない	272	39.2%
4. 運営や経営に関する知識が不足している	283	40.8%
5. 相談窓口が周知されていない	112	16.1%
6. 基幹相談支援センターが周知されていない	110	15.9%
7. 基幹相談支援センターとの連携がうまくできていない	47	6.8%
8. 他の相談支援事業所との連携がうまくできていない	62	8.9%
9. 他の関係機関との連携がうまくできていない	68	9.8%
10. 市町村との連携がうまくできていない	66	9.5%
11. （自立支援）協議会が活用されていない	200	28.8%
12. その他	87	12.5%
13. 特に課題はない	22	3.2%
全体	694	

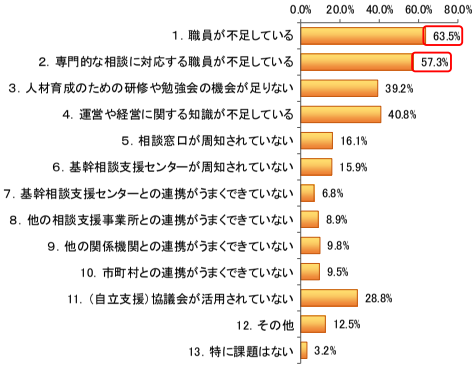

(2)相談支援業務を進めるにあたっての要望

（複数回答）

	件数	%
1. 職員に対する研修の機会	381	54.9%
2. 指導的立場の職員に対する研修の機会	335	48.3%
3. 人員体制の拡充	478	68.9%
4. 運営や経営に関するコンサルタント	212	30.5%
5. 他の相談支援事業所との情報共有	239	34.4%
6. 他の関係機関との情報共有	262	37.8%
7. 市町村との連携	266	38.3%
8. 都道府県との連携	133	19.2%
9. 市区町村（自立支援）協議会の活用・連携	299	43.1%
10. 都道府県（自立支援）協議会の活用・連携	137	19.7%
11. その他	68	9.8%
12. 特にない	19	2.7%
全体	694	

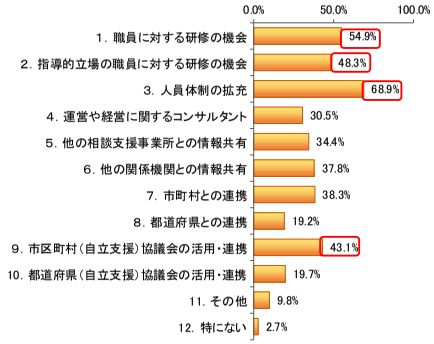

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

相談支援業務実態調査
【調査票D：相談支援専門員調査】

調査対象 ： ③基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所（3,130ヵ所）＜悉皆調査＞
④基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所（400ヵ所）＜抽出調査＞
回答者 ： 各事業所の相談支援専門員（主任相談支援専門員を含む）
調査方法 ： ③は、市区町村あてに厚生労働省よりメールを送信。市町村を介して対象事業所に調査票を送付。
④は、調査実施機関より対象事業所あてに郵送で調査を依頼。調査票はホームページからダウンロード。
調査終了後、対象事業所から直接調査実施機関へメールで調査票を送付。
調査期間 ： 令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）

回収状況 ： 628 事業所 1,025 ケース
※C調査票とD調査票が両方そろっているデータで集計

1．調査対象となる利用者の基本情報

(1)性別

	件数	%
男性	585	57.1%
女性	417	40.7%
その他	1	0.1%
無回答	22	2.1%
合計	1,025	100.0%

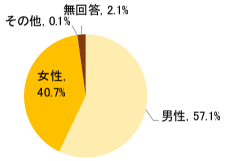

(2)年齢

	件数	%
1. 0～5歳	38	3.7%
2. 6～17歳	87	8.5%
3. 18～19歳	28	2.7%
4. 20～29歳	148	14.4%
5. 30～39歳	137	13.4%
6. 40～49歳	203	19.8%
7. 50～59歳	236	23.0%
8. 60～64歳	91	8.9%
9. 65～74歳	37	3.6%
10. 75歳以上	4	0.4%
無回答	16	1.6%
合計	1,025	100.0%

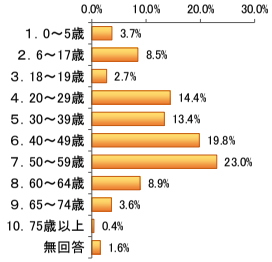

(3)同居している方

（複数回答）

	件数	%
1. 一人暮らし（同居者はいない）	303	29.6%
2. 父親	311	30.3%
3. 母親	423	41.3%
4. 配偶者	70	6.8%
5. 子ども	70	6.8%
6. 祖父	23	2.2%
7. 祖母	30	2.9%
8. 兄弟姉妹	223	21.8%
9. 孫	3	0.3%
10. その他	136	13.3%
全体	1,025	

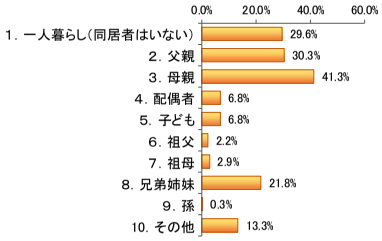

(4)住まい

	件数	%
1. 持ち家（マンションも含む）	498	48.6%
2. 公営住宅	100	9.8%
3. 民間賃貸住宅（アパート・マンションなど）	254	24.8%
4. グループホームなどの施設	121	11.8%
5. その他	34	3.3%
無回答	18	1.8%
合計	1,025	100.0%

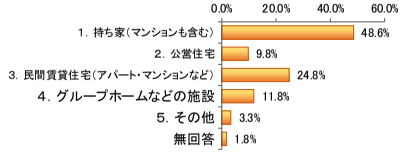

(5)障害種別

（複数回答）

	件数	%
1. 身体障害	198	19.3%
2. 知的障害	409	39.9%
3. 精神障害	425	41.5%
4. 発達障害	204	19.9%
5. 高次脳機能障害	19	1.9%
6. 難病	46	4.5%
全体	1,025	

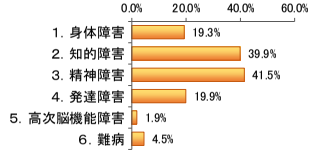

(6)手帳の有無

①身体障害者手帳

	件数	%
1. 1級	116	11.3%
2. 2級	43	4.2%
3. 3級	30	2.9%
4. 4級	14	1.4%
5. 5級	5	0.5%
6. 6級	3	0.3%
7. 7級	2	0.2%
8. 手帳なし	421	41.1%
無回答	391	38.1%
合計	1,025	100.0%

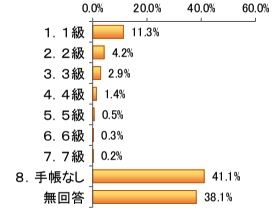

②療育手帳

	件数	%
1. 重度（A）	99	9.7%
2. それ以外（B）	292	28.5%
3. 手帳なし	356	34.7%
無回答	278	27.1%
合計	1,025	100.0%

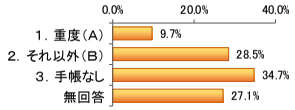

③精神障害者保健福祉手帳

	件数	%
1. 1級	34	3.3%
2. 2級	256	25.0%
3. 3級	77	7.5%
4. 手帳なし	390	38.0%
無回答	268	26.1%
合計	1,025	100.0%

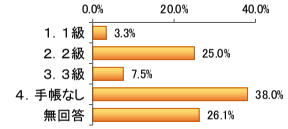

(7)障害支援区分

	件数	%
1. 区分1	11	1.1%
2. 区分2	135	13.2%
3. 区分3	182	17.8%
4. 区分4	90	8.8%
5. 区分5	57	5.6%
6. 区分6	74	7.2%
7. 非該当	42	4.1%
8. 未認定	369	36.0%
無回答	65	6.3%
合計	1,025	100.0%

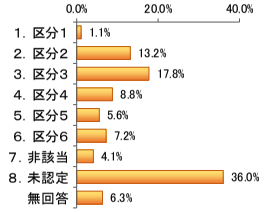

(8)日常生活の介助の状況

	件数	%
1. ほとんど介助の必要はない	350	34.1%
2. 一部、介助や支援が必要	551	53.8%
3. 全部、介助や支援が必要	101	9.9%
無回答	23	2.2%
合計	1,025	100.0%

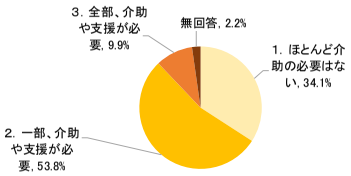

(9)医療機関の受診状況

	件数	%
1. ほとんど受診していない	183	17.9%
2. 月に1回程度受診している	574	56.0%
3. 月に2～3回受診している	184	18.0%
4. 月に4回以上受診している	57	5.6%
無回答	27	2.6%
合計	1,025	100.0%

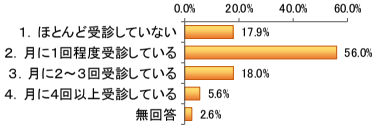

【40歳以上の場合のみ】

(10)要支援・要介護認定の有無

	件数	%
1. 認定あり	33	5.8%
2. 認定なし	514	90.0%
3. わからない	5	0.9%
無回答	19	3.3%
合計	571	100.0%

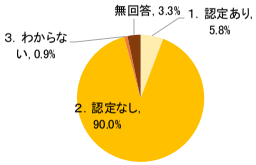

要支援・要介護認定

	件数	%
1. 要支援1	2	6.1%
2. 要支援2	10	30.3%
3. 要介護1	4	12.1%
4. 要介護2	3	9.1%
5. 要介護3	3	9.1%
6. 要介護4	4	12.1%
7. 要介護5	5	15.2%
8. わからない	1	3.0%
無回答	1	3.0%
合計	33	100.0%

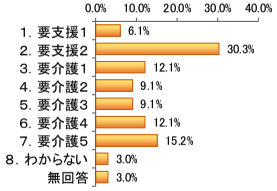

介護保険サービスの利用

	件数	%
1. 利用している	22	66.7%
2. 利用していない	8	24.2%
3. わからない	0	0.0%
無回答	3	9.1%
合計	33	100.0%

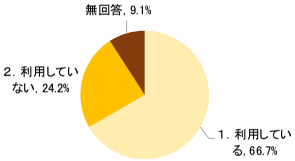

2. 調査対象となる利用者の相談支援の状況

(1)初回の相談経路

（複数回答）

	件数	%
1. 本人	176	17.2%
2. 家族・親族	306	29.9%
3. 友人・知人	13	1.3%
4. 市区町村担当者	269	26.2%
5. 基幹相談支援センター	42	4.1%
6. 指定特定相談支援事業所	61	6.0%
7. 指定一般相談支援事業所	13	1.3%
8. 学校・教育機関等	25	2.4%
9. 病院・診療所等の医療関係者	101	9.9%
10. 地域包括支援センター	36	3.5%
11. 民生児童委員	5	0.5%
12. その他	164	16.0%
全体	1,025	

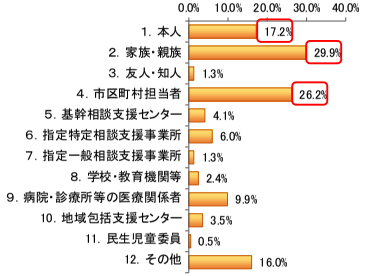

(2)相談内容

（複数回答）

	件数	%
1. 日常生活の困りごとについて	486	47.4%
2. 障害福祉サービスについて	712	69.5%
3. 地域移行・地域定着について	35	3.4%
4. 障害者手帳について	55	5.4%
5. 年金について	65	6.3%
6. 各種制度について	121	11.8%
7. 障害について	161	15.7%
8. 病気や健康について	202	19.7%
9. 住まいについて	166	16.2%
10. 経済面について	222	21.7%
11. 仕事探し、就労について	258	25.2%
12. 家族関係・人間関係について	279	27.2%
13. DV・虐待について	54	5.3%
14. 教育・学習について	55	5.4%
15. 社会参加について	95	9.3%
16. 将来のことについて	210	20.5%
17. その他	67	6.5%
全体	1,025	

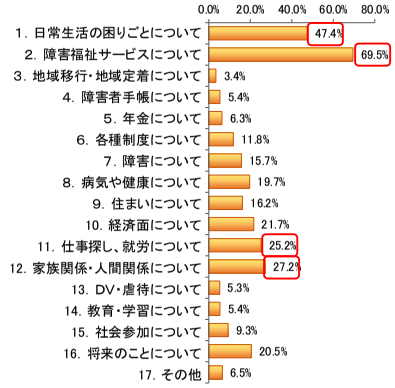

(4)障害福祉サービスの利用状況

	件数	%
利用している	786	76.7%
利用していない	201	19.6%
わからない	8	0.8%
無回答	30	2.9%
合計	1,025	100.0%

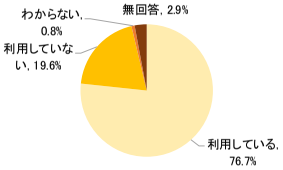

3. 本調査における利用者の支援期間

(1)支援期間別の利用者のタイプ

	件数	%
タイプ1	609	59.4%
タイプ2	86	8.4%
タイプ3	273	26.6%
タイプ4	40	3.9%
無回答	17	1.7%
合計	1,025	100.0%

受付から本調査終了までの平均期間

61.6 カ月	(5.1 年)
55.7 カ月	(4.6 年)
8.1 カ月	(0.7 年)
5.4 カ月	(0.4 年)
43.7 カ月	(3.6 年)

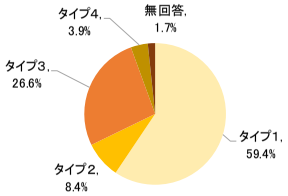

タイプ1： 本調査対象期間の前(令和3年10月以前)に相談受付をし、本調査対象期間終了後(令和4年11月以降)も相談支援を行っている
タイプ2： 本調査対象期間の前(令和3年10月以前)に相談受付をし、本調査対象期間中(令和3年11月～令和4年10月)に相談支援を終了した
タイプ3： 本調査対象期間中(令和3年11月～令和4年10月)に相談受付をし、本調査対象期間終了後(令和4年11月以降)も相談支援を行っている
タイプ4： 本調査対象期間中(令和3年11月～令和4年10月)に相談受付をし、本調査対象期間中(令和3年11月～令和4年10月)に相談支援を終了した

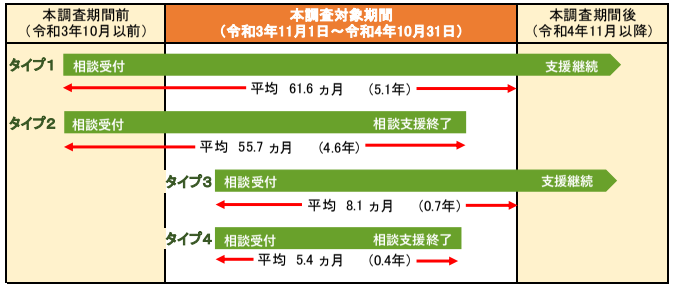

(2)相談支援期間(支援区分ごとの平均期間)

【1】相談受付後の相談支援	・相談受付後の相談支援全般 ・基幹相談支援センターおよび障害者相談支援事業(委託相談)の相談支援 ・特定相談、一般相談、障害児相談における相談支援のうち、契約する前の基本相談支援
【2】契約後の相談支援	・特定相談、一般相談、障害児相談の契約後の相談支援
【3】終了後の相談支援	・支援終了、契約終了後に行った相談支援

※「①初回相談受付」「②契約」「③支援(または契約)終了」の日付の記載があったデータで集計

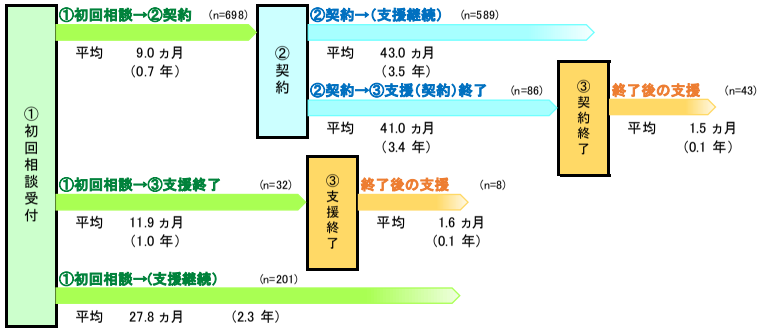

5. 調査対象となる利用者の相談支援に関わった関係者

本調査期間中に、利用者の相談支援に関わった他の関係機関

(複数回答)

	①相談受付後の相談支援を行った場合		②契約後の相談支援を行った場合		③終了後の相談支援を行った場合	
	件数	%	件数	%	件数	%
1. 基幹相談支援センター	247	38.7%	133	18.6%	15	22.1%
2. 障害者相談支援事業を実施している相談支援事業所	235	36.8%	207	29.0%	15	22.1%
3. 指定特定相談支援事業所	277	43.4%	347	48.5%	28	41.2%
4. 指定一般相談支援事業所	42	6.6%	57	8.0%	6	8.8%
5. 障害福祉サービス事業所	370	58.0%	585	81.8%	18	26.5%
6. 障害者支援施設	47	7.4%	75	10.5%	2	2.9%
7. 障害者就業・生活支援センター	43	6.7%	50	7.0%	6	8.8%
8. 発達障害者支援センター	16	2.5%	11	1.5%	0	0.0%
9. 医療機関(一般診療)	134	21.0%	187	26.2%	7	10.3%
10. 専門病院	33	5.2%	47	6.6%	1	1.5%
11. 医療機関(精神科)	306	48.0%	277	38.7%	16	23.5%
12. 医師会・歯科医師会等	2	0.3%	2	0.3%	0	0.0%
13. 小学校(特別支援学校など)	23	3.6%	42	5.9%	1	1.5%
14. 中学校(特別支援学校など)	11	1.7%	17	2.4%	0	0.0%
15. 高校(特別支援学校など)	18	2.8%	26	3.6%	2	2.9%
16. 民間企業	21	3.3%	26	3.6%	4	5.9%
17. 高齢者介護の関係機関	42	6.6%	53	7.4%	5	7.4%
18. 地域包括支援センター	90	14.1%	60	8.4%	5	7.4%
19. 障害当事者団体・障害当事者	13	2.0%	15	2.1%	0	0.0%
20. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者)	21	3.3%	40	5.6%	4	5.9%
21. 大学等(学識経験者など)	3	0.5%	1	0.1%	0	0.0%
22. ハローワーク	38	6.0%	44	6.2%	4	5.9%
23. 保健所	60	9.4%	41	5.7%	0	0.0%
24. 保健センター	59	9.2%	37	5.2%	1	1.5%
25. 保育所	11	1.7%	19	2.7%	1	1.5%
26. 児童相談所	19	3.0%	23	3.2%	0	0.0%
27. 市町村	392	61.4%	436	61.0%	29	42.6%
28. 都道府県	8	1.3%	15	2.1%	0	0.0%
29. 障害者相談員	19	3.0%	17	2.4%	1	1.5%
30. 民生委員・児童委員	29	4.5%	22	3.1%	1	1.5%
31. 主任児童委員	0	0.0%	2	0.3%	0	0.0%
32. 地域住民の代表者	13	2.0%	8	1.1%	1	1.5%
33. その他	118	18.5%	127	17.8%	11	16.2%
全体	638		715		68	

6. 利用者1人当たり　1ヵ月の平均支援時間

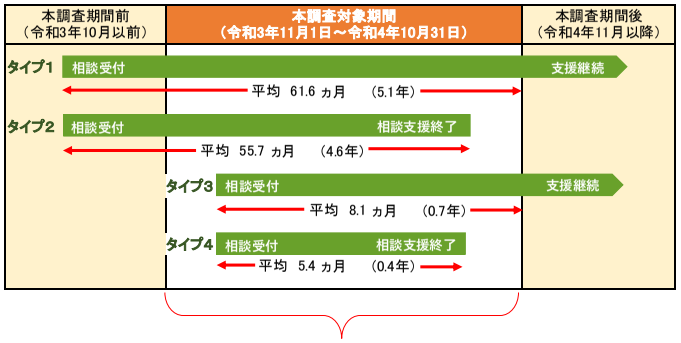

この調査期間（1年間）に行った利用者への支援内容を、それぞれの利用者ごと、【1】～【3】の3つの相談支援ごとに調査。
相談支援の内容は業務コード表からコードを選択。その業務にどのくらいの時間がかかったかを記入。

	【1】相談受付後の相談支援	【2】契約後の相談支援	【3】終了後の相談支援
Aさん	業務コードD1：○○分 業務コードD2：○○分 ：		業務コードD5：○○分
Bさん	業務コードD1：○○分 業務コードD3：○○分 ：		
Cさん		業務コードD4：○○分 業務コードD5：○○分 ：	業務コードD10：○○分
Dさん	業務コードD1：○○分 業務コードD3：○○分 ：	業務コードD4：○○分 業務コードD5：○○分 ：	
：	：	：	：
	1ヵ月当たり支援時間	1ヵ月当たり支援時間	1ヵ月当たり支援時間

【1】【2】【3】のそれぞれの相談支援にかかった支援期間は利用者ごとに異なることから、
【1】【2】【3】にかかった相談支援時間を、1ヵ月当たりに換算し、
利用者1人当たり1ヵ月当たりの平均支援時間を算出

6. 利用者1人当たり　1ヵ月の平均支援時間

【支援期間別】

利用者1人当たり　1ヵ月の平均支援時間　　単位：分

			支援期間別		
			【1】相談受付後の相談支援	【2】契約後の相談支援	【3】支援終了後の相談支援
		件数	(579)	(723)	(72)
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	24.5	12.2	4.8
		その他の面談（関係機関等）	5.2	2.1	1.0
		来所面談に係る準備	1.4	0.4	1.4
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	33.0	21.2	7.5
		その他の電話（関係機関等）	32.6	24.3	15.7
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	2.8	3.0	1.8
		その他の連絡（関係機関等）	3.7	3.1	1.0
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	35.4	29.6	14.7
		利用者（本人・家族）の同行支援	17.3	9.9	12.2
		その他の訪問（関係機関等）	7.7	8.9	3.0
		訪問による支援のための準備	5.9	1.9	1.5
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	8.8	6.8	14.4
		入退院時の支援	1.8	1.2	1.2
		入院中の利用者（本人）との面会	1.9	0.5	1.2
	6）その他の支援	各種手続きの支援	9.8	4.3	1.6
		緊急時の対応	2.8	1.2	0.2
		近隣住民の訴えへの対応	0.2	0.1	0.1
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	12.6	6.0	0.5
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	6.6	10.2	0.1
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	2.4	5.4	0.0
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.2	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	21.4	16.5	10.8
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	1.4	13.6	2.3
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	3.1	4.4	0.1
		サービス担当者会議の開催	5.5	8.9	0.4
		サービス担当者会議への出席	3.5	2.3	1.4
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	6.2	5.2	2.5
		事業所外の関係機関等との会議	10.0	2.9	4.4
	10）その他	請求に係る事務処理	0.3	1.9	1.0
	1　個別相談支援に関する業務の小計		267.9	208.3	106.8
2 その他	11）移動・待機時間		20.0	18.1	11.2
	12）その他の業務		2.0	2.0	3.9
	2　その他の小計		22.0	20.1	15.1
合計			289.8 (4.8時間)	228.3 (3.8時間)	121.9 (2.0時間)

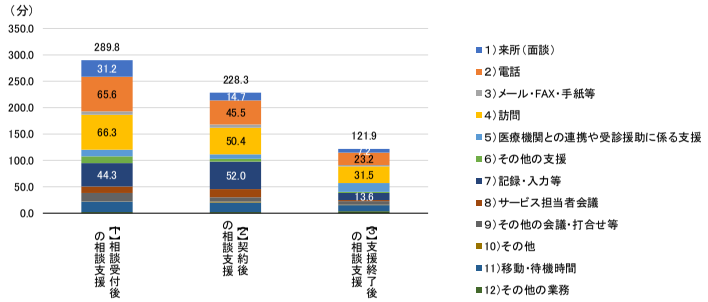

【1】相談受付後の相談支援 （契約の有無別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援	うち、①初回相談～②契約（契約あり）	うち、①初回相談～③支援終了（契約なし）	うち、①初回相談～支援継続
		件数	(579)	(321)	(37)	(209)
1 個別相談支援に関する業務	1)来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	24.5	24.2	26.2	24.1
		その他の面談（関係機関等）	5.2	5.8	4.0	4.8
		来所面談に係る準備	1.4	2.1	0.6	0.6
	2)電話	利用者（本人・家族）との電話	33.0	26.3	21.2	44.7
		その他の電話（関係機関等）	32.6	33.4	36.6	30.0
	3)メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	2.8	1.8	0.8	4.7
		その他の連絡（関係機関等）	3.7	4.2	4.3	3.0
	4)訪問	利用者（本人・家族）への訪問	35.4	35.1	23.2	38.5
		利用者（本人・家族）の同行支援	17.3	14.7	22.3	20.8
		その他の訪問（関係機関等）	7.7	9.2	13.2	4.8
		訪問による支援のための準備	5.9	9.2	3.6	1.6
	5)医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	8.8	5.4	8.6	14.6
		入退院時の支援	1.8	2.0	0.8	1.8
		入院中の利用者（本人）との面会	1.9	2.3	2.3	1.2
	6)その他の支援	各種手続きの支援	9.8	9.5	18.8	9.1
		緊急時の対応	2.8	2.3	3.0	3.6
		近隣住民の訴えへの対応	0.2	0.2	0.0	0.4
	7)記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	12.6	19.6	6.1	3.3
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	6.6	11.4	0.0	0.6
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	2.4	3.9	0.0	0.6
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	21.4	20.8	26.8	21.9
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	1.4	2.4	0.0	0.1
	8)サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	3.1	3.4	1.2	3.0
		サービス担当者会議の開催	5.5	6.7	2.3	4.1
		サービス担当者会議への出席	3.5	3.4	2.6	4.0
	9)その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	6.2	5.3	3.7	8.3
		事業所外の関係機関等との会議	10.0	8.9	33.0	7.4
	10)その他	請求に係る事務処理	0.3	0.5	0.3	0.0
	1 個別相談支援に関する業務の小計		267.9	273.9	265.2	261.5
2 その他	11)移動・待機時間		20.0	19.8	41.9	17.3
	12)その他の業務		2.0	2.8	0.2	0.8
	2 その他の小計		22.0	22.6	42.1	18.1
合計			289.8 (4.8時間)	296.5 (4.9時間)	307.3 (5.1時間)	279.6 (4.7時間)

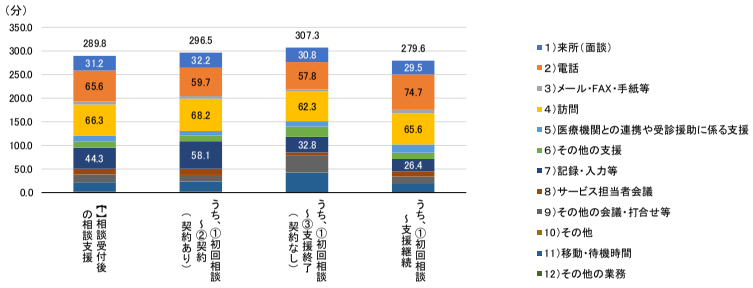

【1】相談受付後の相談支援 （利用者の年齢別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援（年齢別）				
			0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上
		件数	(60)	(100)	(200)	(189)	(19)
1 個別相談支援に関する業務	1)来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	26.8	26.0	28.7	19.5	8.4
		その他の面談（関係機関等）	2.6	5.7	7.0	4.7	0.2
		来所面談に係る準備	3.9	1.3	1.9	0.5	0.2
	2)電話	利用者（本人・家族）との電話	13.8	21.0	37.2	37.4	59.0
		その他の電話（関係機関等）	16.8	32.2	36.6	33.6	22.9
	3)メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	1.3	1.4	4.3	2.6	0.9
		その他の連絡（関係機関等）	1.9	1.8	6.1	2.9	3.7
	4)訪問	利用者（本人・家族）への訪問	25.5	24.5	38.7	40.3	44.0
		利用者（本人・家族）の同行支援	11.0	13.5	21.6	18.2	6.0
		その他の訪問（関係機関等）	4.6	10.5	8.9	6.8	3.2
		訪問による支援のための準備	1.1	1.8	13.5	2.3	0.4
	5)医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	0.8	8.4	8.7	12.0	10.3
		入退院時の支援	0.0	0.9	1.6	2.1	12.6
		入院中の利用者（本人）との面会	0.0	1.2	2.1	2.8	1.1
	6)その他の支援	各種手続きの支援	5.0	7.2	12.7	10.2	8.0
		緊急時の対応	2.9	2.3	1.3	3.1	18.9
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.2	0.3	0.3	0.0
	7)記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	12.1	9.4	18.6	7.6	19.8
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	7.8	6.1	8.3	3.8	16.5
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	1.2	1.1	4.2	1.5	2.9
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	21.5	13.3	22.5	22.8	42.9
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	3.1	0.2	0.9	1.8	3.5
	8)サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	2.6	3.7	2.0	3.1	13.3
		サービス担当者会議の開催	1.5	10.7	4.3	5.0	6.8
		サービス担当者会議への出席	5.3	5.6	1.6	3.1	12.9
	9)その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	24.6	1.9	5.1	4.0	6.5
		事業所外の関係機関等との会議	2.4	9.8	7.8	15.3	1.6
	10)その他	請求に係る事務処理	0.4	0.0	0.2	0.5	0.8
	1 個別相談支援に関する業務の小計		200.6	221.9	307.0	267.7	327.4
2 その他	11)移動・待機時間		16.1	21.4	17.2	22.8	36.3
	12)その他の業務		0.5	0.7	2.1	1.0	19.5
	2 その他の小計		16.5	22.1	19.3	23.7	55.8
合計			217.1 (3.6時間)	244.0 (4.1時間)	326.3 (5.4時間)	291.5 (4.9時間)	383.2 (6.4時間)

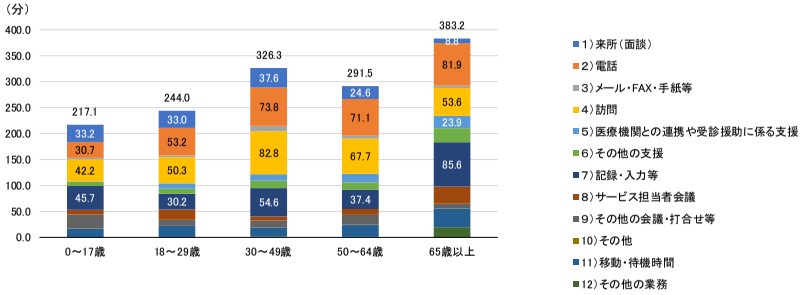

【1】相談受付後の相談支援 （同居者の有無別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援 （同居者の有無別）		
			1人暮らし	同居者あり	グループホーム・施設
		件数	（161）	（343）	（61）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	28.2	23.0	22.1
		その他の面談（関係機関等）	6.2	4.6	6.7
		来所面談に係る準備	0.5	2.0	1.3
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	39.0	30.6	29.2
		その他の電話（関係機関等）	33.2	28.7	48.3
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	4.6	1.5	5.7
		その他の連絡（関係機関等）	3.0	2.3	14.2
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	46.7	32.1	25.2
		利用者（本人・家族）の同行支援	17.4	12.7	44.8
		その他の訪問（関係機関等）	5.7	7.4	16.3
		訪問による支援のための準備	1.1	8.9	2.7
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	14.0	6.9	7.0
		入退院時の支援	3.4	0.9	3.4
		入院中の利用者（本人）との面会	2.6	1.1	4.5
	6）その他の支援	各種手続きの支援	13.4	7.0	18.0
		緊急時の対応	5.8	1.8	1.3
		近隣住民の訴えへの対応	0.7	0.1	0.3
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	9.4	14.8	9.8
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	4.2	8.1	5.5
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.8	3.3	1.4
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	20.6	22.1	21.5
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	1.6	1.2	2.0
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	2.5	3.1	5.0
		サービス担当者会議の開催	2.7	6.4	7.4
		サービス担当者会議への出席	2.4	3.8	5.5
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	4.7	7.6	2.7
		事業所外の関係機関等との会議	8.1	11.0	8.7
	10）その他	請求に係る事務処理	0.4	0.3	0.4
	1 個別相談支援に関する業務の小計		282.9	253.1	320.8
2 その他	11）移動・待機時間		18.0	15.6	54.0
	12）その他の業務		3.4	0.7	4.7
	2 その他の小計		21.4	16.3	58.7
合計			304.3 （5.1時間）	269.4 （4.5時間）	379.5 （6.3時間）

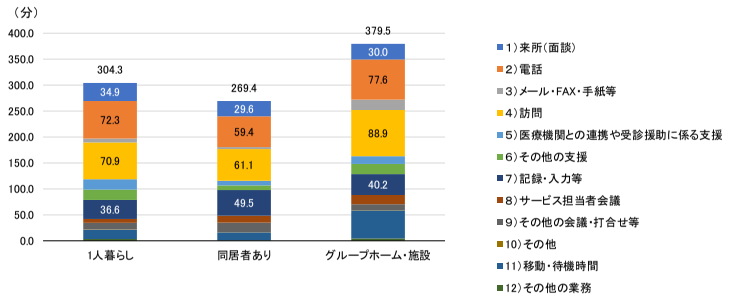

【1】相談受付後の相談支援 （障害種別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援 （障害種別）				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	複数に該当
		件数	（33）	（126）	（197）	（54）	（139）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	21.0	23.7	26.0	41.0	15.8
		その他の面談（関係機関等）	1.0	7.0	6.7	1.6	4.9
		来所面談に係る準備	0.3	1.6	1.8	3.6	0.4
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	41.3	22.9	40.6	19.2	36.5
		その他の電話（関係機関等）	27.9	36.6	35.5	15.9	33.3
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	0.2	4.1	3.4	3.3	1.6
		その他の連絡（関係機関等）	2.1	7.9	2.3	1.2	2.6
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	45.1	41.6	36.2	24.0	32.2
		利用者（本人・家族）の同行支援	15.3	23.9	14.1	17.6	15.3
		その他の訪問（関係機関等）	13.6	11.2	6.3	4.7	7.6
		訪問による支援のための準備	0.3	2.3	14.3	0.6	1.4
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	3.2	17.3	6.0	7.3	7.8
		入退院時の支援	0.0	3.3	2.4	0.0	1.2
		入院中の利用者（本人）との面会	2.6	0.9	3.2	0.0	1.7
	6）その他の支援	各種手続きの支援	10.0	13.4	9.5	6.3	10.1
		緊急時の対応	1.2	5.8	1.1	0.5	4.4
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.5	0.3	0.0	0.1
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	14.7	10.8	15.5	12.8	10.5
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	12.3	3.0	4.6	8.8	10.3
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	1.2	1.1	0.7	1.2	7.0
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	10.0	18.3	27.7	14.8	22.0
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	2.2	1.2	0.7	0.7	1.8
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	3.6	5.9	1.4	2.2	3.2
		サービス担当者会議の開催	7.7	8.3	3.1	0.8	7.5
		サービス担当者会議への出席	7.0	3.8	1.9	2.5	5.3
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	2.0	2.9	5.3	4.6	13.1
		事業所外の関係機関等との会議	0.7	7.2	13.6	2.6	10.8
	10）その他	請求に係る事務処理	0.1	0.3	0.4	0.5	0.3
	1 個別相談支援に関する業務の小計		246.4	286.6	284.7	198.3	268.8
2 その他	11）移動・待機時間		21.4	31.9	16.7	7.5	18.6
	12）その他の業務		2.1	4.4	1.5	0.6	1.0
	2 その他の小計		23.5	36.3	18.2	8.1	19.6
合計			269.9 （4.5時間）	322.9 （5.4時間）	302.9 （5.0時間）	206.4 （3.4時間）	288.4 （4.8時間）

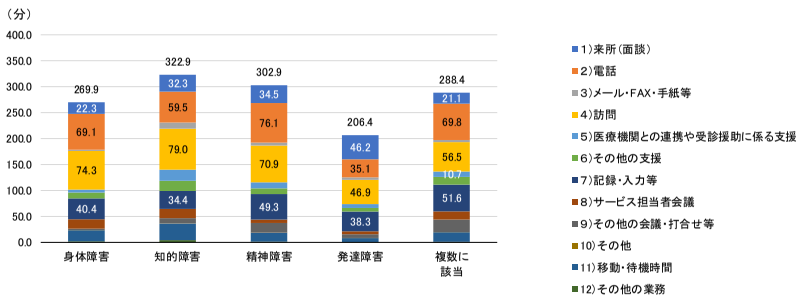

【1】相談受付後の相談支援 （介助別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援 （介助別）		
			ほとんど介助の必要はない	一部、介助や支援が必要	全部、介助や支援が必要
		件数	（202）	（315）	（45）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	30.5	20.9	17.7
		その他の面談（関係機関等）	6.6	4.8	3.7
		来所面談に係る準備	2.4	1.0	0.7
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	39.4	30.1	21.1
		その他の電話（関係機関等）	27.9	33.8	42.2
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	4.8	1.9	0.3
		その他の連絡（関係機関等）	3.9	3.8	3.2
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	26.7	40.2	42.1
		利用者（本人・家族）の同行支援	14.9	18.1	18.0
		その他の訪問（関係機関等）	5.8	8.2	15.0
		訪問による支援のための準備	13.1	1.8	4.4
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	4.0	12.2	6.8
		入退院時の支援	0.9	2.6	1.6
		入院中の利用者（本人）との面会	1.8	2.0	2.0
	6）その他の支援	各種手続きの支援	7.7	12.3	3.5
		緊急時の対応	0.4	3.3	10.5
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.4	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	16.0	10.9	12.0
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	4.3	8.7	3.5
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.9	3.3	3.3
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	22.6	21.4	20.2
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	1.5	1.4	0.8
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	1.5	3.7	6.7
		サービス担当者会議の開催	4.0	4.6	18.4
		サービス担当者会議への出席	3.8	2.8	8.8
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	3.8	4.9	27.7
		事業所外の関係機関等との会議	9.8	10.4	7.8
	10）その他	請求に係る事務処理	0.3	0.3	0.5
	1 個別相談支援に関する業務の小計		259.4	269.6	302.6
2 その他	11）移動・待機時間		17.2	21.0	30.4
	12）その他の業務		1.2	2.7	0.0
	2 その他の小計		18.4	23.7	30.4
合計			277.8 （4.6時間）	293.3 （4.9時間）	333.0 （5.6時間）

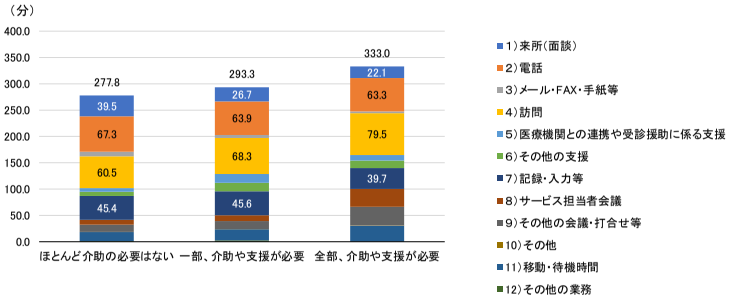

【1】相談受付後の相談支援 （事業所種別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【1】相談受付後の相談支援 （事業所種別）	
			基幹相談支援センター（指定なし）	指定のみ（特定・一般・障害児）
		件数	（105）	（89）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	27.0	34.5
		その他の面談（関係機関等）	6.2	8.9
		来所面談に係る準備	1.4	4.9
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	52.0	33.1
		その他の電話（関係機関等）	34.0	28.4
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	2.4	4.2
		その他の連絡（関係機関等）	3.4	9.9
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	37.9	29.8
		利用者（本人・家族）の同行支援	19.8	7.7
		その他の訪問（関係機関等）	5.6	10.3
		訪問による支援のための準備	2.6	27.8
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	15.6	5.8
		入退院時の支援	1.0	2.7
		入院中の利用者（本人）との面会	1.7	1.5
	6）その他の支援	各種手続きの支援	13.2	10.8
		緊急時の対応	4.2	3.5
		近隣住民の訴えへの対応	0.6	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	5.2	36.7
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	0.0	14.2
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.0	2.2
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0
		支援記録等の記入	17.8	18.8
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	0.0	3.1
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	3.1	1.8
		サービス担当者会議の開催	3.4	5.5
		サービス担当者会議への出席	4.3	3.0
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	2.8	5.6
		事業所外の関係機関等との会議	8.7	5.8
	10）その他	請求に係る事務処理	0.1	0.6
	1 個別相談支援に関する業務の小計		274.2	321.1
2 その他	11）移動・待機時間		22.1	16.2
	12）その他の業務		0.5	2.7
	2 その他の小計		22.6	18.9
合計			296.9 （4.9時間）	340.0 （5.7時間）

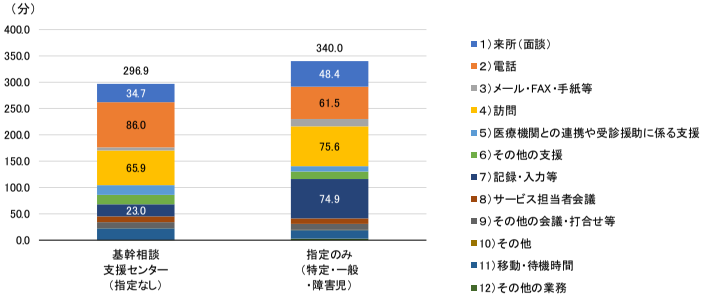

【2】契約後の相談支援 （支援の終了と継続の別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【2】契約後の相談支援	うち、支援継続中	うち、契約終了
		件数	(723)	(625)	(86)
1 個別相談支援に関する業務	1)来所(面談)	利用者(本人・家族)との面談	12.2	12.9	8.0
		その他の面談(関係機関等)	2.1	1.9	2.4
		来所面談に係る準備	0.4	0.4	0.3
	2)電話	利用者(本人・家族)との電話	21.2	21.9	18.0
		その他の電話(関係機関等)	24.3	23.7	28.1
	3)メール・FAX・手紙等	利用者(本人・家族)との連絡	3.0	3.3	0.9
		その他の連絡(関係機関等)	3.1	3.3	1.9
	4)訪問	利用者(本人・家族)への訪問	29.6	30.2	26.5
		利用者(本人・家族)の同行支援	9.9	9.6	13.2
		その他の訪問(関係機関等)	8.9	9.4	5.4
		訪問による支援のための準備	1.9	1.9	2.4
	5)医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	6.8	7.4	2.8
		入退院時の支援	1.2	1.2	0.6
		入院中の利用者(本人)との面会	0.5	0.5	0.8
	6)その他の支援	各種手続きの支援	4.3	4.4	3.0
		緊急時の対応	1.2	1.3	0.4
		近隣住民の訴えへの対応	0.1	0.1	0.0
	7)記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	6.0	6.5	2.9
		サービス等利用計画(案)作成・記録・入力	10.2	10.9	5.2
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	5.4	5.5	4.5
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.2	0.3	0.1
		地域移行支援計画(地域定着支援台帳)の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.1
		支援記録等の記入	16.5	17.0	13.3
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	13.6	13.3	16.1
	8)サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	4.4	4.5	3.5
		サービス担当者会議の開催	8.9	9.2	7.6
		サービス担当者会議への出席	2.3	2.2	2.8
	9)その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	5.2	3.9	14.9
		事業所外の関係機関等との会議	2.9	3.0	2.1
	10)その他	請求に係る事務処理	1.9	1.7	2.7
	1 個別相談支援に関する業務の小計		208.3	211.5	190.6
2 その他	11)移動・待機時間		18.1	18.4	17.6
	12)その他の業務		2.0	2.0	1.3
	2 その他の小計		20.1	20.4	18.8
合計			228.3 (3.8時間)	231.9 (3.9時間)	209.5 (3.5時間)

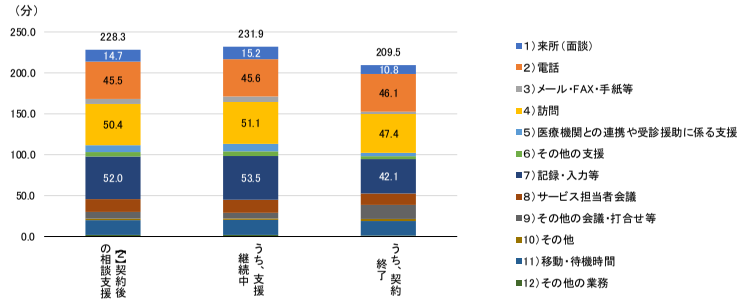

【2】契約後の相談支援 （利用者の年齢別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【2】契約後の相談支援 (年齢別)				
			0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上
		件数	(110)	(121)	(234)	(213)	(34)
1 個別相談支援に関する業務	1)来所(面談)	利用者(本人・家族)との面談	14.7	14.0	14.7	8.7	3.9
		その他の面談(関係機関等)	1.0	1.2	2.7	2.0	3.6
		来所面談に係る準備	0.8	0.4	0.4	0.4	0.0
	2)電話	利用者(本人・家族)との電話	15.2	18.5	28.5	17.9	24.4
		その他の電話(関係機関等)	16.3	18.8	26.0	30.3	18.5
	3)メール・FAX・手紙等	利用者(本人・家族)との連絡	1.9	3.1	3.9	2.9	0.4
		その他の連絡(関係機関等)	0.5	3.2	5.1	2.5	2.5
	4)訪問	利用者(本人・家族)への訪問	14.6	21.6	32.5	38.6	34.6
		利用者(本人・家族)の同行支援	7.1	6.0	12.9	11.0	7.6
		その他の訪問(関係機関等)	7.4	7.4	7.4	13.2	2.4
		訪問による支援のための準備	1.2	1.5	2.0	2.4	2.7
	5)医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	2.2	2.5	8.3	9.2	12.3
		入退院時の支援	0.0	0.7	1.0	2.1	1.3
		入院中の利用者(本人)との面会	0.0	0.7	0.4	0.6	1.5
	6)その他の支援	各種手続きの支援	1.5	3.9	4.1	5.8	5.0
		緊急時の対応	0.9	0.9	0.9	1.3	4.6
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
	7)記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	4.4	3.1	7.4	6.8	8.0
		サービス等利用計画(案)作成・記録・入力	12.5	6.5	10.1	11.6	8.3
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	4.1	3.7	7.1	5.4	3.5
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.1	0.1	0.7	0.0
		地域移行支援計画(地域定着支援台帳)の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
		支援記録等の記入	10.1	15.0	19.0	14.0	40.3
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	14.8	11.2	12.5	16.3	10.9
	8)サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	4.6	3.3	3.9	4.4	11.4
		サービス担当者会議の開催	6.3	8.8	9.2	9.8	11.4
		サービス担当者会議への出席	1.5	2.8	2.7	1.7	3.9
	9)その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	2.4	3.3	3.7	9.4	6.4
		事業所外の関係機関等との会議	2.5	3.1	3.0	2.8	3.8
	10)その他	請求に係る事務処理	2.6	2.4	1.7	1.2	2.4
	1 個別相談支援に関する業務の小計		151.1	167.8	231.2	233.0	235.7
2 その他	11)移動・待機時間		9.0	16.8	18.2	20.6	38.7
	12)その他の業務		1.5	0.6	1.4	1.8	13.3
	2 その他の小計		10.5	17.3	19.6	22.3	51.9
合計			161.5 (2.7時間)	185.2 (3.1時間)	250.8 (4.2時間)	255.3 (4.3時間)	287.6 (4.8時間)

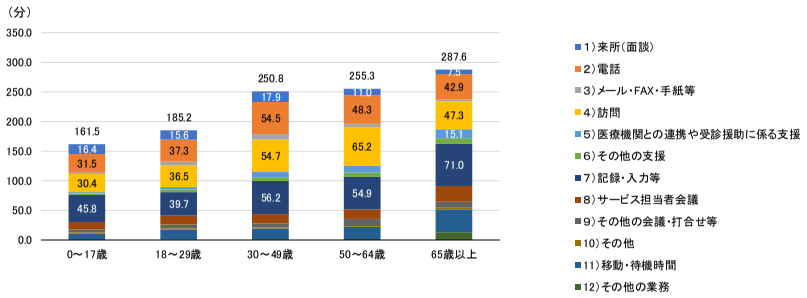

【2】契約後の相談支援 （同居者の有無別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【2】契約後の相談支援 （同居者の有無別）		
			1人暮らし	同居者あり	グループホーム・施設
		件数	(188)	(424)	(98)
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	10.4	11.8	18.0
		その他の面談（関係機関等）	2.7	1.7	2.2
		来所面談に係る準備	0.3	0.4	0.6
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	27.6	20.2	14.9
		その他の電話（関係機関等）	32.4	19.7	28.1
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	1.5	3.5	3.5
		その他の連絡（関係機関等）	2.7	1.9	9.5
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	45.0	24.8	22.8
		利用者（本人・家族）の同行支援	9.4	8.7	16.8
		その他の訪問（関係機関等）	15.1	6.6	7.1
		訪問による支援のための準備	3.2	1.6	1.1
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	11.0	5.2	6.1
		入退院時の支援	2.1	0.4	2.6
		入院中の利用者（本人）との面会	0.2	0.5	1.4
	6）その他の支援	各種手続きの支援	5.2	3.6	4.9
		緊急時の対応	2.1	0.7	1.4
		近隣住民の訴えへの対応	0.1	0.0	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	6.6	6.4	3.8
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	11.6	10.5	6.4
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	6.2	5.4	3.8
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.8	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.1	0.0	0.1
		支援記録等の記入	19.8	15.1	16.1
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	16.8	12.5	12.7
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	5.7	4.0	3.8
		サービス担当者会議の開催	9.5	7.7	13.7
		サービス担当者会議への出席	1.6	2.3	3.5
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	12.1	2.9	2.3
		事業所外の関係機関等との会議	3.0	2.6	4.2
	10）その他	請求に係る事務処理	1.7	1.9	2.1
	1 個別相談支援に関する業務の小計		266.3	182.8	213.7
2 その他	11）移動・待機時間		20.1	15.4	26.8
	12）その他の業務		4.4	1.1	0.8
	2 その他の小計		24.5	16.5	27.6
合計			290.8 (4.8時間)	199.3 (3.3時間)	241.3 (4.0時間)

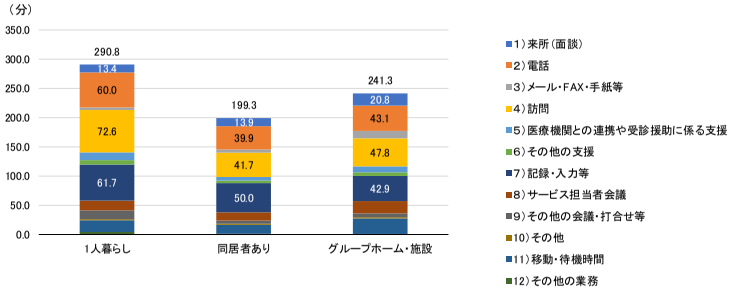

【2】契約後の相談支援 （障害種別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【2】契約後の相談支援 （障害種別）				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	複数に該当
		件数	(71)	(169)	(171)	(81)	(200)
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	5.2	14.4	14.5	15.2	10.7
		その他の面談（関係機関等）	2.1	2.0	1.8	1.7	2.6
		来所面談に係る準備	0.4	0.4	0.3	1.2	0.3
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	10.8	24.8	23.6	18.3	23.2
		その他の電話（関係機関等）	23.5	29.7	20.1	12.4	29.1
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	4.6	4.7	0.8	0.9	3.8
		その他の連絡（関係機関等）	4.0	7.1	0.9	0.8	2.6
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	29.8	25.7	32.9	15.4	35.6
		利用者（本人・家族）の同行支援	5.0	13.0	15.8	7.4	6.2
		その他の訪問（関係機関等）	4.2	6.3	7.5	9.5	14.0
		訪問による支援のための準備	3.5	2.0	1.3	0.8	2.5
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	3.9	10.6	8.5	3.1	5.3
		入退院時の支援	0.3	1.1	1.8	0.1	1.5
		入院中の利用者（本人）との面会	0.3	0.2	0.8	0.1	0.8
	6）その他の支援	各種手続きの支援	4.3	4.3	3.9	2.0	5.4
		緊急時の対応	0.6	2.6	0.5	0.3	1.2
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.0	0.2	0.1	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	5.0	3.2	9.4	5.0	6.6
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	6.3	7.4	12.2	10.3	12.0
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	3.2	3.5	7.0	4.4	6.5
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.8	0.0	0.1
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
		支援記録等の記入	16.0	17.5	15.7	8.6	19.8
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	11.4	13.1	15.4	14.2	13.3
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	2.2	4.1	5.6	4.3	4.3
		サービス担当者会議の開催	5.0	10.8	9.9	8.8	7.9
		サービス担当者会議への出席	2.2	2.7	2.3	1.5	2.4
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	3.1	2.4	4.0	2.2	11.1
		事業所外の関係機関等との会議	1.9	3.7	2.5	2.5	3.1
	10）その他	請求に係る事務処理	1.7	1.2	1.0	3.0	2.3
	1 個別相談支援に関する業務の小計		160.6	218.5	221.1	153.9	234.5
2 その他	11）移動・待機時間		10.3	20.1	20.7	9.3	21.0
	12）その他の業務		1.4	3.3	1.6	2.0	0.9
	2 その他の小計		11.6	23.4	22.3	11.4	21.9
合計			172.3 (2.9時間)	241.9 (4.0時間)	243.4 (4.1時間)	165.3 (2.8時間)	256.5 (4.3時間)

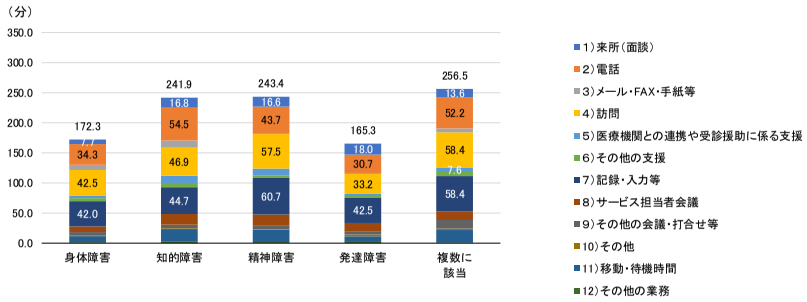

【2】契約後の相談支援 （介助別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【2】契約後の相談支援 （介助別）		
			ほとんど介助の必要はない	一部、介助や支援が必要	全部、介助や支援が必要
		件数	（247）	（387）	（75）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	12.8	12.4	10.2
		その他の面談（関係機関等）	2.4	1.8	2.1
		来所面談に係る準備	0.0	0.6	0.6
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	19.6	22.3	23.3
		その他の電話（関係機関等）	15.3	25.4	47.9
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	1.6	3.6	4.5
		その他の連絡（関係機関等）	3.3	2.7	5.0
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	22.3	33.0	38.8
		利用者（本人・家族）の同行支援	10.5	10.7	4.8
		その他の訪問（関係機関等）	6.7	10.7	6.1
		訪問による支援のための準備	1.2	1.7	5.7
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	4.0	9.0	4.5
		入退院時の支援	0.2	1.8	1.0
		入院中の利用者（本人）との面会	0.3	0.7	0.7
	6）その他の支援	各種手続きの支援	3.1	4.7	5.6
		緊急時の対応	0.4	1.7	0.8
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.1	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	4.5	7.1	5.9
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	7.8	11.9	10.1
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	3.5	6.7	4.9
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.1	0.4	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.1	0.0
		支援記録等の記入	9.9	18.5	28.1
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	13.4	13.5	15.8
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	2.5	4.9	8.2
		サービス担当者会議の開催	8.7	8.7	11.4
		サービス担当者会議への出席	1.9	2.4	2.9
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	2.3	4.0	21.6
		事業所外の関係機関等との会議	2.8	2.5	5.2
	10）その他	請求に係る事務処理	0.9	2.3	3.1
	1 個別相談支援に関する業務の小計		162.1	226.0	279.0
2 その他	11）移動・待機時間		14.5	18.3	30.8
	12）その他の業務		0.7	2.8	1.9
	2 その他の小計		15.2	21.0	32.7
合計			177.3 （3.0時間）	247.0 （4.1時間）	311.7 （5.2時間）

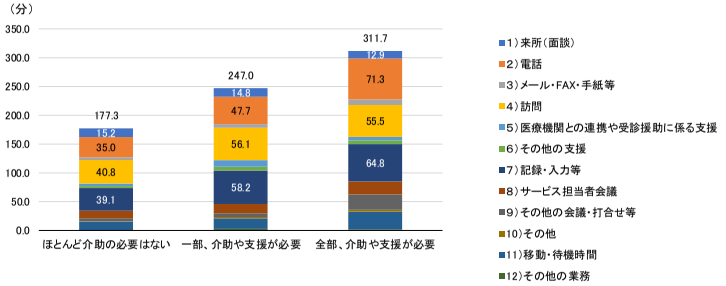

【3】支援終了後の相談支援 （利用者の年齢別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【3】支援終了後の相談支援 （年齢別）				
			0～17歳	18～29歳	30～49歳	50～64歳	65歳以上
		件数	（7）	（12）	（23）	（20）	（7）
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	7.1	0.0	8.0	3.6	0.0
		その他の面談（関係機関等）	0.9	2.4	1.3	0.4	0.0
		来所面談に係る準備	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	1.5	4.7	11.2	9.5	2.3
		その他の電話（関係機関等）	9.7	10.2	12.3	25.4	21.3
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	0.7	0.2	0.6	2.6	8.6
		その他の連絡（関係機関等）	0.0	0.8	0.2	2.5	0.0
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	0.0	4.9	14.5	18.4	17.1
		利用者（本人・家族）の同行支援	0.0	14.8	13.0	20.1	0.0
		その他の訪問（関係機関等）	2.9	0.0	3.7	1.9	10.3
		訪問による支援のための準備	0.0	0.0	1.5	0.0	10.9
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	5.7	2.5	10.9	35.8	0.0
		入退院時の支援	0.0	0.0	0.0	4.4	0.0
		入院中の利用者（本人）との面会	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1
	6）その他の支援	各種手続きの支援	1.6	0.0	0.9	0.6	4.3
		緊急時の対応	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	0.4	0.0	0.0	0.0	4.3
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	2.5	7.9	4.7	16.4	32.4
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	1.7	0.0	0.9	3.7	8.6
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0
		サービス担当者会議の開催	2.3	0.0	0.4	0.0	0.0
		サービス担当者会議への出席	0.0	0.0	1.3	1.9	4.3
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	0.0	3.6	1.3	2.0	10.0
		事業所外の関係機関等との会議	3.3	0.0	1.1	5.2	23.3
	10）その他	請求に係る事務処理	1.4	0.0	0.9	1.5	1.4
	1 個別相談支援に関する業務の小計		43.0	52.0	89.9	158.3	171.3
2 その他	11）移動・待機時間		8.6	0.0	5.7	23.9	19.5
	12）その他の業務		0.0	0.0	1.7	1.2	25.7
	2 その他の小計		8.6	0.0	7.3	25.1	45.2
合計			51.6 （0.9時間）	52.0 （0.9時間）	97.2 （1.6時間）	183.3 （3.1時間）	216.5 （3.6時間）

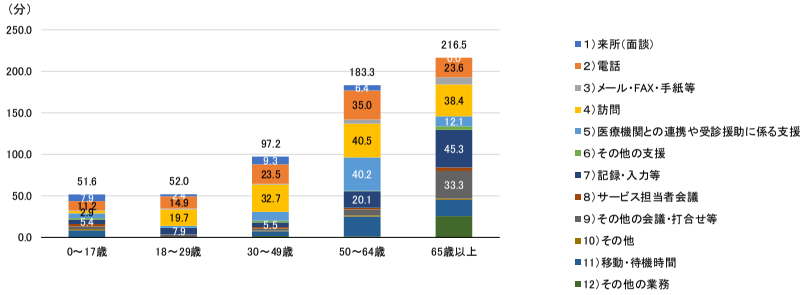

【3】支援終了後の相談支援 （同居者の有無別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【3】支援終了後の相談支援 （同居者の有無別）		
			1人暮らし	同居者あり	グループホーム・施設
		件数	(19)	(38)	(12)
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	0.9	7.6	0.0
		その他の面談（関係機関等）	0.0	1.9	0.0
		来所面談に係る準備	0.0	0.0	3.9
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	11.7	6.9	3.9
		その他の電話（関係機関等）	19.3	9.4	33.9
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	3.7	1.0	2.0
		その他の連絡（関係機関等）	0.6	0.4	3.3
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	18.5	10.1	12.3
		利用者（本人・家族）の同行支援	15.8	5.2	31.9
		その他の訪問（関係機関等）	5.6	1.3	5.0
		訪問による支援のための準備	5.9	0.0	0.0
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	47.1	3.7	0.0
		入退院時の支援	4.7	0.0	0.0
		入院中の利用者（本人）との面会	2.4	0.0	3.3
	6）その他の支援	各種手続きの支援	0.0	0.3	5.2
		緊急時の対応	0.0	0.0	1.4
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.2	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	0.0	0.1	2.5
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	0.0	0.1	0.0
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	19.6	4.2	20.2
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	0.0	2.8	5.0
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	0.0	0.1	0.0
		サービス担当者会議の開催	0.0	0.7	0.0
		サービス担当者会議への出席	1.6	0.8	3.2
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	3.2	1.4	5.8
		事業所外の関係機関等との会議	5.4	0.6	15.7
	10）その他	請求に係る事務処理	1.6	0.4	1.9
	1 個別相談支援に関する業務の小計		167.3	59.2	160.7
2 その他	11）移動・待機時間		24.4	5.8	10.1
	12）その他の業務		1.2	0.3	17.1
	2 その他の小計		25.6	6.1	27.2
合計			192.9 (3.2時間)	65.3 (1.1時間)	187.9 (3.1時間)

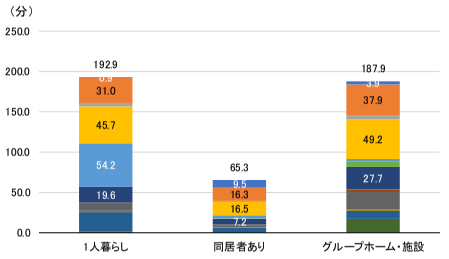

【3】支援終了後の相談支援 （障害種別）

利用者1人当たり 1ヵ月の平均支援時間

単位：分

			【3】支援終了後の相談支援 （障害種別）				
			身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	複数に該当
		件数	(9)	(23)	(19)	(3)	(13)
1 個別相談支援に関する業務	1）来所（面談）	利用者（本人・家族）との面談	4.5	1.9	9.4	0.0	1.0
		その他の面談（関係機関等）	0.0	0.5	2.1	0.0	1.6
		来所面談に係る準備	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0
	2）電話	利用者（本人・家族）との電話	1.1	7.7	14.5	2.5	4.7
		その他の電話（関係機関等）	19.0	22.0	15.8	6.9	10.3
	3）メール・FAX・手紙等	利用者（本人・家族）との連絡	9.0	1.1	0.1	0.0	1.6
		その他の連絡（関係機関等）	1.0	1.8	0.6	0.0	0.2
	4）訪問	利用者（本人・家族）への訪問	10.0	18.0	11.5	0.0	12.2
		利用者（本人・家族）の同行支援	0.0	30.5	0.0	0.0	13.6
		その他の訪問（関係機関等）	0.0	5.0	0.6	0.0	6.8
		訪問による支援のための準備	4.4	0.0	3.8	0.0	0.0
	5）医療機関との連携や受診援助に係る支援	受診の援助	0.0	31.1	13.2	0.0	3.2
		入退院時の支援	0.0	3.4	0.0	0.0	0.8
		入院中の利用者（本人）との面会	5.0	0.0	0.0	0.0	3.1
	6）その他の支援	各種手続きの支援	0.0	1.4	0.0	0.0	3.2
		緊急時の対応	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0
		近隣住民の訴えへの対応	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
	7）記録・入力等	文書・アセスメントシート等の作成・記録・入力	0.0	0.1	0.0	0.0	2.3
		サービス等利用計画（案）作成・記録・入力	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
		サービス等利用計画の作成・記録・入力	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		地域移行支援計画（地域定着支援台帳）の作成・記録・入力	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		支援記録等の記入	19.3	10.3	10.1	0.8	12.0
		モニタリング結果記録の作成・記入・入力	7.7	0.5	1.3	0.0	4.5
	8）サービス担当者会議	サービス担当者会議の準備・事後処理	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
		サービス担当者会議の開催	0.0	0.7	0.5	0.0	0.0
		サービス担当者会議への出席	3.3	1.7	1.6	0.0	0.0
	9）その他の会議・打合せ等	事業所内の報告・連絡・相談・検討	3.3	0.4	3.9	0.0	5.4
		事業所外の関係機関等との会議	0.0	9.0	1.3	0.0	6.4
	10）その他	請求に係る事務処理	1.6	1.2	1.2	0.0	0.0
	1 個別相談支援に関する業務の小計		89.4	151.4	92.0	10.2	92.8
2 その他	11）移動・待機時間		3.3	22.5	7.0	0.0	9.7
	12）その他の業務		2.2	1.3	0.0	0.0	14.8
	2 その他の小計		5.6	23.7	7.0	0.0	24.5
合計			94.9 (1.6時間)	175.2 (2.9時間)	99.0 (1.6時間)	10.2 (0.2時間)	117.3 (2.0時間)

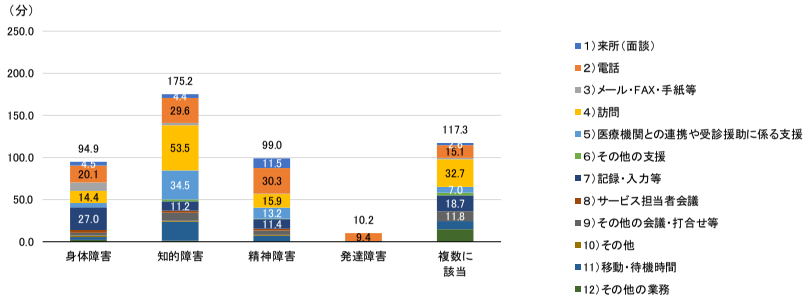

令和４年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

相談支援に関する実態調査
【調査票E：利用者調査】

調査対象 ： 直営で基幹相談支援センターまたは市町村障害相談支援事業を実施している相談支援事業所（悉皆調査）
基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けている相談支援事業所（悉皆調査）
基幹相談支援センターまたは市町村障害者相談支援事業の委託を受けていない相談支援事業所（400ヵ所抽出）

調査方法 ： 当該事業所で相談支援をしている利用者のうち、Webでのアンケート回答に協力できる利用者数名程度に依頼。
利用者がパソコン、タブレット、スマートフォン等よりWeb回答。

調査期間 ： 令和４年１２月１２日（月）から令和5年１月１３日（金）

回収状況 ： 「指定特定相談支援事業(計画相談支援）」の利用者　191件
「指定特定相談支援事業(計画相談支援）」の未利用者　57件
計　248件

	件数	%
計画相談支援利用者	191	77.0%
計画相談支援未利用者	57	23.0%
合計	248	100.0%

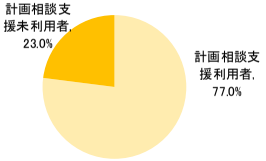

本調査の回答者

	件数	%
本人が回答	142	57.3%
家族が本人に代わって回答	94	37.9%
その他	11	4.4%
無回答	1	0.4%
合計	248	100.0%

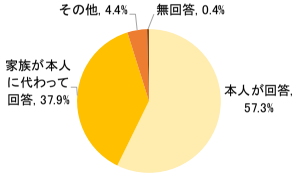

その他：相談支援専門員、施設職員など

1．あなたのことについて

問1　性別

	件数	%
男性	128	51.6%
女性	117	47.2%
その他	2	0.8%
無回答	1	0.4%
合計	248	100.0%

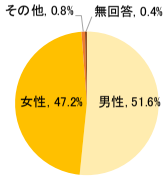

問2　年齢

	件数	%
0～5歳	6	2.4%
6～17歳	36	14.5%
18～19歳	7	2.8%
20～29歳	37	14.9%
30～39歳	42	16.9%
40～49歳	53	21.4%
50～59歳	37	14.9%
60～64歳	18	7.3%
65～74歳	7	2.8%
75歳以上	3	1.2%
無回答	2	0.8%
合計	248	100.0%

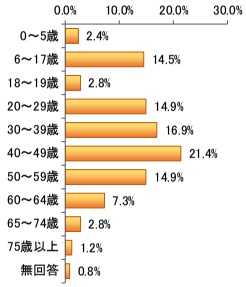

問3　同居者　複数回答

	件数	%
ひとり暮らし(同居者はいな	58	23.4%
父親	101	40.7%
母親	118	47.6%
配偶者	34	13.7%
子ども	31	12.5%
祖父	3	1.2%
祖母	8	3.2%
兄弟姉妹	51	20.6%
孫	1	0.4%
その他	27	10.9%
全体	248	

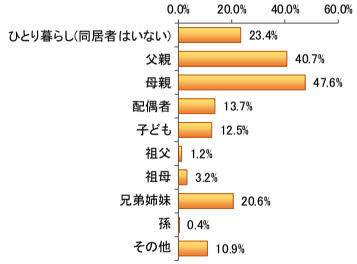

その他：グループホーム入居、パートナー、叔母など

問4　居住形態

	件数	%
持ち家（マンションも含む）	132	53.2%
公営住宅	13	5.2%
民間賃貸住宅(アパート・マンションな	55	22.2%
グループホームなど	38	15.3%
その他	8	3.2%
無回答	2	0.8%
合計	248	100.0%

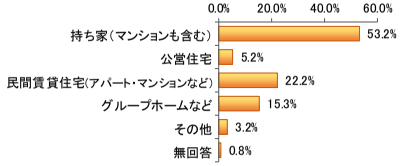

その他：間借り、母子ホームなど

問5　障害種別　複数回答

	件数	%
1．身体障害	54	21.8%
2．知的障害	107	43.1%
3．精神障害	82	33.1%
4．発達障害	73	29.4%
5．高次機能障害	4	1.6%
6．難病	11	4.4%
全体	248	

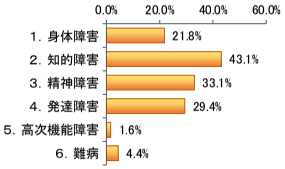

問6　身体障害者手帳の有無

	件数	%
手帳を持っている	83	33.5%
手帳を持っていない	159	64.1%
わからない	4	1.6%
無回答	2	0.8%
合計	248	100.0%

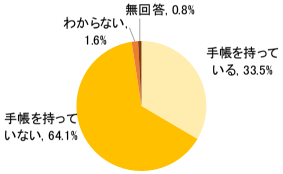

身体障害者手帳の等級

	件数	%
1. 1級	25	30.1%
2. 2級	22	26.5%
3. 3級	14	16.9%
4. 4級	3	3.6%
5. 5級	0	0.0%
6. 6級	2	2.4%
7. 7級	0	0.0%
8. わからない	8	9.6%
9. 無回答	9	10.8%
合計	83	100.0%

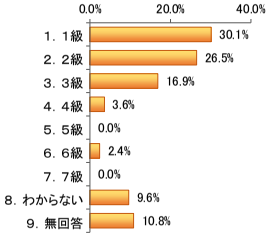

問7　療育手帳の有無

	件数	%
手帳を持っている	114	46.0%
手帳を持っていない	116	46.8%
わからない	10	4.0%
無回答	8	3.2%
合計	248	100.0%

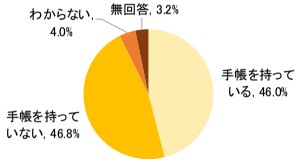

療育手帳の障害の程度

	件数	%
重度（A）	48	42.1%
それ以外（Bなど）	62	54.4%
わからない	3	2.6%
無回答	1	0.9%
合計	114	100.0%

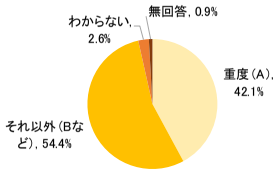

問8　精神障害者保健福祉手帳の有無

	件数	%
手帳を持っている	84	33.9%
手帳を持っていない	152	61.3%
わからない	9	3.6%
無回答	3	1.2%
合計	248	100.0%

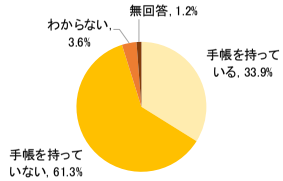

精神障害者保健福祉手帳の等級

	件数	%
1級	2	2.4%
2級	64	76.2%
3級	14	16.7%
わからない	3	3.6%
無回答	1	1.2%
合計	84	100.0%

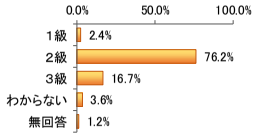

2. 今の相談先について

問9　今の相談先に初めて相談した時期

	件数	%
1. わからない	47	19.0%
2. 平成24年より前	36	14.5%
3. 平成25年	8	3.2%
4. 平成26年	11	4.4%
5. 平成27年	6	2.4%
6. 平成28年	13	5.2%
7. 平成29年	17	6.9%
8. 平成30年	14	5.6%
9. 令和元年(平成31年)	16	6.5%
10. 令和2年	27	10.9%
11. 令和3年	21	8.5%
12. 令和4年	26	10.5%
無回答	6	2.4%
合計	248	100.0%

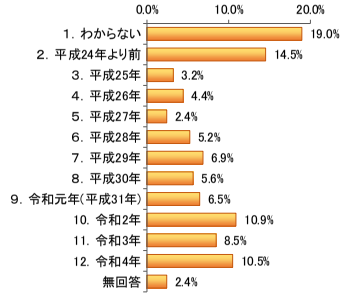

問10　どのように今の相談先を知ったか

複数回答

	件数	%
1. 相談窓口のポスター・チラシ・パンフレット	2	0.8%
2. 市区町村の広報誌	3	1.2%
3. 市区町村のホームページ	6	2.4%
4. 新聞やテレビ、雑誌など	0	0.0%
5. インターネット・SNS	6	2.4%
6. 家族・友人・知人からすすめられて	41	16.5%
7. 市役所・区役所・町村役場から紹介	64	25.8%
8. 市役所・区役所・町村役場以外の相談先から紹介	13	5.2%
9. 病院や診療所から紹介	28	11.3%
10. 学校や教育関係機関から紹介	13	5.2%
11. ほかの相談支援事業所から紹介	37	14.9%
12. サービス提供事業所(デイケア含む)から紹介	33	13.3%
13. その他	18	7.3%
14. わからない	17	6.9%
全体	248	

その他：刑務所、児童相談所？、ハローワーク、前の職場など

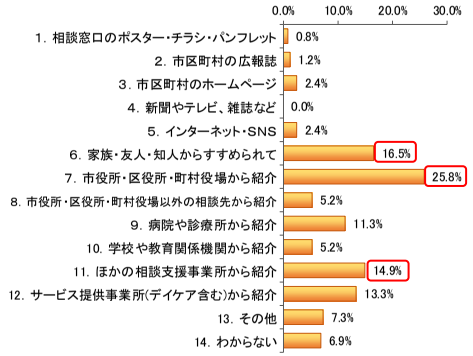

問10　どのように今の相談先を知ったか

	計画相談支援を利用		計画相談支援を未利用	
	件数	%	件数	%
1. 相談窓口のポスター・チラシ・パンフレット	0	0.0%	2	3.5%
2. 市区町村の広報誌	3	1.6%	0	0.0%
3. 市区町村のホームページ	6	3.1%	0	0.0%
4. 新聞やテレビ、雑誌など	0	0.0%	0	0.0%
5. インターネット・SNS	4	2.1%	2	3.5%
6. 家族・友人・知人からすすめられて	32	16.8%	9	15.8%
7. 市役所・区役所・町村役場から紹介	52	27.2%	12	21.1%
8. 市役所・区役所・町村役場以外の相談先から紹介	13	6.8%	0	0.0%
9. 病院や診療所から紹介	22	11.5%	6	10.5%
10. 学校や教育関係機関から紹介	10	5.2%	3	5.3%
11. ほかの相談支援事業所から紹介	25	13.1%	12	21.1%
12. サービス提供事業所(デイケア含む)から紹介	29	15.2%	4	7.0%
13. その他	12	6.3%	6	10.5%
14. わからない	14	7.3%	3	5.3%
全体	191		57	

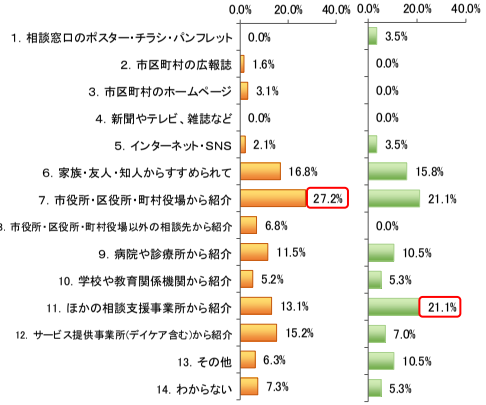

問11　今の相談先での相談内容

	件数	%
1. 障害について	107	43.1%
2. 病気や健康について	85	34.3%
3. 日常生活の困りごとについて	164	66.1%
4. 障害福祉サービスについて	144	58.1%
5. 地域移行・地域定着について	27	10.9%
6. 障害手帳について	42	16.9%
7. 年金について	41	16.5%
8. 各種制度について	46	18.5%
9. 住まいについて	55	22.2%
10. 経済面について	49	19.8%
11. 仕事探し、就労について	78	31.5%
12. 家族関係・人間関係について	65	26.2%
13. DV・虐待について	11	4.4%
14. 教育・学習について	29	11.7%
15. 社会参加について	41	16.5%
16. 将来のことについて	91	36.7%
17. その他	4	1.6%
18. わからない	9	3.6%
全体	248	

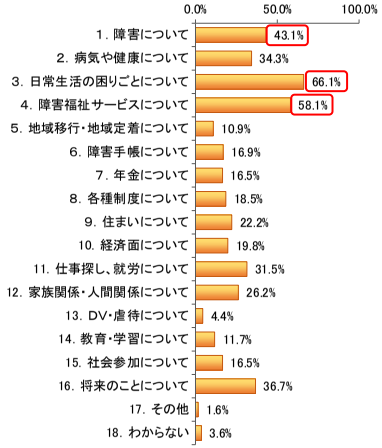

問11　今の相談先での相談内容

	計画相談支援を利用		計画相談支援を未利用	
	件数	%	件数	%
1. 障害について	80	41.9%	27	47.4%
2. 病気や健康について	69	36.1%	16	28.1%
3. 日常生活の困りごとについて	126	66.0%	38	66.7%
4. 障害福祉サービスについて	123	64.4%	21	36.8%
5. 地域移行・地域定着について	21	11.0%	6	10.5%
6. 障害手帳について	31	16.2%	11	19.3%
7. 年金について	30	15.7%	11	19.3%
8. 各種制度について	36	18.8%	10	17.5%
9. 住まいについて	46	24.1%	9	15.8%
10. 経済面について	35	18.3%	14	24.6%
11. 仕事探し、就労について	59	30.9%	19	33.3%
12. 家族関係・人間関係について	46	24.1%	19	33.3%
13. DV・虐待について	9	4.7%	2	3.5%
14. 教育・学習について	23	12.0%	6	10.5%
15. 社会参加について	27	14.1%	14	24.6%
16. 将来のことについて	72	37.7%	19	33.3%
17. その他	3	1.6%	1	1.8%
18. わからない	6	3.1%	3	5.3%
全体	191		57	

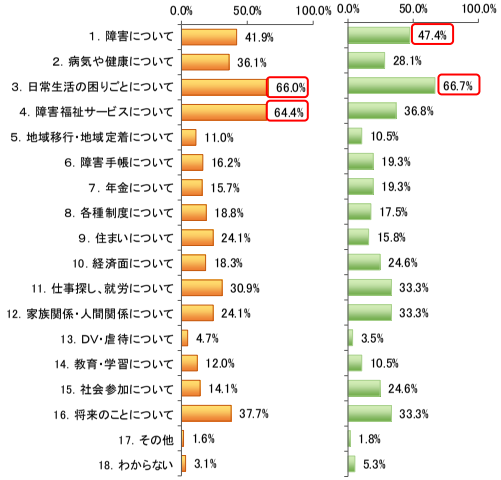

問12　相談先の職員の対応について

	1. 満足している	2. まあ満足している	3. どちらでもない	4. あまり満足していない	5. 満足していない	6. わからない	無回答	計
①職員の方はあなたの話をよく聞いてくれるか	156 62.9%	65 26.2%	12 4.8%	4 1.6%	5 2.0%	5 2.0%	1 0.4%	248 100.0%
②職員の方はわかりやすく話をしているか	155 62.5%	65 26.2%	14 5.6%	6 2.4%	1 0.4%	6 2.4%	1 0.4%	248 100.0%
③職員の方はあなたが必要な支援をしてくれるか	140 56.5%	81 32.7%	13 5.2%	5 2.0%	2 0.8%	5 2.0%	2 0.8%	248 100.0%
④職員の方は丁寧に対応してくれるか	166 66.9%	61 24.6%	10 4.0%	4 1.6%	1 0.4%	5 2.0%	1 0.4%	248 100.0%
⑤職員の方は迅速に対応してくれるか	140 56.5%	74 29.8%	18 7.3%	3 1.2%	5 2.0%	6 2.4%	2 0.8%	248 100.0%

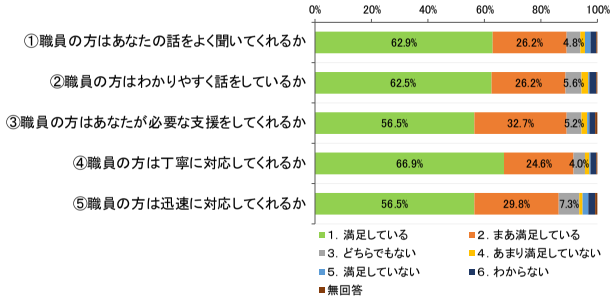

問13　今の相談先は緊急で相談したいときに対応してくれるか

	件数	%
対応してくれる	177	71.4%
対応してくれない	6	2.4%
わからない	63	25.4%
無回答	2	0.8%
合計	248	100.0%

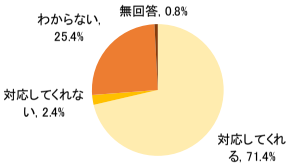

対応してくれない場合の相談先

複数回答

	件数	%
1. 市区町村の相談窓口	1	16.7%
2. ほかの相談支援事業所	0	0.0%
3. 障害福祉サービス提供事業所	1	16.7%
4. 病院や診療所	0	0.0%
5. 学校	1	16.7%
6. 家族・友人・知人	3	50.0%
7. その他	2	33.3%
8. わからない	1	16.7%
全体	6	

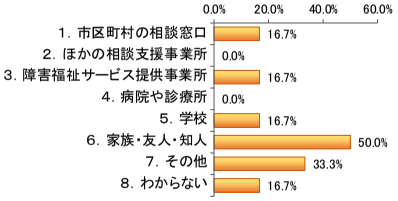

その他：SNS、会社の社長

問14　今の相談先で計画相談支援を受けているか

	件数	%
現在、受けている	203	81.9%
現在、受けていない	37	14.9%
わからない	6	2.4%
無回答	2	0.8%
合計	248	100.0%

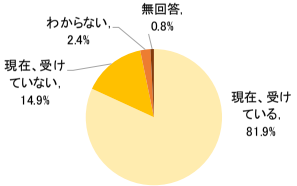

計画書の作成やサービス利用について

	1. 満足している	2. まあ満足している	3. どちらでもない	4. あまり満足していない	5. 満足していない	6. わからない	無回答	計
①契約の内容についてわかりやすく説明してくれたか	121 59.6%	66 32.5%	12 5.9%	1 0.5%	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	203 100.0%
②計画の内容についてわかりやすく説明してくれたか	128 63.1%	60 29.6%	8 3.9%	2 1.0%	0 0.0%	4 2.0%	1 0.5%	203 100.0%
③本人や家族の意向を取り入れた計画となっているか	132 65.0%	55 27.1%	11 5.4%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	203 100.0%
④希望するサービス利用ができているか	114 56.2%	65 32.0%	13 6.4%	5 2.5%	2 1.0%	3 1.5%	1 0.5%	203 100.0%
⑤計画の見直し(モニタリング)を適切にしているか	137 67.5%	51 25.1%	10 4.9%	2 1.0%	0 0.0%	3 1.5%	0 0.0%	203 100.0%

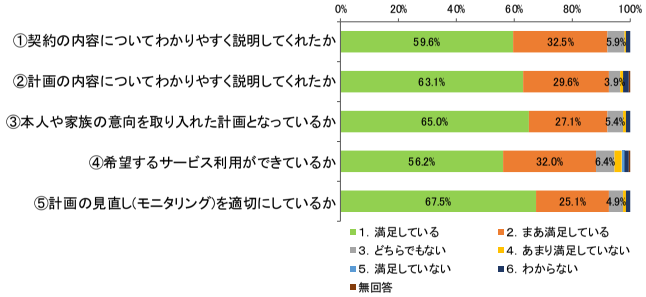

問15　今の相談先の全体的な満足度

	件数	%
1. 満足している	153	61.7%
2. まあ満足している	63	25.4%
3. どちらでもない	17	6.9%
4. あまり満足していない	4	1.6%
5. 満足していない	2	0.8%
6. わからない	8	3.2%
無回答	1	0.4%
合計	248	

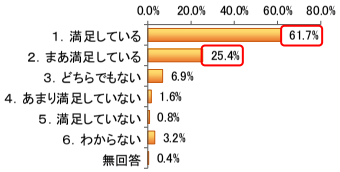

問15　今の相談先の全体的な満足度

	計画相談支援を利用		計画相談支援を未利用	
	件数	%	件数	%
1. 満足している	123	64.4%	30	52.6%
2. まあ満足している	48	25.1%	15	26.3%
3. どちらでもない	9	4.7%	8	14.0%
4. あまり満足していない	4	2.1%	0	0.0%
5. 満足していない	2	1.0%	0	0.0%
6. わからない	5	2.6%	3	5.3%
無回答	0	0.0%	1	1.8%
合計	191		57	

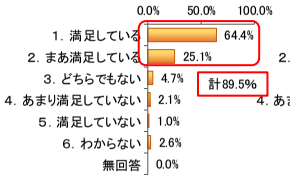

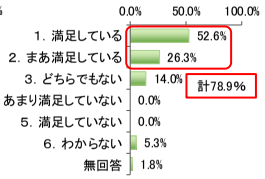

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査
【調査票F1：都道府県（自立支援）協議会関係者調査】 集計結果

調査対象 ： 都道府県（自立支援）協議会に参画している関係者
※協議会の代表者（会長・部会長等）、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者（事務局等）

調査方法 ： 都道府県あてに厚生労働省よりメールを送信。市町村から各関係者へメールで調査を依頼。
調査終了後、直接調査実施機関へメールで調査票を送付。

調査期間 ： 令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）

回収状況 ： 78 件

1．都道府県（自立支援）協議会について

(1)都道府県（自立支援）協議会への参加状況

参加開始時期

	件数	%
平成17年度以前	0	0.0%
平成18～19年度	10	12.8%
平成20～21年度	3	3.8%
平成22～23年度	4	5.1%
平成24～25年度	5	6.4%
平成26～27年度	6	7.7%
平成28～29年度	14	17.9%
平成30～令和元年度	12	15.4%
令和2～3年度	16	20.5%
令和4年度	6	7.7%
無回答	2	2.6%
合計	78	100.0%

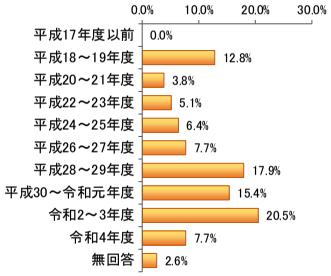

（自立支援）協議会における役割・役職
（複数回答）

	件数	%
会長・部会長	35	44.9%
事務局等	11	14.1%
その他	35	44.9%
全体	78	

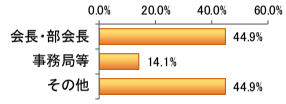

(2)都道府県（自立支援）協議会に参加する際の所属先
（複数回答）

	件数	%
1．都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）	16	20.5%
2．都道府県相談支援体制整備事業（受託事業者）	7	9.0%
3．管内の基幹相談支援センターを代表する者	7	9.0%
4．管内の相談支援事業所を代表する者	9	11.5%
5．管内の障害福祉サービス事業者を代表する者	8	10.3%
6．管内の（自立支援）協議会の代表者	6	7.7%
7．相談支援従事者養成研修事業関係者（事務局担当者）	2	2.6%
8．相談支援従事者養成研修事業関係者（講師等）	8	10.3%
9．サービス管理責任者等養成研修事業関係者 （事務局担当者）	2	2.6%
10．サービス管理責任者等養成研修事業関係者 （講師等）	2	2.6%
11．障害当事者団体を代表する者・障害当事者（障害者相談員を除く）	3	3.8%
12．障害者相談員（身体・知的）を代表する者	0	0.0%
13．民生委員・児童委員（主任児童委員）を代表する者	0	0.0%
14．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	1	1.3%
15．地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）	2	2.6%
16．権利擁護関係団体（権利擁護関係者）を代表する者	0	0.0%
17．発達障害者支援センター	0	0.0%
18．医療的ケア児等支援センター	0	0.0%
19．高次脳機能障害者支援センター	0	0.0%
20．難病相談支援センター	0	0.0%
21．地域生活定着支援センター	0	0.0%
22．身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	0	0.0%
23．都道府県福祉事務所	0	0.0%
24．精神保健福祉センター	1	1.3%
25．保健所	2	2.6%
26．管内市町村の保健センターを代表する者	0	0.0%
27．医療機関	3	3.8%
28．医師会・歯科医師会	1	1.3%
29．障害者就業・生活支援センター	3	3.8%
30．ハローワーク	0	0.0%
31．民間企業	0	0.0%
32．児童相談所	0	0.0%
33．管内の保育所を代表する者	0	0.0%
34．管内教育関係機関（特別支援学校など）を代表する者	0	0.0%
35．高齢者介護（福祉）分野を代表する者	0	0.0%
36．大学等（学識経験者など）	10	12.8%
37．市町村（上記機関等以外の行政職員）	2	2.6%
38．都道府県（上記機関等以外の行政職員（障害部局））	2	2.6%
39．都道府県（上記機関等以外の行政職員（障害部局以外））	1	1.3%
40．その他	10	12.8%
全体	78	

(3)都道府県（自立支援）協議会で参加している組織

参加している組織　（複数回答）

	件数	%
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	30	38.5%
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	52	66.7%
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	24	30.8%
協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議（専門部会等）	50	64.1%
その他	4	5.1%
全体	78	

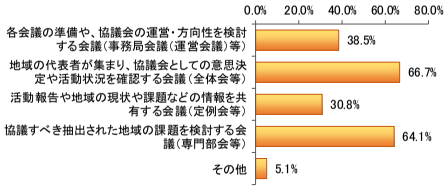

参加年数と令和3年度開催回数（平均）

	参加年数								平均参加年数（年）	平均開催回数（回）
	1年目	2～3年	4～5年	6～9年	10～14年	15年以上	無回答	計		
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	2 6.7%	8 26.7%	7 23.3%	6 20.0%	4 13.3%	1 3.3%	2 6.7%	30 100.0%	5.7	7.3
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	4 7.7%	13 25.0%	7 13.5%	14 26.9%	3 5.8%	9 17.3%	2 3.8%	52 100.0%	7.0	2.0
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	2 8.3%	4 16.7%	6 25.0%	5 20.8%	2 8.3%	2 8.3%	3 12.5%	24 100.0%	6.3	4.9
その他	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	4 100.0%	7.0	1.0

(4)専門部会の参加状況

（複数回答）

	件数	%
1. 権利擁護関係	11	22.0%
2. 地域移行関係	6	12.0%
3. 退院促進関係	2	4.0%
4. 就労関係	9	18.0%
5. 子ども関係	7	14.0%
6. 相談支援関係	21	42.0%
7. 人材養成関係	16	32.0%
8. 地域生活・生活支援関係	2	4.0%
9. 精神関係	6	12.0%
10. その他	7	14.0%
全体	50	

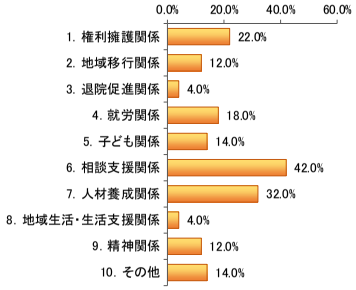

参加年数と令和3年度開催回数（平均）

	参加年数								平均参加年数（年）	平均開催回数（回）
	1年目	2～3年	4～5年	6～9年	10～14年	15年以上	無回答	計		
1. 権利擁護関係	0 0.0%	1 9.1%	4 36.4%	3 27.3%	1 9.1%	0 0.0%	2 18.2%	11 100.0%	5.7	2.4
2. 地域移行関係	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	1 16.7%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%	8.5	3.3
3. 退院促進関係	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	5.5	1.5
4. 就労関係	0 0.0%	3 33.3%	0 0.0%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%	4.9	4.3
5. 子ども関係	0 0.0%	2 28.6%	1 14.3%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%	5.8	4.6
6. 相談支援関係	3 14.3%	6 28.6%	1 4.8%	6 28.6%	1 4.8%	3 14.3%	1 4.8%	21 100.0%	6.4	4.6
7. 人材養成関係	2 12.5%	3 18.8%	3 18.8%	6 37.5%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	16 100.0%	5.5	9.2
8. 地域生活・生活支援関係	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	8.0	7.0
9. 精神関係	0 0.0%	1 16.7%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%	5.0	2.2
10. その他	0 0.0%	4 57.1%	2 28.6%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%	3.9	3.7

2.（自立支援）協議会の活動状況について

(1)（自立支援）協議会の取組状況

	できている	ややできている	あまりできていない	できていない	わからない	無回答	計
1. 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有	24 30.8%	35 44.9%	11 14.1%	4 5.1%	2 2.6%	2 2.6%	78 100.0%
2. 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握	25 32.1%	36 46.2%	10 12.8%	4 5.1%	1 1.3%	2 2.6%	78 100.0%
3. 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	11 14.1%	25 32.1%	26 33.3%	11 14.1%	3 3.8%	2 2.6%	78 100.0%
4. 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議	25 32.1%	35 44.9%	8 10.3%	5 6.4%	4 5.1%	1 1.3%	78 100.0%
5. 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言	9 11.5%	25 32.1%	21 26.9%	15 19.2%	7 9.0%	1 1.3%	78 100.0%
6. 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議	11 14.1%	21 26.9%	23 29.5%	13 16.7%	9 11.5%	1 1.3%	78 100.0%
7. 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	7 9.0%	24 30.8%	23 29.5%	16 20.5%	6 7.7%	2 2.6%	78 100.0%
8. 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	11 14.1%	33 42.3%	15 19.2%	10 12.8%	6 7.7%	3 3.8%	78 100.0%
9. 専門部会等の設置、運営 等	26 33.3%	31 39.7%	12 15.4%	6 7.7%	1 1.3%	2 2.6%	78 100.0%
10. 市区町村（自立支援）協議会から報告のあった課題等の検討	11 14.1%	23 29.5%	17 21.8%	17 21.8%	8 10.3%	2 2.6%	78 100.0%
11. 医療的ケア児等の支援体制の構築等に関する協議	18 23.1%	30 38.5%	15 19.2%	9 11.5%	4 5.1%	2 2.6%	78 100.0%
12. 障害児入所施設からの移行に関する協議	5 6.4%	6 7.7%	28 35.9%	20 25.6%	17 21.8%	2 2.6%	78 100.0%
13. その他	1 1.3%	1 1.3%	1 1.3%	0 0.0%	1 1.3%	74 94.9%	78 100.0%

(2)（自立支援）協議会の活動状況

①（自立支援）協議会の活動状況

	1. 活発に活動している	2. まあ活発に活動している	3. あまり活発に活動できていない	4. 活発に活動できていない	無回答	計
1）事務局会議（運営会議）等）	14 46.7%	10 33.3%	4 13.3%	0 0.0%	2 6.7%	30 100.0%
2）全体会・定例会等	12 20.0%	21 35.0%	19 31.7%	5 8.3%	3 5.0%	60 100.0%
3）専門部会						
1. 権利擁護関係	2 18.2%	4 36.4%	3 27.3%	1 9.1%	1 9.1%	11 100.0%
2. 地域移行関係	1 16.7%	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
3. 退院促進関係	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
4. 就労関係	4 44.4%	2 22.2%	2 22.2%	0 0.0%	1 11.1%	9 100.0%
5. 子ども関係	1 14.3%	4 57.1%	1 14.3%	0 0.0%	1 14.3%	7 100.0%
6. 相談支援関係	10 47.6%	6 28.6%	2 9.5%	2 9.5%	1 4.8%	21 100.0%
7. 人材養成関係	6 37.5%	7 43.8%	3 18.8%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
8. 地域生活・生活支援関係	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
9. 精神関係	1 16.7%	4 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
10. その他	1 14.3%	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%	2 28.6%	7 100.0%

(3)市区町村（自立支援）協議会の活動を進める上での課題

（複数回答）

	件数	%
1. 参加する機関が限られている	17	21.8%
2. 発言者が限られている	11	14.1%
3. 職員の異動等により継続した議論が難しい	24	30.8%
4. 業務が忙しく集まりにくい	18	23.1%
5. 議論するための時間が少ない	31	39.7%
6. 参加者の負担が大きい	13	16.7%
7. 協議会の役割を理解してもらえない	14	17.9%
8. 成果がわかりにくい	36	46.2%
9. 事務局がうまく機能していない	15	19.2%
10. 何に取り組んでよいか理解できていない	10	12.8%
11. 情報共有ができていない	8	10.3%
12. 関係者との連携がうまくいかない	8	10.3%
13. 市町村や市町村協議会との連携方法がわからない	17	21.8%
14. 活動のための経費が不足している	10	12.8%
15. その他	5	6.4%
全体	78	

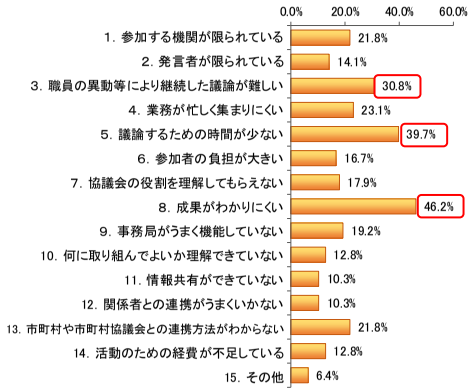

令和4年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

市区町村（自立支援）協議会に関する実態調査
【調査票F2：市区町村（自立支援）協議会関係者調査】 集計結果

調査対象 ： 市区町村（自立支援）協議会に参画している関係者
※協議会の代表者（会長・部会長等）、協議会の運営等をよく把握している自治体職員以外の関係者（事務局等）
（市町村の場合：事務局を構成する基幹相談支援センター等）

調査方法 ： 市区町村あてに厚生労働省よりメールを送信。市町村から各関係者へメールで調査を依頼。
調査終了後、直接調査実施機関へメールで調査票を送付。

調査期間 ： 令和4年12月12日（月）から令和5年1月13日（金）

回収状況 ： 967 件

		件	%
単独	政令市	62	6.4%
	政令市(区)	146	15.1%
	特別区	30	3.1%
	中核市	62	6.4%
	一般市	447	46.2%
	町村	80	8.3%
複数市町村（圏域）		140	14.5%
計		967	100.0%

1．市区町村（自立支援）協議会について

(1)市区町村（自立支援）協議会への参加状況

参加開始時期

	件数	%
平成17年度以前	7	0.7%
平成18～19年度	102	10.5%
平成20～21年度	56	5.8%
平成22～23年度	46	4.8%
平成24～25年度	106	11.0%
平成26～27年度	88	9.1%
平成28～29年度	108	11.2%
平成30～令和元年度	128	13.2%
令和2～3年度	203	21.0%
令和4年度	80	8.3%
無回答	43	4.4%
合計	967	100.0%

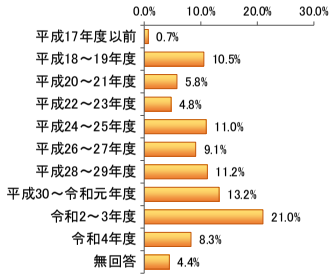

（自立支援）協議会における役割・役職
（複数回答）

	件数	%
会長・部会長	252	26.1%
事務局等	229	23.7%
その他	492	50.9%
全体	967	

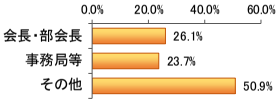

(2)市区町村（自立支援）協議会に参加する際の所属先
（複数回答）

	件数	%
1. 基幹相談支援センター	166	17.2%
2. 相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）	287	29.7%
3. 相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託なし）	92	9.5%
4. 障害福祉サービス事業者（居宅系サービス）	60	6.2%
5. 障害福祉サービス事業者（日中活動系サービス）	127	13.1%
6. 障害福祉サービス事業者（就労系サービス）	124	12.8%
7. 障害福祉サービス事業者（グループホーム）	68	7.0%
8. 障害福祉サービス事業者（障害者支援施設）	96	9.9%
9. 障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	39	4.0%
10. 障害者相談員	24	2.5%
11. 民生委員・児童委員・主任児童委員	16	1.7%
12. 地域住民の代表者	9	0.9%
13. 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	66	6.8%
14. 地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）	16	1.7%
15. 権利擁護関係団体(権利擁護関係者）	9	0.9%
16. 障害者就業・生活支援センター	51	5.3%
17. ハローワーク	19	2.0%
18. 民間企業	5	0.5%
19. 発達障害者支援センター	14	1.4%
20. 高次脳機能障害者支援センター	5	0.5%
21. 地域生活定着支援センター	4	0.4%
22. 警察	3	0.3%
23. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	6	0.6%
24. 保健所	22	2.3%
25. 保健センター	19	2.0%
26. 医療機関	16	1.7%
27. 医療機関（精神科）	26	2.7%
28. 医師会・歯科医師会等	10	1.0%
29. 教育関係機関（特別支援学校など）	62	6.4%
30. 教育委員会	19	2.0%
31. 高齢者介護の関係機関	5	0.5%
32. 地域包括支援センター	21	2.2%
33. 福祉事務所（管内の生活保護担当部署）	10	1.0%
34. 生活困窮者自立相談支援機関	8	0.8%
35. 児童相談所	9	0.9%
36. 保育所・幼稚園	6	0.6%
37. 児童発達支援センター	33	3.4%
38. 医療的ケア児等コーディネーター	36	3.7%
39. 市町村職員（子ども子育て担当部署）	17	1.8%
40. 重層的支援体制整備事業関係者（多機関協働コーディネーター等）	2	0.2%
41. 市町村（行政職員）	57	5.9%
42. 都道府県（行政職員（障害部局））	12	1.2%
43. 都道府県（行政職員（障害部局以外））	1	0.1%
44. 都道府県の（自立支援）協議会の代表者	2	0.2%
45. 都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー	11	1.1%
46. 大学等（学識経験者など）	23	2.4%
47. その他	71	7.3%
全体	967	

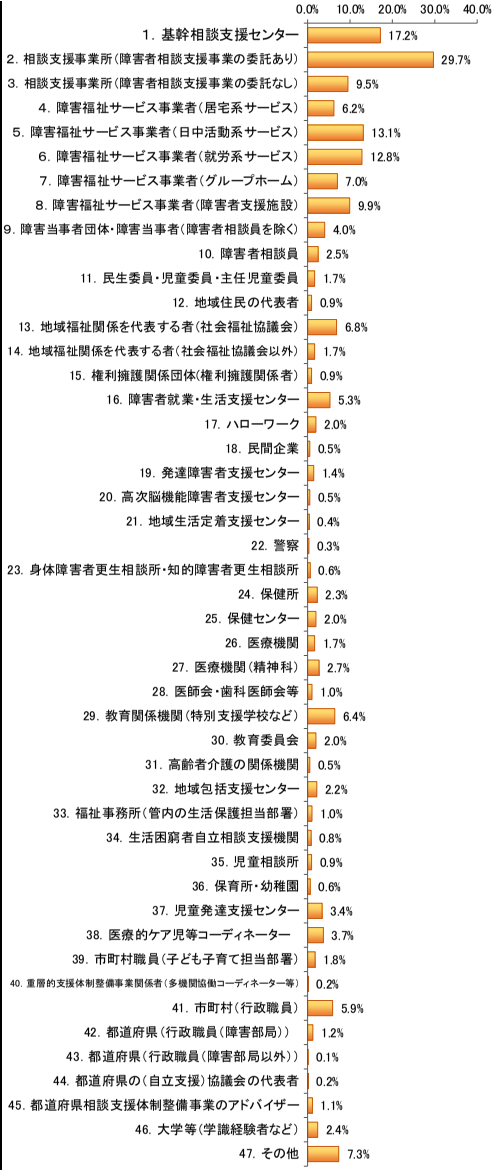

(3)市区町村（自立支援）協議会で参加している組織

参加している組織　（複数回答）

	件数	%
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	434	44.9%
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	598	61.8%
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	522	54.0%
協議すべき抽出された地域の課題を検討する会議（専門部会等）	660	68.3%
障害者等個別の課題解決やサービス等の調整のため関係者が協議（個別支援会議）	169	17.5%
その他	47	4.9%
全体	967	

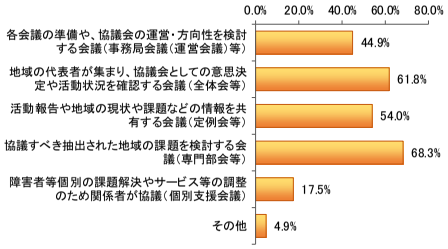

参加年数と令和3年度開催回数（平均）

	参加年数								平均参加年数（年）	平均開催回数（回）
	1年目	2～3年	4～5年	6～9年	10～14年	15年以上	無回答	計		
各会議の準備や、協議会の運営・方向性を検討する会議（事務局会議（運営会議）等）	45 10.4%	100 23.0%	44 10.1%	79 18.2%	73 16.8%	75 17.3%	18 4.1%	434 100.0%	7.4	7.0
地域の代表者が集まり、協議会としての意思決定や活動状況を確認する会議（全体会等）	67 11.2%	131 21.9%	60 10.0%	105 17.6%	96 16.1%	91 15.2%	48 8.0%	598 100.0%	7.3	2.0
活動報告や地域の現状や課題などの情報を共有する会議（定例会等）	59 11.3%	116 22.2%	58 11.1%	87 16.7%	78 14.9%	74 14.2%	50 9.6%	522 100.0%	7.0	5.2
障害者等個別の課題解決やサービス等の調整のため関係者が協議（個別支援会議）	19 11.2%	31 18.3%	18 10.7%	25 14.8%	28 16.6%	30 17.8%	18 10.7%	169 100.0%	7.7	20.3
その他	6 12.8%	15 31.9%	7 14.9%	4 8.5%	6 12.8%	1 2.1%	8 17.0%	47 100.0%	4.6	6.5

(4)専門部会の参加状況

（複数回答）

	件数	%
1. 権利擁護関係	88	13.3%
2. 地域移行関係	84	12.7%
3. 退院促進関係	35	5.3%
4. 就労関係	229	34.7%
5. 子ども関係	247	37.4%
6. 相談支援関係	301	45.6%
7. 人材養成関係	49	7.4%
8. 地域生活・生活支援関係	189	28.6%
9. 精神関係	117	17.7%
10. その他	145	22.0%
全体	660	

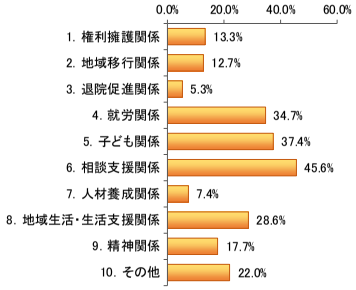

参加年数と令和3年度開催回数（平均）

	参加年数								平均参加年数（年）	平均開催回数（回）
	1年目	2～3年	4～5年	6～9年	10～14年	15年以上	無回答	計		
1. 権利擁護関係	14 15.9%	20 22.7%	10 11.4%	13 14.8%	14 15.9%	8 9.1%	9 10.2%	88 100.0%	6.2	3.6
2. 地域移行関係	12 14.3%	18 21.4%	21 25.0%	12 14.3%	7 8.3%	6 7.1%	8 9.5%	84 100.0%	5.5	4.1
3. 退院促進関係	4 11.4%	7 20.0%	8 22.9%	6 17.1%	2 5.7%	5 14.3%	3 8.6%	35 100.0%	6.3	4.4
4. 就労関係	23 10.0%	47 20.5%	30 13.1%	56 24.5%	28 12.2%	26 11.4%	19 8.3%	229 100.0%	6.8	4.0
5. 子ども関係	36 14.6%	56 22.7%	36 14.6%	45 18.2%	44 17.8%	15 6.1%	15 6.1%	247 100.0%	6.1	4.5
6. 相談支援関係	27 9.0%	58 19.3%	41 13.6%	73 24.3%	60 19.9%	23 7.6%	19 6.3%	301 100.0%	7.0	6.5
7. 人材養成関係	6 12.2%	11 22.4%	7 14.3%	11 22.4%	4 8.2%	1 2.0%	9 18.4%	49 100.0%	5.5	5.4
8. 地域生活・生活支援関係	24 12.7%	42 22.2%	30 15.9%	39 20.6%	26 13.8%	18 9.5%	10 5.3%	189 100.0%	6.4	4.6
9. 精神関係	18 15.4%	22 18.8%	22 18.8%	18 15.4%	17 14.5%	11 9.4%	9 7.7%	117 100.0%	6.2	4.8
10. その他	23 15.9%	48 33.1%	18 12.4%	17 11.7%	17 11.7%	10 6.9%	12 8.3%	145 100.0%	5.2	4.5

2.（自立支援）協議会の活動状況について

(1)（自立支援）協議会の取組状況

	できている	ややできている	あまりできていない	できていない	わからない	無回答	計
1. 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有	255 26.4%	514 53.2%	125 12.9%	23 2.4%	35 3.6%	15 1.6%	967 100.0%
2. 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握	198 20.5%	496 51.3%	168 17.4%	32 3.3%	59 6.1%	14 1.4%	967 100.0%
3. 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議	151 15.6%	405 41.9%	272 28.1%	71 7.3%	52 5.4%	16 1.7%	967 100.0%
4. 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	156 16.1%	410 42.4%	211 21.8%	48 5.0%	123 12.7%	19 2.0%	967 100.0%
5. 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	124 12.8%	370 38.3%	243 25.1%	100 10.3%	114 11.8%	16 1.7%	967 100.0%
6. 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	79 8.2%	185 19.1%	160 16.5%	150 15.5%	374 38.7%	19 2.0%	967 100.0%
7. 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	70 7.2%	203 21.0%	159 16.4%	157 16.2%	354 36.6%	24 2.5%	967 100.0%
8. 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	101 10.4%	217 22.4%	184 19.0%	156 16.1%	284 29.4%	25 2.6%	967 100.0%
9. 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	109 11.3%	339 35.1%	244 25.2%	98 10.1%	157 16.2%	20 2.1%	967 100.0%
10. 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言	132 13.7%	368 38.1%	193 20.0%	82 8.5%	174 18.0%	18 1.9%	967 100.0%
11. 専門部会等の設置、運営	436 45.1%	353 36.5%	75 7.8%	28 2.9%	53 5.5%	22 2.3%	967 100.0%
12. その他	7 0.7%	9 0.9%	1 0.1%	6 0.6%	21 2.2%	923 95.4%	967 100.0%

(2)（自立支援）協議会の活動状況

①（自立支援）協議会の活動状況

	1. 活発に活動している	2. まあ活発に活動している	3. あまり活発に活動できていない	4. 活発に活動できていない	無回答	計
1）事務局会議（運営会議）等）	143 32.9%	208 47.9%	65 15.0%	7 1.6%	11 2.5%	434 100.0%
2）全体会・定例会等	168 21.5%	359 46.0%	188 24.1%	27 3.5%	39 5.0%	781 100.0%
3）専門部会						
1. 権利擁護関係	26 29.5%	47 53.4%	13 14.8%	1 1.1%	1 1.1%	88 100.0%
2. 地域移行関係	20 23.8%	34 40.5%	23 27.4%	3 3.6%	4 4.8%	84 100.0%
3. 退院促進関係	6 17.1%	11 31.4%	15 42.9%	0 0.0%	3 8.6%	35 100.0%
4. 就労関係	73 31.9%	106 46.3%	40 17.5%	4 1.7%	6 2.6%	229 100.0%
5. 子ども関係	96 38.9%	118 47.8%	29 11.7%	1 0.4%	3 1.2%	247 100.0%
6. 相談支援関係	130 43.2%	129 42.9%	32 10.6%	3 1.0%	7 2.3%	301 100.0%
7. 人材養成関係	21 42.9%	16 32.7%	9 18.4%	0 0.0%	3 6.1%	49 100.0%
8. 地域生活・生活支援関係	46 24.3%	95 50.3%	35 18.5%	4 2.1%	9 4.8%	189 100.0%
9. 精神関係	42 35.9%	52 44.4%	13 11.1%	7 6.0%	3 2.6%	117 100.0%
10. その他	41 28.3%	53 36.6%	13 9.0%	3 2.1%	35 24.1%	145 100.0%

(3)市区町村（自立支援）協議会の活動を進める上での課題

（複数回答）

	件数	%
1. 参加する機関が限られている	269	27.8%
2. 発言者が限られている	254	26.3%
3. 職員の異動等により継続した議論が難しい	342	35.4%
4. 業務が忙しく集まりにくい	412	42.6%
5. 議論するための時間が少ない	254	26.3%
6. 参加者の負担が大きい	232	24.0%
7. 協議会の役割を理解してもらえない	188	19.4%
8. 成果がわかりにくい	405	41.9%
9. 事務局がうまく機能していない	118	12.2%
10. 何に取り組んでよいか理解できていない	160	16.5%
11. 情報共有ができていない	99	10.2%
12. 関係者との連携がうまくいかない	94	9.7%
13. 市町村や市町村協議会との連携方法がわからない	66	6.8%
14. 活動のための経費が不足している	145	15.0%
15. その他	110	11.4%
全体	967	

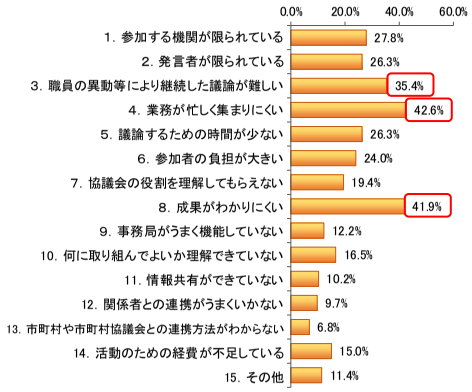

検討委員会　議事要旨

第１回検討委員会　議事要旨

日時：2022 年 9 月 27 日（火）15：00～17：00

（１）本調査研究の３つの目的と概要

①実態調査

・実態調査については、体制の調査や相談支援専門員に焦点を当てた調査をこれまで数年度に分けて実施をした。

・本年度調査は、やり残しがあればその部分も含め、利用者に焦点を当てた調査を行う。

②相談支援

・相談支援については、基本的には自治体の創意工夫をお願いする部分であるが、やはり目安となるものが必要であり、あらためて手引きを作り直す。

③協議会

・協議会については、活性化に関して課題があるという意見も多く、実態を把握しながら、運営の目安となるものを作成する。

・相談支援の手引き、協議会のガイドライン作成は、全く新しく作成するのではなく、これまでのものを活用しながら作成していく。

・基本的に今年度完成させるものではあるが、普及活動も必要であり、今年度はプロトタイプまで到達し、その後活用していく中で微修正することはあり得る。

（２）調査の実施について

■実態調査と報告書、手引き、ガイドラインとの関係について

・本年度、ガイドライン等の作成と実態調査を本事業で実施することとなったが、基本的にそれぞれは独立して実施し、議論を進める（調査結果を踏まえて、ガイドライン等に反映させるべきものは反映させる）。

■協議会の活性化について（調査の視点と設問項目）

①財源との関連

・各都道府県や自治体がどのような財源で協議会を動かしているのか、という項目がない。

・ガイドラインの中に、都道府県や自治体向けのアドバイスとして財源という項目も入れるのであれば、調査票の中に財源、金額、開催頻度などに関する項目があっても良い。

②人事異動との関連

・協議会を進めるうえで、担当者の入れ替わりがあり、過去の蓄積が全く伝承されていないことがある。例えば、項目の中に「そもそも何をしていいかわからない」という課題もあるので、そのような項目を追加すると良い。

③活動と予算

・活発に活動している協議会であっても予算は小さい場合がある。地域による差があることも結果としてあぶり出すのが良い。

④自立支援協議会の専門部会について

・専門部会は、いくつものパターンがある。固定的に専門部会が存在していない自治体もある。

・自立支援協議会の専門部会については、複数部会を設置している場合にもきちんと答えられるような書式にして欲しい。

⑤政令市における自立支援協議会について

・政令市の場合、市町村協議会とは市の自立支援協議会か、区の協議会か、どちらを指すのか、回答に迷わないか（記述について要調整）。

■自立支援協議会と地域生活支援拠点事業について（仮説１）

・地域生活支援拠点事業について、何かチェックするところがあると良い。

・自立支援協議会が動いていないところは、地域生活支援拠点事業には届いていないと思うが、きちんと課題に向き合っている場合は、地域生活支援拠点事業に進んでいるのではないか。

■自立支援協議会と基幹相談支援センターについて（仮説２）

・自立支援協議会がうまく機能するためには基幹センターがきちんと事務局になり、官民連携して運営していることが重要になる

・例えば、自立支援協議会の活動状況に基幹相談支援センターに関する項目を入れてもいい。

■自立支援協議会と相談支援のアドバイザー事業について（仮説３）

・例えば、相談支援のアドバイザー事業の中で協議会運営がもう少し明確に位置づいていれば、その人たちと事務局体制を作って協議会を回していけるようになる。

・事務局体制を作っているか否かということを設問に加えるべき。

■利用者調査について

①コロナ禍の影響の考慮

・コロナ禍に対しての調査であれば、臨時的な対応と本来すべきところとを分けて書ける仕組みにした方が良い。

・直近１年と大きく変わっているところ、あまり変わっていないところもあるだろう。

②利用者アンケートについて

・事前にユーザー調査をして、この設問で良いかテストをした方が良い。

・自由記述のところが、「あまり満足していない」と「満足していない」というところだけなので、良かった点も自由記述で書いてもらうと良い。

・「緊急時に相談できるところはありますか」という問いをしたら、どういう傾向が出るか知りたい。

＊事業所に利用者アンケート調査を依頼し、利用者の中で調査に協力してくれる人に回答をお願いする。今回は試行的な実施である。web を使って自力で回答できる人（家族のサポート含む）になるので、あまり多くの標本数を集めることを想定していない。（事務局）

・インターネットによる自力での回答を想定しており、「この方法で回答できる人」という「ふるい」がかかるので、かなり限定されるという心配がある。「満足度」の回答にかなり影響を与えると思う。

・いずれにしても「本人が回答したか否か」が分かる欄があると良い。

（３）「相談支援業務に関する手引き」／（４）「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」について

■「相談支援業務に関する手引き」について

①ベースとする素材の追加について

・平成２８年から平成３１年にかけて、相談支援の質の向上に向けた検討会が開催され、相談支援

専門員の育成研修の中身と併せて相談支援の本質などの論議をしいる。
・参考にしながら、相談支援の手引きに書き込むと良い。

②主任相談支援専門員について

・主任相談支援専門員は加算要件になっているが、地域の中で主任相談支援研修をやっても役割が明確になっておらず、免許は持っているがその動きができていない実態がある。
・新たに手引きを作るのであれば、主任相談支援専門員の役割を明記すべき。

③自治体の職員について

・自治体職員というと、福祉課の職員に限定されがちだが、生活困窮・生活保護を受給する障がい者はたくさんいる。生活課のソーシャルワーカーが相談支援のことをよく知らないという実態もあるので、行政の相談窓口の一つとして、そこも想定するべき。

■ガイドラインの改訂版

・参考資料２の「自立支援協議会運営マニュアル」はかなり完成度が高いので、今回は時代に沿っていかに改定を行うかがポイントとなる。

■手引き、ガイドラインの普及について

①自治体職員の研修機会

・手引きについては、自治体職員にぜひ読んで欲しいが、座学だけではない何かの仕組みとセットにしないと効果が出にくい。
・例えば、初任者研修やサービス管理責任者の合同講義に「参加して欲しい」という趣旨を記載できるか。
・実際には、初任研の希望者全員は受講できていない（民間で相談支援事業をやりたいという人ですら受講できない）という実態もある。

②新任行政職員と新任相談支援専門員合同研修の事例

・毎年４月に、新任の行政職員と新任の相談支援専門員は合同で研修を実施している地域もある。
・現実的に難しい場合には、都道府県の責任で自治体職員に教育する機会を作るのが良い。
・国の相談支援従事者指導者研修の検討会の中でも、以前は障害者ケアマネジメント従事者の研修から相談支援従事者初任研修の初期くらいまでは自治体職員が研修を受けることになっていた。しかし、相談支援専門員が不足してきたことから、自治体職員が研修に参加できなくなった。自治体職員も研修を受けたいとの声があるが実現できていない。

②都道府県の事例

・都道府県は、国の伝達研修だけでなく、相談支援の内容に特化した研修などを実施していく必要がある。
・２年ほど前から沖縄県では、沖縄大学の島村先生が中心となって年に２回、市町村の担当者向けの研修会を始めた。
・兵庫県でも今年度から市町向けの研修会や合同研修会を行っている。
・埼玉県も基幹相談支援センター協議会研修という形で、自治体職員と基幹の職員向けに実施している。
・しかし、それでもまだまだ弱い。かなり市町村ルールが幅を利かせており、委託相談の位置付けも市町村によって全く違ったり、計画相談との兼ね合いについての考え方もそれぞれの自治体に任されている。民間もきちんと行政と話し合う力を持っていなければならない。

第２回検討委員会　議事要旨

日時：2022 年 12 月 27 日（火）15：00～17：00

（１）「相談支援業務に関する手引き」について

【計画相談について】

○何らかの形で計画相談支援も触れた方が良い（自主的な研修の場合、受講者の大半が計画相談支援に携わっている人）。
○自治体の担当課の職員は、特に異動してきたばかりの時にどういうポイントで計画相談支援を見て判断したらいいのかというところが悩むところ。相談支援専門員が作成した計画相談を中立的な立場で見て支給決定をしなければいけない等、そのあたりがこの手引きにあると良い。
○計画相談は元々基本相談というベースの上に乗って計画相談があってそれがワンセットになっているということが、最も有力な説であった。計画相談は、今や一般的には「プランの周辺の出来事」と捉えられているだろうと推測している。行政の職員には原点（これまでの経緯）を理解してもらうような書きぶりも必要になってくる。
○「基本相談」という言葉の法律上の範囲と、いわゆる委託相談の一般的な相談支援というのが内容的にはほぼほぼイコールであるが、「基本相談」と「計画相談」はセット（組み合わせた形）で「計画相談の報酬」になっているというのが正統的な説明である。それを切り分けてしまうと大きな誤りになってくる危険性がある。行政の職員には、「計画相談」部分だけではないという注意喚起を記載する必要がある。
○このあたりは厚労省と相談のうえ、行政の職員がメインの読み手であれば、どう意識を持ってもらうかを整理する必要がある。

【「手引き」の構成】

＜「手引き」作成の主旨＞

○今回は事業や仕組みを支給決定も含めシステムとして整理する。
○相談支援専門員の話については、ケアマネジメントとソーシャルワークをどう運用するかという話は総論では触れているが、これに関しては原則あまり深入りをせず、相談支援事業をどのように交通整理するかである。

＜目次構成の重複＞

○目次には項目の重複がある。資料３のⅠの「５.」と「６.」で市町村と都道府県の責務の中に人材養成のところがかなりのボリュームで出てくるが、「Ⅳ．相談支援を担う人材の養成と質の向上の取組」で再び「人材養成」の話が出てくる。統一的に書いた方が良いのではないか。
○また、「Ⅳ．相談支援を担う人材の養成と質の向上の取組」の「１．相談支援従事者の役割」に、本人の意思形成や意思表明に対する支援の話が出てくるが、ここまでのものが今回必要なのか。
○意思決定支援の話も「Ⅰ．障害福祉分野の相談支援の概要」の「3．相談支援における基本的姿勢」あたりに当事者主体であるとか意思決定支援のことが書かれている（ここに書いたら最後「Ⅳ」は不要）。

＜計画相談＞

○市町村の職員が読むことを想定するならば、（章立ての順番は）「計画相談」を最初に置くのではなく、まず、一般的な市町村の責務としての相談支援（一般的な相談）があり、その部分は委託可能である、その中でサービスが必要な人に対しては、個別給付が伴う「計画相談」がある、という形にした方が読みやすい。
○最初に「市町村」を持って来て、「計画」があって「基幹」があるという流れがわかりやすい。

○「Ⅲ．相談支援の実務」で、現在の「１．障害者相談支援事業（委託相談）」と「２．基幹相談支援センター」の間に、「計画相談」の実務を記載事項として入れていくと流れが良い（※「Ⅰの５（各種の事業）」についても同様）。

＜市町村の責務・役割＞

○「５．相談支援における市町村の責務と役割」（p16）の中で、「（１）相談支援の第一義的な実施主体」のことを書くのであれば、先ほどの順番のことが重なってここに書かれてくるということと、この中に「支給決定の責任」（計画相談であがってきた計画をベースに正しい支給決定を行っていく）といったことが、この「５．」の中に書かれるとスッキリする。

○行政の役割がどうしても支給決定のみになっている。相談の実務となると、相談窓口は行政や他にもあり、他部署との連携の必要性にも触れるべきである。

○計画相談に関しては、①相談支援専門員は、きめ細やかな支援をするためのモニタリングが重要であること、②モニタリングの検証は市町村の責務であり、モニタリングの検証方法はどのように行うのか、等）を記載してほしい。

○「Ⅳ．相談支援を担う人材の養成と質の向上の取組」が市町村行政の責務と関わってくるので、そうした話も含めて記載すると、純粋に支給決定の責任だけではなくその他人材育成の責務も負っている、というように整理がつく。

＜相談支援専門員＞

○「相談支援専門員の役割や期待されていること」は、市町村の委託のところ、指定特定のところ、基幹のところで、それぞれ担わなければいけないことが違うと思うが、「手引き」には相談支援専門員の役割がシンプルに書かれているので、そのあたりは丁寧に仕分けをした方が、市町村の職員から見るとわかりやすいのではないか。

○相談支援専門員は行政とのパートナーで、縦割り行政の中の「横ぐし」を刺す大事な存在で、相談支援体制はこの人たちと作っていくということを入れると良い。

【基幹の実務：内容と書きぶり】

○P27 上から２行目に「具体的には、基幹相談支援センターの相談支援専門員は、基幹業務、委託相談、指定特定の業務を兼務することによって、相談支援の腕が鈍らない状態を維持することが重要である。」と書いてあり、もっともであるが、こういう書きぶりだと、結局基幹相談支援センターの職員も計画を持って良いのでは、という捉え方もできる。

○そのように捉えられる可能性が高い。これだけが独り歩きをすると誤解を招く危険性がある。「基幹センターはどうあるべきか」という議論も一方であるので、文言に関しては他のところの記載内容も含め、整合性を図るよう、最後は厚労省と詰めて、他が言っていることと矛盾がないようにして欲しい。

【「手引き」の本編のボリューム】

○50 頁弱くらいの範囲内で収まれば良いのではないか。

○自治体や都道府県の職員には、ダウンロードして印刷してもらうことを想定している。

○PDF であれば、フルカラーであってもモノクロで出力しても良い、タブレットの画面上で見たい場合はフルカラーであると良い。

【自立支援協議会】

○自立支援協議会の運営ガイドランの方も合わせて作成をする予定になっている。相談支援手引きに協議会についてどこまで書くか工夫が必要ではないか。

○自立支援協議会の全体像を書くと拡散してしまう可能性がある。それは別マニュアルで作り上げていくことで、相談支援の「手引き」なので、相談支援と親和性のあるところを中心に記載していく方向で良い。

【厚労省より】

○（「手引き」の作成作業を進めるにあたり）現場の中で、専門職の方から見て「自治体（行政）にこういうことはわかっておいて欲しい」「このあたりをきちんと解決した方がいいのではないか」と思うポイントがあればご意見を頂きたい。

（２）ヒアリング調査の実施について

○「相談支援の実態」、「体制整備の実態」、「自立支援協議会の実態」の３つの要素が揃っている先駆的、または頑張っているところを推薦して欲しいということ。

○あまり地域的なことは考慮しなくても、首都圏での一定程度の規模の都市でも構わないということ。

○運営の形態を考慮すると調査項目に濃淡、バリエーションが出てくるのではないか（単独法人か、寄せ集めの法人か、行政直営で機能しているのか等）。

○運営形態、人口規模も検討が必要である。

（３）ワークショップの開催について

○基本的には自立支援協議会ガイドラインをめぐるディスカッションである。

○セミナーや公開セミナーではなくワークショップなので、ブレイクアウトセッションでは誰が司会をするのか。参加者が司会をする場合は、参加者にある程度の水準が求められるということになる。

○実務的な話になるが４時間のオンラインはかなり厳しい。そのあたりも考慮が必要。

第３回検討委員会　議事要旨

日時：2023 年２月７日（火）15：00～17：00

１．「相談支援業務に関する手引き」について

①基幹相談支援センターについて

・基幹相談支援センターでまず困難事例を受けてから必要な事業所に、という話が事務局からあったが、それを記載するのは良いとは思わない。

・基幹相談支援センターを当初から総合専門的な窓口として入口にするとう考え方は適当ではない。

・市町村、あるいは委託事業所が適切に一時相談をして、尚且つ総合的・専門的なサポートが必要であれば基幹相談支援センターが行うという形が今目指している形である。

・その意見に賛成である。「いろいろな基幹相談支援センターがある」という読み方もできてしまう。

・P32 の事例１については、「困難ケースやアウトリーチも含めて基幹が果たす場合もある」といった例示として、コラム的な要素にして本文と切り離すという考え方もある。

・今は４つの機能が基幹相談支援センターとして示されていて、その中で総合的・専門的相談が一時相談として取り扱われているところが問題である。

・そうではなく、基幹相談支援センターは、今後、人材育成や相談支援体制を作る、地域づくりをしていく中で、計画相談事業所などをスーパーバイズしていく役割が重要になる。

・基本的には基幹相談支援センターの機能として４つの機能が存在し、重要性が高いのがコーディネーションや人材育成機能となる。

２．「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（マニュアル）」について

①相談支援を推進する基盤としての（自立支援）協議会」に焦点化したガイドライン

・ガイドラインは、「相談支援を推進する基盤としての（自立支援）協議会」に焦点化する。

＜②ガイドラインの主たる読み手＞

・読み手は主として行政の職員を想定し、市町村や県の職員が（自立支援）協議会を活性化するためのガイドラインという位置づけに。

③活性化の事例

・市町村の協議会が活性化しているような事例も入れる。

※活性化の概念自体が難しく、特に、都道府県は市町村と違って実態が薄い場合が多いことを考慮。

④（自立支援）協議会の評価機能：P38 都道府県（自立支援）協議会の（５）評価

・ここでは相談支援の質や量に対する評価ではなく、（自立支援）協議会自体がしっかり活動しているかという記述になっており、整合性が難しい。

・都道府県で人材育成ビジョンがあるが、それを具体的にプランニングして実行に移しているかというところも含めて評価が必要になる。

・評価に関して、日中サービス支援型のグループホームなどは、協議会に定期的に報告することを明記している例があり、こうしたことも書いておくと良い。

⑤圏域単位の（自立支援）協議会

・市町村と都道府県の２つで書かれているが、圏域の単位での協議会もある。そういう記述もあると役割分担的にわかりやすい。

⑥専門部会

・どのような専門部会があるかだけでなく、専門部会をどのように作っていったら良いのか（つくり方）の事例もあると良い。

・部会の数は多くないがうまく有機的に結びついている例もあれば、部会はたくさんあるが、うまく結びついているかわからないような自治体の例もある。

・個別の支援と部会と協議会が、このように絡んでやるというものを見せるのが良い。

⑦専門部会の具体事例：医療的ケア、虐待防止

・相談員が（自立支援）協議会をどう活用していくかの観点から、部会を通して問題となりやすい部分（＝課題）を丁寧に記述する（具体的には、重度の行動障害の方と医療ケアの方たちの対応、虐待防止の視点など）。

⑧地域生活支援拠点事業と基幹の機能

・基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業が面的な広がりを持つようになると、拠点型よりももっと生活再建において役に立つ。

・今回法改正でも地域生活拠点事業が市町村の努力義務になり、施設からの地域移行もあるが、特に、親元からの自立とう観点から「8050 問題に早急に取り組まなければ間に合わなくなる」ということ

もコラム等で記載して欲しい。

⑨ガイドラインと手引きの関連性：相談支援体制の見直し

・P29 あたり、委託相談の体制を再構築、見直しをするということが今の市町村には求められている。

・相談支援体制の見直しの具体的なところに「委託相談」のあり方をもう一度行政目線で見てもらう必要がある（もちろん、単なる行政の担当者が主観で見るのではなく、（自立支援）協議会を活用しながら、相談支援体制のあるべき姿をもう一度見直すことになる）。

・具体的には、相談支援体制を強化していくためには、市町村単位で研修会等を行って市町村が中心となってその地域での福祉人材の底上げを考えていくべき。

・例えば、そういった見直しや検証、評価の場、再構築を検討する場、として、（自立支援）協議会がないが故に、不妊処置がグループホームの入居条件になってしまうという人権に関わる大きな問題が起きてしまうのではないか（注意喚起）。

⑩市町村と都道府県の間の溝を埋める工夫：都道府県の人口規模を考慮

・市町村と都道府県の間に大きな溝がある。ガイドライン（案）には、都道府県の構成員のところに、市町村の構成員と変わらない書きぶりで書かれているが、例えば、人口規模が少ない県の（自立支援）協議会は、県が（自立支援）協議会を開くと、市町村の担当者と相談員を全員協議会に呼んで、市町村の協議会でどういう話し合いをしているのかということを毎回聞く機会を持っていた。

・一方、人口規模が大きい県では、圏域単位での協議会も持って、都道府県と市町村の間を埋めていくような仕組みも作っていた。

・都道府県の協議会の活性化に繋げていくために、改めて関係者が誰なのか、またどういった体制を作るためにその関係者が必要なのかということを、都道府県で議論してデザインをしないと、都道府県は活性化していかない。

⑪運営の基盤：要綱・業務仕様と運営費

・都道府県、市町村ともに協議会運営の基盤（運営費：業務仕様書と委託費など）の話も触れると良い。

・（熱意の世界ではなく）標準的なものを示してくことがガイドラインの目的なので、データがあれば、実態として現状のデータとして入れても良い。

⑫構造的に取り組む視点

・市町村（自立支援）協議会の運営において、相談支援に関しては、構造的に取り組むという視点が必要である（①ミクロレベルで相談支援の質をどのように上げていくのか。②メゾレベルで言えば、それを支えるネットワークをどう作っていくのか。③その上で地域として何を取り組むべきか。）。

・行政は、相談支援に関して構造的に取り組む視点が必要であることもガイドラインに記述する。

⑬ボトムアップとトップダウン

・個別支援会議からのボトムアップとトップダウンを併せ持つという視点が乏しい。

・皆、個別支援会議の方だけ頭に入っているが、行政は障害福祉計画で取り組む内容を決めているのだから、そこを連動させることによって、もう少し（自立支援）協議会がうまく回っていく。

⑭都道府県（自立支援）協議会のパートナー

・市町村は基幹相談支援センターと組んで協議会を回していくというのがスキームだが、都道府県だ

けで（自立支援）協議会を運営していくのは難しい、都道府県は誰と組めばいいのか。
・都道府県の相談支援専門員協会などとタッグを組んで協議会を回していくというような好事例があればそれをぜひ載せて欲しい。

⑮都道府県主導による人材育成：P37（４）都道府県主導による人材育成の１）について
・人材育成ビジョンなどが都道府県でかなり出来てきているという理解もあるが、ビジョンと合わせてそれを現実的に実行していくような体制作りや、任意研修については全ての相談支援専門員が計画的に受ける体制ができていないということも触れるのが良い。

⑯当事者の委員参画
・当事者側の委員が参画するためのコラムがあった方がいい。

第４回検討委員会　議事要旨

日時：2023 年 3 月 7 日（火）15：00～17：00

１．「相談支援業務に関する手引き」について
・総合相談や専門相談に引っ張られてしまって地域づくりができていないということなので、そうならないような方向で書いていただいた方が良い。
・目指すべきそれぞれの相談の方向、例えば基幹相談はこうで、計画相談はこうで、市町村でやるべき基本の相談はこうだということをもう少し整理して書いていただいた方がいい。
・「計画相談の対象者は、委託相談を利用できないということではないが…」と書いてあるところがあり、ここに書いてあることは解釈でどちらでも取れてしまうという書きぶりである。
・基幹相談支援センターの業務の一覧の、１．総合的・専門的な相談支援の実施のところに、「・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施」と書いてあるが、これを読むと基幹センターもいざとなったら個別支援をやるという受け取り方になるのではないか。これは今後書きぶりが変わるのか。
・ワンストップと総合相談窓口は、ワンストップはどこでも入れて良いという話にはなるが、結局受け入れた後の総合調整が必要になってくる。そこの総合調整役が基幹に求められているということで整理する必要がある。ワンストップはなるべく基幹は受けない方向でということを明確にしないと混乱の元になって、誰も調整しなくなっている基幹があるという状況だ。
・基幹センターの４つの機能という話であるが、元々１層２層３層や重層型という地域のシステムの話がこの文章から読めない。そのシステムで位置付けると、後方支援やバックアップセンター、あるいは指定特定のサポートをすることが本来基幹で明確にすべき中身だ。そこがこの文章や表では十分読み取れず、かつ誤解を招きやすいという指摘事項である。

２．「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン（マニュアル）」について
・自立支援協議会がうまくいくためには、事務局会議がちゃんと機能していることである。
・事務局会議は基本的には基幹相談支援センターと行政がしっかりタッグを組んで、事務局会議をやっているところは自立支援協議会も活性化している。ここを強化しなくてはいけないという書きぶりが良い。そういう事務局体制を取っていくためには、基幹相談支援センターが、地域づくりができるだけの対応ができる人員配置であり、業務内容であるということが連動してくるという話につながる。
・相談支援体制がきちんとできていないと、基幹相談支援センターもままならないし、自立支援協議会も動かない、そこが繋がるようなガイドラインになればいい。
・今回のガイドラインは、自立支援協議会ができているという前提である。見直しをしていく中でそういう事務局体制があるのか、相談支援体制ができているのかということを考えてもらう。どこから手を付ければいいのかが、行政としてもわかりやすくなる。
・できれば目指すべき方向性や好事例がガイドラインで読み取れるように（行政の職員が読んだらヒントがもらえるようなガイドラインになると良い）。
・古い資料から踏襲していると思うが、「個別支援会議は協議会の命綱」という表現はもう変えた方がいいのではないか。10 年以上前の言葉で古臭くなっていて、その後を読み込んでもなにがどう命綱なのかが、あまり読み取れない。
・行政の人が読むことを考えた時に、何がどう大事でどうしたらいいのかということが今まで浸透しなかったのはこの言葉にもあるような気がする。
・同じようなことがｐ23 の「事務局会議（運営会議）は協議会のエンジンであり羅針盤」ということで、エンジンとハンドル部分が一緒に表現されている。当時はこれで良い気がしたが、今改めて読むとこれでいいのか疑問を感じる。もう少し皆で言い回しの言葉を選んで今風に変えてあげた方が、読む人の年齢層も若返っている。
・ある県の自立支援協議会の委員長を 10 年以上やっているが、先ほどから出ている市町村協議会との連携による活性化は、言うのは簡単だが一体どうするのか。
・都道府県と市町村の連動といってもほとんど何もやっていないという印象である。都道府県の話は難しい。例としては、そういうことをきっちりやってくださいということを示す。
・都道府県担当者との話し合いの場を必ず作るなど、そうしないと多分無理だと思う。そういうところをマニュアルの中で具体的に書く必要がある。

厚生労働省　令和４年度障害者総合福祉推進事業

「相談支援業務に関する手引き」
（案）

令和５年３月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目　次

Ⅰ．障害福祉分野の相談支援の概要 1

１．相談支援とは 1
２．相談支援の仕組み 2
（１）相談支援事業の全体像 2
（２）相談支援の基本的な流れ 3
３．相談支援における市町村の責務と役割 5
（１）障害福祉サービスの支給決定 5
（２）相談支援事業の実施 6
（３）関係諸機関との連携 6
４．相談支援における都道府県の責務と役割 7
（１）人材養成 7
（２）広域的支援、市町村支援 8
５．相談支援における基本的姿勢 10
（１）生き方の多様性、ライフステージの幅広さと個別性の重視 10
（２）エンパワメントの視点 10
（３）本人（当事者）主体の支援、家族支援 11
（４）相談支援におけるケアマネジメント 11
６．相談支援を担う人材 13
（１）相談支援従事者に求められる資質 13
（２）相談支援専門員 14
（３）主任相談支援専門員 15
（４）相談支援専門員制度と研修 15
７．各種の事業 17
（１）市町村地域生活支援事業における相談支援事業 17
（２）基幹相談支援センター 19
（３）障害福祉サービス利用者の相談支援（自立支援給付） 24
（４）（自立支援）協議会 26

Ⅱ．相談支援体制の整備 28

１．体制整備の単位 28
２．障害福祉分野の相談支援 29
３．障害者等を含めた地域で暮らすための相談支援 29
（１）アクセスしやすい相談支援体制 29
（２）アウトリーチ（掘り起こし） 30
（３）相談支援事業の中立・公正性の確保 30
４．障害者の相談支援と重層的支援体制整備事業 31

Ⅲ．相談支援の実務 33

１．障害者相談支援事業（委託相談） 33
（１）行政の役割 33
（２）相談支援体制 33
２．特定相談支援事業（計画相談） 34
（１）行政の役割 34
（２）相談支援体制 35
３．基幹相談支援センター 35
（１）相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援 36
（２）各種関係機関による「地域のネットワーク構築」 37
（３）基幹相談支援センターの体制づくり 38

《 参考 》相談支援事業の経緯（歴史）

Ⅰ．障害福祉分野の相談支援の概要

１．相談支援とは

障害者総合支援法は、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正し、2013 年４月１日（一部は 2014 年４月１日）から施行された。

障害者総合支援法の目的は、以下のとおりである。

> ・障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る
>
> ・障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する
>
> （障害者総合支援法第１条より）

この目的を果たすプロセスにおいて、重要な役割を果たすのが相談支援である。

相談支援は、いわゆるソーシャルワーク（注１）の活動に重なるものであり、ケアマネジメントは、相談支援の中核を成す手法である。

ケアマネジメントの定義は多様であるが、「利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム」（「相談支援の手引き　第２版」（05.12.26 厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部））と表現することができる。

障害者及び障害児（以下、障害児者と呼ぶ）の福祉サービス等の利用に当たっては、「利用者の主体性・選択が尊重され、障害種別に関わりなく、身近な相談窓口で相談できる体制が必要」となる。また、障害児者の相談においては、「ケアマネジメントの援助方法を用いた相談支援の確立が有効、かつ必要」である。

市町村には、相談支援におけるケアマネジメントの第一義的な実施主体として、相談支援

におけるケアマネジメントが円滑に実施されるよう、「ケアマネジメントを実施可能とする地域の仕組み作り」と「ケアマネジメントを実施する相談支援従事者の養成」に積極的に取り組むことが求められる（障害者ケアガイドライン（平成 14 年 3 月 31 日）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）

（注１）「ソーシャルワークとは、社会福祉援助のことであり、人々が生活していく上での問題を解決なり緩和することで、質の高い生活（QOL）を支援し、個人のウェルビーイングの状態を高めることを目指していくこと」（「ソーシャルワークが展開できる社会システムづくりの提案」日本学術会議の社会福祉・社会保障研究連絡委員会（平成 15 年 6 月 24 日））

２．相談支援の仕組み

（１）相談支援事業の全体像

障害者総合支援法における「相談支援事業」は、大きく①「一般相談支援事業」・「特定相談支援事業」・「障害児相談支援事業」と②地域生活支援事業における「障害者相談支援事業」がある。（表Ｉ－１）

地域生活支援事業の「障害者相談支援事業」は、「障害者プラン－ノーマライゼーション 7 か年戦略－（1995（平成 7）年 12 月）に基づき、1996（平成 8）年から実施されてきた「障害児（者）地域療育等支援事業」、「精神障害者地域生活支援事業」、及び「市町村障害者生活支援事業」に由来する。

「障害児（者）地域療育等支援事業」と「精神障害者地域生活支援事業」は都道府県が実施主体であり、「市町村障害者生活支援事業」は市町村が実施主体であったが、2000（平成 12）年の社会福祉事業法の改正（社会福祉法）の中で、この 3 事業が「相談支援事業」として位置付けられた。

さらに、障害者自立支援法（2005（平成 17）年）によって、市町村と都道府県に実施主体が分散している状況を改め、最も身近な地域において支援を受けられるよう、市町村の必須事業として位置付け、障害種別に関わらず「相談支援事業」として市町村が一元的に実施することとなった。

2012（平成 2）4 年４月の改正障害者自立支援法により、サービス利用計画の作成が明記され、障害者総合支援法（2013（平成 25）年）において、計画相談については、障害福祉サービスを利用する全ての人に対して、サービス等利用計画作成を義務化された。

「相談支援事業」は、実施主体を市町村に一元化したが、利用者数の増加や市町村職員のみでは相談支援を提供することが困難なケース等への対応として、指定相談支援事業者への委託も可能となった。

また、障害福祉サービスを利用する人へのサービス等利用計画案の作成が本格的に開始されたことに伴い、市町村は、相談支援専門員の確保と質の担保等、計画相談支援の体制整備が必要となり、相談支援の中核的存在として基幹相談支援センターの設置が進められてきた。

なお、この間、我が国においては、2007（平成 19）年 9 月 28 日に障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）に署名し、2014（平成 4）年 1 月 20 日に批准している（この条約は、2006（平成 18）年に国連総会において採択され、2008（平成 20）年に発効した）。

表Ⅰ－１　障害児者の相談支援事業

■　① 個別給付で提供される相談支援

<table>
<tr><td rowspan="5">障害者総合支援法</td><td rowspan="3">一般相談支援事業</td><td>基本相談支援</td><td></td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域相談支援</td><td>地域移行支援</td><td rowspan="2">個別給付</td></tr>
<tr><td>地域定着支援</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特定相談支援事業</td><td>基本相談支援</td><td></td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">計画相談支援</td><td>サービス利用支援</td><td rowspan="2">個別給付</td></tr>
<tr><td>継続サービス利用支援</td></tr>
<tr><td>児童福祉法</td><td>障害児相談支援事業</td><td colspan="2">障害児支援利用援助
継続障害児支援利用援助</td><td>個別給付</td></tr>
</table>

■　② 地域生活支援事業により実施される相談支援（実施主体は市町村）

地域生活支援事業	障害者相談支援事業（必須事業）	地方交付税措置
	基幹相談支援センター	地方交付税措置等
	基幹相談支援センター等機能強化事業	補助金

（２）相談支援の基本的な流れ

相談支援は、まず、行政や相談支援事業所が相談窓口として、本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談を受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理することから始まる。

相談内容によっては、比較的短期間で解決できる問題もあるが、一般に、継続した相談支援が必要なケースが多い。継続した相談支援には、障害福祉サービス等を利用しない場合（市町村障害者相談支援事業）、あるいは利用する場合（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）があり、いずれの場合においても、①ケアマネジメントを提供することを基本とし、その過程で（並行して）、②面談や同行等を通じて、本人の不安を解消し、自ら主体的に取り組む方向に進めるよう働きかけるとともに、本人の希望する暮らしのイメージを具体化

するための取組等を支援していく（エンパワメント・意思決定支援）。

さらに、必要に応じて、地域にある様々な福祉サービス等の調整や他の専門機関等へのつなぎを行い、③利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともある。

また、利用者本位の観点から、障害者相談支援事業の窓口はもとより、地域の相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村の関係部署（特にソーシャルワークを業務とする部署等）、各種関係機関の窓口との連携により、相談者にとって分かりやすくアクセスしやすい相談支援の体制づくりが求められる。

行政や相談支援事業所は、こうした支援を通じて、本人の希望する暮らしのイメージ形成や実現に伴走していくことになる。

図Ⅰ－１　相談支援の流れ

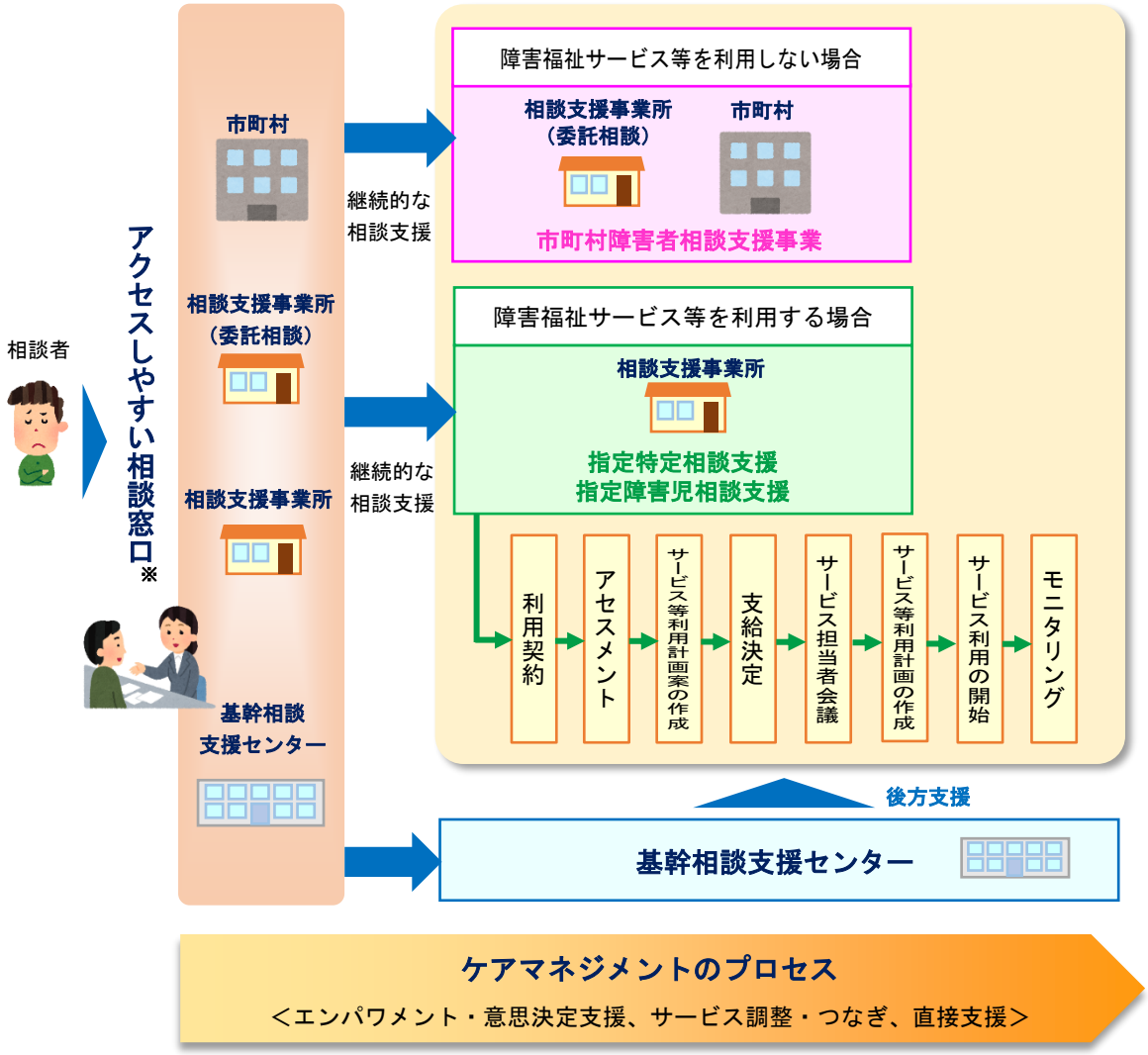

※地域資源の状況等によって、自治体ごとに相談窓口は異なるが、最初に相談を受けてから相談内容に応じてサービスを調整し、適切なサービスへつなぐ。さらに、必要に応じてより専門的な支援につないで行くという考え方は同じ。

３．相談支援における市町村の責務と役割

本節では、相談支援における市町村の責務と役割について整理する。

市町村は、相談支援の第一義的な実施主体であり、障害者総合支援法第 2 条には、市町村等の責務が定められている。

市町村（特別区を含む）の責務（法第 2 条）

障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、

①当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行う。

②障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行う。

③意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与する。

④障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行う。

⑤その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う。

こうした責務を果たす上で、市町村には、①障害福祉サービスの支給決定、②人材育成、③関係諸機関との連携、といった主要な役割がある。

（１）障害福祉サービスの支給決定

市町村は、障害福祉サービスの支給決定権者（法第 22 条）として、また、「計画相談」についての事業者指定権者としてサービス提供体制や事業所の計画的整備を行う責任がある。

そのため、市町村には、障害福祉サービス等の量的確保と質を担保し、市町村自ら、あるいは委託によってケアマネジメントを実施する役割がある。

「計画相談」については、相談支援専門員によるきめ細やかなモニタリングが重要であり、そのモニタリングを含めた支援の検討・検証は市町村の重要な役割である。

また、市町村は、障害者の地域生活を支援するため、ケアマネジメントを通じて明らかになった社会資源の実情を考慮し、適宜、市町村障害者計画に反映させ、公的サービスの充実を図るよう努めるとともに、相談支援従事者と連携し、地域のインフォーマル・サポートに対する支援を行う必要がある。

（２）相談支援事業の実施

市町村が実施する「相談支援事業」は地域生活支援事業における必須事業になっている。「市町村障害者相談支援事業」は、（指定一般もしくは指定特定）相談支援事業者に業務を委託することが可能であるが、委託先に業務のすべてを委ねるのではなく、地域の相談支援体制に関する諸課題を常に把握し、その改善を図っていく責任がある。

また、市町村は、障害福祉サービス等の量及び質の確保に努めなければならず、そのためには行政職員、相談支援従事者に対し、OJT はもとより、都道府県等が実施する相談支援従事者養成研修にケアマネジメントの実施について熱意をもち継続的に関われる者を派遣し、計画的に相談支援従事者を確保するとともに資質の向上に努める等の取組の実施が重要である。

（３）関係諸機関との連携

利用者が必要とするサービスは多種多様であり、本人の意思・意向を尊重することが極めて重要となる。また、そのサービス提供機関は福祉、保健、医療、教育、就労等さまざまであることから、相談支援従事者は、それらの諸機関と緊密に連携する必要がある。

市町村は、地域資源を活用し、ケアマネジメントを有効に機能させ、利用者のための支援ネットワークを構築するため、各関係諸機関の専門職、ボランティア、障害者団体等都道府県との信頼、協力関係の構築、併せて（自立支援）協議会の設置や効果的な運営に日々努める必要がある。

４．相談支援における都道府県の責務と役割

相談支援における都道府県の責務については、障害者総合支援法第 2 条 2 において以下のように規定されている。

都道府県の責務（第２条２）

①市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。
②市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行う。
③障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
④市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行う。

都道府県においては、市町村が実施する自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、特に、「人材養成」と「広域的支援、市町村支援」を効果的に推進することが重要である。

（１）人材養成

都道府県は、国が実施する相談支援従事者養成指導者研修にケアマネジメントの実施について熱意をもち継続的に関われる者を推薦するとともに、ケアマネジメントの充実を図る観点から、国が実施する研修の修了者を中心として相談支援従事者養成指導者研修を継続的に実施する必要がある。

相談支援従事者養成指導者研修の受講者を推薦するに当たっては、当該実施年度の研修の趣旨等を把握し、研修の受講効果が最大限となり、かつ都道府県で実施する相談支援従事者養成研修にその内容を的確に反映できる者を推薦することが求められる。具体的には相談支援従事者養成研修等の相談支援に係る事業を担当している職員や、障害福祉分野に関する相談等の業務に相当程度の実務経験を有する者を優先的に推薦することが想定される。

また、都道府県は、上記の関係機関等を通じて、市町村等のケアマネジメントに対して指導・助言を行い、ケアマネジメントの普及に努める。

（２）広域的支援、市町村支援

① サービスの質的・量的整備の推進

都道府県は、医療機関、保健所、職業安定所、地域障害者職業センター、特別支援学校等の関係諸機関との連携を図るために都道府県自立支援協議会や障害保健福祉圏域等毎の連絡調整会議等を活用し、ケアマネジメントが円滑かつ効果的に実施できるよう努める。

都道府県は、障害保健福祉圏域等を考慮し、サービスの質的・量的整備を一層推進する必要があり、各障害保健福祉圏域等が同水準として機能するような市町村等の地域支援の機能が求められる。

② 地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画等

都道府県は、ケアマネジメントを通じて顕在化しニーズ等をもとに市町村と連携して都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画に反映させ、障害者の地域生活の支援に積極的に取り組むよう努める。計画への反映に当たっては、障害者計画や地域福祉計画その他のマスタープラン等も視野に置くことが重要である。

また、都道府県は、市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の策定においても積極的に支援するとともに、地域で生活する、あるいは生活しようとする障害者に対してケアマネジメントを実施する機関や福祉サービス等の情報を提供する必要がある。

都道府県地域生活支援事業において、都道府県が実施する必須事業は、表Ｉ－２のとおりである。

表Ｉ－２　都道府県必須事業

ア．専門性の高い相談支援事業	○障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業のうち特に専門性の高い相談支援に関するもの
イ．専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	○特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行う事業
ウ．専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	○特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業
エ．意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	○意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業
オ．広域的な支援事業	○障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要となるもの ①都道府県相談支援体制整備事業 ②精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ③発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

資料：地域生活支援事業実施要綱

特に、「市区町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする」事業が「広域的な支援事業」である。

「広域的な支援事業」のうち、「都道府県相談支援体制整備事業」は、「都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的」としており、実施主体は、都道府県である（広域的な支援事業実施要領）。

主たる事業の内容は、以下のとおりであり、事業の実施に当たって、都道府県は、市町村支援の具体的な取組について明確化する必要がある。

また、都道府県が設置する（自立支援）協議会において、「配置するアドバイザーの職種や人員等について協議する」ことが望ましい。

都道府県相談支援体制整備事業の内容

（ア）地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
（イ）地域で対応困難な事例に係る助言等
（ウ）地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
　　（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
（エ）広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
（オ）相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
（カ）地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

５．相談支援における基本的姿勢

障害福祉分野における相談支援は、利用者のライフステージや心身の状態をはじめとする状況の幅広さ等を踏まえた上で、本人（当事者）人主体の視点や個別性の重視、エンパワメントの視点、ストレングスへの着目、権利擁護や意思決定支援の視点を重視している。

市町村職員、及び相談支援専門員等は、障害児者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要である。

障害児者の生活は千差万別であり、対象者像やそのニーズがより幅広いことに留意し、本人の「できないこと・できない状態」（弱み）ではなく、本人が希望することやできること、経験してきたこと」などの（強み・可能性：ストレングス）に着目することが重要である。

（１）生き方の多様性、ライフステージの幅広さと個別性の重視

幼年期から老年期にまたがるライフステージにおいて、障害児者本人が感じる日常生活・社会生活上の困難さは、障害の種類の程度のみならず、それまでの本人の経験や家族との関係など、輻輳するさまざまな要因によって生み出されている。

市町村職員、及び相談支援専門員等は、３障害（身体障害、知的障害、精神障害）について十分理解を深める必要があると当時に、単に障害種別といった分類に当てはめて考えるのではなく、各人の個別性を重視するという基本的視点が不可欠となる。

（２）エンパワメントの視点

障害がある場合には、教育や就業などさまざまな活動への参加が制約されてしまうことが少なくない。

障害のない人であれば多くが経験しているであろうことも、障害児者は経験できていないこともあるという可能性を念頭に置いて、本人の強みを生かせる支援を進めていくことが重要である。

（３）本人（当事者）主体の支援、家族支援

まずは本人の言葉に耳を傾けることから始めることが求められる。本人（当事者）主体は重要な視点である。

障害者等が地域生活を実現し、継続していくためには、利用者の心身や家族を含む環境の状況により多様な支援が必要となることを踏まえ、本人の意思形成や意思表明に対する支援に当たって、本人はもとより、障害福祉サービス事業所の管理者やサービス管理責任者等の関係者が一つのチームとして丁寧に行う必要がある。

なお、状況によっては、家族や支援者側が自らの思いや主張を伝えたい気持ちが強く、自らの意思を織り交ぜて伝えてくる場合もある。身体障害や知的障害の分野では、当事者や家族等が相談を担う身体・知的障害者相談員の制度が設けられている。当事者としての実体験に基づく情報交換や相談など、家族同士の相互支援は、家族支援の重要な取組である。

（４）相談支援におけるケアマネジメント

相談支援は、「計画相談」であっても、「計画相談」以外のいわゆる「一般的な相談支援」であっても、基本的にケアマネジメントのプロセス（インテーク、アセスメント、プランニング、モニタリング、エバリュエーション）に沿って行う必要がある。

ケアマネジメントのプロセスの概要は、表Ｉ－３のとおりである。

障害児者の相談支援において共通する基本的な支援の技法であり、ＰＤＣＡサイクルを回しながら、支援を進めることになる。

また、相談支援を効果的に行うためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であり、地域の相談支援体制の構築は、広義のケアマネジメントと捉えることができる。

表Ｉ－３　ケアマネジメントのプロセスの概要

インテーク	○本人やその家族、支援者からの相談を受け付け、受理の判断を行う。 ○受理するケースについては、ケアマネジメントのプロセスに基づいて支援を進めることを基本とする。
アセスメント	○本人や家族をはじめとする周囲の関係者との良好な関係を構築しながら、本人の希望や思いを丁寧に聴く。 ○多様な手法を用いて本人を取り巻く状況（環境、現状）やその背景、本人の生きてきた歴史などに関する情報を把握するとともに、本人の考え方や価値観、趣向など、その人の人柄・個性をよく理解する。 ○本人（や家族など周囲）の困りごとや解決したい課題を共有し、整理しながら、本人とともにめざすべき方向を一緒に定める。
プランニング	○本人とともに定めた方向に向かうための具体的な方法を考え、必要な社会資源を調整し、計画的に活用していく。
モニタリング	○社会資源を活用しながら本人が進むべき過程を見据え、めざすべき方向に向かっているか、めざすべき方向に変更はないかなどを確認する。
エバリュエーション	○モニタリングに基づきプランをさらに進め、あるいは必要に応じてプランを見直しながら、本人の暮らしがより本人らしい方向に向かうよう、支援を進めて行く。

６．相談支援を担う人材

（１）相談支援従事者に求められる資質

相談支援従事者は、ケアマネジメントの全プロセスに携わる必要があることから、その資質として、①信頼関係を形成する力、②専門的面接技術、③ニーズを探し出すアセスメント力、④サービスの知識や体験的理解力、⑤社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢、⑥支援ネットワークの形成力、⑦チームアプローチを展開する力が求められる。

表Ｉ－４　相談支援従事者に求められる資質

① 信頼関係を 形成する力	○ケアマネジメントにおいて、相談支援従事者に信頼関係を形成する力が求められる。 ○そのため、相談支援従事者は利用者の立場に立つことが必要である。 ○また、相談支援従事者は、多くの人々とチームワークを組むことになるので、利用者のプライバシーの保護、人権の尊重に配慮する必要がある。
② 専門的面接技術	○相談支援従事者は、相談をとおして、利用者の生活全体を理解する。したがって、利用者を一人の生活者として理解し、相互の十分な意思疎通を図ることによって、利用者のニーズをともに明らかにしていく。 ○これらの過程において、相談支援従事者は、利用者の感情表現を敏感に受けとめ、利用者の価値観を受容し、従事者自身の感情を覚知しながら、利用者の自己決定を促すような専門的面接技術の力を伸ばすことが大切である。
③ ニーズを探し出す アセスメント力	○相談支援従事者は、利用者とともにニーズを探し出すアセスメント力を求められる。情報収集の過程を経て、ニーズを明確にしていく観点を理解することが大切である。 ○さらに、ニーズの背景となっている要因を分析する。この際、利用者のできないことに着目するだけでなく、利用者のプラスの力を引き出すことにも着目してニーズを探す視点が必要である。
④ サービスの知識や 体験的理解力	○相談支援従事者は、利用者と社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図り総合的かつ継続的なサービスの提供を確保する。 ○そのためには、地域にある様々な公的サービスやインフォーマル・サポートが、どこにあり、どのようなサービス内容で、どのように利用するかを知る必要がある。 ○さらに、相談支援従事者は、利用者がこれらの社会資源を利用しやすくするために、体験的に理解する力が求められる。

⑤ **社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢**	○相談支援従事者は、利用者のニーズに合致したサービスを提供するため、サービス提供者や行政の窓口等に社会資源の改善等を働きかけることが求められる。 ○また、利用者のニーズを充足するための社会資源が不足している場合においても、利用者の立場に立って、社会資源の開発のためにサービス提供者や行政等に提言し、協力して取り組む。
⑥ **支援ネットワークの形成力**	○サービス提供に際しては、利用者のための支援ネットワークを形成し、利用者が満足を得られるように調整される。
⑦ **チームアプローチを展開する力**	○ケアマネジメントの各過程においては、多くの関係者とチームを組み、チーム内の合意形成や役割調整等が的確に確保されていることが必要である。

資料：障害者ケアガイドライン（平成 14 年 3 月 31 日）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

（２）相談支援専門員

相談支援専門員は、2006（平成 18）年に施行された障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として位置付けられた。

現在、障害者総合支援法に基づくサービスや児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画（児童福祉法においては「障害児支援利用計画）」が必要であり、各指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置しなければならない職種として相談支援専門員が規定されている。

相談支援専門員の役割については、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（平成 28 年３月～７月）において、以下のように記されている。

○相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。

○そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められる。

○さらに将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍することが期待される。

すなわち、相談支援専門員には、「相談支援従事者に求められる資質」を養い、行政（行政職員）のパートナーとして、「相談支援における基本的姿勢」を共有し、縦割り行政の中の「横ぐし」を刺す重要な役割を担う存在であることが期待されている。

（３）主任相談支援専門員

主任相談支援専門員は、事業所や地域において指導的役割を担う者であって、相談支援の仕組みを支える中核的な人材である。

中立・公正（利用者中心）の観点に基づき、相談支援体制の強化と地域づくりの推進役として、利用者等の要望・苦情に対する解決に取組むとともに、「相談支援専門員養成に関する実習時の助言・指導」や「適切なサービス等利用計画作成のための現場での実地教育」を行う等、相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待される。

（４）相談支援専門員制度と研修

令和２年４月より、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、法定研修のカリキュラムの内容を充実させる改定が行われた。

具体的には、相談支援専門員には実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、５年毎の現任研修の受講にあたり、「現任研修受講に係る実務経験要件」として、相談支援に関する一定の実務経験の要件（①過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験がある、②現に相談支援業務に従事している）が追加された。

また、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修が創設された。

主任相談支援専門員が指導的役割を果たすためには、適切な指導や助言を行う技術が必要であり、こうした技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県や各地の基幹相談支援センター等が中心となって人材育成に関するビジョンを策定するなど、事業者の理解を得ながらそれぞれの地域における相談支援従事者への段階的な人材育成に取り組む必要がある。

また、障害者の高齢化や「親亡き後」への支援の必要性の高まりを踏まえ、「主任相談支援専門員」と介護保険制度の地域ケア会議や他職種との連携を推進することが求められる。

図Ⅰ－２　相談支援専門員制度（令和４年４月１日～）

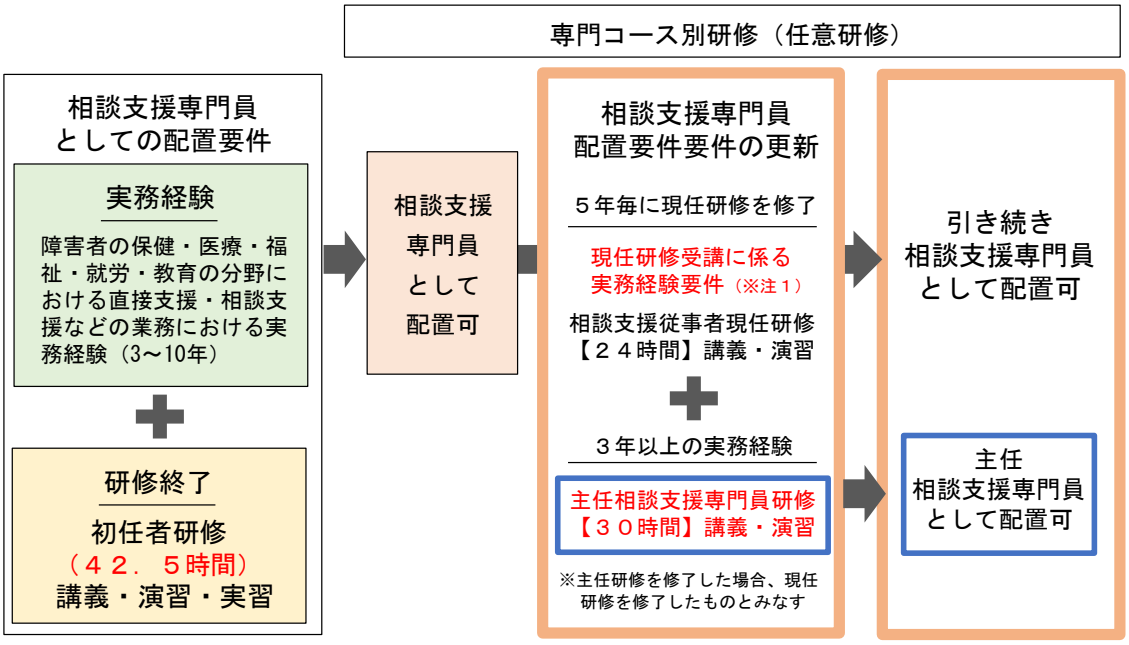

注１：現任研修受講に係る実務経験要件
①過去５年間に２年以上の相談支援の実務経験がある。②現に相談支援業務に従事している。ただし、初任者研修後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

７．各種の事業

相談支援に関しては、法第 77 条第３項に「市町村相談支援事業」、法第 77 条の２に基幹相談支援センターが規定されており、「地域生活支援事業実施要綱」に具体的な内容が明記されている。

以下では、「相談支援事業」のうち「障害者相談支援事業」と「基幹相談支援センター」、「基幹相談支援センター等機能強化事業」について説明する。

（１）市町村地域生活支援事業における相談支援事業

「市町村の地域生活支援事業」は、市町村が実施主体として取り組む事業であり、障害児者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地理的条件や社会資源の状況といった地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的としている。

① 市町村障害者相談支援事業（「委託相談」）

市町村の必須事業の一つである「相談支援事業」のうち「障害者相談支援事業」は、市町村の一般的な事務として行う相談支援であり、そのことから交付税を財源として実施する事業である。（平成１５年度に支援費制度の開始とともに一般財源化された。）

地域生活支援事業の実施要綱では、市町村の一般的な事務として行う相談支援とは、「障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助」としている。すなわち、地域住民からの障害者等に関する福祉の関係する相談（基本的には日常生活や社会生活を営むために必要な福祉に関する相談）全般を扱うものである。

平成２７年４月以降、障害児通所支援及び障害福祉サービス等を利用する全ての者について、そのサービスの利用等に関するケアマネジメント等を提供する計画相談支援・障害児相談支援（以下。「計画相談」という）に係る費用を給付することとなり、該当する者と内容については計画相談を利用することとなった。

いわゆる一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例等への対応を含め、積極的かつ真摯に対応する必要がある。

実施主体は市町村であるが、必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤

の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託が可能である。

障害者相談支援事業は、民間事業者等に委託する市町村が多いことから、通称「委託相談」とも呼ばれている。

具体的には、「相談支援事業実施要領」に6項目が挙げられている「地域生活支援事業実施要綱」（相談支援事業実施要領　別添１　障害者相談支援事業）参照）。

障害者相談支援事業の概要

○障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う。
○虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

障害者相談支援事業の具体的内容

（１）福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
（２）社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
（３）社会生活力を高めるための支援
（４）ピアカウンセリング
（５）権利の擁護のために必要な援助
（６）専門機関の紹介 等

②基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業には、交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる「基幹相談支援センター等機能強化事業」がある。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、「市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする」ものである。

なお、基幹相談支援センター等機能強化事業については、令和4年12月の方改正に伴い、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、協議会の推進等による相談支援機能の強化が盛り込まれたこと等から、令和6年度から要綱改定も想定されるところである。

（２）基幹相談支援センター

①基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、各種の相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

設置主体は市町村又は市町村から事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者または特定相談支援事業を行う者であり、市町村は基幹相談支援センターの設置に努めるものとされている（令和６年４月１日より）。

市町村が管内に基幹相談支援センターを整備する際に最も重要なことは、地域における相談支援の中核的な役割を適切に果たせる形でセンターを設置することである。そのため、設置した後にも基幹相談支援センターの評価は定期的かつ継続的に実施してゆくことが求められる。

②基幹相談支援センターの役割と業務

＜基幹相談支援センターの中核をなす業務＞

基幹相談支援センターにおいては、法に以下の事業及び業務を総合的に行うことが規定されている。

障害者総合支援法（令和 4 年 12 月改正）　第 77 条の２（基幹相談支援センター）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

一　前条第一項第三号及び第四号に掲げる事業

二　身体障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号、知的障害者福祉法第九条第五項第二号及び第三号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十九条第一項に規定する業務

三　地域における相談支援又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援に従事する者に対し、これらの者が行う一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は同項に規定する障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務

四　第八十九条の三第一項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務

（現時点では条文のまま）

令和 4 年 12 月の改正では、従来の個別の障害者等の支援に係る事業や業務（第 1 号と第 2 号が該当）に加え、第 3 号と第 4 号の業務が新たに追加されたところであるが、このふたつの業務が基幹相談支援センターの中核をなす業務である。

なお、この新たに追加されたふたつの業務は、障害者等に個別に相談支援を提供する業務ではなく、地域の相談支援事業者や相談支援専門員、或いは地域社会や地域の支援システムに働きかけを行う等のいわば後方支援、間接的支援を行う業務である。

そのため、配置されている職員のマンパワーに比して個別の障害者等への相談支援業務

の量が多い場合、業務の優先度が低くなってしまう状況が想定される。そのため、地域における相談支援の中核的な役割が果たせるような人員体制や業務分掌を採ることも極めて重要である。

表Ⅰ－５　基幹相談支援センターの業務（令和４年 12 月改正）

・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う	
１．地域生活支援事業に関する業務	・障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与 ・虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助 ・成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給
２．3 障害に対する情報提供、助言・指導に関する業務	身体障害者、知的障害者、精神障害者について ・障害者の福祉に関し、必要な情報の提供 ・障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施
＜中核をなす業務として追加＞	
３．地域の相談支援事業者等の後方支援に関する業務	・地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施
４．協議会活動の推進に関する業務	・関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進

※障害者総合支援法（令和４年 12 月改正）第 77 条の２に基づき作成

＜基幹相談支援センターの事業及び業務を総合的に行うことの意味＞

令和４年 12 月の改正によって、基幹相談支援センターの中核をなす第３号と第４号の業務が新たに追加されたことで、基幹相談支援センターの役割はより明確に規定された。

「事業及び業務を総合的に行う」とは、「第３号と第４号の業務を中核として、第１号と第２号を含む４つの業務を総合的に実施する」ということであり、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するものである。

地域の相談支援体制の構築に当たっては、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、これらが基幹相談支援センターの中核となる業務である。

これら２つの業務を実施、展開するため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等が取得した相談者に関する様々な情報を吸い上げ、地域の課題として可視化し、地域資源をうまく活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担うことになる。

もちろん、障害のある人に相談支援を届けるとともに、地域の相談支援ニーズを掘り起こ

すうえで、個々の相談者に対する「総合相談窓口」、「ワンストップ」機能といった地域における効果的な相談の「入口」を検討することは重要である。そのため、障害者等はもちろんのこと、地域住民や関係機関等にとってわかりやすく、相談しやすい窓口設置の在り方を検討する必要がある。

地域におけるこれまでの体制構築の形やその背景は様々であることから、基幹相談支援センターの設置については様々な柔軟な形が考え得る。それぞれの地域の経緯を適切に踏まえた上で、地域の実情に応じた総合的な相談支援の体制を構築することが求められる。

また、今後、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が増えることを視野に入れ、あらためて、障害者等の相談支援の専門性を担保する上で、基幹相談支援センターの役割の重要性を確認するとともに、相談支援に携わる各主体が果たす役割・機能を整理し、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る必要がある。

なお、現行の「地域生活支援事業実施要綱」（相談支援事業実施要領　別添２　基幹相談支援センター）において、基幹相談支援センターの業務は、以下のように整理されている。

＜参考＞　基幹相談支援センターの業務

１．総合的・専門的な相談支援の実施	・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
２．地域の相談支援体制の強化の取組	・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
３．地域移行・地域定着の促進の取組	・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ※基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。
４．権利擁護・虐待の防止	・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障害者等に対する虐待を防止するための取組

資料：地域生活支援事業実施要綱　相談支援事業実施要領【別添２】基幹相談支援センター

③基幹相談支援センターに求められる人材

基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核的な役割を担うものであることから、その職員も地域の相談支援の中心となって業務を行うことが求められる。そのためには、地域の相談支援のリーダーとなる人材が必要数配置されていることが必要である。

その主たる人材としては、主任相談支援専門員が想定される。主任相談支援専門員は障害福祉分野における知識や技術、実務経験が必要であり、その養成カリキュラムにはまさに基幹相談支援センターの地域の中核的な役割（人材育成等の地域の相談支援体制強化の取組・地域づくり）と重なるものである。

主任相談支援専門員の養成は平成３０年度に開始されたばかりであり、相談支援専門員等として一定の実務経験が必要であることから、確保に困難が生じる地域が出ることも考えられる。そのような地域では障害福祉分野の実務経験のある社会福祉士や精神保健福祉士、保健師を配置することも考えられる。

また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、他の分野と横断的な相談支援体制を構築する場合にも、障害者等の支援に係る専門性の確保が必須であり、基幹相談支援センターに求められる機能を地域に確保することが求められる。

なお、地域の中核となる人材は、その地域の状況や課題等をつぶさに把握している必要があることから、地域で活躍するためには、高度な専門性（技能や知識、経験）と同時に、一定の期間当該地域で業務を継続することが必要となる。そのため、その人事異動の際には丁寧な対応が必要であり、自治体と相談支援に携わる事業所・法人等の理解を求める取組が必要である。

また、直営により基幹相談支援センターを運営する場合には、専門性の確保に留意するとともに、人事異動に際しての不具合が生じないようにする創意工夫が必要である。

また、基幹相談支援センターには、その性質上、地域の利用者やその家族等に関する様々な情報が集まることから、基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない「守秘義務」がともなう。

④ 市町村の役割

市町村は、計画相談支援や市町村相談支援事業などの相談支援を地域において効果的に推進するに当たって、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援に関して指導的役割を担う人材として主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、その機能を有効に活用することが重要となる。

なお、計画的な相談支援体制の整備については、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の基本指針の見直しを踏まえて、その概要を盛り込む予定である。

市町村は、基幹相談支援センターの設置、運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与し、必要な財源を確保するとともに、主任相談支援専門員をはじめ基幹相談支援センターを担う人材の養成についても、関係機関等を含め検討し、推進していく必要がある。

また、市町村は、基幹相談支援センターを委託※するに当たっては、委託する業務を明確にするとともに、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行う必要がある。

※委託：市町村から事業、業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者または特定相談支援事業を行う者であり、市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となる。

⑤ 都道府県の役割

都道府県は、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、その設置に向けた積極的な働きかけを行うことが必要である。

その際、小規模の市町村等においても、基幹相談支援センターの設置が促進されるよう、広域自治体である都道府県の取り組むべき内容を具体的に示す必要がある。

（３）障害福祉サービス利用者の相談支援（自立支援給付）

① 障害者総合支援法

障害者総合支援法において相談支援とは、「基本相談支援」、「計画相談支援」、「地域相談支援」のことをいう。「計画相談支援」には、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」があり、「地域相談支援」には、「地域移行支援」と「地域定着支援」がある（第５条 18）。

障害者総合支援法における相談支援事業には、「一般相談支援事業」と「特定相談支援事業」がある。「特定相談支援事業」は「基本相談支援」と「計画相談支援」を併せて実施する事業であり、「一般相談支援事業」は「基本相談支援」と「地域相談支援」を併せて実施する事業である。（図１）

なお、障害者総合支援法の「基本相談支援」は、以下のように定義されている。

基本相談支援（障害者総合支援法第５条 19）

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること

「特定相談支援事業」を例にとると、「基本相談支援」は、「計画相談支援」に先立って、あるいはＰＤＣＡサイクルのプロセスにおいて必要かつ適切なタイミングで、「計画相談支援」と一体的に行う相談支援である。「基本相談」と「計画相談」は不可分の関係であり、「基本相談というベースの上に計画相談がある」という表現も可能である。（「一般相談支援事業」についても同様である）。

日々の相談支援において、相談支援専門員は、ケアマネジメントの一連のプロセスを通して、個々の利用者に対するきめ細やかな対応を行うことになるが、プランニングの部分だけで成り立つものではないことは明らかである。

インテーク、アセスメント（必要に応じてアウトリーチ等）を含むものであり、プランニング、モニタリング、エバリュエーションと、いわゆるＰＤＣＡサイクルを回す一連の行為が相談支援である。

相談支援専門員は、定期的、あるいは必要に応じてモニタリングを行うが、行政（行政職員）は、相談支援専門員による支援が円滑に行われるよう支援するとともに、市町村の責務としてモニタリングについて検証する役割がある。

② 児童福祉法

児童福祉法において障害児相談支援とは、「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」を行うことをいう（第六６条の２の2⑦）。

また、障害児については、児童福祉法における「障害児相談支援事業」がある。障害児相談支援についても、ケアマネジメントの一連のプロセスを通して支援を行うものでることは、相談支援事業と全く同じである。

図Ｉ－３　障害福祉サービス利用者の相談支援（自立支援給付）

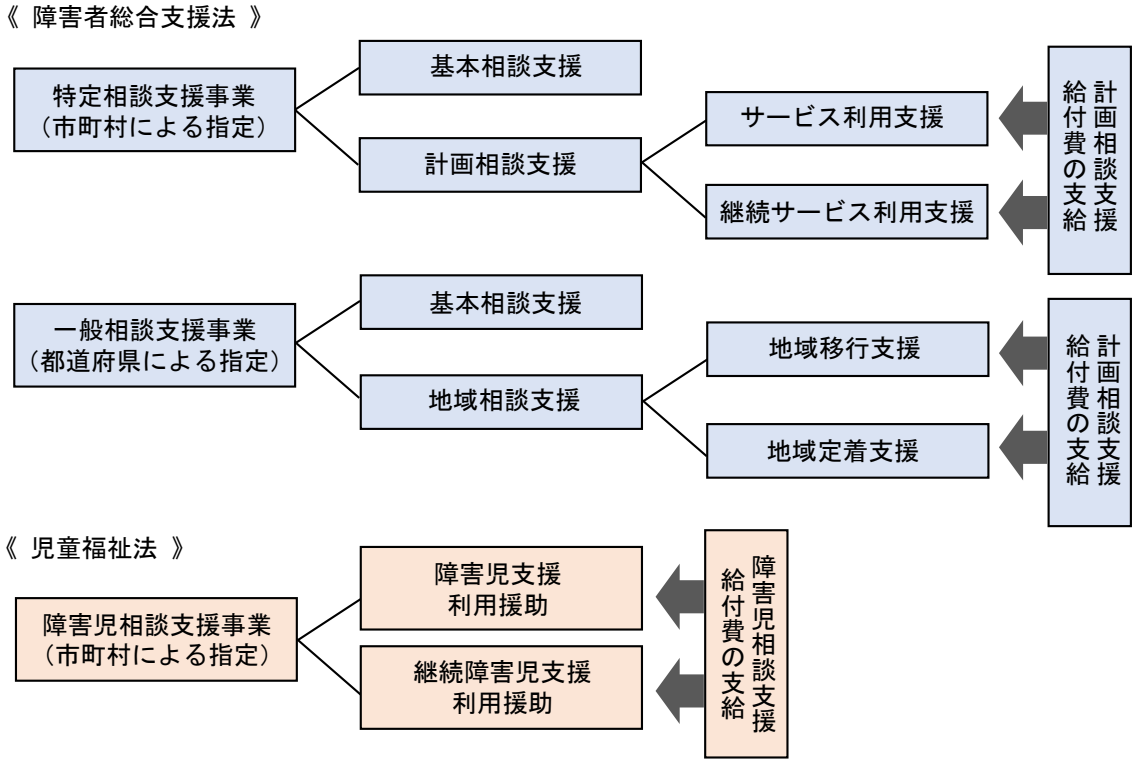

（４）（自立支援）協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 において、市町村及び都道府県は、「障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される」（自立支援）協議会を設置するように努めなければならないとされている。

① 市町村（自立支援）協議会

市町村が設置する（自立支援）協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置するものである。

令和 3 年における（自立支援）協議会の設置状況は、設置市町村数 1,687（97%）、協議会数は 1,201 となっている（障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（令和 4 年 3 月 28 日））。

② 都道府県（自立支援）協議会

都道府県が設置する（自立支援）協議会（都道府県（自立支援）協議会）は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置するものである。

③（自立支援）協議会の機能

（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要である。

このため、指定相談支援事業者が協議会に積極的に関与することが必要であり、特に、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが協議会の運営の中心的な役割を担うことにより効果的に運営を行っていくことが考えられる。

相談支援体制に関しては、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等重層的な仕組みが構築されてきているが、（自立支援）協議会については、形骸化が指摘されており、改めてそれぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である。

地域における相談支援の体制に関する課題について協議する環境を整備し、関係者間の連携・協力の機運醸成には、（自立支援）協議会が活発に機能することが不可欠である。

（自立支援）協議会の主な機能は、表Ｉ－６のとおりである。

表Ｉ－６　（自立支援）協議会の主な機能

機能	市町村（自立支援）協議会	都道府県（自立支援）協議会
1. 情報	・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
2. 調整	・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
3. 開発	・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営 等	・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営 等
4. 教育	・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	・相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議 ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
5. 権利擁護	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
6. 評価	・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
	・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

Ⅱ．相談支援体制の整備

障害者等やその家族、地域住民に対する個々個別に対応を行う福祉に係る相談支援は、原則として市町村の責務において行うものであり、市町村相談支援事業において実施すべきものである。

また、地域相談支援及び障害児通所支援、障害福祉サービス等を利用する者については、その利用に際してのケアマネジメントに係る費用を個別に給付することなっている（いわゆる計画相談）。サービス等を利用する者の中には多様かつ複雑な課題を抱えているケースがあり、本人の希望等を踏まえ、必要に応じて市町村相談支援事業と連携するとともに、計画相談においても相談者からの多様な相談内容に対して、トータルに対応することが望ましい。

なお、基幹相談支援センターについては、令和４年１２月の障害者総合支援法等の一部改正により、その役割を市町村が行う相談支援の総合的な実施に加え、人材育成と地域づくりが地域の相談支援の中核的な役割として明示されたところである。

総合的な相談の実施は様々な形態が考えうるが、個別の相談支援は、基本的には市町村障害者相談支援事業の役割として整理されるべきものである（現行の事業においては、専門性の高い支援が求められるケースに対し、専門性の高い職員（有資格者等）によって対応する部分については、基幹相談支援センター等機能強化事業によって実施されている）。

１．体制整備の単位

相談支援体制は市町村を単位として整備することが基本であるが、その規模や地域の資源の状況等により柔軟に検討することが求められる。また、これまで長きにわたって、何らかの形で障害福祉分野の相談支援体制は構築され、実践されてきている。その体制を定期的に振り返り、見直しやバージョンアップを図っていくことが必要である。

大規模な自治体等においては、一箇所の相談支援機関で全ての相談に対応することが困難な場合も想定される。そのような場合には、自治体の管内をさらに行政区域や中学校区等にエリアを分け、エリア毎の相談支援体制を整備することも考えられる（例えば、行政区域毎に基幹相談支援センターを設置し、その上で複数の基幹相談支援センターの連携調整等を図る中核的な基幹相談支援センターを設置する、あるいは、来談者の属性等に応じた役割

分担をした形で複数の相談支援事業所に市町村障害者相談支援事業を委託する等)。

２．障害福祉分野の相談支援

障害児者の生活を支えるための相談支援は、障害福祉分野では、障害者総合支援法に計画相談支援、地域相談支援、障害者相談支援事業（地域生活支援事業)、基幹相談支援センターが規定され、児童福祉法に障害児相談支援が規定されている。

この他、障害者の地域生活を支えるための体制整備のためには、（自立支援）協議会や地域生活支援拠点等があり、これらの総合的な整備を図ってゆくことが必要である。

なお、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業は、障害者総合支援法施行から 10 年を迎え、当該業務が担うべき役割の重要性は一層高まっている。相談支援に従事する者がその責務を果たすためには、適切な人員配置が必要ととなることから、人員及び運営等に係る適切な運営費のあり方について検討することが重要である。

３．障害者等を含めた地域で暮らすための相談支援

さらには、令和２年６月に改正社会福祉法が改正され成立し、重層的支援体制整備事業が新設された。その中で同事業には、世代や属性を超えた相談を受け止め、必要な機関につなぐ事業であり、従来高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で展開されてきた相談支援事業を一体的に実施する包括的相談支援事業が必須事業となっている。

重層的支援体制整備事業の実施を検討する市町村においては、こうした観点も踏まえた体制整備が必要である。

これらに対応するためには、地方自治体が積極的に関与しながら、地域の相談支援体制の構築及びその体制の充実・強化を引き続き図っていく必要がある。

（１）アクセスしやすい相談支援体制

障害のある人に相談支援を届けること、地域の相談支援ニーズを掘り起こすことは重要であり、そのために効果的な地域における相談の「入口」を検討することが重要である。そのため、障害者等はもちろんのこと、地域住民や関係機関等にとってわかりやすく、相談し

やすい窓口設置の在り方を検討することが重要である。

例えば、相談者にとって分かりやすくアクセスしやすい相談支援体制を構築する観点からは、誰に（何処に）相談したら良いのか分からない場合、あるいは、障害福祉サービス等の利用を希望している場合、障害者相談支援事業の窓口はもとより、各種関係機関の窓口との連携の強化や、相談者が計画相談の相談支援専門員に直接相談できるルートも確保する等、相談の「入口」に複数の選択肢を用意し、障害児者、及びその家族、支援者等に周知を徹底する等が考えられる。

（２）アウトリーチ（掘り起こし）

適切なタイミングで障害者やその家族等にアウトリーチすることは、課題の早期発見、早期対応につながり、障害児者はもとより、その家族の生活の質の向上に資すると期待される。

例えば、障害児の場合、保護者が障害福祉サービスの利用の必要性やそのメリットに早期に気づき、必要な支援やサービス利用を開始できるか否かが、その後の子どもの成長において重要となる。また、障害が重度であるような場合であっても、実際に必要なサービスを利用していないケースもある。本人あるいはその家族が地域に各種のサービスがあり、それをコーディネートする仕組みが存在することを知らない、あるいは、知っていても利用に向けて行動できない何らかの事情がある場合もある。

市町村及び相談支援に携わる関係者には、地域住民に対し、支援メニューの周知を徹底すると同時に、支援に対する潜在的なニーズを掘り起こすための積極的な取組みが求められる。

（３）相談支援事業の中立・公正性の確保

相談支援においては、ケアマネジメントを提供することが基本となるが、相談支援事業の実施においては、支援提供者の中立・公正性の確保が重要となる。中立・公正なケアマネジメントには、大きく３つの観点がある（①障害福祉サービスの調整・給付の観点、②利用者本位の観点、及び③支給決定の観点）。

① 障害福祉サービスの調整・給付の観点

障害福祉サービスの調整・給付の観点からは、サービス利用者にとって必要なサービスは何か、そのサービスを提供する事業所をどのように選択するか等のプロセスにおいて、サービスを提供する事業者には、自身の保有する資源に限定することなく、地域に存在する各種

のサービス等を利用者の立場に立って、効果的に活用することを最優先に考える、中立・公正な判断が求められる。

② 利用者本位の観点

利用者本位の観点からは、例えば、状況によっては、家族や支援者側の思いや主張が強く、利用者本人の意向とは必ずしも一致しない意向を伝えてくる場合もあり得る。相談支援に携わる者には、あくまでも利用者本位の立場に立ち、家族や支援者の意向に偏らない中立・公正性が求められる。

③ 支給決定の観点

支給決定の観点からは、障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービス等の給付決定権者である行政（市町村）の中立・公正性の担保が重要である。

行政の担当部署が、障害福祉サービス等の給付決定を行う一方で、直接、相談支援を行う場合もあり得る。上記の「①障害福祉サービスの調整・給付の観点」、「②利用者本位の観点」の重要性に鑑み、適切な対応を行うよう行政職員の研修等を通じて中立・公正性の徹底を図ることが求められる。

４．障害者の相談支援と重層的支援体制整備事業

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務となった（平成 30 年４月１日施行）。

その後、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の最終とりまとめ（2019（令和元）年 12 月 26 日）を踏まえ、社会福祉法等の改正（令和３年度施行）により、重層的支援体制整備事業が創設された。

重層的支援体制整備事業は、「市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する」事業として、2021（令和 3）年４月から施行されている。

本事業は、社会的孤立や、いわゆる「8050」問題、ダブルケアなど、生活の中で直面する困難・生きづらさといった課題の多様性・複雑性によって、既存の制度の狭間にいるケース

や、当事者が複数の生活上の課題を抱えるケースなど、個々の課題への対応と同時に抱えている課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースへの対応を目的としている。

地域共生社会の実現に向けて、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」が求められている。

現在、障害福祉分野の相談支援は、複数の事業により展開されているが、今後、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が増えることを視野に入れ、あらためて、障害者等の相談支援の専門性を担保する上で、基幹相談支援センターの役割の重要性を確認するとともに、各主体が果たす役割・機能を整理し、他法他施策による相談支援等との連携強化を図る必要がある。

◎地域共生社会

：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

◎包括的な支援体制の整備

：市町村がそれぞれの実情に応じてするため、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援、の３つの支援を一体的に実施する事業を創設。本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

Ⅲ．相談支援の実務

１．障害者相談支援事業（委託相談）

「障害者相談支援事業（委託相談）」は、いわゆる「一般的な相談」として、計画相談に繋ぐまで、あるいは福祉サービスに繋がらないケース等の継続相談など、「計画相談」の給付に至らないケースを主な対象とする。

相談支援のプロセスは、福祉サービスを利用する人と同様に、ケアマネジメントのプロセスを踏まえて相談者に関わり、福祉サービスの利用を必要としていない人の相談のニーズは何かをしっかり把握する必要がある。

例えば、家族の対人関係、虐待、権利侵害、差別など、さまざまな問題をしっかり受け止め、専門相談が必要なケースについては、適切な支援者に結び付けていく。また、相談者の事情によっては、相談支援を長期に亘って継続するケースもあり相談支援の基底には何らかのプランニングが不可欠となるとともに、相談支援専門員には一定の専門性が求められる。

（１）行政の役割

「障害者相談支援事業（委託相談）」の実施は、サービス利用申請者の支給決定と実際に「計画相談」を行う事業所の決定とともに市町村の役割である。事業を相談支援事業者に委託して実施する場合、定期的な人事異動があり、かつ、必ずしも福祉専門職が事業を担当するとは限らない行政においては、時間の経過とともに、市町村相談支援事業の実施主体が市町村であることの認識が希薄化しがちである。こうしたことの防止策として、行政担当者は、個々のケースの相談支援に関して直接関わる部分を残しておく等の工夫を行う必要がある。

行政担当者は、サービスの支給決定の根拠と事業所の指定に責任を持ち、サービス利用者にとって望ましい状況を確保し、維持する役割をしっかり担うことが重要である。

（２）相談支援体制

2、3 人の相談支援専門員を配置した複数の法人（事業所）に「障害者相談支援事業（委

託相談)」を委託している地域においては、自治体や地域の人口規模や地理的特性等によって、一括拠点型、あるいは拠点分散型の相談支援体制としている。

拠点が点在している場合は、法人毎に配置する職員の経験年数等のバラツキが出やすく、また、法人（事業所）によっては、指定特定相談の方に業務のウェイトが大きくなりがちである。また、それぞれの法人内の人事異動があること等を踏まえると、拠点毎に相談支援の機能面に差がでるリスクを回避するためにも、地域全体として継続的に一貫性を持った人材育成の仕組みを構築する工夫が求められる。

「障害者相談支援事業（委託相談)」を一括拠点型で実施する場合は、相談に携わる職員が一カ所に集まることによって相談支援専門員としての専門性を高める効果が期待できる。また、行政が障害者相談支援事業の全体像を把握しやすいという利点もある。

一括拠点型の相談支援体制は、実際、人口約 20 万人の地域において、相談支援専門員の専門性を高めることを意図して、職員がデスクを共にする環境をつくっている事例がある。

「障害者相談支援事業（委託相談)」の体制は、地域における相談支援体制の大きな枠組みの中の一部分として位置付けられるものである。一括拠点型、あるいは拠点分散型の体制による「障害者相談支援事業（委託相談)」は、地域の実情に応じた実践から生まれた一つの方法論であり、環境の変化に合わせて随時、工夫、改善が求められる。

２．特定相談支援事業（計画相談）

平成２７年４月以降、障害児通所支援及び障害福祉サービス等を利用する全ての者について、そのサービスの利用等に関するケアマネジメント等を提供する計画相談支援・障害児相談支援（以下。「計画相談」という）に係る費用を給付することとなり、該当する者と内容については計画相談を利用することとなった。

（１）行政の役割

市町村は、障害福祉サービスの支給決定権者（法第 22 条）として、また、「計画相談」についての事業者指定権者としてサービス提供体制や事業所の計画的整備を行う責任がある。

そのため、市町村には、障害福祉サービス等の量的確保と質を担保し、市町村自ら、あるいは委託によってケアマネジメントを実施する役割がある。

「計画相談」については、相談支援専門員によるきめ細やかなモニタリングが重要であり、そのモニタリングを含めた支援の検討・検証等の相談支援の充実・強化の取組は市町村の役割である。

（２）相談支援体制

「計画相談」の対象者は、「計画相談」において適切な相談支援が提供されることが重要であり、そのための地域の体制整備が必要である。

サービス等を利用する者の中には多様かつ複雑な課題を抱えているケースがあり、本人の希望等を踏まえ、必要に応じて市町村相談支援事業と連携するとともに、「計画相談」においても相談者からの多様な相談内容に対して、トータルに対応する必要がある。

相談支援事業所が「計画相談」を担うことになった場合、計画作成に際して利用者の情報を提供に関する同意を得る等、一次アセスメントを行う。入口のアセスメントをしっかり行うことが重要である。

その際、ファーストインテークから行政や基幹相談支援センターとの間でコミュニケーションをとり、個々のケースの相談者の情報を関係者で共有する仕組みをつくることが望ましい。困難性があるような状況であれば 2 人体制で、福祉サービス利用が前提になっている場合や、サービスの支援が必要な状況が電話相談の中であらかじめ見受けられた場合は、行政担当者が同行する。自宅や、遠隔地であれば地域の役場など、適当な場所を予約するなど、相談者が一番相談しやすい場所にアウトリーチすることが基本である。

また、受給者証が発行される際のサービス担当者会議には必ず行政担当者が入るというルールを作っている地域もある。

３．基幹相談支援センター

令和 4 年 12 月の改正により、基幹相談支援センターの中核をなす業務として、地域の相談支援事業者や相談支援専門員、或いは地域社会や地域の支援システムに働きかけを行う等のいわば後方支援、間接的支援を行う業務が新たに追加された。

「事業及び業務を総合的に行う」とは、「第 3 号と第 4 号の業務を中核として、第 1 号と第 2 号を含む 4 つの業務を総合的に実施する」ということであり、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するものである。

現在（令和 3 年 4 月時点）、基幹相談支援センターは、50%（873 市町村・1,100 箇所）が設置しており、このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは 83%（915 箇所）を占めている（障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（令和 4 年 3 月 28 日））。

基幹相談支援センターの設置については、地域におけるこれまでの体制構築の形やその背景は様々であり、それぞれの地域の経緯を適切に踏まえた上で、地域の実情に応じた総合的な相談支援の体制を構築することが求められる。

地域の相談支援体制の構築に当たっては、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、これらが基幹相談支援センターの中核となる業務である。

（１）相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援

① 行政や相談支援事業所からの相談への対応

基幹相談支援センターの役割として、第一に、日々の行政や相談支援事業所からの相談への対応がある。例えば、指定・特定相談であれば、本来、最初に相談（基本相談）があり、その内容に応じてどういったサービスが必要かを考えることになるが、複雑な課題を抱えるケースやチームを組んで対応すべきケースなど、指定・特定相談だけでは十分に対応できない場合に、基幹相談支援センターに対して後方支援を依頼してくることがある。

また、地域外からの転入してくる場合や、医療機関等の他機関との繋ぎや調整が必要となるケースがある。特に、障害児に対する相談支援の場合、子どもは成長に合わせて課題・ニーズが変わり、利用する事業所を変える必要があるケースにおいては、アセスメント力が重要となる。

こうしたケース等には、基幹相談支援センターが関わり、行政や相談支援事業所と一緒に個別相談に対応しながら、相談者の便宜を図るとともに、相談支援専門員等に対する適切な助言・指導を行うこととなる。

なお、基幹相談支援センターは、関わってきたケースについて、センターとしての関与を終了するタイミングがどの時期なのかを見極めながら後方支援を行っていくことが重要である。

② 地域の相談支援専門員等の育成

基幹相談支援センターの重要な役割として、相談支援専門員等の人材育成がある。地域の相談支援事業所の相談支援専門はもとより、定期的な人事異動のある行政職員に対する育成も含めて人材育成を担うことが期待される。

＜計画相談の事業所とのネットワーク＞

連携体制は、関係者相互の信頼関係の上に構築できるものであり、実態のあるネットワークを構築するためには、地域の相談支援従事者の悩み事相談など、メンタリング機能も含め、基幹相談支援センターによる継続的な後方支援の取組みが不可欠である。

現場の相談支援専門員は、現場での実践を通じて専門的なスキルを向上させると同時に、利用者やその家族と対峙する中で生まれる葛藤を克服するプロセスを通して成長する。

例えば、地域の相談支援事業所を定期、不定期に訪問し、基幹相談支援センターの職員と

相談支援事業所の職員がチームを組んで毎月スーパービジョンをするために事例検討を行う。また、地域の相談支援事業所の管理者等との定期的な面談、会議等を通じて、地域の相談支援体制の課題を把握することも重要である。

＜行政担当者の育成＞

基幹相談支援センターの人材育成については、市町村障害者相談事業（委託相談）のケースワーカーの育成も含まれる。直営、委託を問わず、市町村障害者相談事業（委託相談）おいては、定期的な人事異動のある行政担当職員がため、業務の引き継ぎや、行政担当者の育成についても重要な要素である。

例えば、利用者宅への訪問に行政担当者が同行するなど、支給決定の段階だけではく、利用者のケアマネジメント全体についても知ってもらうことが重要である。ファーストインテークの時の面接の仕方（信頼関係をつくる対人援助のスキル等）や、家族支援の考え方など、相談支援のプロセスを通して継続的に育成していく必要がある。

（２）各種関係機関による「地域のネットワーク構築」

① 地域の情報収集、分析、蓄積

基幹相談支援センターには、委託相談や地域の相談支援事業所の事例から、具体的に浮かび上がってきた個々の課題を吸い上げ、地域課題として整理、分析する機能が求められる。また、担当エリアの複数の相談支援事業所から間接的に入手した個別ケースの情報を蓄積することによって、（自立支援）協議会等において、関係機関・団体で広く共有し、地域を取り巻く諸課題を解決する対策や対応を検討することが可能となる。

② （自立支援）協議会事務局

（自立支援）協議会において、行政、各種関係機関、各相談支援事業所、さらには障害者やその家族、支援者等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには、地域の実態把握が不可欠であり、また、医療、介護、福祉、教育、就労等、多様な地域の社会資源に関する情報収集とともに、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要がある。

基幹相談支援センターは、地域課題に関する「情報収集・分析・蓄積」機能を持つことによって、当該センターが（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は一層大きくなるといえる。

（３）基幹相談支援センターの体制づくり

令和３年度の実態調査によれば、基幹相談支援センターの６割弱（459／781）が基幹相談支援センターの委託とあわせて「委託相談」を実施している。さらにその９割以上（434／459）が指定特定の業務も実施している。

基幹相談支援センターが所管する地域の範囲（面積、人口、相談支援事業所数など）によって多様なケースがあるが、配置されている職員のマンパワーに比して個別の障害者等への相談支援業務の量が多い場合、業務の優先度が低くなってしまう状況が想定される。また、地域に相談支援事業所が少ない場合は、基幹相談支援センターが個別のケースを担当せざるを得ない状況もあり得る。基幹相談支援センターの業務と「委託相談」、「計画相談」との関係に注意を払いながら、地域における相談支援の中核的な役割が果たせるような人員体制や業務分掌を採ることが極めて重要である。

＜基幹相談支援センターの人員配置の工夫＞

基幹相談支援センターの委託については、複数の法人による共同設置・運営のケースや１法人による単独設置・運営のケース等がある。

基幹相談支援センターの組成の特徴に応じた人材確保・育成の工夫について、２つのタイプを紹介する。

【事例１】　複数法人による基幹相談支援センター設置・運営
基幹相談支援センターの職員は３名で、委託相談を受託している法人３か所から１名ずつ相談員を出し、３法人の共同体（JV 方式）を組んで運営している。３名の職員はいずれも委託相談で経験を積んだ相談員で、どのような人材を配置するかは法人間で協議した上で、バランスを決めて配置することとしている。センター長は最も経験が長く、他の２名は男性・女性１名ずつ中堅クラスの相談員が配置されている（原則として職員は委託相談、計画相談は担当しない）。 これまで基幹相談支援センターのスタッフの異動は一度のみであったが、人事異動に関しては、異動が繰り返されるうちに基幹相談支援センターに経験にある職員が配置されなくなる等、機能不全に陥るリスクを回避するため、３法人の代表者が定期的（毎月１回）に協議する場を設けており、法人単独で基幹相談支援センターに所属するスタッフを変更できないような仕組み・ルールづくりをしている。

【事例２】　１法人による基幹相談支援センター設置・運営
基幹相談支援センターの職員は 11 名であり、基幹相談支援センターの機能を担える人材を「基幹相談支援センター、委託相談、指定特定」の業務体制の中で適切に育成している。内部の人材育成として、毎週グループスーパービジョン（GSV）を実施している。GSV をあえて基幹相談支援センターの職員の業務することによって、時間（1～2 年）をかけてスーパーバイザーを育成している。 人材が育つまでには一定の期間が必要であり、基幹相談支援センターの機能継続の観点から、人材を「委託相談」の実務の中で育てていくことが必要となる。 相談支援専門員の人員配置は、基幹相談支援センターの機能を果たすウェイトが高いスタッフと、「委託相談」の機能を果たす部分のウェイトが高いスタッフ、新人は地域の相談支援も含めて「計画相談」をやりながら、「委託相談」を覚えていく業務分担で、一人一人の業務のウェイトを変える工夫をしている。 なお、基幹相談支援センターの業務と「委託相談」との役割分担については、市町村の責任において作成される業務委託仕様書の中で整理しておく必要がある。 また、基幹相談支援センターの相談支援専門員が「計画相談」の個別ケースを担当するのは、相談支援の入口において、当該ケースの緊急性や困難性から、地域の相談支援事業者に振り分けにくい状況にあると行政が判断した場合に限定し、サービス調整をしながら伴走支援を行い、地域の相談支援専門員にバトンタッチし、しばらく後方支援を行いフェードアウトして行くことになる。

≪参考≫　相談支援事業の経緯（歴史）

図表Ⅲ-3-1　相談支援事業の経緯

1995（平成 7）年 1996（平成 8）年～	○障害者プラン－ノーマライゼーション 7 か年戦略－ ○3 事業（身体・知的・精神各相談支援関連事業）開始 ・障害者（児）地域療育等支援事業（実施主体：都道府県） ・精神障害者地域生活支援事業（実施主体：都道府県） ・市町村障害者生活支援事業（実施主体：市町村）
2000（平成 12）年	○社会福祉法　施行 ・「身体障害者相談支援事業」、「知的障害者相談支援事業」、「障害児相談支援事業」の 3 つの相談支援事業が第 2 種社会福祉事業として法制化
2003（平成 15）年	○障害者支援費制度 ・措置から契約へ ・相談支援事業一般財源化（国の補助事業から市町村事業へ）
2005（平成 17）年 2006（平成 18）年～	○障害者自立支援法 ・上記 3 事業は、障害者相談支援事業に統合（実施主体：市町村） ・法にサービス利用計画の作成が明記
2013（平成 25）年	○障害者総合支援法 ・計画相談については、障害福祉サービスを利用する全ての人に対して、サービス等利用計画作成を義務化（2015（平成 27）年 3 月までに段階的に）
2016（平成 28）年	○障害者総法支援法・児童福祉法の一部改正法 ・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・障害者の高齢者、重度化への対応　等

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

2015（平成 27）年	○「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告) ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成２８年度予算）
2016（平成 28）年	○「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
2017（平成 29）年 2 月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を国会に提出 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立
6 月	改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後３年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
9 月	地域力強化検討会 最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成 29 年 12 月 12 日局長通知）　（概要）
	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 30 年度予算)
2018（平成 30）年 4 月	改正社会福祉法施行
12 月	「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 31 年度予算)
2019（令和元）年 7 月	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会)」中間とりまとめ
12 月	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会)」最終とりまとめ
2020（令和 2）年 6 月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（令和２年６月 12 日事務連絡) ※令和３年４月より「重層的支援体制整備事業」が施行

《 文献リスト 》

1. 「相談支援の手引き　第２版」(05.12.26 厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部
2. 障害者ケアガイドライン（平成 14 年 3 月 31 日）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）
3. 社会保障審議会障害者部会　第 32 回（参考資料１）
4. 「障害者支援のための相談支援専門員連携ハンドブック」（第一法規）
5. 地域生活支援事業実施要綱（相談支援事業実施要領【別添１】障害者相談支援事業）
6. 地域生活支援事業実施要綱（相談支援事業実施要領【別添２】基幹相談支援センター）
7. 障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について（令和 4 年 3 月 28 日）
8. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について(障障発 0328 第１号　平成 25 年３月 28 日）
9. 「改正社会福祉法における重層的支援体制整備事業の創設について」（厚生労働省資料）
10. 障害者総合支援法改正法施行後３年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～（令和 4 年 6 月 13 日）
11. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

厚生労働省　令和４年度障害者総合福祉推進事業

（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン
（案）

令和５年３月

一般社団法人北海道総合研究調査会

目　次

Ⅰ．（自立支援）協議会の役割と機能について　1

１．（自立支援）協議会の位置付け　1
（１）設置運営の基本的事項　1
（２）「障害者総合支援法」を踏まえた（自立支援）協議会の役割　3
（３）（自立支援）協議会の設置状況　4
（４）（自立支援）協議会の構成メンバー　4

２．（自立支援）協議会の機能　5
（１）情報機能（情報の共有と発信）　6
（２）調整機能　7
（３）開発機能（資源の開発・改善）　9
（４）教育機能（構成員の資質向上・研修の場）　11
（５）権利擁護機能　11
（６）評価機能　13

Ⅱ．市町村（自立支援）協議会の進め方　15

１．基本的な役割　15
２．設置方法　16
３．財源　16
４．構成メンバー　16
５．主な機能　18
６．組織体制　20
（１）標準的な組み立て　20
（２）個別課題等の普遍化　20
７．進め方　～各会議の進め方と関係性～　21
（１）事務局会議（運営会議）（協議会活動を体系的に思考し、推進する）　22
（２）サービス担当者会議等（一人ひとりの課題解決に向けて協議する）　23
（３）専門部会（地域の課題について議論を深める）　24
（４）定例会（地域の情報を共有し、共通課題を整理する）　26
（５）全体会（地域課題を確認し、解決策を提案する）　27

Ⅲ．都道府県（自立支援）協議会の進め方 29

１．基本的な役割 29

２．設置方法 29

３．財源 29

４．構成メンバー 30

５．主な機能 31

６．組織体制 32

７．進め方 33

（１）地域づくりに関する都道府県のビジョン（めざす姿）の明確化 33

（２）都道府県全体としての課題の抽出（整理） 35

（３）地域の相談支援体制のバックアップ 36

（４）都道府県主導による人材育成 38

（５）評価 39

Ⅳ．市町村（地域）・都道府県の効果的な連携とアドバイザーの活用 41

１．効果的に連携するための方策　～都道府県アドバイザーの活用～ 41

２．アドバイザー派遣 42

（１）都道府県の役割 42

（２）アドバイザー派遣事業（都道府県相談支援体制整備事業） 42

（３）アドバイザーと市町村・都道府県の関係性 45

自立支援協議会の設置・運営ガイドライン

Ⅰ．（自立支援）協議会の役割と機能について

１．（自立支援）協議会の位置付け

障害者等の地域生活を支援するためには、「共通の目的」に向け、「情報を共有」して具体的に「官民が協働する」システムを構築することが必要であり、その中核をなす（自立支援）協議会の存在が重要となります。

（１）設置運営の基本的事項

現行の「障害者総合支援法」法第 89 条の３第１項及び第２項において、（自立支援）協議会の設置に関して規定されていますが、令和 4 年 12 月の改正では、（自立支援）協議会の基本的事項について以下のように規定されました。

（自立支援）協議会は、支援体制の検討に関する情報共有のみを規定していた法第 89 条の３第２項において、協議会を通じた「地域づくり」において「個から地域へ」の取組が重要であることが明確になりました。

また、新設された第 3 項、第 4 項により、（自立支援）協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務が課されました。

さらに、第 5 項の新設により、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととなりました。

このように、支援の検討・検証の場を（自立支援）協議会に位置づけることで、情報管理を徹底することにより、（自立支援）協議会活動の一層の円滑化と活性化が期待されます。

なお、第３項から第６項までの規定は、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなりました。

令和４年 12 月改正　（自立支援）協議会（法第 89 条の３第１項～第６項）

○地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。（第 89 条の３第１項）

○協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。（第 89 条の３第２項）

○協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（第 89 条の３第３項）

○関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。（第 89 条の３第４項）

○協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（第 89 条の３第５項）

○前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（第 89 条の３第６項）

併せて、「障害者総合支援法」第 88 条第９項及び第 89 条第７項において、市町村及び都道府県は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされています。

このことを踏まえ、（自立支援）協議会は、障害福祉計画の進捗状況を把握し、必要に応じて障害福祉計画に係る助言等を行うとともに、市町村及び都道府県は、障害福祉計画の作成や変更に当たり協議会の意見を聴く仕組みを構築することが必要です。

障害者福祉計画と（自立支援）協議会（法第 88 条第９項及び法第 89 条第７項）

○市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 88 条第９項）

○都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（第 89 条第７項）

（２）「障害者総合支援法」を踏まえた（自立支援）協議会の役割

「障害者総合支援法」における相談支援については、平成 24 年４月から、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、市町村はこれを勘案して支給決定を行うよう見直すとともに、サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大、さらに、それまで国庫補助事業により行われていた地域移行支援・地域定着支援を個別給付化し、障害者の地域移行・地域定着の取組の充実を図ることとされました。

その他、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置など、地域における相談支援の充実が図られてきたところです。

（自立支援）協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていく役割があります。まさに、（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤といえます。

（自立支援）協議会が活性化するためには、事務局会議（運営会議）が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議（運営会議）は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。言い換えると、（自立支援）協議会の運営は、基幹相談支援センターと行政が両輪として駆動しなければ機能しません。

そうした事務局体制をつくるためには、基幹相談支援センターが、地域づくりができるだけの対応ができる人員配置であり、業務内容であることにつながってきます（基幹相談支援センターと相談支援体制については、「相談支援業務に関する手引き（案）」を参照）。

（３）（自立支援）協議会の設置状況

令和３年度、市町村（自立支援）協議会は、1,687 市町村（97%）において設置されています（1,013 協議会）。

都道府県（自立支援）協議会については、平成 21 年度に全ての都道府県に設置されました。

（４）（自立支援）協議会の構成メンバー

（自立支援）協議会の運営においては、実態に応じて各種の専門部会を設置し、当該部会が積極的に活動することが地域課題の解決につながります。したがって、（自立支援）協議会には、多様な主体が参加することが重要となります。例えば、医療を必要とする者が地域で安心・安全に生活できるようにするため、精神科病院その他の医療機関や保健所と連携の上、障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築及びその運営状況に対する評価、支援体制の改善等を行うことが望まれます。

また、構成メンバーには、障害者などや家族などが含まれます。当事者等が参加することで効果的な協議が期待されます。当事者とともに、一緒に協議会をつくっていくことが重要です。（自立支援）協議会の標準的な構成メンバーは、以下のとおりです。

表Ｉ－１　（自立支援）協議会の標準的な構成メンバー

	市町村 （自立支援）協議会	都道府県 （自立支援）協議会
相談支援事業者	○	○
障害福祉サービス事業者	○	○
保健所	○	
保健・医療関係者	○	○
教育・雇用関係機関	○	○
企業	○	○
不動産関係事業者	○	○
障害者関係団体	○	○
障害者等及びその家族	○	○
都道府県内の市町村		○
学識経験者	○	○
民生委員	○	○
地域住民　等	○	○

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

２．（自立支援）協議会の機能

地域の障害福祉のシステムづくりの中核的役割を担う（自立支援）協議会には、大きく６つの機能（情報、開発、教育、評価、調整、権利擁護）に整理することができます。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について」（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）（自立支援）において、列記された（自立支援）協議会の主な機能について、「６つの機能」に分類、整理したのが表Ｉ－２です。

これらの６つの機能は、市町村（自立支援）協議会、都道府県（自立支援）協議会のそれぞれの役割に応じて、各機能の発揮の仕方がありますが、その基本的な考え方と取組姿勢は、両（自立支援）協議会に共通であり、また、両者で共有することが重要となります。

以下において、各機能について整理します。

表Ｉ－２　（自立支援）協議会の主な機能

機能	市町村（自立支援）協議会	都道府県（自立支援）協議会
1. 情報	・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告	・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
2. 調整	・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整	・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
3. 開発	・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営 等	・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営 等
4. 教育	・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組	・相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議 ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
5. 権利擁護	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
6. 評価	・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証	・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
	・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価	

※都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意する

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

（１）情報機能（情報の共有と発信）

１）情報の共有化とは

① 潜在化した情報を顕在化させる

利用者ニーズ中心の地域福祉を構築するには、ニーズに基づく地域課題の共有が大前提です。（自立支援）協議会は、地域の様々な社会資源が協働する場であり、顕在化したニーズに柔軟に対応するとともに、いまだ隠れている見えないたくさんの地域のニーズを可視化し、関係者が同じ土俵で、同じ情報を持って協議することが重要です。

地域の様々な機関が様々なところで相談支援活動を実施していても、相談されたことが解決されたのか、それとも課題として残されているのか、関係者間で共有されていなければ先に進むことはできません。地域に顕在化されて初めて地域の課題として認識され、次の地域づくりの大きな要因となるのです。日常の相談支援活動の情報共有がきわめて重要であり、その機会と場が（自立支援）協議会です。

② 協力・信頼のネットワーク

真のネットワークの源泉はサービス担当者会議等における役割分担と協働に尽きると言っても過言ではありません。個々人のニーズに対して、どの機関がどの役割を担うのか協議・確認をしながら支援体制を構築するそのプロセスが、互いの機能を確認し、協力・信頼のネットワークを作り上げることに結実します。サービス担当者会議等は、（自立支援）協議会の活動のベースとなる重要な会議と言えます。

③ 地域資源の機能共有と評価

地域には様々な社会資源が存在していますが、自分が所属する機関が持つ機能に直接関わりのない他の機関や領域に関しては、関心が薄くなりがちです。しかし、ひとりの人のライフステージのどこかで、自らの機関の機能が必要とされる場面に接することは少なくありません。

地域における支援の担い手として積極的に参画する意識を持ち、自らの機関が持つ機能について地域に対して情報を発信することが重要です。（自立支援）協議会に各機関の機能が開示・共有されることにより、それぞれに期待され、求められる機能への評価につながります。

④ 情報共有の方法

個別のニーズへの対応については、サービス担当者会議等において情報と課題の共有が可能です。しかし、日常の相談活動やサービス担当者会議等の内容は参画していない機関や人には届かないのが通常であり、（自立支援）協議会で情報を共有する機会を作る必要があ

ります。

個々人のプライバシーに配慮しながら、個別のニーズへの対応から明らかになった地域診断（地域評価）を中心に情報共有をすることが大切です。

令和 4 年 12 月の改正において、第 89 条の３第５項が新設され、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課すこととなりました。守秘義務は協議会の活動内容全てにかかるものではなく、あくまでも守るべき秘密について課されるものであり、本人の同意を得て行うことが原則であることには変わりありません。運用等に関する詳細については、今後、明らかにされることとなります。

２）情報の発信とは

① 誰が情報を発信するのか

相談支援事業者は、「中立・公平」の立場で、相談者の所属や世代に関係なく、地域のあらゆるニーズに対応する役割を担っています。また、相談支援事業者は、対応する個々のニーズから見える地域課題や対応の実情を「地域の情報」として地域の関係者に発信、共有することによって、ともすれば事業者ニーズが議論の中心に陥りやすい協議会から利用者ニーズ中心の協議会へと成長していくための、まさに「(自立支援）協議会の核」としての役割があります。

② どんな情報を発信するのか

相談支援事業者は、地域で拾い上げたニーズ全てをプライバシーに十分配慮した上で、相談支援事業活動報告として、（自立支援）協議会に情報発信することが重要です。ここで報告された情報が地域で暮らす障害児・者の生活ニーズを明らかにし、さらにはそのニーズに地域がどこまで対応できたか、現状の対応の限界も含めた地域診断や各社会資源の機能評価にもつながります。

（２）調整機能

１）分野を越えてのネットワークの構築

保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な分野において、ともすれば、支援者が属する分野の専門性や資源のみで利用者個々のニーズや地域の課題に対応しようとしがちですが、（自立支援）協議会の存在により、福祉分野にとどまらない、企業・司法などの分野を越えてのネットワークの構築が可能となります。

このネットワークの構築により、これまでは支援が困難とされ、地域での暮らしをあきらめざるを得なかった、いわゆる困難な事例に対しても地域での支援が可能となっていきます。

２）調整機能として求められる内容

① 分野ごとの資源の共有化と整合性の確認

保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な分野がそれぞれにどのような専門性や資源を有しているかについての認識の共有化を図ります。これをベースに、それぞれの資源がどのように連動し、役割を果たしているかを明らかにすることにより、それぞれの分野の個々の資源が、利用者のニーズに沿って統一的かつ一体的な支援をする資源として再構築されることとなります。

こうした連携が構築されていく中で、これまで支援が困難とされていた事例に対しても支援のアプローチが可能となっていきます。分野間の調整機能が十分に果たせることで、例えば、医療的ケアの必要な重度の障害者に対して、訪問看護、訪問リハビリ、入院などの医療分野の対応と、居宅介護や生活介護、グループホームなどの福祉分野の対応を統一的・一体的に再構築することが可能になります。

② 地域課題の整理

サービス担当者会議等を通じて現場レベルでは、様々な地域の課題が個別の事例ごとに認識されてきます。こうした課題は、個別の課題としてとどまるのではなく、地域の共通の課題であることを（自立支援）協議会の場で共有化します。

共有化された課題には、課題ごとに相互に連動するものや、ある課題の解決が同時に、次の課題の解決をもたらすものもあります。また、地域事情や施策の流れによっては、時機を待たねばならない課題もあります。

こうした状況に対して、（自立支援）協議会の持つ調整機能を十分に活かしながら、緊急に対応すべき課題と中長期的に対応すべき課題の整理を行います。この調整機能の核として、（自立支援）協議会に事務局会議（運営会議）の設置が必要となります。

③ 課題解決に向けての手段とプロセスの確認

地域の課題に対して、（自立支援）協議会の中で、課題解決に向けて検討する専門部会などの部会を設置していくのか、また、フォーラムや研修会などの啓発活動などを（自立支援）協議会として取り組んでいくのか、さらには、（自立支援）協議会に新たな分野の参画を求めていくのかなど、それぞれの課題によって、（自立支援）協議会には課題解決に向けての手段やプロセスについての調整機能が求められます。

３）障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗管理と調整

（自立支援）協議会の持つ調整機能をもとに、すでに策定された「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」がどのように具体的に取り組まれてきているのか、達成状況はどうであるか、地域の現状に対して適切に対応できているのか、場合によっては、計画そのものに見直しの必要がないのかなどの検討がなされます。

（自立支援）協議会には、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の進捗管理や、より良い計画策定に向けて取り組んでいくことに関する調整機能、さらには、障害者の地域生活を実現していくための、広い意味での地域づくりに向けた調整機能が求められます。

（３）開発機能（資源の開発・改善）

１）資源開発・改善の足場としての（自立支援）協議会

① 地域の資源とは

利用者を支える地域の資源には、フォーマルな資源やインフォーマルな資源、また、形のある資源や形のない資源など、様々なものがあります。

②（自立支援）協議会を通じて実現していく資源の開発及び改善

サービス担当者会議等を通じて、地区の民生委員の見守り支援や友人の励ましなどのインフォーマルな「形のない資源」が新たに開発・改善されたり、あるいは、高齢分野の居宅介護事業所が新たに障害者を対象としてヘルパーを派遣するという、フォーマルで「形のある資源」の開発・改善がなされることは、個々のケアマネジメントの過程の中で非常に重要なことです。

しかし、サービス担当者会議等の中で開発、あるいは改善する資源だけでは、解決困難な事例も数多くあります。地域に更なる資源の開発や改善の取り組みの足場となるのが（自立支援）協議会と言えます。

２）（自立支援）協議会の果たす資源開発・改善の過程

① サービス担当者会議等を通じて地域の課題を集積していく

サービス担当者会議等が開催されていく中で、例えば、特別支援学校の卒業を迎えるＡさんの日中活動の場の確保の課題、離職して家に引きこもってしまったＢさんの日中活動の場の確保の課題、あるいは、現在通っている日中活動の場における支援が適さなく、休みが

ちであるＣさんの新たな日中活動の場の確保の課題、こうした課題を個々の課題にとどめず、地域に共通する課題として（自立支援）協議会の場において共有化していきます。

こうした「個々の課題」をサービス担当者会議等を通じて「地域の課題」として集積していくことが必要です。

② 課題解決に向けて検討する「専門部会」の設置

共有化された地域の課題の解決に向け、（自立支援）協議会に、それぞれの課題ごとに専門部会を設置し、どのような資源の開発あるいは改善を行っていくことが好ましいかについて、検討を進めていきます。

検討された内容は、その都度、全体会などに報告し、検討の方向などについて確認をしていきます。

③ 資源開発・改善に向け、全体会を通じての提案

専門部会において検討された内容を踏まえ、地域で必要とされる新たな資源の開発や改善について、全体会を通じて地域に提案していくこととなります。資源の開発や改善にあたっては、予算化（拡大、縮小、組み換え等）の伴うものと、新たな制度づくりや要綱づくり、あるいは、制度や要綱の改正や廃止を必要とするものがあります。

また、事業主体としての地域のサービス提供事業所が連携して一定のルールに基づいて、それぞれのサービスを改善していく必要のあるものもあります。（自立支援）協議会は、予算化や事業化に関わって、市町村や事業主体などに提案し、実現に向け働きかけていく必要があります。

３）資源の開発と改善のための、地域診断の必要性

（自立支援）協議会は、提案された資源の開発や改善が、どのように市町村や事業所で検討され実現に向けて取り組まれているか、報告を受けながら、その都度、必要な提案をしていくことが大切です。

（自立支援）協議会には、こうした地域診断に基づいた、資源の開発・改善の機能が求められています。

（４）教育機能（構成員の資質向上・研修の場）

１）（自立支援）協議会における教育機能

障害等のある人がうまく地域で生活をするためには、人としての尊重やその障害に対応する社会資源のあるなし、その量・質等が大きなカギを握っています。中でも最も重要な位置を占めるのが「人」という社会資源です。教育とは、知識の啓発・技能（スキル）の教授・人間性の涵養などを図り、その人の持つ能力を伸ばそうと試みる一連の過程です。

（自立支援）協議会の教育機能は、「利用者」、「支援者」、また人が暮らす「地域」が持つ大きな可能性に働きかける機能です。その構成員の資質向上に必要な地域課題に基づいた研修と、（自立支援）協議会の活動プロセスそのものが教育機能を持つと言えます。

研修の企画・運営に際しては、人口規模や地域の成熟度など各地域の現状と課題に合わせて必要な研修を組み合わせる等工夫が必要です。基本構造はシンプルで分かりやすく、かつ発展可能な研修となるような仕組みの構築がポイントです。

２）構成員の資質向上（スキルアップ）のために

相談支援従事者の資質向上については、都道府県が実施する「相談支援従事者初任者研修」、「相談支援従者現任者研修」及び「主任相談支援専門員研修」があります。

しかし、支援を必要とする当事者やその家族、関係者も含めた複雑で矛盾に満ちた日々の実践活動や、また、その地域らしさを活かした支援に適切に対応するためには、相談支援従事者のみならず、（自立支援）協議会を構成するメンバーの資質向上を図るための教育が必要になります。都道府県が行う相談支援従事者向け研修だけではなく、幅広い関係者が参加できる研修の機会や場をつくる工夫が求められます。

（５）権利擁護機能

１）障害者総合支援法における権利擁護の項目

障害者総合支援法第２条では、「市町村の責務」として「障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、・・・その他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと」とあります。

また、障害者総合支援法第２条２では、「都道府県の責務」として「市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の

擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと」とあり、市町村、都道府県の責務の中に明確に位置づけています。

２）（自立支援）協議会における権利擁護機能

（自立支援）協議会は、障害が有る人も無い人も、差別や区別されることなく、決して孤立せず、その人らしく生活することのできる地域や、そのための仕組みをつくっていくために必要な問題や課題を協議していきます。

具体的には、以下のことを実現していくために必要な協議の場であり、利用者だけでなく地域住民全体の生活者としての権利を擁護する機能を有しています。

① 利用者が相談を総合的に受けることができ、迅速に適切なサービス利用につながる支援が得られること
② 行政、関係機関、地域住民同士が一体となって、利用者やその家族がニーズに即した支援が迅速・適切に受けられるようなネットワークを形成すること

３）（自立支援）協議会における権利擁護システムの構築に向けた取り組みの２つの視点

障害者の権利侵害は顕在化しにくいという実態があります。

（自立支援）協議会における権利擁護システムの構築に向けた取り組みの２つの視点が必要となります。

① 本人のニーズを実現する視点

本人や家族のニーズに沿って、それを確認しながら、ニーズを実現する過程（プロセス）において、どのような支援や取り組みが展開されたかを重視します。

② 権利侵害防止の視点

「障害者虐待防止法」を踏まえ、市町村及び都道府県は、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが重要です。このため、市町村及び都道府県は、協議会の場を通じて、地域における関係機関等の参加の下、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うための関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有

を図るとともに、障害者虐待を防止するための連携協力体制（虐待防止ネットワーク）を構築する必要があります。

（６）評価機能

１）評価の意義

（自立支援）協議会の活動に関する一連の成果情報を集約し、その価値を明らかにすることで、今後の課題が見えてきます。公私協働による市町村（自立支援）協議会は、プロセスがうまく機能しているか、評価を行う役割があります。

評価の対象は、大きく３つあります。第一に、個々の相談支援（ケアマネジメント）における活動過程や成果に関する情報から見えてくる利用者の実態です。支援を必要とする方々は、本当は何を求めているのか、評価と活動修正を繰り返すことによって、利用者が求めているものと提供するサービスを次第に合致させる必要があります。

第二に、その地域における相談支援（ケアマネジメント）活動を具現化するサービス状況です。個々の相談支援は、あるいはそれぞれの事業所は、さらに複数のサービスを組み合わせた全体的な量と質は、いったいどのような状態なのか、今後どのようにサービスの量と質を向上させればよいか、それを工夫する基礎資料となります。

第三に、その地域における資源や制度の実態です。表面的な規定や数値だけでなく、実際に利用することによって分かってくる有効性と問題点を把握することです。

相談支援の活動を評価することによって、地域づくりに対する貴重な提言が可能になっていきます。

２）評価の内容

① ミクロレベル

個々の相談支援（ケアマネジメント）過程に関する評価システムを整備する必要があります。ここで注目する対象は、利用者を中心とした支援のネットワークです。

地域の実状に合わせて、一部の事例を抽出するか、全体を対象とするか、特定の相談機能に絞り込むか、協議しながら評価内容を設計することになります。例えば、評価に目的をおいた定期的事例検討会の開催、モデル事例集の発行、評価基準（指標）の提示、利用者満足度調査の実施、データの累積化、苦情受付及び処理体制の整備などが考えられます。

② メゾレベル

地域に存在する機関、施設、集団等に関する評価システムを整備する必要があります。

ここで注目する対象は、事業所や専門機関などフォーマルな機関の実状、そしてセルフヘルプ団体やボランティア組織などインフォーマルな組織の実状、さらにそれらの結びつき方の実状です。例えば、活動実践報告及び調査結果の解析、ベストプラクティスの選定、利用者調査の機関別解析、共通のアクシデント・インシデント対策の整備、必要なNPO機能の提案などが考えられます。

③ マクロレベル

マクロレベルの評価において注目する対象は、市町村、都道府県、国レベルの制度や施策の実務的な適切性です。利用者に最も近い立場から評価して提言するシステムを整備する必要があります。具体的な例では、実践活動の成果と課題を行政関係者と定期的に情報交換する体制、市町村における自立支援関連施策を評価する委員会等の設置に向けた基礎資料、予算確保・配分に関する基礎資料などの提示が考えられます。

３）評価の利用

市町村（自立支援）協議会の評価機能については、「基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証」、「市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価」が挙げられています。また、都道府県（自立支援）協議会については、「管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言」が挙げられています（表Ｉ－２参照）。

例えば、ある政令市では、基幹相談支援センター（地区単位で複数設置）の事業運営の中立性・公平性を確保し、地域の相談支援体制の充実を図ることを目的として、基幹相談支援センターによる自己評価と市職員による評価を基に、各地区の地域（自立支援）協議会において相談支援体制全体についての評価を実施しています。

評価に当たっては、「自己評価シート」に加えて、市職員が使用する「基幹相談支援センター実態確認表」を作成し、客観的評価を組み合わせています。

Ⅱ．市町村（自立支援）協議会の進め方

１．基本的な役割

市町村（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

市町村（自立支援）協議会は、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置するものであり、地域の実情に応じて、以下のような具体的な取組等を進めて行くことが必要です。

市町村（自立支援）協議会の取組

ア．障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組

イ．基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置等を含めた人員体制等について協議するとともに、事業実績の検証及び評価をする取組

ウ．相談支援事業者等からなる相談支援に関する専門部会等において、個別事例の支援のあり方についての協議

エ．相談支援事業者、精神科病院、障害者支援施設、保健所等からなる地域移行及び地域定着支援に関する専門部会等において、関係機関等の協力体制の強化を図り、地域移行支援の対象となりうる者を相談支援事業者に円滑につなげる取組

オ．障害者等の地域生活を支援する障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会支援も含めた支援体制の整備

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

２．設置方法

市町村（自立支援）協議会は、単独市町村又は複数市町村による設置、直営又は民間団体への運営の委託等、地域の実情（人口規模、地域における障害者等の支援体制等）に応じて効果的な方法により設置することができます。

３．財源

財源は、交付税により措置されます。

なお、障害者総合支援法施行から 10 年を迎え、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業が担うべき役割の重要性は一層高まっています。地域の相談支援体制について体系的かつ俯瞰的に検討する役割を担う（自立支援）協議会の活動に従事する者がその責務を果たすためには、適切な人員配置が必要となることから、人員及び運営等に係る適切な運営費のあり方について検討することが大変重要となります。

４．構成メンバー

地域の実情に応じ選定されるべきものですが、想定される例としては以下のとおり。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

協議会の標準的な構成メンバーには、障害者などや家族など（当事者等）が含まれます。令和 4 年度の実態調査によれば、市町村（自立支援）協議会の構成メンバーとして、障害当事者団体・障害当事者の参加は 74.5%となっています。当事者等が参加することで効果的な協議が期待されますが、単に構成メンバーに含まれているだけでは十分ではありません。

当事者とともに、一緒に協議会をつくっていくという空気を醸成していくことが望まれます。そのためには、関係者だけで構成される場にはない意識や工夫が必要になります。（p17「当事者参画のあり方」参照）

【参考】市町村（自立支援）協議会の構成メンバー

【全体会等の構成メンバー（n=357）】
（回答が多かった上位15位）

	件数	%
地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	277	77.6%
障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	266	74.5%
相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）	250	70.0%
教育関係機関（特別支援学校など）	242	67.8%
保健所	200	56.0%
障害福祉サービス事業者（就労系サービス）	199	55.7%
障害福祉サービス事業者（日中活動系サービス）	196	54.9%
障害福祉サービス事業者（障害者支援施設）	196	54.9%
ハローワーク	193	54.1%
民生委員・児童委員・主任児童委員	185	51.8%
基幹相談支援センター	168	47.1%
障害者就業・生活支援センター	159	44.5%
市町村（行政職員）	159	44.5%
障害福祉サービス事業者（グループホーム）	145	40.6%
教育委員会	140	39.2%

【運営会議・事務局会議等の構成メンバー（n=309）】
（回答が多かった上位15位）

	件数	%
相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託あり）	220	71.2%
基幹相談支援センター	168	54.4%
市町村（行政職員）	125	40.5%
障害福祉サービス事業者（日中活動系サービス）	69	22.3%
障害福祉サービス事業者（就労系サービス）	68	22.0%
地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	62	20.1%
障害者就業・生活支援センター	55	17.8%
相談支援事業所（障害者相談支援事業の委託なし）	50	16.2%
障害福祉サービス事業者（障害者支援施設）	50	16.2%
保健所	42	13.6%
障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）	38	12.3%
障害福祉サービス事業者（グループホーム）	31	10.0%
医療的ケア児等コーディネーター	30	9.7%
都道府県相談支援体制整備事業のアドバイザー	29	9.4%
障害福祉サービス事業者（居宅系サービス）	26	8.4%
都道府県（行政職員（障害部局））	26	8.4%

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」　相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

■当事者参画のあり方■

当事者等の参画については、全大会への参画に加えて、実質的な議論を促進するために、例えば、①テーマ別の専門部会に当事者等がメンバーになる、②当事者等によって構成される当事者部会を設ける等の方法が考えられます。

①テーマ別の専門部会に当事者等がメンバーになる場合：
例えば、医療的ケアをテーマにした場合は、医療的ケアの当事者やその家族など、当事者性のある人の参加が想定されるので、特定のテーマについて議論を深めることが期待できます（当事者等の参加が一人だけになると、過度に代表者性を意識してしまい、率直な意見交換がしづらくならないよう、配慮も必要です）。

②当事者等によって構成される当事者部会を設けて議論する場合：
当事者性を基盤とした専門部会になるため、多様な障害種別の当事者等がメンバーになる。同じ当事者同士であるため、率直な意見交換になりやすく、横断的なテーマについてニーズを集めやすくなることが期待できます。

一般に、当事者等は、障害福祉施策や制度、サービスに詳しい訳ではなく、行政の会議に慣れているとは限りません。行政職員には、当事者等の構成員が声や想いを発信する経験を積み、成長するための期間を意識すること、ともに学び協働する姿勢が求められます。そして、情報保障や合理的配慮が不可欠です。専門部会等で検討する制度やサービスについて、事前にレクチャする機会をつくり、丁寧に説明することが必要です（例えば、構成メンバーのニーズに応じて、点字、テキスト、拡大、ルビ付きなどの資料作成、手話通訳・要約筆記・文字通訳者の確保等が想定されます）。
また、会議の場を設定する場合には、会場の選定や車いすの動線の確保、介助者の方の待機スペース、多目的トイレの確保等も意識しておくことも重要です。障害特性によっては移動や会場参加に困難がある場合があります。オンライン参加の選択肢も検討されるべきでしょう。

５．主な機能

市町村（自立支援）協議会の主な機能は、表Ⅱ－１のとおりです。

表Ⅱ－１　市町村（自立支援）協議会の主な機能（再掲）

機能	市町村（自立支援）協議会
1. 情報	・地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
2. 調整	・市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
3. 開発	・地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営　等
4. 教育	・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
5. 権利擁護	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
6. 評価	・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 ・市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

【参考】市町村（自立支援）協議会における主な機能の取組状況

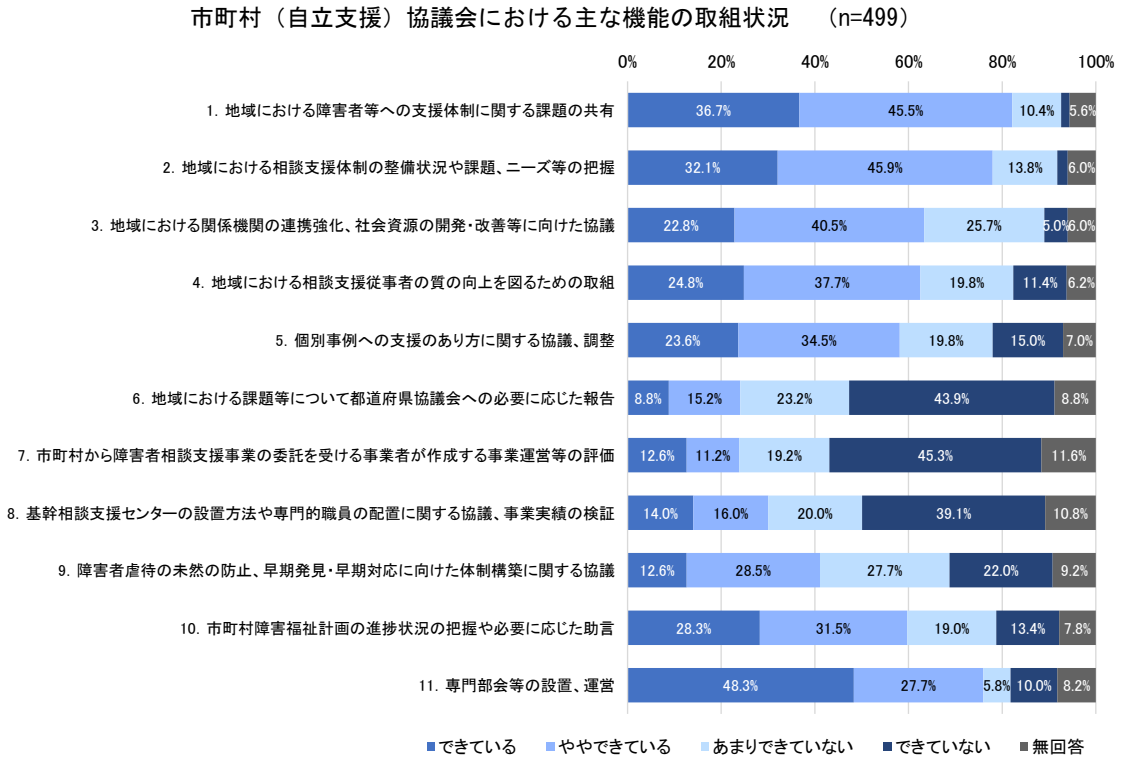

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」　相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

６．組織体制

（１）標準的な組み立て

市町村（自立支援）協議会は、人口規模や社会資源の状況等、地域の実情に応じて組み立てることが重要です。また、その運営に当たっては、ここで説明する各種会議の機能（役割）を理解して、形はどうであれ、それを意識した運営をすることが形骸化を妨げる工夫の一つになると思います。

第Ⅰ章で述べたように、（自立支援）協議会は、地域の相談支援を推進するための基盤です。（自立支援）協議会が活性化するためには、事務局会議（運営会議）が十分に機能していることが必要条件となります。また、事務局会議（運営会議）は、基本的に基幹相談支援センターと行政がしっかりと協力・連携して事務局機能を担うことが重要となります。

令和４年 12 月の法改正により、基幹相談支援センターの中核業務として、支援者支援、地域づくりであり、特に（自立支援）協議会の運営は重要な業務として位置付けられました。

その際、（自立支援）協議会の運営に携わる専任の担当者を含めて十分な職員体制が必要となると同時に、官民協働による協議会運営のためのコアメンバー（行政と基幹相談支援センター）の会議があることが重要です。それが事務局会議（運営会議）に相当します。サービス担当者会議等から抽出した課題と、障害福祉計画で求められている課題を統合して、ミクロ（支援の質の向上）、メゾ（支援のネットワークづくり）、マクロ（協議会として取り組むべき体制整備）に分類して、各部会で行うべき議論を整理することが求められます。

（２）個別課題等の普遍化

市町村（自立支援）協議会は、サービス担当者会議等から持ち上げられた課題を、Ａさん個人の課題から地域全体の課題として普遍化していく、そのプロセスを行うためのシステム（仕掛け）です。

地域の相談支援従事者は、普段の相談支援業務を通じて、様々な「できない」「サービスがない」「使いづらい」等に遭遇しているはずです。それらについて、整理・集約して「何とかしましょうよ」と提案・問題提起する場が（自立支援）協議会です。

サービス担当者会議等からの課題を、全体（定例会・全体会）で協議し、「個別の課題」を「地域の課題」とするプロセスを円滑かつ効率的に運営するために事務局会議（運営会議）や専門部会があると言えます。

そうした協議会の運営を通じて連携が徐々に培われ、協働の成功体験を積み重ねることで地域の支援力が高まっていきます。例えば、公的なサービスや制度がない中では、インフォーマルサービス等を活用するなどの工夫をしており、官と民、あるいは他業種・他職種の人間が協働することによって、真の連携が醸成されていくことになります。

７．進め方　～各会議の進め方と関係性～

以下では、（自立支援）協議会の基本的な組織構成と各会議の進め方や相互の関係性について、事務局会議（運営会議）をベースとした、サービス担当者会議等、専門部会、定例会、全体会といった重層的な組み立てについて説明します。

図Ⅱ－１　（自立支援）協議会の基本的な構造

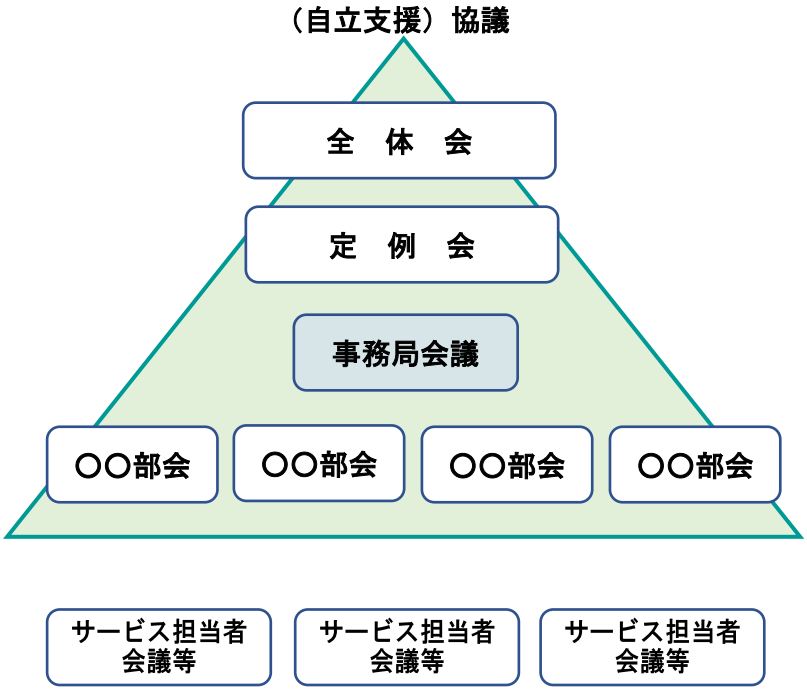

（１）事務局会議（運営会議）（協議会活動を体系的に思考し、推進する）

１）事務局会議（運営会議）とは

事務局会議（運営会議）は、各会議の準備（自立支援）協議会の運営の方向性や地域づくりに係る戦略を協議する場でと位置付けられます。したがって、構成員は、行政と相談支援事業者を中心に、地域のコアなメンバーで構成されます。

２）事務局会議（運営会議）のポイント

事務局会議（運営会議）は、定例会等の日程や会議事項・会議資料の調整役（事務局機能）であるとともに、協議会全体の運営や方向性について協議する重要な会議です。

具体的には、地域の現状を把握、分析して、抽出したたくさんの課題の中から、「今、何を優先して取り組まなければならないか」、「長中期的には何を狙っていくのか」を協議します。そして、（自立支援）協議会内部のどの会議にその課題を任せるのが適当なのかを決めていきます。もし、適当な協議の場がなければ、例えば、新たに専門部会を設置する工夫する等、効率的な協議を行うための交通整理役を担います。

定期的な会議の開催日程だけではなく、緊急性のある課題について方向性を出さなければならない場合などは、行政担当者と随時会議を開催できるようなフットワークの軽さも必要です。例えば、市町村の予算が大方固まってしまった段階で、新規事業等の提案をしても、あるいは都道府県の事業申請時期を過ぎてからグループホーム整備を計画しても事業や計画は適切なタイミングを逸してしまうことになります。自治体（予算編成・人事異動等の一年間の仕事の流れ）や地域の動き（地域の行事等）を意識して、両方がスムーズに連動するように協議会の日程調整をすることが肝要です。

事務局会議（運営会議）は、サービス担当者会議等とともに行政担当者と相談支援専門員が濃密な関係を構築できる絶好のチャンスです。お互いに機能を発揮するとともに、お互いの役割を尊重して、信頼関係を構築してく必要があります。

（２）サービス担当者会議等（一人ひとりの課題解決に向けて協議する）

１）サービス担当者会議等とは

サービス担当者会議等は、個々の障害者の課題解決やサービスの利用調整のために本人、家族、相談支援事業者及びサービス事業者等の関係者が集まって協議する場です。

基本的に相談支援専門員が主催しますが、市町村やサービス事業者が呼びかける場合も考えられます。参集する関係者については、その時点におけるＡさんのニーズに対応した関係者が参集することとなります。行政やサービス事業者だけでなく、民生委員や近隣住民の方等も考えられます。

なお、同一法人や一事業所内のケア会議ではなく、地域の異業種・他職種の関係者が参集し、連携して支援することも必要となります。

２）サービス担当者会議等のポイント

サービス担当者会議等は、Ａさんの支援について協議するために必要な関係者が過不足なく参画することが第一歩です。主催する相談支援専門員等が、利用が予想されるサービス関係者や支援に必要な情報提供者を中心に参集を呼びかけます。

サービス担当者会議等は、必要に応じてメンバーの入れ替えや追加をすることもありますが、Ａさんの支援について最終的に責任を持つ、課題解決のためのチームです。本人のニーズや思いに沿った支援になっているか、何のために、今日集まったかを忘れないことが重要です。

必要な支援は、必ずしもすぐに用意できるものばかりではありません。「すぐにできる支援」と「時間がかかる支援」を分けて議論することが肝要です。「すぐにできる支援」については、その場で具体的な役割分担を明確にします。現状ではできないことは、（自立支援）協議会の専門部会等へ課題として上げていきます。

サービス担当者会議等の積み重ねが、顔の見える関係性やネットワークを作ります。頻繁に顔を合わせ、共にケースに関わり、悩むことで連携が醸成され、サービス担当者会議等で培われた小さなネットワークが地域のネットワークを作っていきます。

（３）専門部会（地域の課題について議論を深める）

１）専門部会とは

専門部会は、サービス担当者会議等から持ち上げられた地域の課題の内、事務局会議（運営会議）や定例会において、その課題に関係の深い者が協議すべきと判断した課題について、比較的少人数で検討を深めていく場です。

専門部会は、地域の抱えた課題について、課題ごとの地域の中核的なメンバーが集まり、議論を深める場です。具体的には、障害別、課題別（権利擁護、地域移行、退院促進、就労、進路等）、地域別、職種別等の専門部会を、地域の実情や緊急性に応じて設置します。必要に応じて、専門部会の追加や統廃合、メンバーの入れ替えも自由であり、課題に応じて、定期的、あるいは集中的に開催します。

２）専門部会のポイント

専門部会は、課題ごとに議論を深めて、課題解決のための調査研究や施策提案等の具体的な結果を出すことを志向します。情報共有や単なる議論の場ではないことを意識して運営します。事務局会議（運営会議）等から与えられた課題や専門部会としての課題について、期限を決めて計画的に調査・協議を重ね、定例会や全体会にその結果を報告（提案）します。

専門部会は、障害別など、比較的大きな課題ごとに設置する場合もありますし、地域生活移行調査や地域啓発のためのフォーラム開催など、より具体的なテーマに絞って設置する場合もあります。一般的に取り組みが遅れているとされる精神障害や権利擁護、地域生活移行・退院促進・一般就労に係る部会設置について意識的に検討する必要があります。地域には、他の制度や事業に位置づけられた退院促進・就労支援・特別支援教育等の協議会やネットワーク会議が存在しており、そうした会議体との連携を見据えた効率的な開催が望まれます。

３）専門部会の設置例

例えば、身体障害部会、知的障害者部会、精神障害者部会、障害児部会等、障害別に障害特性を踏まえた部会の設置が考えられます。基本的には各障害別に協議しますが、共通する課題については合同で協議することも考えられます。また、より具体的なテーマについては、ワーキングで深めることもできます。

また、地域生活移行、権利擁護、就労支援、進路等、課題別に協議する専門部会を設置す

ることも考えられます。障害別をベースに、より優先順位の高い課題別専門部会を設置することが考えられます。さらに、具体的な事項に係る専門部会を設置することも考えられます。例えば、地域資源マップの作成、地域生活移行に関する利用者調査、地域啓発のためのフォーラム開催についての部会です。

その他、大規模自治体等における地域別部会、広域で（自立支援）協議会を運営する場合の行政部会、サービス事業者や相談支援事業者の職種別専門部会が考えられます。

令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）で実施した実態調査によれば、市町村（自立支援）協議会において設置されている専門部会は、「相談支援関係」、「地域生活・生活支援関係」、「子ども関係」、「就労関係」などの分野が多くなっています。

【参考】専門部会の分野

市町村（自立支援）協議会に設置されている専門部会の分野（n=1,541）

※専門部会を設置している自治体（354 自治体）から回答のあった全 1,541 部会について集計

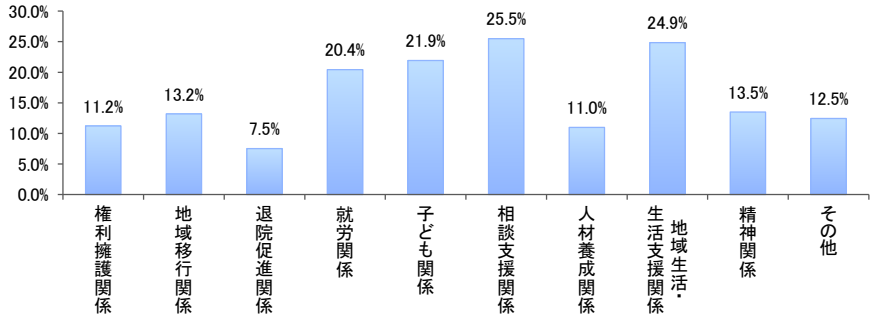

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」　相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

（４）定例会（地域の情報を共有し、共通課題を整理する）

１）定例会とは

定例会は、サービス担当者会議等など相談支援事業者の活動報告を中心に、参加者が地域の現状や課題などの情報共有を行う場です。

地域の関係者が顔を合わせることも大きな目的であるため、定例的に、できれば毎月開催することが重要です。

定例会メンバーは実務者（現場）レベルが中心（全体会は代表者レベルが中心）であり、例えば、全体会が施設長で、定例会にはサービス管理責任者が出席するなどが考えられます。定期的に開催することが望ましいと考えます。

２）定例会のポイント

地域の情報共有が、定例会の最大の目的ですので、参加者を絞るというより、福祉関係者だけでなく多種多様な関係者で構成される会議であると考えます。内容は、相談支援事業者からの活動報告が主です。

活動報告の中には、サービス事業者等の工夫やアイデア等についても報告されるので、参加者全員が知ることで、職人芸的に行われてきた知識やスキルも共有できます。行政や参加者からの情報提供など、各種の報告の中から、事務局会議（運営会議）で全体に諮はかることが必要だと判断された事項について協議します。したがって、何か月も前の活動報告や情報では意味がないので、定例会は間を置かず定期的に開催することが肝要です。

基本は、毎月開催が望ましく、例えば、年間を通して毎月第３水曜日に開催する等ルール化しておくと、参加者の日程調整が容易です。なお、困難ケースについて定例会で協議することも考えられますが、定例会は参加人数が多く、また様々な関係者が参加するため、責任ある協議の場となり得るか、個人情報の管理の面からも吟味する必要があります。

定例会では、情報共有の意味で、報告して助言を求める程度にとどめ、アドバイザーや相談支援部会等の活用が有効な場合もあると思います。相談支援事業者の活動報告は、情報の共有が目的ですが、同時に事業者の評価の場でもあります。

また、どの事例、あるいは何を定例会に報告するかは相談支援専門員のセンスやプレゼンテーション能力が問われるところであり、相談支援専門員にとっても実践的な研修の場であることを認識する必要があります。

（５）全体会（地域課題を確認し、解決策を提案する）

全体会は、定例会や専門部会で積み上げてきたことについて、年２～３回程度、地域の代表者が集まって、意思決定や確認をする場となります。

１）全体会とは

地域の課題について、地域の関係者が情報共有・協議する場で、年２～３回程度開催します。メンバーは関係機関の代表者レベルが中心（定例会は実務者（現場）レベルが中心）となります。例えば、全体会には施設長が、毎月の定例会にはサービス管理責任者が出席するなどが考えられます。

２）全体会のポイント

全体会では、定例会等に参画している各関係機関・団体等の代表者レベルが集まり、（自立支援）協議会全体の計画、実績、方向性等について協議・確認します。定例会や専門部会で協議された事項や施策提案等について、（自立支援）協議会全体として意思確認を行います。そして、具体的に地域として取り組んだり、自治体へ提案してくことになります。

（自立支援）協議会の重要性や相談支援の日常的な活動について、各関係機関・団体等の代表者に伝えて認知してもらうという点からも重要な会議です。また、地域のシステムとして（自立支援）協議会や相談支援体制が機能するためにも必要な会議です。

３）大規模市・政令市等における、市協議会と区（地域）協議会

人口規模の大きな市、例えば政令市においては、（自立支援）協議会を市の全体会の設置に加えて、区（地域）ごとの（自立支援）協議会を設置するなどの工夫を講じているところがあります。都道府県（自立支援）協議会と（自立支援）協議会のような関係と言えます。

４）複数市町村による共同設置

社会資源の利用状況等から、特に一般的な相談支援を複数市町村で共同実施している場合には、（自立支援）協議会についても複数市町村で共同設置することが考えられます。

従来から圏域ごとに調整会議を行ってきたところも多いと思いますので、自然な流れとも言えます。その場合、（自立支援）協議会で確認された施策等が絵に描いた餅に終わらないように、予算権限を有する自治体担当の協議の場として行政部会を設けることも有効です。

Ⅲ．都道府県（自立支援）協議会の進め方

１．基本的な役割

都道府県（自立支援）協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置するものであり、地域の実情に応じて、以下のような具体的な取組等を進めて行くことが必要です。

都道府県（自立支援）協議会の取組

ア．都道府県内の相談支援の提供体制の状況等を踏まえ、相談支援従事者研修の規模や研修内容等についての協議

イ．市町村地域生活支援事業において、管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の事業実施計画を評価する取組

ウ．都道府県地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業において、配置するアドバイザーの職種や人員等に対する協議

資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営に当たっての留意事項について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

２．設置方法

都道府県（自立支援）協議会は、直営又は民間団体への運営の委託等、都道府県の実情に応じて効果的な方法により設置することができます。

３．財源

財源は、交付税により措置されます。

なお、都道府県（自立支援）協議会においても、都道府県内の相談支援体制について体系的かつ俯瞰的に検討する役割と責務務を果たすためには、適切な人員配置が必要ととなる

ことから、人員及び運営等に係る適切な運営費のあり方について検討することが大変重要となります。

４．構成メンバー

都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーは、都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおりです。

（例）相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体の代表者、障害者等及びその家族、市町村、学識経験者、民生委員、地域住民 等

都道府県の協議会は、市町村の協議会との連動性も意識する必要があります。例えば、医療的ケア児の支援については、市町村には社会資源が非常に少なく、圏域や都道府県単位での地域課題の精査が必要となってきます。そのため、都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーには、市町村職員の協議会担当者や会長、基幹相談支援センターの長など、都道府県と市町村との連動を意識したメンバー構成を検討することが望まれます。

【参考】都道府県（自立支援）協議会の構成メンバー

【全体会等の構成メンバー（n=23）】

（回答が多かった上位13位）

	件数	%
障害当事者団体を代表する者・障害当事者（障害者相談員を除く）	18	78.3%
大学等（学識経験者など）	16	69.6%
市町村（上記機関等以外の行政職員）	15	65.2%
管内の障害福祉サービス事業者を代表する者	14	60.9%
管内の相談支援事業所を代表する者	13	56.5%
管内教育関係機関（特別支援学校など）を代表する者	12	52.2%
医療機関	11	47.8%
障害者就業・生活支援センター	8	34.8%
都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー）	6	26.1%
地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会）	6	26.1%
地域福祉関係を代表する者（社会福祉協議会以外）	6	26.1%
医師会・歯科医師会	6	26.1%
ハローワーク	4	17.4%
都道府県（行政職員（障害部局以外））	4	17.4%

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査（都道府県調査）より

５．主な機能

都道府県（自立支援）協議会の主な機能は、表Ⅲ－１のとおりです。

表Ⅲ－１　都道府県（自立支援）協議会の主な機能（再掲）

機能	都道府県（自立支援）協議会
1. 情報	・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有 ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。）
2. 調整	・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
3. 開発	・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・専門部会等の設置、運営 等
4. 教育	・相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修のあり方を含む。）の協議 ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
5. 権利擁護	・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
6. 評価	・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言

※都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意する
資料：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の３第１項に規定する協議会の設置運営について（障発 0328 第８号平成 25 年３月 28 日）

令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）で実施した実態調査によれば、都道府県（自立支援）協議会における各種機能に関する取組状況は、「1. 課題の共有」、「2. ニーズ等の把握」、「4. 人材確保・育成方法の協議」については、取組が概ね活発と言えるようですが、「12. 入所施設からの移行に関する協議」や「10. 市町村（自立支援）協議会から報告のあった課題等の検討」などについては、更なる取組の強化が求められるものと考えられます。

【参考】都道府県（自立支援）協議会における主な機能の取組状況

都道府県（自立支援）協議会における主な機能の取組状況　（n=28）

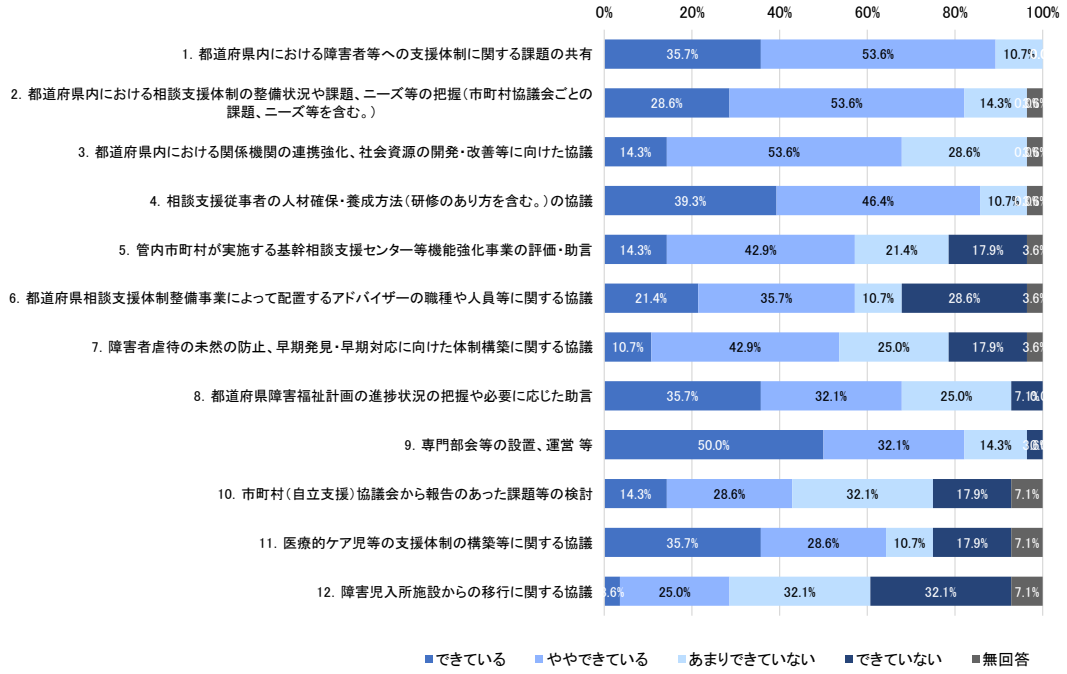

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査（都道府県調査）より

６．組織体制

都道府県（自立支援）協議会の構成メンバーは、相談支援事業者、学識経験者、市町村の代表等に加えて、市町村協議会の担当者や協議会委員長、市町村（地域）とのパイプ役であるアドバイザー（「都道府県相談支援体制整備事業」で都道府県が配置）が、委員あるいはオブザーバー等として参画することが必要です。

また、事務局は、基本的には都道府県が行うこととなりますが、相談支援事業者や相談支援専門員協会等への委託や会議の準備や素案づくりにおける協働が有効です。

アドバイザーの設置・活用については、Ⅳ章であらためて述べます。

７．進め方

（１）地域づくりに関する都道府県のビジョン（めざす姿）の明確化

１）都道府県のビジョン（めざす姿）策定の意義

都道府県（自立支援）協議会が地域の相談支援体制を支援するに当たって、まずは、地域づくりの観点から相談支援体制の構築に関する都道府県のビジョン（めざす姿）を明確にすることが必要です。

都道府県内の市町村における社会資源の種類や量は、それぞれの事情によって異なっており、具体的な取組の方法も多様ですが、都道府県のビジョン（めざす姿）を提示することによって、都道府県と市町村、あるいは地域間、市町村間の効果的な連携、協力体制の構築に資するものとなると考えられます。

都道府県においては、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、「障がい者プラン」等を策定し、地域づくりの理念や目標を定めています。また、都道府県として、「障がい者条例」を制定し、条例に「地域づくりに関する基本指針の策定」について以下のように規定し、「地域づくりガイドライン」において、「めざす姿」を掲げている例もあります。

地域づくりに関する基本指針の策定

知事は、地域間の福祉サービス等の格差及び障がいの有無や程度による社会参加の機会の不均衡の是正を図りながら、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、市町村が実施することが望ましい事項等の基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

資料：「北海道障がい者条例」

めざす姿

１ 障がい者やその家族のニーズをしっかりと受け止め、そのニーズを必要な支援にむすびつける相談支援体制と、地域課題の解決に取組む地域のネットワーク（地域の協議会）を両輪とする地域の支援体制を官民一体となって構築すること。 ２ 障がい特性や障がい者に対する地域住民の理解を促進するとともに、障がい者が社会の一員として活躍できる場所や役割を持ち社会に参加し、障がいのある人も、ない人もともに助け合える地域社会づくりを住民が一緒になって推進する地域の仕組みを構築すること。

資料：「地域づくりガイドライン」（北海道）

２）ビジョン（めざす姿）と都道府県（自立支援）協議会の取組

描いたビジョン（めざす姿）と現状のギャップを把握、確認することで、未来像の実現に向けた道筋を具体化することが可能となります（いわゆるバックキャスティングによる思考法です）。

また、明確なビジョンがあれば、アドバイザーが各地域で支援を行う上で必要な「アドバイザー活動の指針」を示すことも可能です。さらに、ビジョンに示された内容は、都道府県（自立支援）協議会と市町村（自立支援）協議会の「評価基準」ともなります。

都道府県（自立支援）協議会には、ビジョンに沿って、「調査（情報収集）」、「アドバイザー配置・活用」、「人材育成」、「評価」を効果的に推進する体制の整備が望まれます。

① 調査（情報収集）

現在、都道府県の（自立支援）協議会は、47 都道府県すべてに設置されていますが、運営の状況は全ての協議会が活発に活動している訳ではなく、また、市町村（自立支援）協議会についても、設置はしたものの本来の役割を十分に発揮できず、形骸化しているところもあるといわれています。こうした現状を踏まえると、都道府県として地域からの報告を待っていたのでは地域の実態把握は困難であり、都道府県から地域への働きかけ方を工夫しなければ実情を知ることはできません。

都道府県が市町村（自立支援）協議会の設置状況、相談支援体制、相談支援専門員の研修実績と育成実態などを継続的に調査することは、都道府県内の相談支援の実情を知る上で、さらに相談支援体制の整備方策を検討する際に、大いに参考となります。

アンケートなどを含む調査方法は、地域実態を把握する上でまず第一歩ですので、調査機能を都道府県（自立支援）協議会は持つことが必要と考えます。結果については当然市町村に返すことによって情報の共有化にもなり、市町村は他の地域と比較することによって課題に気づくこととなり、今後の取り組み方の示唆を得ることとなります。

② アドバイザーの配置・活用

アドバイザーは都道府県と市町村を結ぶパイプ役としての役割が求められます。都道府県（自立支援）協議会は、効果的なアドバイザーの配置と活用を考えることが肝要です。

一定のエリアごとに配置されたアドバイザーによって地域実態を把握し、国や都道府県の情報を直接届けることによって共有化を促すことができます。アドバイザーは市町村ないし広域的に整備された相談援体制を支援し、市町村（自立支援）協議会がより良く機能することを応援し、必要に応じていわゆる困難事例について協働支援することにより、地域課題を個別事例から把握することも可能となります。

③ 人材育成

市町村において活動する相談支援専門員の人材育成は、都道府県（自立支援）協議会が責任を持つべき事項として最重要課題です。あわせて、相談支援専門員が受けられるスーパービジョン体制作りとスーパーバイザーの養成も合わせて行うことが必要です。

人材育成は、研修だけで相談支援専門員の質を担保することは困難であり、OJT の一環として事例検討を通じて、繰り返しスーパービジョンを受けることによって、効果的な人材育成が図られ、より良い相談支援体制がつくられることとなります。

④ 評価の基準

市町村を中心とする地域評価は大きな課題であり、都道府県の役割として評価方法や評価尺度を示すことが考えられます。市町村の相談支援専門員は相談体制と地域自立支援協議会の実態把握を継時的に行い、協議を重ねることが望まれます。

（２）都道府県全体としての課題の抽出（整理）

１）課題の抽出、優先課題の整理

市町村（自立支援）協議会の活動が活性化していけば、地域課題が整理され、地域で解決できる課題とできない課題が鮮明になっていきます。都道府県（自立支援）協議会はそれら地域で解決できていない課題を集約し、都道府県全体として課題を抽出していく機能が求められていきます。

抽出の方策としては、以下の方法などが考えられます。

① 都道府県アドバイザーの巡回支援等による地域課題の抽出

② 都道府県自立支援協議会から地域自立支援協議会に対するアンケート等、実態調査の実施による地域課題の抽出

いずれの方法も市町村（自立支援）協議会の実態を把握し、その上で都道府県全体としての課題を抽出する方策であり、トップダウン方式ではなくボトムアップ方式です。市町村（自立支援）協議会においては、相談支援事業者を中心に、サービス担当者会議等を通じた個々のニーズへの対応の中で、地域課題が鮮明にされていく過程があります。そうした課題群から市町村（地域）レベルで解決可能な課題は市町村（自立支援）協議会で対応することになりますが、市町村（地域）レベルでは解決困難な地域課題も浮上してきます。

都道府県（自立支援）協議会は、こうした事例に対してその実態把握と同時に、優先順位を考慮する必要があります。

いくつもの困難な課題を全て一朝一夕で解決することはできません。例えば、発達障害の課題、高次脳機能障害の課題、行動障害の課題、重症心身障害者の課題、地域移行の課題、障害者雇用の課題、住居の課題、高齢障害者の課題等々、さまざまな課題に対して、都道府県として取り組む順位付けをしなければ、結果としてどの課題にも十分な対応ができないという状況を生みかねません。都道府県として課題の重要度や緊急度をしっかりと見定め、施策化、事業化に向かう必要があります。

２）都道府県全体としての課題に対する対応の方策

年に一、二回程度の都道府県（自立支援）協議会を実施しているところでは、全都道府県的課題への対応は不可能となるでしょう。第一に必要なことは、整理された課題に対応出来る組織をつくることであり、これは、市町村（自立支援）協議会の場合と全く同じです。

市町村（自立支援）協議会では、地域課題を抽出した後に課題別検討会などを設置して、地域課題の解決に向うという方法を取っています。

この方法に準じて都道府県（自立支援）協議会においても、都道府県全体としての課題に対する検討会、部会などを設置することが肝要です。当然、課題により構成メンバーや開催頻度は変化しますし、課題検討の場となる部会は隔月に実施されている例や、課題によっては 2 年越しで同一課題に対するテーマで検討されている課題もあります。誰もが参画したくなる意義のある都道府県（自立支援）協議会にしていく必要があります。

（３）地域の相談支援体制のバックアップ

１）縦割りの組織から横断的組織へ　～重層的相談支援体制～

発達障害・就労支援・高次脳機能障害、あるいは、入所施設や精神病院からの地域生活移行・退院促進などの課題については、都道府県の単一部局の取り組みでは解決困難です。対応部局の連携が十分でなく、各種の検討委員会に、同じような構成メンバーが、何回も参加し、さまざまな検討委員会の場で、同じような意見を交換している風景がよく見られます。

しかし、多くの関連する部局がバラバラに検討や取り組みを行うのではなく、横断的・一体的に取り組む時に、真にその効果が生まれます。他領域にわたる課題に対して、どれだけ統一的・横断的に組織化できるかが、都道府県における施策遂行の際の分岐点になると考えられます。

地域における相談支援の現場や市町村の現場においては、相談に訪れる人たちは決して、単一障害や単一の困りごとで相談機関を訪れるのではなく、発達障害の課題と教育の課題、更には、就職に向けての課題を一体的に抱え込んで相談に来るということを想定すれば、組織の一体化・横断化は必然の流れと言えます。

こうした地域の実情を踏まえて、日々、検討されている支援会議や市町村（自立支援）協議会の各部会での検討が、都道府県レベルにスムーズに持ち上げられていくためには、都道府県（自立支援）協議会が、都道府県の各部局でそれぞれに検討されている課題を共有化し、ネットワーク化していく役割が強く求められています。

２）他領域にまたがる協議会の有機的連携作りを促進するバックアップ機能の必要性

相談の困難事例には、家族全てが困難を抱えている事例が多く見られます。祖父母が認知症で介護保険のサービスを受け、父親が精神疾患を持ち、特別支援学級に通う子どもは発達障害の疑いがあり、お母さんも、子育てのストレスからネグレクトの兆候がみられる。困難家庭へのアプローチの際には、単独の相談支援や一保健師の対応では展望が開けず、むしろ、相談支援者や保健師の疲労感や徒労感を生み出すだけの結果になってしまうこともあります。

こうした困難事例に対しては、高齢分野での地域包括支援センターの主任介護支援専門員と一般相談の相談支援専門員、また、子どもとお母さんにかかわっている家庭児童相談員と保健師、また、特別支援教育コーディネーターや療育等支援コーディネーターなどがチームで一体的にかかわることで、展望が開けてきます。

日常的なチームアプローチや多くの関係機関が一緒になって検討を進める支援会議が頻繁に行われることによって、地域の課題を解決するためには、様々な検討会議が有機的に連携していくことの必要性に多くの関係者は気づいていきます。

また、介護保険分野の地域包括支援センターの協議会と「地域自立支援協議会」の「在宅支援部会」の事務局担当者レベルでの情報交換の場づくりが行われています。子どもの分野においては、「地域自立支援協議会」の「子ども部会」と「要保護・虐待対策協議会」を年数回、合同で開催する地域もみられています。

都道府県（自立支援）協議会は、こうした地域における、統合化・横断化された組織化の動きを全都道府県的に共有化しながら、各地域に広めつつ、一方で都道府県においての部局内での課題・テーマに応じての統合化・横断化の動きを進めていく、そのためのエンジンの役割を果たすことが求められています。

相談体制についての必要性についても市町村間に大きな格差が認められているのが実情です。これらの実態と課題を都道府県（自立支援）協議会が共通認識されることが当面の課題です。

３）市町村（自立支援）協議会に対する支援

（自立支援）協議会の活動が活発な地域は、現場で実際に支援に携わっている相談支援専門員や生活支援員等関係者が、みんなで当事者意識を持って課題を持ち寄り、協議し、解決しています。

その地域だけでは解決できない課題が出てきた際に、それを受け止める場所を都道府県は用意する必要があります。その場があるかないかで、地域で活動している人たちのモチベーションは変わってきます。

（４）都道府県主導による人材育成

都道府県（自立支援）協議会が地域自立支援協議会に対し行えるバックアップ機能のひとつとして、「人材育成」があります。市町村単位の研修体制は、特に OFF-JT の体制づくりについては、人口規模が小さな自治体では、相当な困難があると考えられます。

人材育成に関することは、政令市等の大都市以外の自治体では、都道府県単位で実施されることが有用と考えられます。

１）育成体制の確立

相談支援の体制整備に関する都道府県の実務として、相談支援専門員の養成、現任者のための研修会、及び主任相談支援専門員の養成のための研修があります。

都道府県（自立支援）協議会においては、このような状況をフォローするためにも、各種の義務的な研修の内容を向上させることは基より、ブラッシュアップのための研修体制も計画的に検討する「人材育成部会」などを設置して、中長期的な方針を立てる必要があります。

２）地域実態の把握

効果的な研修体制を構築していくためには、養成する相談支援専門員のどのような技術に着目し、どのような相談員像を目指すのかという、理想や目標を掲げることが重要です。

その際、相談支援専門員と事業所の実態を把握せず、研修内容や目標設定を行っても効果的な研修はできません。

実態把握の方法はさまざまな方法がありますが、相談支援体制整備事業などを活用し、ア

ンケートによる調査やアドバイザーからの報告を合わせて行っていくことが有用と考えられます。

３）実態に基づいた育成方針

都道府県（自立支援）協議会は、上記のような実態調査などを根拠にして、人材育成のための検討を行います。例えば、「人材育成部会」などを作り検討する際、育成方針を立てた後、どのように実施していくかという、実際の中身や継続性が重要であり、組織形態にとらわれることはありません。

研修体制を構築しただけ、あるいは一回の研修会を実施だけでは、その効果は現れにくいものです。ゆっくりと時間をかけて積み上げ、繰り返されて、熟成していくような取組が重要となります。

また、都道府県（自立支援）協議会だけの責務とせず、その取組に多くの機関（相談支援専門員の団体や社会福祉協議会など）や人材を巻き込み、協働で進めていくことが、効果的な人材育成につながるものと考えられます。

（５）評価

１）相談支援を担う人材育成に関する評価

相談支援体制の充実・強化には、人材育成が重要です。都道府県では、「人材育成ビジョン」を策定する等、関係機関の協力のもと、相談支援専門員が活動しやすい環境整備を進めているところも少なくありません。ビジョンに基づく人材育成が計画的に実施され、成果が現れているか等、取組を評価する仕組みが必要です。

地域の相談支援体制の強化に当たっては、都道府県（自立支援）協議会と市町村（自立支援協）議会や圏域単位の（自立支援）協議会の協働によって、基幹相談支援センターを柱として、ビジョンの推進を図り、人材育成体制を構築することが望ましいといえます。

人材育成機能に関する評価に当たっては、①「地域のネットワーク強化」（相談支援専門員・サービス管理責任者・行政・事業所が他職種と連携し、自立支援協議会を中心に地域のネットワークの強化を図り、人材育成に取り組めているか）、②「ケアマネジメント手法に基づく研修体系」（専門的なスキル向上が達成されているか、地域に根ざした相談支援従事者の計画的育成圏域として中核となる人材の育成ができているか等）といった観点が想定されます。

さらに、相談者やサービス利用者の立場からの評価として、①「本人同意」（支援の必要性が理解されているか）、②「方法・手順」（支援が適切に行われているか）（方法）、③「成果」（支援が効果的に行われたか）といった観点で、支援体制を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことが重要となります。

２）都道府県における相談支援体制の評価

また、都道府県における相談支援体制の評価については、ミクロ、メゾ、マクロの観点から、スキルアップの方向性として、ケースワークからソーシャルアクションまで、スキル習得を 5 年、10 年という中長期を視野に入れた継続した取り組みとして、評価することが必要となります。

Ⅳ．市町村（地域）・都道府県の効果的な連携とアドバイザーの活用

１．効果的に連携するための方策 ～都道府県アドバイザーの活用～

地域自立支援協議会の活動に対する都道府県自立支援協議会の関わり方として、地域生活支援事業の「都道府県相談支援体制整備事業」による都道府県アドバイザーの活用が挙げられます。

アドバイザーについては、「配置型」もしくは「派遣型」が考えられますが、いずれの形態をとるにせよ、市町村（自立支援）協議会の活動が本来の機能を果たすようになるまでは、都道府県から積極的に関っていくことが必要となると考えます。地域のネットワーク構築の調整、広域的・専門的課題への助言等アドバイザーが果たす役割は多様な事項が想定されます。

都道府県（自立支援）協議会の機能のうち、特に、情報、調整、開発、評価といった機能は相互に密接なつながりがあり、いずれについても都道府県アドバイザーが関わることになります。

実際、相談支援の現場において、都道府県職員が直接関わることはスキル的に困難であるため、必然的にアドバイザーの役割が重要になります。その際、アドバイザーに「丸投げ」にならないように留意する必要があります。

相談支援等に対する経験が豊富な人がアドバイザーに就任するケースが多いため、その人のスキルのみを頼った活動になってしまえば、活動の中立性という点が不明確になる恐れがあります。まずは相談支援体制についての都道府県のビジョンを明確にし、それに基づいてアドバイザーが各地域で支援をしていくというバックアップ体制づくりが必要です。

２．アドバイザー派遣

（１）都道府県の役割

障害者総合支援法においては、都道府県は、広域的・専門的な相談支援を担うとともに、地域における相談支援に関する基盤整備等、地域（市町村や圏域）をバックアップする役割を担うものと位置づけています。地域の相談支援の実態把握や評価を行った上で、そのシステムづくりについて助言及び広域調整等を行います。

また、相談支援に係る人材育成（研修や相談支援従事者のネットワークづくり）も重要な役割となります。都道府県とともに地域において具体的に地域に対して助言・調整を行うのがアドバイザーの役割です。地域においては、こうした都道府県やアドバイザーを活用して、担当者や相談支援事業者が独りで悩まず、積極的に助言を求める姿勢が大切です。

（２）アドバイザー派遣事業（都道府県相談支援体制整備事業）

１）事業概要

都道府県地域生活支援事業（国 1/2 県 1/2）に、相談支援に関する広域的な支援を行うアドバイザーを配置する本事業を位置づけています。

２）アドバイザーの役割

アドバイザーの役割には、主に以下のようなものがあります。

① 地域のネットワーク構築（(自立支援）協議会等）に向けた指導、調整

② 地域では対応困難な事例に係る助言を行います。ただし、ケース担当者はあくまでも地域の相談支援従事者であることを忘れてはなりません。

③ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会やネットワーク構築の援助）

④ 広域的課題・複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援

⑤ 地域の相談支援従事者のスキルアップに向けた指導

⑥ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検（地域診断）と開発に関する援助　等

３）アドバイザーの担い手

アドバイザーの要件は、以下のとおりです。

・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
・障害者支援に関する高い識見を有する者

４）アドバイザーの配置（「配置型」と「派遣型」）

都道府県全体に対してのアドバイザーの配置方法については、大きく分けて二つの方法が考えられます。都道府県全体を保健福祉圏域などいくつかの地区に分けて、それぞれの地区にアドバイザーを配置する、いわゆる「配置型」と、地区の実情や求められた役割により、アドバイザーを派遣する「派遣型」です。

① 配置型

「配置型」については、対象地域が限定的なため、関係性が日常的で顔の見える関係性が作りやすいと考えられます。相談支援専門員が日常的な活動の中でキャッチした課題や、相談者の複雑なニーズをアドバイザーがスーパーバイズしやすい環境とも言えます。また、配置されたアドバイザーが一人である場合は、求められる能力が一障害分野だけの限定的なものではなく、非常に幅広い知識や経験が求められることになります。

ただし、担当地域に相談支援の体制があり、有機的に機能している地域ならば適任なアドバイザーを見つけやすいと思われますが、相談支援体制の整備が遅れていた地域の場合には、アドバイザーの配置と育成が同時に行われるため、アドバイザー自身への負担が大きくなることなどが予想されます。

② 派遣型

「派遣型」は、地域の特性や地域ニーズに応じてアドバイザーを派遣する点がメリットといえます。地域の状況把握（診断）が、一定程度正確にできている地域には、非常に有効であると考えられます。アドバイザー自身に求められる能力や役割は、得意分野（特定の障害分野）の深い知識に基づくものとなり、効率的なアドバイスができる可能性が高くなります。

しかし、地域の現状把握がきちんとできていない地域では、アドバイザー派遣の依頼がない場合もあり、地域には、現状を客観的に見直すきっかけが作れず、地域間格差が顕著になってしまうことが懸念されます。

令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）で実施した実態調査によれば、「都道府県相談支援体制整備事業」を実施し、アドバイザーを配置している都道府県は７割となっています。アドバイザーの配置状況は、「必要に応じて市町村・圏域等へ派遣」する「派遣型」が４割強、「圏域ごと等に配置」する「配置型」が３割強、折衷型が２割となっています。

【参考】都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

都道府県相談支援体制整備事業の実施状況　（n=28）

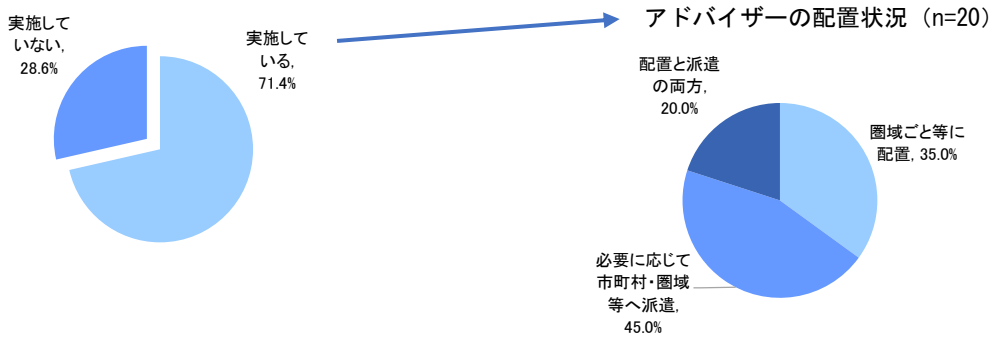

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」都道府県（自立支援）協議会に関する実態調査（都道府県調査）より

５）アドバイザーの活用に当たって

市町村（地域）としては、県から配置又は派遣されるアドバイザーを有効に活用するために、単にアドバイザーからの助言を待つ姿勢から、問題意識を持ってアドバイザーをどう活用していくかについて地域で考えることが重要です。そのためには、地域の行政と相談支援従事者が地道な勉強会を開催して、そこにアドバイザーが参加したり、（自立支援）協議会の事務局会議にアドバイザーが参画することが有効です。

（３）アドバイザーと市町村・都道府県の関係性

１）市町村（地域）とアドバイザー

アドバイザーは、市町村や地域の相談支援従事者が抱える（自立支援）協議会の運営や相談支援体制構築等に係る具体的な課題について、具体的な助言を行う者であり、具体的な課題について一緒に悩む存在です。

市町村としては、アドバイザーの助言を求めるに当たり、具体的に問題意識を持つことが望まれます。もちろん、アドバイザーは全能ではなく、県からの委託内容等も承知して活用することが必要です。

また、令和４年度の実態調査によれば、都道府県からのアドバイザーによる支援を受けたことがある市町村は、３割程度となっており、支援の内容については、「相談支援従事者のスキルアップに向けた指導」、「地域のネットワーク構築に向けた指導・調整」、「地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（権利擁護・就労支援などの専門部会）」が５割前後を占めています。

【参考】都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

市町村における都道府県からのアドバイザーによる支援（都道府県相談支援体制整備事業）の状況（n=498）

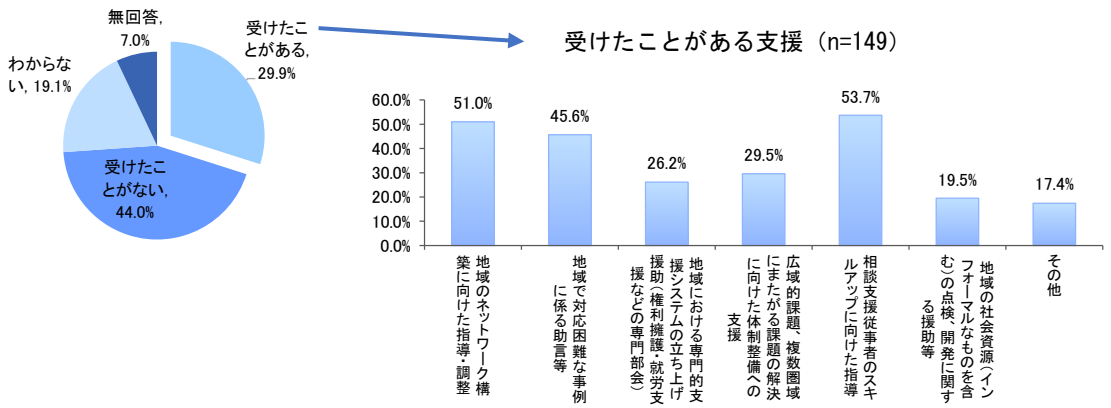

※令和４年度障害者総合福祉推進事業（厚生労働省）「ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究」　相談支援に関する実態調査（市区町村調査）より

２）都道府県とアドバイザー

相談支援事業は市町村の必須事業ですが、都道府県内の相談支援体制をどう構築するか、どう充実させていくか、都道府県としての展望と戦略を持って支援することは、都道府県の役割です。そのためには、地域の実態を把握することが重要であり、各地域の実態や情報に詳しいアドバイザーと共に検討することが肝要です。具体的には、アドバイザーが都道府県（自立支援）協議会に参画することが必要であり、アドバイザーが都道府県（自立支援）協議会の委員となることも有効です。

３）市町村（地域）と都道府県

また、アドバイザーは、市町村（地域）と都道府県のパイプ役として、都道府県からの助言や提案等を市町村（地域）へ伝えるとともに、市町村（地域）から都道府県に対して要望や提案を適切につなぐ役割があります。

都道府県においては、市町村（地域）から要望や提案を受け取る手順を予算編成時期等の日程も踏まえながらルール化することも考えられます。

厚生労働省　令和４年度障害者総合福祉推進事業

ケースワークに着目した相談支援専門員の業務実態把握及び相談支援事業の在り方並びに業務指針、都道府県及び市町村（自立支援）協議会の実態把握及び効果的な運営に向けた指針策定を検討する調査研究

報　告　書

令和５年３月
発 行　一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004　札幌市中央区北４条西６丁目 1-1 毎日札幌会館３階
TEL：011-222-3669　　FAX：011-222-4105
（東京事務所）
〒105-0003　東京都港区新橋６丁目 20－1　　ル・グラシエル BLDG.1　５階
TEL：03-5472-7337　　FAX：03-5472-8330